

学 生 便 覧

2023

九州工業大学

Kyushu Institute of Technology

九州工業大学学歌

作詞 西条八十

作曲 堀内敬三

1. 汪洋湛ふ玄海の
曙きよき檣山の
こゝ鎮西に砦して
燐かし
讃へよ
- 深きに優る智を探り
崇き理想を仰ぎつゝ
輝く歴史幾星霜
我等の歴史
あゝ光榮ある母校
2. 科学の斧の一閃に
救世の業を現すべき
巨人の愛の学窓に
燐かし
讃へよ
- 自然の神秘打ち碎き
希願は燃ゆる溶鉱炉
若き学徒の意氣高し
我等の使命
あゝ光榮ある母校
3. 友は集り散ずれど
築く文化の金字塔
いでや進まん天翔る
燐かし
讃へよ
- 蒼穹燃ゆる北筑に
不滅の誓ひ頼母しや
鳳龍の旗翳しつゝ
我等の歩み
あゝ光榮ある母校

校旗鳳龍の意義



本旗は明治専門学校の精神を具体化せるものにして、中央の形体は、龍に似て龍に非ず、鳳に似て鳳に非ず、正に之を超越せる靈體なり。目より耳を通じて拡がる翼は、卓越せる聰明と無量の知識とを現わし、巨口に珠を含むは光明円満の徳を以て高く世に呼号せんとするものにして、本校の活動を意味す。

(校旗制定記念絵葉書より)

学 歌

快活に

令和5年（2023年）度 学年暦（工学部）

区分	事項	期日又は期間
前期	春季休業	4月1日（土）～4月10日（月）
	新入生オリエンテーション	4月6日（木）、4月7日（金）、 4月10日（月）
	前期授業期間（試験期間含む）	4月11日（火）～8月10日（木）
	第1クォーター授業期間 (試験期間含む)	4月11日（火）～6月12日（月）
	开学記念日	5月28日（日）
	前期・第1クォーター授業調整日	5月24日（水）、5月30日（火）
	第2クォーター授業期間 (試験期間含む)	6月13日（火）～8月10日（木）
	前期・第2クォーター授業調整日	7月22日（土）、8月2日（水）
	夏季休業	8月14日（月）～9月15日（金）
	再授業期間	9月19日（火）～9月29日（金）
後期	後期授業期間（試験期間を含む）	10月2日（月）～2月19日（月）
	第3クォーター授業期間 (試験期間含む)	10月2日（月）～12月7日（木）
	臨時休業	10月6日（金）
	第63回工大祭	10月7日（土）、10月8日（日）
	後期・第3クォーター授業調整日	11月21日（火）、11月22日（水）
	臨時休業	11月29日（水）
	学校推薦型選抜I、帰国生徒選抜 (予備日含む)	11月30日（木）～12月2日（土）
	第4クォーター授業期間 (試験期間含む)	12月8日（金）～2月19日（月）
	冬季休業	12月27日（水）～1月5日（金）
	臨時休業	1月12日（金）
	大学入学共通テスト	1月13日（土）、1月14日（日）
	後期・第4クォーター授業調整日	1月27日（土）、1月30日（火）
	再授業期間	2月20日（火）～3月1日（金）
	学位記授与式	3月25日（月）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により学年暦が変更になる可能性があります。

各学部の掲示板・ホームページ等を適宜ご確認いただきますようお願いいたします。

令和5年（2023年）度 学年暦（情報工学部）

区分	事項	期日又は期間
前期	春季休業	4月1日（土）～4月10日（月）
	新入生オリエンテーション	4月6日（木）、4月7日（金）、 4月10日（月）
	前期授業期間（試験期間含む）	4月11日（火）～8月10日（木）
	第1クォーター授業期間 (試験期間含む)	4月11日（火）～6月12日（月）
	开学記念日	5月28日（日）
	前期・第1クォーター授業調整日	5月30日（火）、6月3日（土）
	第2クォーター授業期間 (試験期間含む)	6月13日（火）～8月10日（木）
	前期・第2クォーター授業調整日	7月1日（土）、7月29日（土）
	夏季休業	8月14日（月）～9月29日（金）
後期	後期授業期間（試験期間含む）	10月2日（月）～2月19日（月）
	第3クォーター授業期間 (試験期間含む)	10月2日（月）～12月7日（木）
	臨時休業	10月6日（金）
	第63回工大祭	10月7日（土）、10月8日（日）
	後期・第3クォーター授業調整日	11月21日（火）、11月25日（土）
	臨時休業	11月29日（水）
	学校推薦型選抜I、帰国生徒選抜 (予備日含む)	11月30日（木）～12月2日（土）
	第4クォーター授業期間 (試験期間含む)	12月8日（金）～2月19日（月）
	冬季休業	12月27日（水）～1月3日（水）
	大学入学共通テスト	1月13日（土）、1月14日（日）
	後期・第4クォーター授業調整日	1月20日（土）、1月27日（土）
	修士論文発表会	2月14日（水）、2月15日（木）
	卒業論文発表会	2月21日（水）、2月22日（木）
	学位記授与式	3月25日（月）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により学年暦が変更になる可能性があります。

各学部の掲示板・ホームページ等を適宜ご確認いただきますようお願いいたします。

▶目 次◀

九州工業大学のあゆみ	1
学科の変遷	3
歴代の総裁・校長・学長	7
九州工業大学学則	8
九州工業大学の学科及び専攻における教育研究上の目的に関する規程	31

○工 学 部

I 九州工業大学工学部学修細則	36
1 教養教育院履修課程表（各学科共通）	
1 教養教育科目	
① 人文社会系	41
② 言語系	42
2 工学系総合科目履修課程表（各学科共通）	44
3 工学基礎科目（工学1類・工学2類・工学3類・工学4類・工学5類）	45
4 工学基礎科目及び工学専門科目、工学概論科目履修課程表	
(1) 建設社会工学科（建築学コース・国土デザインコース）	49
(2) 機械知能工学科（知能制御工学コース・機械工学コース）	51
(3) 宇宙システム工学科	
（機械宇宙システム工学コース・電気宇宙システム工学コース）	54
(4) 電気電子工学科（電気エネルギー工学コース・電子システム工学コース）	57
(5) 応用化学科	60
(6) マテリアル工学科	62
5 卒業要件（第6条関係）	64
6 早期卒業科目（第6条関係）	66
7 編入学生の単位の認定（第14条関係）	66
8 4年次進級要件（第15条第2項関係）	67
9 教職課程	69
II 修学上の注意事項	76
III 九州工業大学工学部学生の学科及び履修コースの決定に関する要項	83
IV 九州工業大学工学部における早期卒業取扱要項	85
V 各種の資格等について	86
VI 九州工業大学工学部への移籍に関する取扱要項	96
VII 九州工業大学工学部における学科の移籍に関する取扱要項	97
VIII 教務情報システム（Live Campus）について	98

○情報工学部

I 九州工業大学情報工学部学修細則	100
I 教養教育院履修課程表	
1 教養教育科目	
① 人文社会系	106
② 言語系	108
③ 認定科目	109
II 各学科別履修課程表	
情工1類・情工2類・情工3類	110
1 知能情報工学科	112
2 情報・通信工学科	115

3 知的システム工学科	118
4 物理情報工学科	121
5 生命化学情報工学科	124
3年次編入学生の教養教育科目区分の履修方法（各学科共通）	127
教養教育科目的卒業要件単位（各学科共通）	145
各年次への進級要件	152
教職課程	155
2. 修学上の注意事項について	169
3. LiveCampus（教務情報システム・教務ポータルシステム）について	173
4. 教育職員免許状取得マニュアル	176
5. 各種の資格等について	181
6. 九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項	184
7. 九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項（追試験）に係る運用について	186
8. 九州工業大学情報工学部における早期卒業取扱要項	187
9. 九州工業大学情報工学部の移籍に関する取扱要項	188
10. 九州工業大学情報工学部における学科の移籍及び履修コースの変更に関する取扱要項	189
11. 九州工業大学情報工学部学生の学科及び履修コースの決定に関する要項	190

○教養教育科目

1. 教養教育院の教育課程について	194
2. 教養教育科目の卒業要件単位	195
3. 教養教育院履修課程表	196
4. 英語科目履修上の注意	200

○両学部共通

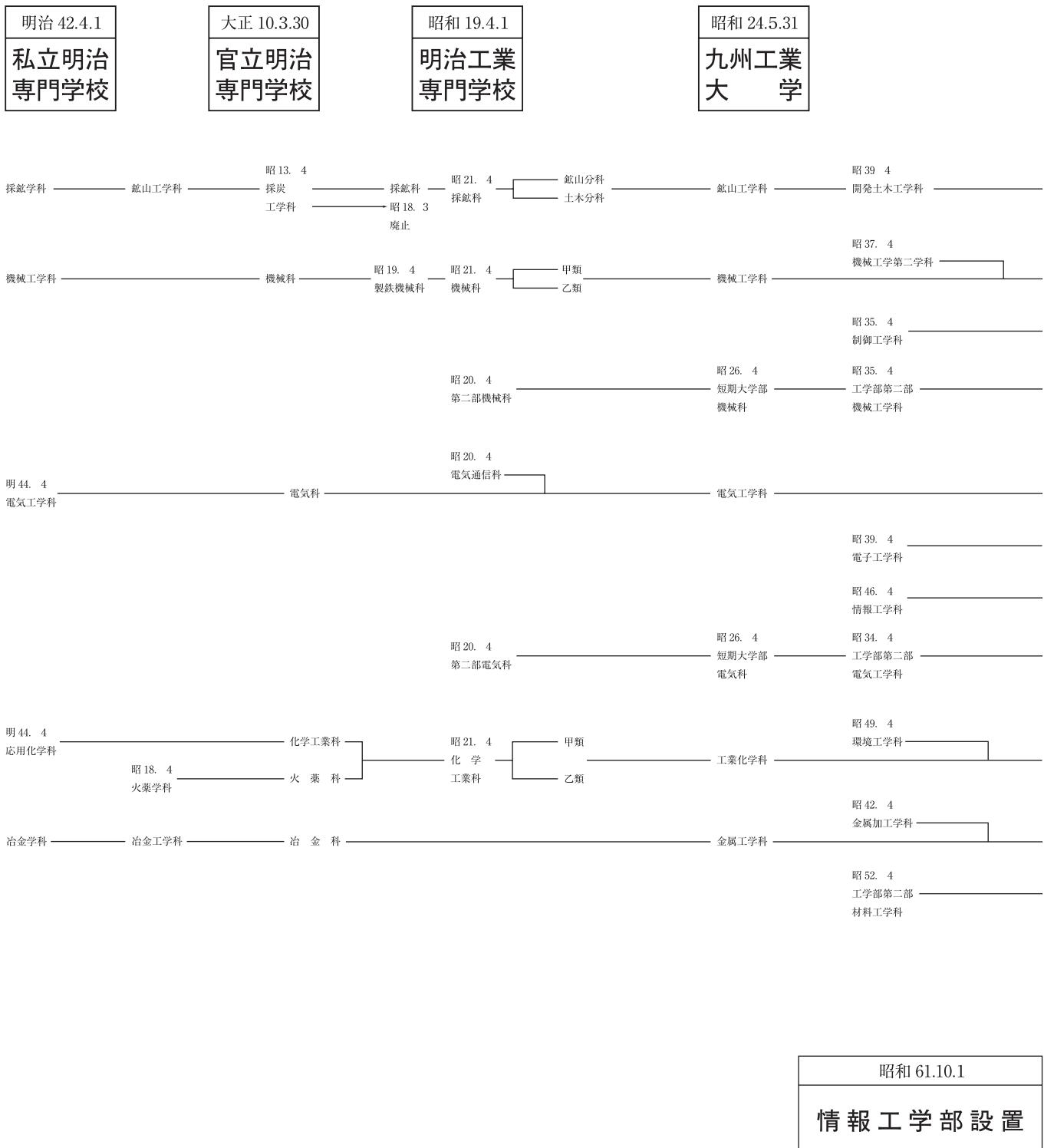
1. 諸願届及び手続きについて	202
2. 非常変災時における授業等の取扱に関する申合せ	212
3. 感染症罹患及び感染拡大防止による出席停止等における授業等の取扱に関する申合せ	214
4. 国立大学法人九州工業大学プライバシーポリシー	219
5. 九州工业大学の学生等個人情報の取扱い	220
6. 九州工业大学情報システム利用規程	223
7. 九州工业大学グローバルエンジニア養成コース実施要項	227
8. 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程	234
9. 海外派遣学生が行う学修のうち単位が付与されない場合の学修成果の取扱いについて	237
10. 入学前の既修得単位等の取扱いについて	238
11. 九州工业大学における成績評価に対する確認及び異議申立てに関する要項	241
12. 九州工业大学再入学規程	246
13. 九州工业大学学生交流に関する規則	247
14. 九州工业大学研究生規則	251
15. 九州工业大学聴講生規則	253
16. 九州大学科目等履修生規則	254
17. 九州工业大学外国人留学生の教養教育科目履修の特例に関する細則	255
18. 九州工业大学附属図書館利用規程	256
19. 九州工业大学附属図書館利用細則	259
20. 九州工业大学附属図書館文献複写規程	262
21. 授業料未納者への督促時期について	263
22. 九州工业大学建物配置図	264

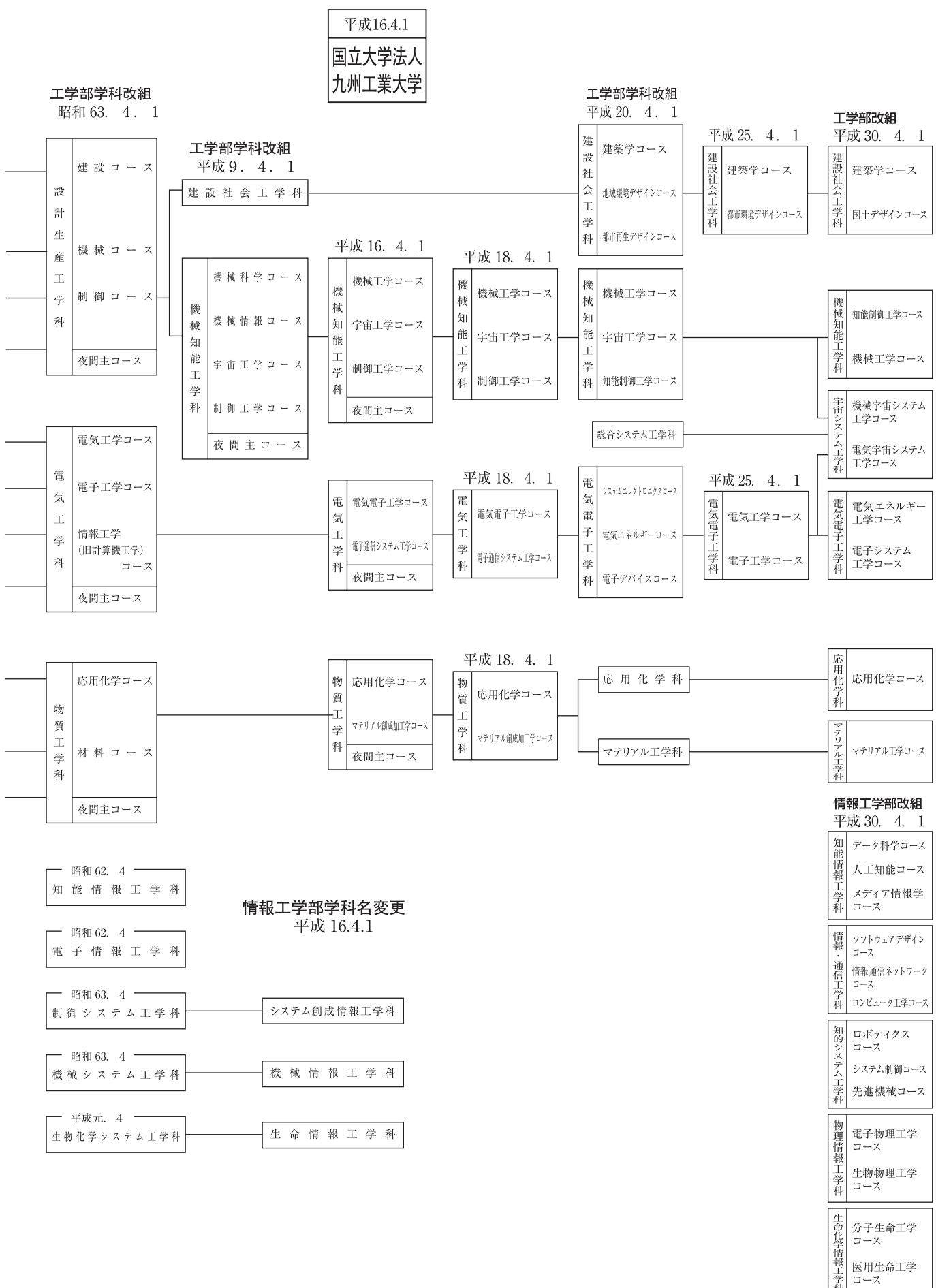
九州工業大学のあゆみ

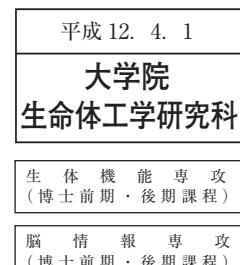
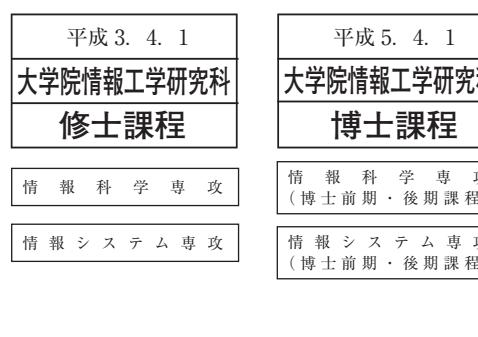
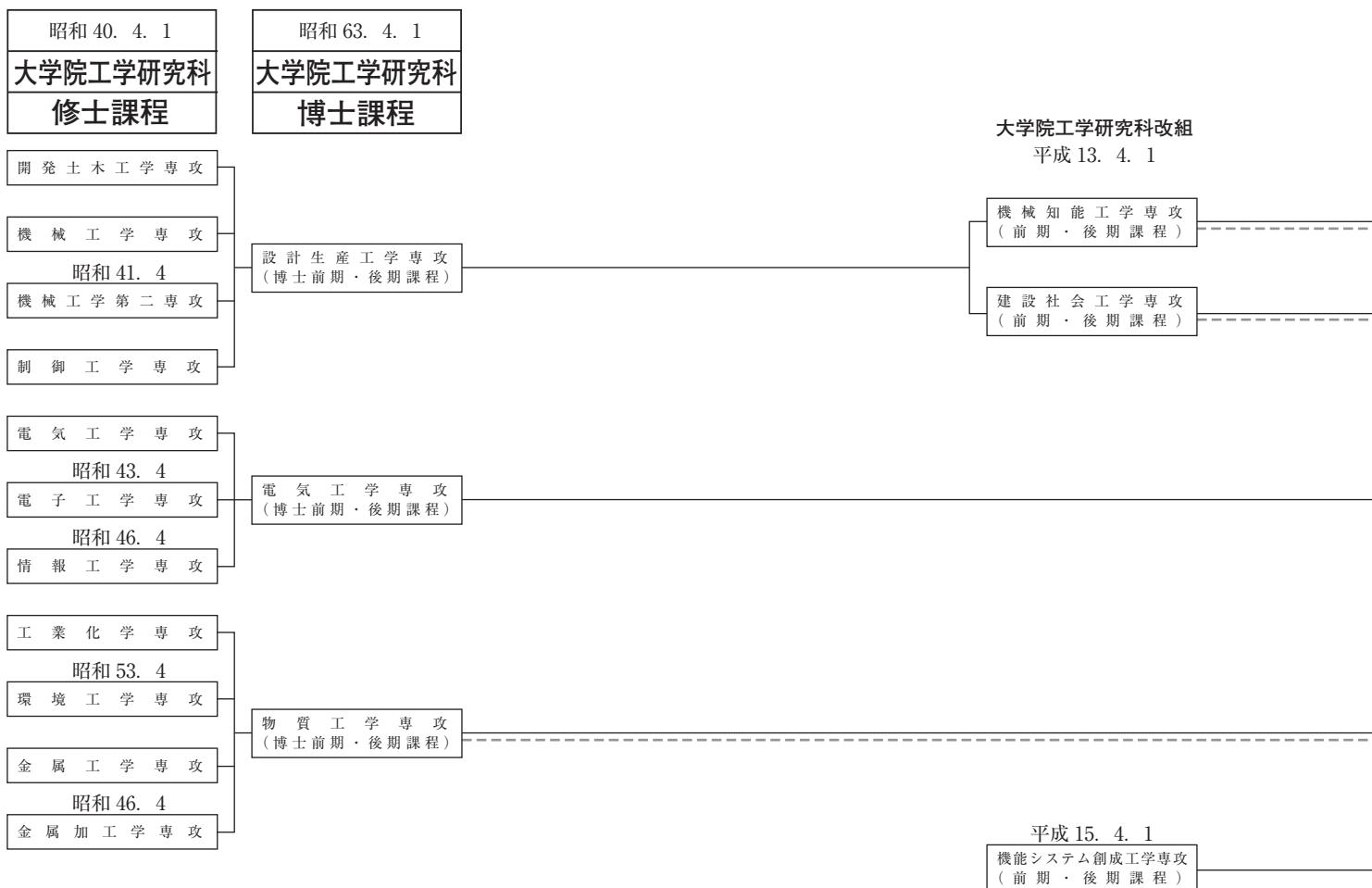
1907	明40. 7. 23	私立明治専門学校設立認可
1909	明42. 4. 1 5. 28	開校式挙行（4年制）第1回入学者57名 第1回開学記念式を行い5月28日を開学記念日と定める
1910	明43. 11. 3	責善会（校友会）発足
1913	大2. 3. 14 3. 23	卒業生に明治専門学校工学士称号付与 第1回卒業証書授与式挙行（卒業生44名）
1915	大4. 11. 14	明専学士会（同窓会組織）発足
1917	大6. 5. 29	中華民国（現中華人民共和国）留学生7名を予科生として入学許可
1921	大10. 3. 30	官立明治専門学校となる（4年制）
1929	昭4. 1. 1	同窓会を改称し明専会となる
1931	昭6. 3. 3	校旗制定式挙行（山中武夫氏作品大13年機械卒）
1933	昭8. 5. 27	校歌制定式挙行（作詞西条八十・作曲堀内敬三）
1944	昭19. 4. 1	明治工業専門学校と改称（修業年限を改正し3年制となる）
1949	昭24. 5. 31 7. 4 10. 28	九州工業大学設置 九州工業大学第1回入学式挙行 九州工業大学開学式・明治工業専門学校創立40周年記念式挙行
1951	昭26. 3. 31 4. 1	明治工業専門学校廃止 九州工業大学短期大学部併設（夜間3年制）
1952	昭27. 4. 1	工業教員養成課程設置
1953	昭28. 3. 9	第1回九州工業大学卒業式挙行（卒業生112名）
1954	昭29. 4. 1 4. 1	工学専攻科設置 教職課程認定
1959	昭34. 4. 1 5. 4 11. 2	工学部第二部設置（夜間5年制） 明専会社団法人設置認可 開学50周年記念式典挙行
1961	昭36. 3. 31	九州工業大学短期大学部廃止
1965	昭40. 3. 31 4. 1 5. 10	工学専攻科廃止 大学院工学研究科修士課程設置 開発土木工学専攻・機械工学専攻・電気工学専攻・金属工学専攻・工業化学専攻・制御工学専攻 第1回大学院工学研究科入学式挙行
1972	昭47. 5. 1	工学部附属粉体工学実験施設設置
1976	昭51. 5. 10	保健管理センター設置
1981	昭56. 4. 1	情報工学系学部創設準備調査室設置
1983	昭58. 4. 1	情報工学系学部創設準備室設置
1984	昭59. 11. 4	開学75周年記念式典挙行
1986	昭61. 10. 1	情報工学部設置
1987	昭62. 4. 1 8. 28 9. 11	情報工学部知能情報工学科・電子情報工学科学生受入開始 情報工学部開校記念式典挙行 情報工学部飯塚キャンパス授業開始
1988	昭63. 3. 31 4. 1 4. 1 4. 1 4. 8 4. 26	工業教員養成課程廃止 大学院工学研究科博士課程設置（前期課程・後期課程） 設計生産工学専攻・電気工学専攻・物質工学専攻 工学部学科改組（昼間コース・夜間主コース） 設計生産工学科・電気工学科・物質工学科 情報工学部制御システム工学科・機械システム工学科学生受入開始 工学部附属粉体工学実験施設廃止 第1回大学院工学研究科博士課程入学式挙行

1989	平元. 4. 1	情報工学部生物化学システム工学科学生受入開始
1991	平3. 4. 1	大学院情報工学研究科修士課程設置 情報科学専攻・情報システム専攻
1993	平5. 4. 1	大学院情報工学研究科博士課程設置（前期課程・後期課程） 情報科学専攻・情報システム専攻
1997	平9. 4. 1	工学部設計生産工学科改組 機械知能工学科（昼間コース・夜間主コース）・建設社会工学科（昼間コース）
2000	平12. 4. 1	大学院生命体工学研究科博士課程設置（前期課程・後期課程） 生体機能専攻・脳情報専攻
2001	平13. 4. 1 4. 1	大学院生命体工学研究科学生受入開始 大学院工学研究科博士課程（設計生産工学専攻の改組） 機械知能工学専攻・建設社会工学専攻
2002	平14. 4. 1	大学院情報工学研究科博士課程（独立専攻の設置） 情報創成工学専攻
2003	平15. 4. 1	大学院工学研究科博士課程（独立専攻の設置） 機能システム創成工学専攻
2004	平16. 4. 1 4. 1	九州工業大学は国立大学法人九州工業大学により設置された国立大学となる 情報工学部学科改称 システム創成情報工学科・機械情報工学科・生命情報工学科
2006	平18. 4. 1	工学部夜間主コース募集停止
2008	平20. 4. 1 4. 1 4. 1	大学院工学府（博士前期課程・後期課程）（工学研究科の改組） 大学院情報工学府（博士前期課程・後期課程）（情報工学研究科の改組） 工学部学科改組 機械知能工学科・建設社会工学科・電気電子工学科 応用化学科・マテリアル工学科・総合システム工学科
2009	平21. 5. 28	開学100周年記念式典挙行
2011	平23. 4. 1	学習教育センター設置
2013	平25. 4. 1	MSSC（海外教育研究拠点）設置
2014	平26. 4. 1	大学院工学府改組 (博士後期課程) 工学専攻 大学院情報工学府改組 (博士前期課程) 先端情報工学専攻・学際情報工学専攻・情報創成工学専攻 (博士後期課程) 情報工学専攻 大学院生命体工学研究科改組 (博士前期課程) 生体機能応用工学専攻・人間知能システム工学専攻 (博士後期課程) 生命体工学専攻
2016	平28. 4. 1	教養教育院設置
2018	平30. 4. 1 4. 1	工学部学科改組 建設社会工学科 機械知能工学科 宇宙システム工学科 電気電子工学科 応用化学科 マテリアル工学科 情報工学部学科改組 知能情報工学科 情報・通信工学科 知的システム工学科 物理情報工学科 生命化学情報工学科
2019	平31. 4. 1	大学院工学府改組 (博士前期課程) 工学専攻
2020	令2. 4. 1	健康支援・安全衛生推進機構 設置 キャリア支援センター 設置
2022	令4. 4. 1	大学院情報工学府改組 (博士前期課程・博士後期課程) 情報創成工学専攻

学科の変遷









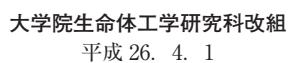
大學院工學府改組
平成 26. 4. 1

大學院工學府改組
平成 31. 4. 1



大學院情報工学府改組
平成 26. 4. 1

大學院情報工学府改組
令和 4. 4. 1



生体機能応用工学専攻
(前期課程)

人間知能システム工学専攻
(前期課程)

生命体工学専攻
(後期課程)

歴代の総裁・校長・学長

【総 裁】

私立明治専門学校

学位	氏名	在職期間
理学博士	山川 健次郎	明40年 6月～大10年 4月

【校 長】

私立明治専門学校

(校長心得)	松本 健次郎	明42年 4月～明42年 9月
工学博士	的場 中	明42年 9月～大10年 4月

官立明治専門学校

工学博士	的場 中	大10年 4月～大11年 7月
理学士	大場 成実	大11年 7月～大15年 4月
理学士	友田 鎮三	大15年 5月～昭8年 1月
工学士	中川 維則	昭8年 1月～昭16年 9月
工学士	松浦 晴男	昭16年 9月～昭19年 3月

官立明治工業専門学校

工学博士	清水 勤二	昭19年 4月～昭20年 10月
工学士	北沢 忠男	昭20年 11月～昭23年 8月
工学士	白井 武	昭23年 8月～昭24年 5月

【学 長】

国立九州工業大学

工学博士	安藤 一雄	昭24年 5月～昭28年 9月
工学博士	嘉村 平八	昭28年 10月～昭36年 9月
理学博士	妻木 徳一	昭36年 10月～昭44年 9月
工学博士	葛西 泰二郎	昭44年 10月～昭48年 9月
工学博士	許斐 貢	昭48年 10月～昭52年 9月
工学博士	浅原 照三	昭52年 10月～昭56年 9月
工学博士	井上 順吉	昭56年 10月～昭62年 9月
工学博士	迎 靜雄	昭62年 10月～平5年 9月
工学博士	細川 邦典	平5年 10月～平11年 9月
理学博士	宮里 達郎	平11年 10月～平15年 9月
工学博士	下村 輝夫	平15年 10月～平22年 3月
工学博士	松永 守央	平22年 4月～平28年 3月
工学博士	尾家 祐二	平28年 4月～令4年 3月
工学博士	三谷 康範	令4年 4月～

○九州工業大学学則

〔平成 19 年 3 月 27 日
九工大学則第 1 号〕

改正 平成19年12月26日九工大学則第2号
平成20年4月1日九工大学則第1号
平成22年12月1日九工大学則第1号
平成23年6月1日九工大学則第1号
平成23年9月7日九工大学則第2号
平成23年10月5日九工大学則第3号
平成24年12月5日九工大学則第1号
平成26年1月16日九工大学則第1号
平成27年3月4日九工大学則第1号
平成28年2月3日九工大規則第1号
平成28年3月2日九工大学則第2号
平成29年1月10日九工大学則第1号
平成29年2月1日九工大学則第2号
平成30年1月25日九工大学則第1号
平成31年3月18日九工大学則第1号
令和2年2月10日九工大学則第1号
令和2年3月9日九工大学則第2号
令和2年8月11日九工大学則第3号
令和3年11月4日九工大学則第1号
令和4年2月2日九工大学則第1号
令和5年3月6日九工大学則第1号

目 次

第1章 大学

- 第1節 目的（第1条）
- 第2節 構成（第2条）
- 第3節 学生定員（第4条）
- 第4節 学年、学期及び休業日（第5条－第7条）
- 第5節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等（第8条－第15条）
- 第6節 入学、退学及び休学等（第16条－第29条）
- 第7節 卒業及び学位（第30条－第32条）
- 第8節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、短期訪問学生及び外国人留学生（第33条－第37条）

第2章 大学院

- 第1節 目的（第38条）
- 第2節 構成（第39条）
- 第3節 学生定員（第41条）
- 第4節 学年、学期及び休業日（第42条）
- 第5節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等（第43条－第57条）
- 第6節 入学、退学及び休学等（第58条－第68条）
- 第7節 修了及び学位（第69条－第72条）
- 第8節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、短期訪問学生及び外国人留学生（第

73 条 - 第 78 条)

第3章 授業料、入学科及び検定料（第 79 条 - 第 86 条）

第4章 賞罰（第 87 条・第 88 条）

第5章 学寮、国際交流会館及び福利厚生施設（第 89 条）

第6章 特別の課程（第 90 条）

第7章 公開講座（第 91 条）

第8章 雜則（第 92 条）

附則

第1章 大学

第1節 目的

(大学の目的)

第1条 九州工業大学（以下「本学」という。）は、工学に係る専門の学芸を教授研究するとともに、開学以来掲げてきた「技術に堪能なる士君子」、すなわち、幅広く深い教養及び総合的な判断力並びに豊かな人間性を涵養し、科学・技術に精通した有為な人材の養成を通じて、文化の向上及び社会の発展に寄与することを目的とする。

第2節 構成

(学部及び学科)

第2条 本学に、次の学部を置く。

(1) 工学部

「ものづくり」を基盤とした工学系分野において、豊かな教養、技術者倫理及びコミュニケーション力を備え、科学技術の進歩に対応できる工学基礎力・専門技術力を有し、国際的に活躍できる専門技術者の養成を目的とする。

(2) 情報工学部

情報を基軸とする科学技術分野において、高度な専門技術を身につけて情報化社会をリードし、国際的に通用する能力に加え、科学技術の進歩に対応できる基礎技術力を有し、先端的な技術開発を推進できる専門技術者の養成を目的とする。

2 学部に、次の学科を置く。

学部	学科
工学部	建設社会工学科
	機械知能工学科
	宇宙システム工学科
	電気電子工学科
	応用化学科
	マテリアル工学科
情報工学部	知能情報工学科
	情報・通信工学科
	知的システム工学科
	物理情報工学科
	生命化学情報工学科

3 各学科の目的については、別に定める。

4 学部に、寄附講座を置くことができる。

5 寄附講座については、別に定める。

第3条 削除

第3節 学生定員

(学生定員)

第4条 各学部の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
工学部	建設社会工学科	80	1	322
	機械知能工学科	136	7	558
	宇宙システム工学科	55	2	224
	電気電子工学科	126	8	520
	応用化学科	74	1	298
	マテリアル工学科	60	1	242
	計	531	20	2,164
情報工学部	知能情報工学科	93	7	386
	情報・通信工学科	93	9	390
	知的システム工学科	94	9	394
	物理情報工学科	65	5	270
	生命化学情報工学科	65	5	270
	計	410	35	1,710
合計		941	55	3,874

第4節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することがある。

(休業日)

第7条 休業日を次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 開学記念日 5月28日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

(7) 臨時休業日

2 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、年ごとに定める。

3 臨時休業日は、その都度定める。

4 休業日であっても、授業等を行うことがある。

第5節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等

(修業年限及び在学期間)

第8条 修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、編入学及び転入学した者は、個々に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

4 第22条の規定により再入学した者の在学期間は、退学又は除籍になる前に在学していた期間を加え、第2項

に定められた期間を超えることができない。

- 5 第35条に規定する科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(教育課程、授業の方法等)

第9条 学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

- 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

- 4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

- 5 卒業に必要な単位数のうち、前項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

- 6 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第3項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第4項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

- 7 教育課程、授業科目、履修基準及び履修方法は、別に定める。

(単位)

第10条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習 15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
(2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験及び実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、これらに必要な学修等を考慮して、当該学部の教授会の審議を経て、学長が単位数を定める。

(単位の授与)

第11条 授業科目を履修した学生に対し、試験やレポート等による成績の評価に基づき、所定の単位を与える。

ただし、前条第2項に規定する授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

- 2 前条に規定する単位は、当該学部の教授会の審議を経て、学長が与えるものとする。

- 3 授業科目の成績の評価、合格の基準については、別に定める。

(他の学部における授業科目の履修)

第12条 教育上有益と認めるときは、学生に他の学部の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、他の学部の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第13条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文

部科学大臣が定める学修を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた前条に規定する学修を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

(他の大学等の単位の認定)

第15条 第13条から第14条までの規定により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位（編入学及び転入学の場合を除く。）を超えないものとする。

第6節 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及びこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
- (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学者の選考)

第18条 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

(入学の許可)

第19条 前条により選考された者で所定の手続きを行つた者に入学を許可する。

2 前条により選考された者のうち特別の事情のある者で、第86条第1項に定める申請を行つた者に入学を許可する。

(入学の宣誓)

第20条 入学を許可された者は、宣誓しなければならない。

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学を志願したときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 高等専門学校又は短期大学を卒業した者
- (2) 法第58条の2の規定による高等学校の専攻科の課程を修了した者

- (3) 大学を卒業した者又は法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (4) 法第132条の規定による専修学校の専門課程を修了した者
- (5) 他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (6) 外国において、前5号のいずれかに相当する課程を修了した者
- (7) その他法令により大学の途中年次に入学できるものと認められている者

2 前項の規定により、編入学を許可された者既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て、学長が定める。

(再入学)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者で、3年以内に同一学科（学科名称を変更した学科を含む。）に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、当該学部の教授会の審議を経て、学長が相當年次に再入学を許可することがある。

- (1) 第25条による退学者
- (2) 第29条第1号及び第5号により除籍された者

2 前項の規定により、再入学を許可された者既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て学長が定める。

(転入学)

第23条 他の大学（外国の大学を含む。）に在学している者が、当該大学の承認を得て、本学への転入学を願い出したときは、選考の上、相當年次に転入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を許可された者既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て学長が定める。

(他の学部及び学科への移籍)

第24条 他の学部又は学科への移籍を願い出た者については、関係学部の教授会の審議を経て、学長が移籍を許可することがある。

2 前項の規定により、移籍を許可された者既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て学長が定める。

(願い出による退学、転学)

第25条 退学、転学しようとするときは、願い出で許可を得なければならない。

(留学)

第26条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学部長を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第8条に規定する修業年限に算入することができる。

(休学、復学)

第27条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができず、休学しようとする場合は、学部長を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

2 休学期間が満了し又は休学の理由が消滅し復学しようとするときは、学部長を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

3 疾病のため修学することが適当ないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間及び休学期間の取扱い)

第28条 休学期間は、引き続き2年、通算3年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学した者の休学期間は、別に定める。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 授業料納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第8条第2項及び第3項に規定する在学期間を満了して、なお卒業できない者
- (3) 第28条第1項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 成業の見込みがないと認められる者
- (5) 第19条第2項に定める者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者
- (6) 死亡した者

2 前項のうち、第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者にあっては、当該学部長からの報告を経て、これを除籍する。

第7節 卒業及び学位

(卒業の要件)

第30条 卒業の要件は、第8条に定める修業年限以上在学することのほか、別に定める。

(早期卒業の要件)

第30条の2 前条の規定にかかわらず、本学の定める単位を優秀な成績で修得したものは、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項に規定するもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第31条 本学の卒業の要件を満たす者に、卒業を認め学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

(教育職員免許状等)

第32条 教育職員免許状及びその他の資格の取得については、別に定める。

第8節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、短期訪問学生及び外国人留学生

(研究生)

第33条 本学において、特定の専門事項についての研究を志願する者は、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第34条 本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者は、選考の上、聴講生として入学を許可する。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第35条 本学において、特定の授業科目についての履修を志願する者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第36条 他の大学又は高等専門学校（国内及び外国の相当の学校を含む。以下この項において「大学等」という。）の学生で、本学において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(短期訪問学生)

第36条の2 他の大学又は外国の大学の学生で、本学における短期間の教育研究指導等を志願する者は、当該大学等との協議に基づき、短期訪問学生として受け入れる。

2 短期訪問学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第37条 外国人で、教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者は、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第2章 大学院

第1節 目的

(大学院の目的)

第38条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって、わが国の産業の発展と科学技術の進歩に寄与することを目的とする。

第2節 構成

(学府及び研究科)

第39条 大学院に、次の学府及び研究科（以下「学府等」という。）を置く。

(1) 工学府

「ものづくり」を基盤とした最先端科学技術分野において、グローバル社会で活躍する高度専門技術者の養成を目的とする。

- ① 博士前期課程では、工学部の素養と能力に加え、深い専門知識とそれに基づく課題発見・設定・解決能力、並びに多様な文化の理解に基づく国際的コミュニケーション力を有する人材を養成する。
- ② 博士後期課程では、博士前期課程の素養と能力に加え、複数分野の深い専門知識を有し、異分野を融合してイノベーションを創出でき、国際協働プロジェクトにおいてリーダーシップを発揮できる人材を養成する。

(2) 情報工学府

高度な情報工学と様々な専門分野の知識や技術を融合することにより、産業界や社会の問題を発見・解決し、新しい社会創造に貢献することができる情報工学技術者及び研究者の養成を目的とする。

- ① 博士前期課程では、最新の情報技術を原動力として、産業界や社会の諸問題を解決するための知識や技術を修得し、社会のニーズに基づく産学社連携を推進し、情報技術で社会を駆動させていく能力を有する人材を養成する。
- ② 博士後期課程では、博士前期課程の素養と能力に加え、最先端の情報工学を総合的に取り扱う素養をもち、自立して高度で革新的な情報システムを構築する能力を身につけ、情報社会を牽引するリーダーとして、産業界や社会での課題の発見と解決を導き、産学社からのニーズに応える人材を養成する。

(3) 生命体工学研究科

分野融合型の先進的な研究及び分野横断型の教育を行い、社会と連携することにより、社会に対する深い理解と知識を持ち、実践的に活躍できる高度専門技術者の養成を目的とする。

- ① 博士前期課程では、現代社会のニーズである省資源、省エネルギー及び環境調和のための工学技術、並びに人間や社会を支える知能ロボット、知的情報システム、福祉システム等を実現するため、生物や人間の持つ機能・原理・構造を解明し、それらを工学的に実現・応用することを通じ、人々と連携して新しい社会の創造に貢献できる能力を持つ人材を養成する。
- ② 博士後期課程では、博士前期課程において習得する専門知識に加え、研究・技術分野の動向を常に注視し、革新的成果の実現を図る能力を有する人材を養成する。

2 学府等に、次の専攻及び課程を置く。

学府等	専攻	課程の別
工学府	工学専攻	博士前期課程
	工学専攻	博士後期課程
情報工学府	情報創成工学専攻	博士前期課程
	情報創成工学専攻	博士後期課程
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	博士前期課程
	人間知能システム工学専攻	
	生命体工学専攻	博士後期課程

3 各専攻の目的については、別に定める。

4 学府等に、寄附講座を置くことができる。

5 寄附講座については、別に定める。

第40条 削除

第3節 学生定員

(学生定員)

第41条 各専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学府等	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学府	工学専攻	278	556	24	72
	計	278	556	24	72
情報工学府	情報創成工学専攻	220	440	20	60
	計	220	440	20	60
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	65	130		
	人間知能システム工学専攻	57	114		
	生命体工学専攻			36	108
	計	122	244	36	108
合 計		620	1,240	80	240

第4節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第42条 大学院の学年、学期及び休業日は、第5条から第7条までの規定を準用する。

第5節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等

(修業年限及び在学期間)

第43条 博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

2 博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育研究上の必要があると認められる場合には、博士前期課程の標準修業年限は、2年を超えることがある。

4 第2項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、博士前期課程の標準修業年限を1年以上2年未満とすることがある。

5 大学院の在学期間は、博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を超えることができない。

6 前項の規定にかかわらず、第3項及び第4項並びに第62条の規定により入学を許可された者の在学期間は、それぞれの在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

7 第45条の規定により長期履修を認められた者の在学期間は、第5項に規定する在学期間に博士前期課程にあっては2年を、博士後期課程にあっては3年を加えた期間を超えることができない。

- 8 第61条の規定により再入学を許可された者の在学期間は、退学又は除籍になる前に在学していた期間を加え、第5項に定められた期間を超えることができない。
- 9 第75条に規定する科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。
- 10 第56条の規定により、大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る）を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 11 前項の規定は、第70条第1項および第2項に規定する博士後期課程における在学期間（第70条第1項の規定により博士後期課程における在学期間に含む博士前期課程における在学期間を除く。）については、準用しない。
(教育課程の編成方針)
- 第44条 学府、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。
- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
(長期にわたる教育課程の履修)
- 第45条 大学院において、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修（以下「長期履修」という。）し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その長期履修を認めることがある。
- 2 長期履修を認められた者は、当該許可された年限を標準修業年限とする。
- 3 長期履修の取り扱いに關し必要な事項は、別に定める。
(指導教員)
- 第46条 大学院に、教授又は研究指導を担当する教員を置く。
- 2 前項に規定する教員の資格に關し必要な事項は、別に定める。
(授業及び研究指導)
- 第47条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。
(授業の方法等)
- 第48条 授業は、第9条の規定を準用するほか、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
(単位)
- 第49条 大学院の授業科目の単位の計算方法は、第10条第1項の規定を準用する。
(単位の授与)
- 第50条 授業科目を履修し、その試験又は研究報告により合格した者には、所定の単位を与える。
- 2 前条に規定する単位は、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が与えるものとする。
- 3 授業科目の成績の評価、合格の基準については、別に定める。
(学位論文及び最終試験)
- 第51条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。
- 2 学位論文の審査及び最終試験は、学府等の教授会が行う。
- 3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、学府等の教授会の審議を経て、他の研究院、他の研究科、他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
(教育方法の特例)

第52条 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがある。

(成績評価の基準等)

第53条 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定の基準は、学府等ごとに定める。

(他の学府等における授業科目の履修)

第54条 教育上有益と認めるときは、学生に他の学府等の授業科目を履修させることができる。

2 前項に規定するもののほか、他の学府等の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における授業科目の履修及び研究指導)

第55条 教育上有益と認めるときは、他の大学院、外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させことがある。

2 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において、学生に当該大学院又は研究所等で必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

3 前2項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が博士前期課程又は博士後期課程の修了要件の単位としてみなすことがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第56条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に本学、他の大学院（外国の大学院を含む。）及び国際連合大学において修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が博士前期課程又は博士後期課程の修了要件の単位としてみなすことがある。

(他の大学院等の単位の認定)

第57条 第55条及び第56条の規定により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、それぞれ15単位（転入学の場合を除く。）を超えないものとし、合わせて20単位を超えない範囲とする。

第6節 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第58条 入学の時期は、第16条の規定を準用する。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い又は学期の途中に学生を入学させことがある。

(入学資格)

第59条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機

関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (10) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (11) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職大学院の課程を修了し、文部科学大臣の定める学位を有する者
- (3) 外国において修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学者の選考、入学の許可及び入学の宣誓)

第60条 入学者の選考、入学の許可及び入学の宣誓は、第18条から第20条までの規定を準用する。

(再入学)

第61条 次の各号のいずれかに該当する者で、3年内に同一分野の専攻に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、当該学府又は研究科の教授会の審議を経て、学長が再入学を許可することがある。

- (1) 第64条による退学者
- (2) 第68条第1号及び第5号により除籍された者

2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学府等の教授会の審議を経て学長が定める。

(転入学)

第62条 次の各号のいずれかに該当する者が、当該大学院の研究科長又は学長の承認を得て、大学院の同一分野

の専攻に転入学を願い出たときは、選考の上、転入学を許可することがある。

(1) 他の大学院に在学する者

(2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（法第 102 条第 1 項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者

2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学府等の教授会の審議を経て学長が定める。

（他の学府、研究科及び専攻への移籍）

第 63 条 他の学府、研究科及び専攻への移籍を願い出た者については、関係学府等の教授会の審議を経て、学長が移籍を許可することがある。

2 前項の規定により、移籍を許可された者の履修方法等については、別に定める。

（願い出による退学、転学）

第 64 条 願い出による退学又は転学は、第 25 条の規定を準用する。

（他の大学院等への留学等）

第 65 条 第 55 条の規定に基づき、他の大学院における授業科目を履修しようとする者及び研究指導を受けようとする者並びに外国の大学院に留学しようとする者は、学府長又は研究科長（以下「学府長等」という。）を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

2 前項により留学した期間及び学修を行った期間は、第 43 条に規定する修業年限に算入がある。

（休学、復学）

第 66 条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き 2 月以上修学することができず、休学しようとする場合は、学府長等を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

2 休学期間が満了し又は休学の理由が消滅し復学しようとするときは、学府長等を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

3 疾病のため修学することが適当ないと認められる者については、休学を命ずることがある。

（休学期間及び休学期間の取扱い）

第 67 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特に必要と認めるときには、延長することを認めがある。

2 休学期間は、通算して、博士前期課程にあっては 2 年を、博士後期課程にあっては 3 年を、それを超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、再入学した者の休学期間は、別に定める。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

（除籍）

第 68 条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

(1) 授業料納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第 43 条第 5 項から第 8 項に規定する在学期間を満了して、なお修了できない者

(3) 第 67 条第 2 項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者

(4) 成業の見込みがないと認められる者

(5) 第 60 条により第 19 条第 2 項の規定を準用された者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者

(6) 死亡した者

2 前項のうち、第 2 号から第 4 号及び第 6 号の規定に該当する者にあっては、当該学府長等からの報告を経て、これを除籍する。

第7節 修了及び学位

(博士前期課程の修了の要件)

第69条 博士前期課程の修了要件は、大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める場合は、当該標準修業年限）以上在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた者については、第43条第2項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了の要件)

第70条 博士後期課程の修了要件は、大学院に5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者にあっては、大学院に3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 第43条第4項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした博士前期課程を修了した者及び前条ただし書きの規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項中「5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（博士前期課程の在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院の入学資格に関し修士の学位を有する者又は専門職学位の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の修了要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第71条 博士前期課程の修了の要件を満たす者に、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程の修了の要件を満たす者に、博士の学位を授与する。

3 学位の授与については、別に定める。

(教育職員免許状等)

第72条 教育職員免許状及びその他の資格の取得については、別に定める。

第8節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、短期訪問学生及び外国人留学生

(研究生)

第73条 大学院において、特定の学問分野について専門的な研究を志願する者は、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第74条 大学院において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可する。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第75条 大学院において、特定の授業科目についての履修を志願する者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第76条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第77条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において、研究指導を受けようと志願する者は、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受け入れる。

2 特別研究学生に関する事項は、別に定める。

(短期訪問学生)

第77条の2 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学における短期間の教育研究指導等を志願する者は、当該大学院との協議に基づき、短期訪問学生として受け入れる。

2 短期訪問学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第78条 外国人留学生については、第37条の規定を準用する。

第3章 授業料、入学期料及び検定料

(検定料等の額)

第79条 検定料、入学期料及び授業料の額は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号。以下「費用省令」という。）に定める標準額と同額とする。

2 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の検定料、入学期料並びに授業料については、別に定める。

3 第45条の規定により長期履修を認められた者の授業料の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の納付)

第80条 授業料は、年額の2分の1ずつを次の2学期に分けて納付させる。

区分	納 期
前期	4月1日から4月30日まで
後期	10月1日から10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があれば、後期授業料については、前期授業料と合わせて納付させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があれば、入学年度の前期又は前期及び後期授業料については、入学を許可するときに納付させることができる。

(復学等の場合の授業料)

第81条 前期又は後期の中途において、復学又は入学した者の授業料は、復学又は入学した月から当該学期末までの額を、復学又は入学した月に納付させる。ただし、第6条第2項の規定により、後期の開始日が10月1日前となる場合で、当該後期の開始日に復学又は入学するときは、復学又は入学当月の分を免除する。

(学年の中途で卒業する場合の授業料)

第82条 学年の中途で卒業する見込みの者の授業料は、卒業する見込みの月までの額を納付させる。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料)

第83条 前期又は後期の中途で退学し、又は除籍された者の授業料は、当該学期分を納付させる。

2 停学期間中の授業料は、納付させる。

(休学の場合の授業料)

第84条 第80条第1項に規定する授業料の納期期間（以下「納期期間」という。）前に休学を許可され、又は命ぜられた者の授業料は、休学する月の翌月（休学の開始日が月の初日の場合は休学当月）から復学する月の前月までの額を免除する。

2 納期期間中に休学を許可され、又は命ぜられた者の授業料は、休学する月の翌月（休学の開始日が月の初日の場合は休学当月）から復学する月の前月までの額を免除する。

3 休学を許可され、又は命ぜられた日が当該期の納期期間経過後の場合は、当該期の授業料全額を納めなければならない。

(既納の検定料等)

第85条 既納の検定料、入学料及び授業料は、次の各号の一に該当する場合を除き、還付しない。

(1) 本学が実施する入学試験の出願受付後に大学入試センター試験の受験科目の不足等により出願資格のない者

であることが判明したとき 費用省令第4条に定める第2段階選抜標準額

(2) 第80条第2項の規定により授業料を納付した者が、前期中に、休学若しくは退学したとき又は除籍されたとき若しくは退学を命じられたとき 後期授業料

(3) 第80条第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したとき 前期又は前期及び後期授業料

(4) その他特別の事由により返還することが適當と学長が認めるとき 入学料及び授業料

(入学料及び授業料の免除又は徴収の猶予)

第86条 経済的理由によって入学料の納付が困難であると認められるときは、次のとおりとする。

(1) 学部学生は、入学料の全額若しくは一部を免除することがある。

(2) 大学院学生は、入学料の全額若しくは一部を免除又は徴収を猶予することがある。

2 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事由があると認められる場合は、授業料の全額若しくは一部を免除することがある。

3 前2項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第4章 賞罰

(表彰)

第87条 優秀な学業成績を修め、又は模範となる行為のあった学生に対しては、表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第88条 次の各号の一に該当する学生は、当該学部又は学府等の教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

(1) 本学の規則に違反した者

(2) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学寮、国際交流会館及び福利厚生施設

(学寮、国際交流会館及び福利厚生施設)

第89条 本学に学寮、国際交流会館及び福利厚生施設を置く。

2 学寮、国際交流会館及び福利厚生施設の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

第6章 特別の課程

(特別の課程)

第90条 本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することがある。

2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 公開講座

(公開講座)

第91条 社会人等の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 雜則

(その他)

第92条 この学則に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人九州工業大学大学院学則（平成16年九工大学則第2号）は、廃止する。
- 3 第4条の規定にかかわらず、工学部夜間主コース、情報工学部制御システム工学科、機械システム工学科及び生物化学システム工学科は、当該学科に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、収容定員は、平成19年度から平成20年度までは次のとおりとする。

学 科	収容定員	
	平成19年度	平成20年度
工学部	機械知能工学科	560
	夜間主コース	20
	建設社会工学科	292
	電気工学科	732
	夜間主コース	20
	物質工学科	616
	夜間主コース	20
計		2,260
情報工学部	知能情報工学科	372
	電子情報工学科	372
	システム創成情報工学科	332
	機械情報工学科	332
	生命情報工学科	332
	制御システム工学科	
	機械システム工学科	
	生物化学システム工学科	
	計	1,740
合 計		4,000
		3,970

- 4 この学則の施行前に定められた本学の規則、規程及び細則等は、この学則により定められたものとみなす。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、工学部電気工学科、物質工学科及び工学部夜間主コースは、当該学科・コースの学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成20年度から平成

22年度までは次のとおりとする。

学部	学科	平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度		
		学科 収容定員	第3年次 編入学 収容定員	収容 定員	学科 収容定員	第3年次 編入学 収容定員	収容 定員	学科 収容定員	第3年次 編入学 収容定員	収容 定員
工学部	機械知能工学科	545	10	20	550	40	555	40	2,178	
	夜間主コース	10								
	建設社会工学科	299			306		313			
	電気工学科	549			366		183			
	夜間主コース	10								
	電気電子工学科	130			260		390			
	物質工学科	462			308		154			
	夜間主コース	10								
	応用化学科	70			140		210			
	マテリアル工学科	60			120		180			
情報工学部	総合システム工学科	51			102		153			
	計	2,196	30		2,152	40	2,192	2,138	40	2,178
	知能情報工学科	352	20		372	20	372	352	20	372
	電子情報工学科	352	20		372	20	372	352	20	372
	システム創成情報工学科	312	20		332	20	332	312	20	332
情報工学部	機械情報工学科	312	20		332	20	332	312	20	332
	生命情報工学科	312	20		332	20	332	312	20	332
	計	1,640	100		1,740	1,640	100	1,740	100	1,740
	合 計	3,836	130		3,966	3,792	140	3,932	140	3,918

3 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、工学研究科及び情報工学研究科は、当該研究科の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成20年度から平成21年度までは次のとおりとする。

(1) 博士前期課程

	専 攻	収容定員	
		平成 20 年度	
工学研究科	機械知能工学専攻	58	
	建設社会工学専攻	29	
	電気工学専攻	69	
	物質工学専攻	46	
	機能システム創成工学専攻	31	
	計	233	
工学府	機械知能工学専攻	78	
	建設社会工学専攻	39	
	電気電子工学専攻	59	
	物質工学専攻	51	
	先端機能システム工学専攻	34	
	計	261	
情報工学研究科	情報科学専攻	75	
	情報システム専攻	48	
	情報創成工学専攻	27	
	計	150	
情報工学府	情報科学専攻	88	
	情報システム専攻	56	
	情報創成工学専攻	31	
	計	175	
生命体工学研究科	生体機能専攻	121	
	脳情報専攻	108	
	計	229	
	合 計	1,048	

(2) 博士後期課程

専攻	収容定員	
	平成 20 年度	平成 21 年度
工学研究科 機械知能工学専攻	6	3
	建設社会工学専攻	4
	電気工学専攻	14
	物質工学専攻	8
	機能システム創成工学専攻	26
計	58	29
工学府 機械知能工学専攻	4	8
	建設社会工学専攻	2
	電気電子工学専攻	4
	物質工学専攻	4
	先端機能システム工学専攻	3
計	17	34
情報工学研究科 情報科学専攻	24	12
	情報システム専攻	16
	情報創成工学専攻	16
計	56	28
情報工学府 情報科学専攻	6	12
	情報システム専攻	4
	情報創成工学専攻	4
計	14	28
生命体工学研究科 生体機能専攻	67	62
	脳情報専攻	61
計	128	118
合計	273	237

4 前 2 項の学生の教育課程及び履修方法等については、この学則に定めるもののほか、工学研究科にかかる事項は工学府教授会の、情報工学研究科にかかる事項は情報工学府教授会の審議を経て定めるものとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 39 条及び第 41 条の規定にかかわらず、第 1 号に定める学府又は研究科の課程及び専攻は、当該課程及び専攻の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、当該課程及び専攻並びに改正後の専攻の収容定員は、平成 26 年度から平成 27 年度までは第 2 号及び第 3 号のとおりとする。

(1) 学府又は研究科の課程及び専攻

課程	学府又は研究科	専攻
博士前期課程	情報工学府	情報科学専攻 情報システム専攻
	生命体工学研究科	生体機能専攻 脳情報専攻
博士後期課程	工学府	機械知能工学専攻 建設社会工学専攻 電気電子工学専攻 物質工学専攻 先端機能システム工学専攻
	情報工学府	情報科学専攻 情報システム専攻 情報創成工学専攻
	生命体工学研究科	生体機能専攻 脳情報専攻

(2) 博士前期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員
		平成 26 年度
工学府	機械知能工学専攻	156
	建設社会工学専攻	78
	電気電子工学専攻	118
	物質工学専攻	102
	先端機能システム工学専攻	68
計		522
情報工学府	情報科学専攻	88
	情報システム専攻	56
	情報創成工学専攻	71
	先端情報工学専攻	55
	学際情報工学専攻	80
計		350
生命体工学研究科	生体機能専攻	65
	脳情報専攻	57
	生体機能応用工学専攻	65
	人間知能システム工学専攻	57
	計	244
合 計		1,116

(3) 博士後期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員	
		平成 26 年度	平成 27 年度
工学府	機械知能工学専攻	8	4
	建設社会工学専攻	4	2
	電気電子工学専攻	8	4
	物質工学専攻	8	4
	先端機能システム工学専攻	6	3
	工学専攻	17	34
計		51	51
情報工学府	情報科学専攻	12	6
	情報システム専攻	8	4
	情報創成工学専攻	8	4
	情報工学専攻	14	28
	計	42	42
生命体工学研究科	生体機能専攻	38	19
	脳情報専攻	34	17
	生命体工学専攻	36	72
	計	108	108
合 計		201	201

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成27年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成27年度		
		学科収容定員	第3年次 編入学 収容定員	収容定員
工学部	機械知能工学科	560	40	2,164
	建設社会工学科	320		
	電気電子工学科	520		
	応用化学科	280		
	マテリアル工学科	240		
	総合システム工学科	204		
計		2,124	40	2,164
情報工学部	機械知能工学科	560	17	369
	建設社会工学科	320	18	370
	電気電子工学科	520	18	330
	応用化学科	280	17	329
	マテリアル工学科	240	15	327
	計	1,640	85	1,725
合計		3,764	125	3,889

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年1月10日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第41条の規定にかかわらず、平成29年度の収容定員は、次のとおりとする。

学府又は研究科	専攻	収容定員
		平成29年度
工学府	機械知能工学専攻	156
	建設社会工学専攻	78
	電気電子工学専攻	118
	物質工学専攻	102
	先端機能システム工学専攻	68
	計	522
情報工学府	先端情報工学専攻	115
	学際情報工学専攻	170
	情報創成工学専攻	85
	計	370
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	130
	人間知能システム工学専攻	114
	計	244
合計		1,136

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、工学部総合システム工学科、情報工学部電子情報工学科、システム創成情報工学科、機械情報工学科及び生命情報工学科は、当該学科の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成30年度から平成32年度までは次のとおりとする。

学部	学科	平成 30 年度			平成 31 年度			平成 32 年度		
		学科 収容定員	第 3 年次 編入学 収容定員	収容 定員	学科 収容定員	第 3 年次 編入学 収容定員	収容 定員	学科 収容定員	第 3 年次 編入学 収容定員	収容 定員
工学部	建設社会工学科	320	40	2,164	320	40	2,164	320	40	2,164
	機械知能工学科	556			552			548		
	宇宙システム工学科	55			110			165		
	電気電子工学科	516			512			508		
	応用化学科	284			288			292		
	マテリアル工学科	240			240			240		
	総合システム工学科	153						51		
計		2,124	40	2,164	2,124	40	2,164	2,124	40	2,164
情報工学部	知能情報工学科	357	14	371	362	14	376	367	14	381
	電子情報工学科	264	16	280	176	16	192	88	8	96
	システム創成情報工学科	234	16	250	156	16	172	78	8	86
	機械情報工学科	234	14	248	156	14	170	78	7	85
	生命情報工学科	234	10	244	156	10	166	78	5	83
	情報・通信工学科	93		93	186		186	279	9	288
	知的システム工学科	94		94	188		188	282	9	291
	物理情報工学科	65		65	130		130	195	5	200
	生命化学情報工学科	65		65	130		130	195	5	200
計		1,640	70	1,710	1,640	70	1,710	1,640	70	1,710

附 則

- この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 39 条及び第 41 条の規定にかかわらず、工学府機械知能工学専攻、建設社会工学専攻、電気電子工学専攻、物質工学専攻及び先端機能システム工学専攻は、当該専攻の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成 31 年度からその翌年度までは第 1 号及び第 2 号のとおりとする。

(1) 博士前期課程

学府又は研究科	専 攻	収容定員	
		平成 31 年度	
工学府	機械知能工学専攻	78	
	建設社会工学専攻	39	
	電気電子工学専攻	59	
	物質工学専攻	51	
	先端機能システム工学専攻	34	
	工学専攻	278	
計		539	
情報工学府	先端情報工学専攻	120	
	学際情報工学専攻	180	
	情報創成工学専攻	90	
	計	390	
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	130	
	人間知能システム工学専攻	114	
	計	244	
合 計		1,173	

(2) 博士後期課程

学府又は研究科	専 攻	収容定員	
		平成 31 年度	平成 31 年度の翌年度
工学府	工学専攻	58	65
	計	58	65
情報工学府	情報工学専攻	42	42
	計	42	42
生命体工学研究科	生命体工学専攻	108	108
	計	108	108
合 計		208	215

- 政令により元号が改められた場合、改元期日以後の日を旧元号（平成）により表示しているものについては、旧元号によって特定された日を新元号による応当日に読み替えて適用するものとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年8月11日から施行する。ただし、改正後の第43条第10項及び第11項並びに第57条は令和2年6月30日から適用し、第85条第4号は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年11月4日から施行する。ただし、改正後の第21条第1項第3号及び第59条第1項第2号は平成31年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、情報工学府博士前期課程先端情報工学専攻、学際情報工学専攻、情報創成工学専攻（従前の専攻）及び情報工学府博士後期課程情報工学専攻は、当該専攻の学生が在学しなくなるまでの間存続させるものとし、収容定員は、令和4年度からその翌年度までは第1号及び第2号のとおりとする。

(1) 博士前期課程

学府又は研究科	専 攻	収容定員	
		令和4年度	
工学府	工学専攻	556	
	計	556	
情報工学府	情報創成工学専攻 (従前の専攻)	220	
	先端情報工学専攻	60	
	学際情報工学専攻	90	
	情報創成工学専攻	45	
生命体工学研究科	計	415	
	生体機能応用工学専攻	130	
	人間知能システム工学専攻	114	
	計	244	
合 計		1,215	

(2) 博士後期課程

学府又は研究科	専 攻	収容定員	
		令和4年度	令和4年度の翌年度
工学府	工学専攻	72	72
	計	72	72
情報工学府	情報工学専攻	28	14
	情報創成工学専攻	20	40
	計	48	54
生命体工学研究科	生命体工学専攻	108	108
	計	108	108
合 計		228	234

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

○九州工業大学の学科及び専攻における教育研究上の目的に関する規程

〔平成 26 年 3 月 5 日
九工大学則第 4 号〕

改正 平成 30 年 1 月 25 日九工大学則第 1 号

平成 31 年 3 月 18 日九工大規程第 4 号

令和 4 年 2 月 2 日九工大規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号）第 2 条第 3 項及び第 39 条第 3 項の規定に基づき、学部に置く学科及び学府又は研究科に置く専攻における教育研究上の目的に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学科の目的)

第 2 条 各学科の目的は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(専攻の目的)

第 3 条 各専攻の目的は、別表第 2 に定めるとおりとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に在籍する者（以下「在籍者」という。）及び平成 30 年 4 月 1 日以降に在籍者の属する年次に編入学・再入学・転入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に在籍する者（以下「在籍者」という。）及び平成 31 年 4 月 1 日以降に在籍者の属する年次に編入学・再入学・転入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日に在籍する者（以下「在籍者」という。）及び令和 4 年 4 月 1 日以降に在籍者の属する年次に編入学・再入学・転入学する者については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

学 部	学 科	目 的
工 学 部	建設社会工学科	「豊かな生活空間の創造」、「災害に強い社会基盤の建設及び維持管理」に関する知識・技術を習得し、安心と豊かさを実感できる国土、及び安全快適で環境と調和した社会基盤施設や建築物をつくれる、人間性豊かな専門技術者を養成する。
	機械知能工学科	身の回りで起こる様々な自然現象を支配する原理や力学法則を理解し、その知識を活用して人類の幸福や地球・宇宙との共生に役立つ「もの」をつくることができ、また広い視野を持って時代の変化に柔軟に対応できる専門技術者を養成する。
	宇宙システム工学科	宇宙利用を意識して機械工学分野、電気・電子工学分野に立脚した専門知識・理解、独創性豊かな研究・開発のための基盤となる学力を修得させることで、宇宙システムに代表される複雑な工学システムの創生、研究開発、運用を担える専門技術者を養成する。
	電気電子工学科	電気エネルギーの高度利用によって環境調和型社会の形成に貢献するため、次世代のエネルギー、デバイス及び電子システム化技術に通じた専門技術者を養成する。
	応用化学科	高度な機能を有する物質の設計と合成、材料の創製、及びこれらにかかる高度生産技術の開発を通じて、先端技術の根幹を支える「応用化学」の基本を習得し、環境循環型未来社会に貢献できる専門技術者を養成する。
	マテリアル工学科	鉄鋼、合金、半導体、セラミックス、複合材料等「もの」の性能を決定するマテリアルの構造と性質を科学的に解明し、新しいマテリアルを設計・製造して応用展開する基盤技術、並びに高度な「ものづくり」を実現する金属加工技術の根幹を成す学問領域として、これらの材料の開発・加工・利用とともに、資源、リサイクル及びエネルギー問題にも取り組むことができる専門技術者を養成する。
情報工学部	知能情報工学科	コンピュータサイエンスの専門知識に加え、大量のデータから規則や知識を見出すデータ科学、コンピュータを知的に動作させる人工知能、メディアをコンピュータとの対話に利用するメディア情報学を駆使する能力を身に付け、言葉や映像など様々なメディアを通して、人とコンピュータが協調する新しい情報システムを実現できる高度情報技術者を養成する。
	情報・通信工学科	人・物（センサーヤーアクチュエータ）が情報を介して相互に連携し協調することにより、あらゆる産業分野のすべての局面での高度なICT（情報通信技術）利活用が実現される次世代スマート社会を支えるために、コンピュータ（ハードウェア・ソフトウェア）と通信を深く理解し、総合的な情報システムを設計・開発・運用する能力を持つ技術者を養成する。
	知的システム工学科	情報技術と画像技術、制御技術、機械技術が融合されて構築される、ロボット、インテリジェントカー、スマートグリッド、マイクロ機械などの先進的なシステムの開発によって、人と未来を繋ぐ、社会情報システムや産業活動を生み出していける新たな知的システムを実現できる技術者を養成する。
	物理情報工学科	情報工学と物理工学とを融合した、イノベーションにつながる物理情報工学を学ぶ学科であり、超伝導体や半導体のようなエレクトロニクス材料、生物を含むソフトマター、光技術、ナノテクノロジー、計測技術を含む広義の物性科学・工学分野を対象に、情報工学と物理工学を双方向に利活用し、新たな物性科学・工学分野を切り拓くことができる技術者を養成する。
	生命化学情報工学科	生物学および化学と情報工学の融合をはかり、幅広いバイオ分野すなわち医療・製薬・飲食品・化学・環境・バイオ素材などの領域に、情報工学の知識と技術を利活用でき、また、情報工学の発展に寄与できる能力をもち、ヒトに関わる新産業分野を構築することができる人材を養成する。

別表第2（第3条関係）

学府等	課程の別	専攻	目的
工学府	博士前期課程	工学専攻	「ものづくり」を基盤とした最先端科学技術分野において、開学以来掲げてきた「技術に堪能なる士君子」、すなわち、豊かな教養と技術者倫理ならびにコミュニケーション力を備え、科学技術の進歩に対応できる工学基礎力・専門技術力を有し、国際的に活躍できる専門技術者の素養と能力に加え、深い専門知識とそれに基づく課題発見・設定・解決能力、多様な文化の理解に基づく国際的コミュニケーション力を有するグローバル社会で活躍する高度専門技術者を養成する。
	博士後期課程	工学専攻	「ものづくり」を基盤とした最先端科学技術分野における高度な知識を有し、その科学技術社会への波及効果を十分に理解していることに加え、複数の専門分野知識を身に付け、問題解決能力、独創力、創造性及び実践的技術者としての必要な資質を持ち、イノベーションを創出できる能力を有する人材を養成する。さらに、グローバル化する社会形態の中で、異文化を理解し多文化環境下で新しい価値を生み出す能力を持ち、かつ、リーダーシップを發揮できる人材を養成する。
情報工学府	博士前期課程	情報創成工学専攻	社会の変化に伴い生じる課題に対し、最新の情報技術を原動力として、産業界の諸問題の解決を図るために知識を備え、社会のニーズに基づく产学連携を推進し、情報技術で社会を駆動させていく能力を有する人材を養成する。
	博士後期課程	情報創成工学専攻	情報工学の高い専門性に基づいた先端的な基盤技術の開発を目指し、様々な分野の境界領域で発生する新しい課題に対処することにより、情報技術の発展に貢献し、情報社会を牽引するグローバルリーダーとなる人材を養成する。

学府等	課程の別	専 攻	目 的
生命体工学 研究科	博士前期課程	生体機能応用工学専攻	生体の持つ省エネルギー性、高効率性、環境調和等の優れた機能を工学的に実現し、社会的問題を解決することのできる人材を養成する。
		人間知能システム工学専攻	人間知能の原理を知的システムや知能情報処理として工学的に実現し、産業界などへ貢献することを介して社会の諸問題を解決できる人材を養成する。
	博士後期課程	生命体工学専攻	生物の持つ省資源、省エネルギー、環境調和、人間との親和性等の優れた構造や機能を解明し、それを工学的に実現し応用できることに加え、社会と連携して社会のニーズに応えることにより、現代社会の諸問題を解決し、人間中心の社会の創造に貢献でき、グローバルなリーダーとして活躍することができるとともに、研究・技術分野の動向を常に注視し、革新的成果の実現を図ろうとする態度を持つことができる人材を養成する。

工

学

部

I 九州工業大学工学部学修細則

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）に基づき、九州工業大学工学部における教育課程の履修方法、単位の授与及び卒業要件等に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(履修区分)

第2条 次に掲げる学科に、それぞれ履修上の区分として、履修コースを置く。

学 科	履修コース
建設社会工学科	建築学コース
	国土デザインコース
機械知能工学科	知能制御工学コース
	機械工学コース
宇宙システム工学科	機械宇宙システム工学コース
	電気宇宙システム工学コース
電気電子工学科	電気エネルギー工学コース
	電子システム工学コース
応用化学科	応用化学コース
マテリアル工学科	マテリアル工学コース

2 前項に掲げる学科に所属する学生は、当該学科に置かれたコースの一つを履修しなければならない。

3 履修コースが複数ある学科におけるコースの決定方法については、別に定める。

(教育課程の編成方法)

第3条 工学部における教育課程の授業科目区分（以下「科目区分」という。）を、教養教育科目、工学系総合科目、工学基礎科目、工学専門科目及び工学概論科目の5つの科目区分に分類して編成する。

2 前項に掲げる各科目区分に開設する授業科目（以下「科目」という。）は、必修科目、選択必修科目及び選択科目の3つの単位区分に分類する。

(授業科目の科目名、単位区分及び単位数)

第4条 教養教育科目の科目名、単位区分及び単位数は、別表第1に掲げる教養教育院履修課程表のとおりとする。

2 工学系総合科目の科目名、単位区分及び単位数は、別表第2に掲げる工学系総合科目履修課程表のとおりとする。

3 各類における工学基礎科目の科目名、単位区分及び単位数は、別表第3に掲げる工学基礎科目履修課程表のとおりとする。

4 各学科における工学基礎科目、工学専門科目及び工学概論科目の科目名、単位区分及び単位数は、別表第4に掲げる工学基礎科目、工学専門科目及び工学概論科目履修課程表のとおりとする。

(シラバス)

第5条 開設する各科目についてシラバス（授業要目）を作成し、学内外に公表する。

2 シラバスには、授業の概要、カリキュラムにおける位置付け、授業項目、授業の進め方、達成目標、成績評価の基準および評価方法、授業外学習（予習・復習）の指示、キーワード、教科書等の項目を記載する。

3 各科目の担当教員は、シラバスに基づいて授業を実施し、成績評価を行う。

(卒業要件)

第6条 学則第30条に規定する卒業の要件を満たし、修了するためには、第4条に定める履修課程表に従って履修し、別表第5に掲げる単位数を修得しなければならない。ただし、早期卒業に適格であると認められた者は、第4条第4項の表に掲げる科目のうち卒業研究の修得に代えて、別表第6に掲げる早期卒業科目の修得をもって、卒業

の要件とすることができます。

- 2 前項ただし書きに規定する早期卒業に関し、必要な事項は別に定める。

(履修登録)

第7条 学生は、履修しようとする科目について、当該学期の履修登録期間内に、所定の方法による履修登録を行わなければならない。ただし、履修登録する学生数が科目の受け入れ限度を超えた場合等は履修学生数が制限されることがある。

- 2 学生が、年間に履修登録できる科目の総単位数は46単位を上限とする。

- 3 前項及び次条第4項に定める上限単位数には、教育の基礎的理解に関する科目等及び別に指定する科目の単位は、含まないものとする。

- 4 所属する学科の履修課程表にない他学科及び他学部の科目の履修を希望する者は、所定の受講願を当該学期の履修登録期間内に工学部事務課へ提出しなければならない。ただし、科目によっては2年以上の特定の履修コースに開講されているものがあり、同一学科の学生であっても他の履修コースを履修する学生にとっては、これらの科目は「他学科の科目」とみなされる。

- 5 第1項に規定する期間内に所定の手続きを行わない者は、その科目を履修することができない。ただし、特別な事由があると認められた場合は、科目担当教員及び所属の類・学科または履修コースの教務委員の承認を得て、その科目を履修することができる。

- 6 第4項により修得した他学科の科目の単位は、卒業要件単位の選択単位として取り扱うものとする。

(履修登録の取消し)

第8条 学生は、履修登録をした授業科目の履修を取りやめる場合には、定められた履修登録取消期限までに、履修登録票（取消し）を工学部事務課に提出することにより、履修登録の取消しを行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目の場合には、授業科目ごとに掲示される履修登録取消期限までは、履修登録の取消しを行うことができる。

- 3 正当な事由により、定められた期間内に履修登録の取消しを行うことができなかつた場合、学生は所属類又は所属学科の教務委員の許可を得たうえで、履修登録票（取消し）を工学部事務課に提出することにより、履修登録の取消しを行うことができる。

(GPAによる総合成績の評価及び履修登録の制限に関する特例)

第9条 GPAは、学生が履修登録した全ての科目について、評価点（Grade Point）をつけ、この評価点を各々の科目の単位数による加重をつけて平均した値である。成績評価を評価点に換算する場合は、次の基準に従う。

90点～100点 4.0

85点～89点 3.5

80点～84点 3.0

75点～79点 2.5

70点～74点 2.0

65点～69点 1.5

60点～64点 1.0

0点～59点 0

- 2 学則第12条から第14条の規定により単位認定された科目及び別に指定する科目は、GPAの計算の対象には含めない。

- 3 同じ科目を異なる年度にわたって複数回履修した場合、各々の履修年度における科目の評価点がGPAの計算の対象となる。

- 4 第7条第2項の規定にかかわらず、当該年度の前年度のGPA（Grade Point Average）の値が3.0以上の者は、

当該年度に履修登録できる単位数の上限を 55 単位とすることができます。

- 5 学生が第 7 条第 2 項及び本条第 4 項の規定にかかわらず、履修登録できる総単位数の上限を超える科目の履修を希望し、かつ、所属の類・学科または履修コースの教務委員が特別な事由があると認めた場合には、学生は、所定の履修願を工学部事務課に提出することにより、上限単位数を超える科目を履修することができる。

(大学院の授業科目の履修)

第 10 条 学生は、指定された大学院工学府の授業科目を履修できるものとする。

- 2 前項に規定する大学院工学府の授業科目の履修を希望する学生は、所定の履修願を所定の期間内に工学部事務課へ提出しなければならない。

- 3 第 1 項に規定する大学院工学府の授業科目を履修できる学生は、学業成績が優秀な 4 年次生とし、その基準、履修できる科目及びその他必要な事項については、別に定める。

(外国人留学生等の教養教育科目に関する履修の特例)

第 11 条 外国人留学生等の日本語科目及び日本事情に関する科目の履修及び単位の修得に関しては、九州工業大学外国人留学生等の教養教育科目履修の特例に関する細則(平成 5 年九工大細則第 1 号)の定めるところによる。

(単位の授与)

第 12 条 科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 科目を履修し、成績評価の結果、単位を取得するためには、原則としてその科目の総授業時間数の 3 分の 2 以上出席しなければならない。

- 3 既修得単位の取消し及び更新はできない。

(他学部等における科目の履修等による単位の認定)

第 13 条 学則第 12 条第 1 項の規定により他の学部において修得した科目の単位は、卒業要件単位の選択の単位として取り扱うものとする。

- 2 学則第 13 条の規定により修得した科目の単位は、卒業要件単位の選択の単位として取り扱うものとする。

(編入学生の単位の認定)

第 14 条 本学部に編入学を許可された者の、学則第 14 条に規定する入学前の既修得単位等の認定については、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 学士号を有する者に対する単位の認定は、出身大学において履修した科目の中から、人文社会系 10 単位、言語系 10 単位、工学系総合科目 6 単位を上限とし、また、工学基礎科目及び工学専門科目については、関連学科と協議の上、行うものとする。

- (2) 短期大学及び高等専門学校を卒業した者に対する単位の認定は、関連学科と協議の上、別表第 7 により行うものとする。

- (3) 前 2 号に掲げる者以外の場合には、前 2 号の規定を準用し認定を行うものとする。

(履修進行の基準)

第 15 条 学生は、2 年以上在学し、卒業要件単位中、70 単位以上を修得しなければ、3 年次に進級することができない。

- 2 学生は、3 年以上在学し、卒業要件単位中、別表第 8 に掲げる単位数を修得しなければ、4 年次に進級することができない。

- 3 第 3 年次編入学生は、1 年以上在学し、卒業要件単位中、別表第 8 に掲げる単位数を修得しなければ、4 年次に進級することができない。

- 4 学生は、在学する学年を超える年次の必修科目を履修することはできない。

- 5 学生は、在籍した期間を超える年次の選択必修科目及び選択科目を履修することはできない。

(除籍)

第16条 学生が、連続する2年間（休学期間を除く。）において30単位を修得できないときは、学則第29条第1項第4号の該当者として取り扱うものとする。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

- (1) 前条第1項に規定する単位を修得し、3年次となる者
- (2) 3年次生以上の者

2 前項の規定にかかわらず、疾病若しくは負傷による休学又は留学等、特別な理由がある者にあっては、学部長は教務委員会に意見を求めることができるものとする。

(試験)

第17条 試験は、当該科目授業終了の学期末に行う。ただし、科目によっては随時、試験を行うことがある。

2 演習、実験、実習又は実技の科目については、前項以外の方法で試験に替えることができる。

(成績評価)

第18条 履修した科目的成績は、合格、不可で評価する。

2 評価した科目的成績を評語で表示するときは、次の基準によるものとする。

評語	原評価	成績評価基準	合否
秀又はA	90点～100点	達成目標を十分に達成し、極めて優秀である	合格
優又はB	80点～89点	達成目標を十分に達成している	
良又はC	70点～79点	達成目標を達成している	
可又はD	60点～69点	達成目標を最低限度達成している	
不可又はF	0点～59点	達成目標を達成していない	不合格

3 成績評価に用いられた主要な資料（試験問題、試験答案、レポート課題、提出レポート等）は、成績評価の妥当性を必要に応じて検証するための基礎資料として、国立大学法人九州工業大学法人文書管理規程（平成23年九工大規程第9号）別表第1備考第5項の規定により保存期間5年の文書として取り扱う。

4 学生は、個別科目的成績評価に対して不服がある場合、別に定めるところにより、確認及び異議申立てをすることができる。

(学期末・学年末試験で不可になった場合の措置)

第19条 再試験は、実施しない。

2 前項の規定にかかわらず、科目的総授業時間数の3分の2以上の授業に出席して不可となった学生のうち、科目担当教員が必要と認めた学生に対して、試験その他の方法による確認を加えて行い、その結果に基づき成績の修正を行うことがある。

3 成績の修正は、その科目が開講された学期の成績報告期限内に行い、その学期内に確定した成績評価を学生に通知する。

4 前項で合格と評価された科目的成績を評語で表示するときは、前条第2項の規定を適用する。

(試験における不正行為に対する懲戒)

第20条 試験において不正行為を行った学生に対しては、当該学期及び通年で履修登録した科目的全部について、その成績評価を不可として取り扱うものとする。

2 不正行為を行った学生に対しては、前項の措置に加えて、学則第88条の適用対象として取り扱う。

(学生の総合評価)

第21条 学生の総合的な成績は、総得点（修得した科目的点数の和）、平均点（総得点を修得した科目数で除したもの）、GPA等を用いて多元的に評価し、修学・進路指導等に利用する。

2 多元的評価のための基準及び修学・進路指導上の項目は、各学科において別に定める。

(指導教員)

第22条 学生への修学支援を目的として、各学生に対して、指導教員（アカデミック・アドバイザー）を割り当

てる。

2 指導教員は、個々の学生に応じた修学指導を行うほか、学生生活、進路についての助言等を行う。

(教職課程)

第23条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による免許状を取得しようとする者は、別表第9の教職課程に定める科目を修得しなければならない。

(雑 則)

第24条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（最終改正分）

1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この細則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

別表第1 教養教育院履修課程表（各学科共通）

1. 教養教育科目

① 人文社会系

区 分	授業科目	单 位			授 業 時 数						備 考	
		必 修	選 択必 修	選 択	1年次		2年次		3年次			
					前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
人 文 社 会 科 目	哲 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	哲 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	教 育 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	教 育 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	一 般 言 語 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	一 般 言 語 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	文 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	文 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	歴 史 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	歴 史 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	地 域 研 究 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	地 域 研 究 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	地 理 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	地 理 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	法 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	法 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	日 本 国 憲 法 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	日 本 国 憲 法 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	経 済 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	経 済 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	経 営 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	経 営 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	社 会 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	社 会 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	政 治 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	政 治 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	職 業 と 社 会		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	心 理 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	心 理 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	健 康 ス ポ ーツ 科 学 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	ス ポ ーツ 実 技		1		(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	戸・飯	
	科 学 技 術 と 社 会 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	科 学 技 術 と 社 会 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	家 族 と 社 会		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	環 境 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	環 境 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
グ ロ ーブ ル 教 養 科 目	異 文 化 間 コ ミ ュ ニ ケ シ ョ ン 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	言 語 類 型 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	西 洋 近 現 代 史		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	東 南 ア ジ ア 文 化 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	心 理 適 応 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	東 ア ジ ア 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	国 際 関 係 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	国 際 経 済 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	国 際 経 営 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	サスティナビリティ論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	日 本 近 現 代 史		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	I C T と 現 代 社 会 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	日 本 社 会 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	科 学 コ ミ ュ ニ ケ シ ョ ン 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	市 民 社 会 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	現 代 健 康 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	
	ジ エ ン ダ ー 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸・飯	

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期		
人文社会系選択科目	西洋社会史			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸
	教育システム論			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯
	経営組織論			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸
	言語分析法			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯
	情報倫理			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯
	ゲーム理論			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯
	情報社会と教育			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯
	現代社会論			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯
	情報メディアとコミュニケーション			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯
	日本政治論			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯
	選択日本事情ⅠA			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸
	選択日本事情ⅠB			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸
	選択日本事情ⅡA			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸
	選択日本事情ⅡB			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸
国際協働演習				1								戸・飯 適宜
計				53	15							

他キャンパスでの科目履修を希望する者は事前に届け出ること。

備考欄の戸、飯はそれぞれ戸畠キャンパス、飯塚キャンパスでの開講予定を表している。

年度ごとの開講キャンパスについては、時間割などで確認すること。

② 言語系

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期		
選択必修英語科目	英語ⅠC		1		(2)							戸・飯
	英語ⅡC		1		(2)							戸・飯
	英語ⅢC		1			(2)						戸・飯
	英語ⅣC		1			(2)						戸・飯
	英語ⅤC		1			(2)	(2)					戸・飯
	英語ⅦC		1			(2)	(2)	(2)				戸・飯
	英語ⅧA		1				(2)	(2)	(2)	(2)		飯
	英語ⅧB		1				(2)	(2)	(2)	(2)		飯
	英語ⅧC		1				(2)	(2)	(2)	(2)		戸・飯
	英語ⅧD		1				(2)	(2)	(2)	(2)		戸・飯
	英語ⅧA		1					(2)	(2)	(2)		戸・飯
	英語ⅧB		1					(2)	(2)	(2)		飯
	英語ⅧD		1					(2)	(2)	(2)		戸・飯
	英語ⅨA		1						(2)	(2)		戸・飯
	英語ⅨB		1						(2)	(2)		飯
	英語ⅨD		1						(2)	(2)		戸・飯
語選科択英	選択英語1T				1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		TOEIC対策
	選択英語2T				1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		
	選択英語3T				1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		
	選択英語4T				1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
初修外国語科目	ドイツ語 I	1			(2)	(2)							戸・飯	
	ドイツ語 II	1				(2)	(2)						戸・飯	
	ドイツ語 III	1					(2)	(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	ドイツ語 IV	1						(2)			(2)		戸・飯	
	中国語 I	1			(2)	(2)							戸・飯	
	中国語 II	1				(2)	(2)						戸・飯	
	中国語 III	1					(2)	(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	中国語 IV	1						(2)			(2)		戸・飯	
	フランス語 I	1			(2)	(2)							戸・飯	
	フランス語 II	1				(2)	(2)						戸・飯	
	フランス語 III	1					(2)	(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	フランス語 IV	1						(2)			(2)		戸・飯	
	韓国語 I	1			(2)								戸	
	韓国語 II	1				(2)							戸	
	韓国語 III	1					(2)		(2)				戸	
	韓国語 IV	1						(2)		(2)			戸	
計		0	32	4										

キャンパスにより開講される科目・学期は異なる場合があるので、注意すること。

備考欄の戸、飯はそれぞれ戸畠キャンパス、飯塚キャンパスでの開講予定を表している。

開講キャンパスについては、学期毎に掲示などで公表するので注意すること。

他キャンパスでの科目履修を希望する者は事前に所属学部教務係に申請し、許可を得ること。

英語：

*選択必修英語科目名の I ~ IX は難易度、A ~ D は技能の種別を表しており、技能種別の記号 (A ~ D) は、以下の重点技能を表している。I ~ VI の技能は C のみであり、VII は A, B, C, D、VIII 以降は A, B, D から選択できる。

A: Writing B: Reading

C: Comprehensive D: Speaking

*選択英語科目 1T ~ 4T は難易度を表し、通常時間枠または集中講義として開講する。

*選択必修英語科目 VII 以降、選択英語科目は大学院との共通科目である。

*1年次は学期あたり再履修の科目を除き 2 科目まで、2 年次以降は学期あたり VI までは再履修の科目を除き 1 科目のみ、VII 以降は同レベルの 2 科目まで履修できる。

*再履修の科目を除き、単位取得済科目より下位レベルの科目は履修できない。

初修外国語：

*どの言語を選択する場合でも、原則として、I から順に履修すること。

*1年次の必修 2 単位を未取得の者を除いて、2 年生以上は、原則として 1 年次開講科目を履修できない。

別表第2 工学系総合科目履修課程表（各学科共通）

区 分	授業科目	単位		授業時数								備考	
		必 修	選 択	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
工学系総合科目	工学倫理	1						(1)	(1)	(1)	(1)		
	工学と環境	1						(1)	(1)	(1)	(1)		
	安全工学		1					(1)	(1)	(1)	(1)		
	知的財産権		1					(1)	(1)				
	インターンシップ実習		1			(3)	(3)	(3)	(3)			#	
	海外研修I		1									# 適時	
	海外研修II		2									# 適時	
	海外インターンシップ実習I		1									# 適時	
	海外インターンシップ実習II		2									# 適時	
	理数教育体験		1									# 適時	
	サービスラーニングI		1									# 適時	
	サービスラーニングII		1									# 適時	

印の授業科目は、学修細則第7条第3項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

別表第3

工学1類 工学基礎科目

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修 空欄：選択		授業時数		備考	
		単位数	単位区分	1年			
				前期	後期		
工学基礎科目	解析学 A	4	◎	4			
	解析学 B	2	○		2		
	線形数学 A	2	◎	2			
	線形数学 B	2	○		2		
	微分方程式	2	○		2		
	物理学 I	4	◎	4			
	物理学 II A	2			2		
	物理学・化学実験	1	◎	(3)	(3)		
	化学 I	2	◎	2			
	化学 II	2	○		2		
	建設社会工学演習	1	◎	2		C	
	建設総合演習	1	◎	2		C, #	
	建設力学基礎及び演習	2	○		4	#	
	水力学基礎及び演習	2	○		4		
科情報目系	測量学 I	2	○		2	#	
	建築設計製図基礎	2	○		4	P, #	
科情報目系	情報リテラシー	2	○	2			
	情報 P B L	2	○		2	P	

P印の授業科目は、PBL科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

#印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

工学2類 工学基礎科目

区 分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修 空欄:選択		授業時数 1年		備考
		単 位 数	単 位 区 分	前 期	後 期	
工 学 基 礎 科 目	解析学 A	4	◎	4		
	解析学 B	2	○		2	
	線形数学 A	2	◎	2		
	線形数学 B	2	○		2	
	微分方程式	2	○		2	
	物理学 I	4	◎	4		
	物理学 II A	2	○		2	
	物理学・化学実験	1	◎	(3)	(3)	
	化学 I	2	◎	2		
	化学 II	2	○		2	
	機械知能工学入門	1	*1	2		C, #
	機械構造の力学入門	1	*1		2	
	計測制御入門	1	*1		2	
	宇宙システム工学入門	1	*2		2	C
科 情 報 目 系	機械知能工学基礎実習	1		1		#
	情報リテラシー	2	◎	2		
	情報 PBL	2	○		2	P

P印の授業科目は、PBL科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

#印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

*1印の授業科目は、2年進級時において、機械知能工学科へ配属となった場合は必修、宇宙システム工学科へ配属となった場合は選択必修の単位となる。

*2印の授業科目は、2年進級時において、機械知能工学科へ配属となった場合は選択、宇宙システム工学科へ配属となった場合は選択必修の単位となる。

工学3類 工学基礎科目

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修		授業時数		備考	
		単位数	単位区分	1年			
				前期	後期		
工学基礎科目	解析学 A	4	◎	4			
	解析学 B	2	○		2		
	線形数学 A	2	◎	2			
	線形数学 B	2	○		2		
	微分方程式	2	○		2		
	物理学 I	4	◎	4			
	物理学 II B	2	○		2		
	物理学・化学実験	1	◎	(3)	(3)		
	化学 I	2	◎	2			
	化学 II	2	○		2		
	電気電子工学実験入門	1	*1	3			
	電気電子工学序論	1	*1	2		C, #	
科情報目系	宇宙システム工学入門	1	*2		2	C	
	情報リテラシー	2	◎	2			
	情報 P B L	2	◎		2	P	

P印の授業科目は、PBL科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

#印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

*1印の授業科目は、2年進級時において、電気電子工学科へ配属となった場合は必修、宇宙システム工学科へ配属となった場合は選択必修の単位となる。

*2印の授業科目は、2年進級時において、電気電子工学科へ配属となった場合は選択、宇宙システム工学科へ配属となった場合は選択必修の単位となる。

工学4類 工学基礎科目

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修		授業時数		備考	
		単位数	単位区分	1年			
				前期	後期		
工学基礎科目	解析学 A	4	◎	4			
	解析学 B	2	○		2		
	線形数学 A	2	◎	2			
	線形数学 B	2	○		2		
	微分方程式	2	○		2		
	物理学 I	4	◎	4			
	物理学 II A	2	○		2		
	物理学・化学実験	1	◎	(3)	(3)		
	化学 I	2	◎	2			
	化学 II	2	○	2			
	無機化学基礎	2	○		2		
	有機化学基礎	2	○		2		
科情報目系	応用化学自由研究	1	○		1	P	
	応用化学入門	1	○			C, #, 適時	
	情報リテラシー	2	○	2			
	情報 P B L	2	○		2	P	

P印の授業科目は、PBL科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

#印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

工学5類 工学基礎科目

区 分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修		授業時数 1年		備考	
		単 位 数	単 位 区分	前 期	後 期		
工学基礎科目	解析学 A	4	◎	4			
	解析学 B	2	○		2		
	線形数学 A	2	◎	2			
	線形数学 B	2	○		2		
	微分方程式	2	○		2		
	物理学 I	4	◎	4			
	物理学 II A	2	○		2		
	物理学・化学実験	1	◎	(3)	(3)		
	化学 I	2	◎	2			
	化学 II	2	◎	2			
	マテリアル工学入門	2	*1	2		C, #	
	マテリアル工学基礎 I	2	*1		2		
	マテリアル工学基礎 II	2	*1		2		
	宇宙システム工学入門	1	*2		2	C	
科情報目系	情報リテラシー	2	◎	2			
	情報 P B L	2	○		2	P	

P印の授業科目は、PBL科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

#印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

*1印の授業科目は、進学する学科に関係なく必ず履修すること。なお、2年進級時以降は各学科の卒業要件を参照すること。

*2印の授業科目は、2年進級時において、マテリアル工学科へ配属となった場合は選択、宇宙システム工学科へ配属となった場合は選択必修の単位となる。

別表第4 工学基礎科目及び工学専門科目、工学概論科目履修課程表

(1) 建設社会工学科 (建築学コース・国土デザインコース)

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修 空欄:選択			授業時数								備考	
		単位数	コ建築学	コ国士デザイン	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学基礎科目	解析学A	4	◎	◎	4								C #,C *2,K群 W群 D群 *2,D群 *2,P P	
	解析学B	2	○	○		2								
	線形数学A	2	◎	◎	2									
	線形数学B	2	○	○		2								
	微分方程式	2	○	○		2								
	複素解析学	2						2						
	統計学	2					2							
	物理学I	4	◎	◎	4									
	物理学II A	2				2								
	物理学II B	2					2							
	物理学・化学実験	1	○	○	(3)	(3)								
	解析力学・剛体力学	2						2						
	化学I	2	◎	◎	2									
	化学II	2	◎	◎		2								
	建設社会工学演習	1	○	○	2									
	建設総合演習	1	○	○	2									
	建設力学基礎及び演習	2	○	○		4								
工学専門科目	水理学基礎及び演習	2	○	○		4								
	公計画基礎	2	○	○			2							
	測量学I	2	○	○		2								
	建築設計製図基礎	2	○	○		4								
	情報リテラシー	2	○	○	2									
	情報PBL	2	○	○		2								
	情報処理基礎	2	○	○			2							
	情報処理応用	2	○	○				2						
	応用数理A	2							(2)	(2)	(2)	(2)	隔年 または 適時	
	応用数理B	2							(2)	(2)	(2)	(2)		
	応用数理C	2							(2)	(2)	(2)	(2)		
	応用数理D	2							(2)	(2)	(2)	(2)		
	建築計画I	2	○			2							D群 D群 W群 W群 W群 W群 W群 W群 *1 G群	
	建築計画II	2	○				2							
	公共建築計画	1	○					(1)	(1)					
	建設環境工学	2	○				2							
	建設設備	2	○					2						
	建築法規	2	○						2					
	建築・環境デザインの歴史と展開	2	○				2							
	建築一般構造I	2	○				2							
	建築一般構造II	2	○					2						
	建設施工と積算	2	○	○					2					
	国土計画論	2		○					2					
	地域計画と景域デザイン	2	○	○					2					
	都市計画	2	○	○				2						
	道路交通工学	2		○					2					
	都市交通計画	2							2					
	水理学I	2		○		2								
	水理学II	2		○			2							
	河川工学	2		○				2						
	海岸・港湾工学	2		○					2					
	水環境工学	2							2					
	防災情報工学	2							2					
	地盤工学基礎及び演習	2	○	○		4								

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修 空欄:選択			授業時数								備考	
		単位数	コ建 築 ス学	コ国 土 デ ザ イン ス	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工 学 専 門 科 目	地盤工学	2	○	○					2				G群	
	地盤耐震工学	2		○					2				G群	
	構造物基礎と地下空間	2								2			G群	
	構造力学I	2	○	○			2						K群	
	構造力学II	2	○	○						2			K群	
	建設運動学	2	○	○				2					K群	
	建設材料施工学	2	○	○			2						K群	
	コンクリート構造工学I	2	○	○				2					K群	
	コンクリート構造工学II	2		○					2				K群	
	維持管理システム	2							2				*1	
	統計力学	2								2			P	
	量子力学	2								2			D群	
	建設数学	2		○					2					
	総合ランドスケープ演習	1							2					
	測量学II	2	○	○			2							
	測量学実習	1	○	○			3							
	建設工学実験I	1		○					3				S	
	建設工学実験II	1	○	○					3				S	
	建築設計製図I	2	○				4						P	
	建築設計製図II	2	○					4					P	
	建築設計製図III	2	○						4				P	
	建設構造設計製図	2		○						4			K群	
	技術英語	1	○	○						2				
	建設社会プレ研究	1								1			#,C	
	卒業研究	5	○	○										
	特別講義													
	学外実習	1												
	工学専門科目区分認定科目I	2												
	工学専門科目区分認定科目II	2												
科 工 学 概 目 論	工学概論A	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)		
	工学概論B	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)		
	生命体工学概論A	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)		
	生命体工学概論B	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)		
	産業人材形成概論A	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)		
	産業人材形成概論B	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)		
合 計	必修	59	52											
	選択必修	41	46											
	選択	60	62											

*1印の授業科目は、3年次情報系科目である。

*2印の1年次に開講される、資格取得に関連する専門科目の、建設力学基礎及び演習、建築設計製図基礎、測量学Iについては、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

#印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

*建築学コースの学生は、K群から3科目以上、G群から2科目以上、D群から3科目以上、それぞれ修得すること。

*国士デザインコースの学生は、W群から3科目以上、K群から3科目以上、G群から2科目以上、それぞれ修得すること。

「注意事項」

- (1) 卒業要件の単位数については、別表第5に示す単位を修得すること。
なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の許可を得た上で建設社会工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。
- (2) 4年次への進級要件108単位には、別表第8に示す単位を含む。

(2) 機械知能工学科 (知能制御工学コース・機械工学コース)

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修 空欄:選択			授業時数								備考	
		単位数	コ知能工 コ制御工 ス学	機械工 工学	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学基礎科目	解析学 A	4	○	○	4									
	解析学 B	2	○	○		2								
	線形数学 A	2	○	○	2									
	線形数学 B	2	○	○		2								
	微分方程式	2	○	○		2								
	複素解析学	2	○	○			2							
	統計学	2	○	○			2							
	物理学 I	4	○	○	4									
	物理学 II A	2	○	○		2								
	物理学 II B	2	○	○			2							
	物理学・化学実験	1	○	○	(3)	(3)								
	解析力学・剛体力学	2	○	○			2							
	基礎量子力学	2					2							
	化学 I	2	○	○	2									
	化学 II	2	○	○		2								
入門科目	機械知能工学入門	1	○	○	2								#,C	
	機械構造の力学入門	1	○	○		2							#	
	計測制御入門	1	○	○		2							P	
	宇宙システム工学入門	1				2								
	機械知能工学基礎実習	1			1									
情報系科目	情報リテラシー	2	○	○	2									
	情報 P B L	2	○	○		2								
	情報処理基礎	2	○	○			2							
	情報処理応用	2	○	○			2							
基数副基礎理専科情目報門	応用数理 A	2							(2)	(2)	(2)	(2)	隔年または適時	
	応用数理 B	2							(2)	(2)	(2)	(2)		
	応用数理 C	2							(2)	(2)	(2)	(2)		
	応用数理 D	2							(2)	(2)	(2)	(2)		
工学専門科目	材料力学 I	2	○	○		2							☆	
	材料力学 II	2		○			2							
	機械材料学	2		○			2							
	弾塑性力学	2		○				2						
	材料強度	2						2						
	生産工学基礎	2		○		2								
	機械加工	2		○			2							
	素材加工	2		○				2						
	機械計測	2		○				2						
	生産ソフトウェア工学	2		○			2						*1	
	流体力学基礎	2		○		2								
	流体力学	2		○			2							
	圧縮性流体力学	2		○				2						
	熱力学 I	2		○		2								
	熱力学 II	2		○			2							
	伝熱学	2		○				2						
	熱流体工学基礎	2	○			2								
	制御工学基礎	2		○			2							
	データ処理工学	2	○				2							
	電機基礎理論 I	2	○			2								
	電機基礎理論 II	2	○				2							

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修 空欄:選択			授業時数								備考	
		単位数	コ知能 制御工 ス学	コ機械 工 ス学	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工 学 専 門 科 目	機械力学	2	○						2				☆	
	振動工学	2	○							2			☆	
	制御数学	2	○					2					☆	
	制御系解析	2	○						2				☆	
	制御系構成論I	2	○							2			☆	
	制御系構成論II	2	○							2			☆	
	センサ工学I	2	○					2					☆	
	センサ工学II	2							2					
	プロセス制御	2	○						2					
	メカトロニクス	2	○							2				
	ロボット制御工学	2									2			
	知能制御	2	○							2				
	デジタル制御	2	○							2				
	知能制御応用	2							2					
	プログラミング	2	○					2						
	情報処理システムI	2	○						2				*2, ☆	
	情報処理システムII	2	○							2			*2	
	燃焼工学	2		○					2					
	メカと力学	2		○				2						
	機械力学I	2		○					2					
	機械力学II	2		○					2					
	設計工学I	2		○					2					
	設計工学II	2		○						2				
	トライボロジー	2								2				
	統計力学	2								2				
	量子力学	2							2					
	数値解析法	2	○	○					2				*1	
	生体工学概論	2							2					
	機械工作法実習	1		○				3					S	
	設計製図I	1		○				3					P	
	設計製図II	1		○					3				P,S	
	機械工学PBL※1	1		○						3			S	
	機械系GE教育入門※2	2								2			S	
	機械工学実験I	1		○				3					S	
	機械工学実験II	1		○					3				S	
	制御数学演習	1	○					2					☆	
	制御系解析演習	1	○						2				☆	
	制御系構成論I演習	1	○						2				P,S	
	制御工学PBL I	1	○					3					P,S	
	制御工学PBL II	1	○						3				P,S	
	制御工学PBL III	1	○							3			P,S	
	機械工学実践I	2		○				2						
	機械工学実践II	2		○					2					
	機械系学生のための英文理解と表現	1		○						2				
	科学技術英語I	1	○							2			☆	
	科学技術英語II	1	○							2			☆	
	卒業研究	5	○	○										
	特別講義													
	学外工場実習	1											#, C, △	
	学外見学実習	1											#, C, △	
	工学専門科目区分認定科目I	2												
	工学専門科目区分認定科目II	2												

区 分	授 業 科 目	単 位			授 業 時 数								備 考	
		単 位 数	○ 知 能 制 御 工 学	○ 機 械 工 学	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次			
					前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
科 工 学 概 念 目 論	工 学 概 論 A	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)		
	工 学 概 論 B	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)		
	生 命 体 工 学 概 論 A	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)		
	生 命 体 工 学 概 論 B	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)		
	産 業 人 材 形 成 概 論 A	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)		
	産 業 人 材 形 成 概 論 B	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)		
合 計	必 修				32	48								
	選 択 必 修				69	62								
	選 択				89	80								

※1 機械工学コースのみに開講

※2 機械工学コースの GE コース履修者を対象とする。

*1印の授業科目は、機械工学コースの3年次情報系科目である。

*2印の授業科目は、知能制御工学コースの3年次情報系科目である。

知能制御工学コースの学生は、☆印で指定された選択必修科目の中から13単位以上修得すること。

#印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

△印の授業科目は、学修細則第9条第2項に定める別に指定する科目とし、GPA計算の対象には含めない。ただし、知能制御工学コースについては、この限りではない。

「注意事項」

(1) 卒業要件の単位数については、別表第5に示す単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の許可を得た上で機械知能工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

(2) 4年次への進級要件108単位には、別表第8に示す単位を含む。

(3) 宇宙システム工学科 (機械宇宙システム工学コース・電気宇宙システム工学コース)

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修 空欄:選択			授業時数						備考	
		単位数	工機学 宇宙 コラボ システム	電気学 宇宙 コラボ システム	1年次		2年次		3年次			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
工 学 基 礎 科 目	解析学 A	4	○	○	4							# C P
	解析学 B	2	○	○		2						
	線形数学 A	2	○	○	2							
	線形数学 B	2	○	○		2						
	微分方程式	2	○	○		2						
	複素解析学	2	○	○				2				
	統計学	2	○	○			2					
	物理学 I	4	○	○	4							
	物理学 II A	2	○	○		(2)	(2)					
	物理学 II B	2	○	○		(2)	(2)					
	基礎量子力学	2					2					
	物理学・化学実験	1	○	○	(3)	(3)						
	化学 I	2	○	○	2							
	化学 II	2	○	○		2						
	解析力学・剛体力学	2	○	○			2					
入 門 科 目	量子力学	2						2				# C P
	統計力学	2							2			
	数值解析法	2	○	○					2			
	機械知能工学入門	1	○		2							
	機械構造の力学入門	1	○			2						
	計測制御入門	1	○			2						
	機械知能工学基礎実習	1			1							
	電気電子工学実験入門	1		○	3							
	電気電子工学序論	1		○	2							
	マテリアル工学入門	2	○	○	2							
情報系科目	マテリアル工学基礎 I	2	○	○		2						#
	マテリアル工学基礎 II	2	○	○		2						
	宇宙システム工学入門	1	○	○	2							
	情報リテラシー	2	○	○	2							
基礎副専 科情報 目報門	情報 P B L	2	○	○		2						隔年 または適時
	情報処理基礎	2	○	○			2					
	情報処理応用	2	○	○				2				
	応用数理 A	2							(2)	(2)	(2)	
	応用数理 B	2							(2)	(2)	(2)	
	応用数理 C	2							(2)	(2)	(2)	
	応用数理 D	2							(2)	(2)	(2)	

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		単位数	工機学 宇宙 システム	工電学 宇宙 システム	1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
宇宙工学専門科目	宇宙システム利用	2	○	○			2						P P	
	宇宙システム環境	2	○	○			2							
	システム工学	2	◎	◎			2							
	ロケット・衛星システム工学	2	○	○						2				
	制御システム工学	2	○	○					2					
	軌道力学	2	◎	◎			2							
	飛行力学	2	◎	◎				2						
	画像処理基礎	2	○	○				2						
	宇宙材料学	2	○	○					2					
	飛行制御	2	○	○					2					
	宇宙エネルギー・推進工学	2	○	○						2				
	宇宙構造工学基礎	2	○	○						2				
	ロケット推進工学	2	○	○						2				
	システム工学演習	2	◎	◎			4							
	宇宙工学実験	1	◎	◎					3					
工学専門科目	宇宙工学PBL	1	◎	◎					3				P P	
	専門英語I	1							1	1				
	専門英語II	1	○	○						2				
	研究室インターンシップ	1							1					
	卒業研究	5	○	○										
機械系基礎・専門科目	流体力学基礎	2	◎				2						P P	
	流体力学	2	○					2						
	圧縮性流体力学	2	○						2					
	熱力学I	2	◎				2							
	熱力学II	2	○					2						
	伝熱学	2	○						2					
	燃焼工学	2	○	○					2					
	メカと力学	2	○				2							
	機械力学I	2	◎	○				2						
	機械力学II	2	○						2					
	材料力学I	2	◎				2							
	材料力学II	2	○					2						
	機械材料学	2	○					2						
	弾塑性力学	2	○						2					
	材料強度	2							2					
	トライボロジー	2								2				
	生産工学基礎	2	○				2							
	機械加工	2						2						
	素形材加工	2								2				
	設計製図I	1	◎				3							
	設計製図II	1	◎						3					
	機械工作法実習	1	◎				3							
	機械工学実験I	1	◎					3						
	設計工学I	2	○							2				
	設計工学II	2	○							2				

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修 空欄:選択	授業時数								備考	
			単位数	工機学 宇宙 コシステム	工電学 宇宙 コシステム	1年次		2年次		3年次		
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	
工学専門科目	電気回路 I	2		○				2				
	電気回路 II	2		○				2				
	電気回路 III	2		○					2			
	電気回路演習	1		○					2			
	電子回路 I	2		○				2				
	電子回路 II	2		○					2			
	電子回路応用演習	1		○						2		
	パワーエレクトロニクス	2		○							2	
	電磁気学 I	2		○				2				
	電磁気学 II	2		○				2				
	電磁気学 III	2		○					2			
	電磁気学演習	1		○					2			
	半導体デバイス	2		○				2				
	デジタル回路設計法	2								2		
	電気電子材料	2									2	
	論理回路	2		○				2				
	組み込みシステム工学	2	○	○				2				
	信号処理 I	2		○						2		
	信号処理 II	2									2	
	通信基礎	2		○						2		
	電波工学	2		○						2		
	センサ・インターフェース工学	2								2		
	移動通信及び法規	2									2	
	電気電子工学実験 I	1		○				3				
	特別講義											
	学外工場実習	1										#,C,△
	学外見学実習	1										#,C,△
	工学専門科目区分認定科目 I	2										
	工学専門科目区分認定科目 II	2										
工学概論科目	工学概論 A	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)
	工学概論 B	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)
	生命体工学概論 A	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)
	生命体工学概論 B	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)
	産業人材形成概論 A	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)
	産業人材形成概論 B	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)
合計	必修		51	54								
	選択必修		82	76								
	選択		75	78								

#印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

△印の授業科目は、学修細則第9条第2項に定める別に指定する科目とし、GPA計算の対象には含めない。

「注意事項」

(1) 卒業要件の単位数については、別表第5に示す単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の許可を得た上で宇宙システム工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

(2) 4年次への進級要件 108単位には、別表第8に示す単位を含む。

(4) 電気電子工学科 (電気エネルギー工学コース・電子システム工学コース)

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修 空欄:選択			授業時数								備考	
		単位数	工電学工コネルギー	工電子学システム	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学基礎科目	解析学 A	4	○	○	4									
	解析学 B	2	○	○		2								
	線形数学 A	2	○	○	2									
	線形数学 B	2	○	○		2								
	微分方程式	2	○	○		2								
	複素解析学	2	○	○			2							
	統計学	2					2							
	物理学 I	4	○	○	4									
	物理学 II A	2	○	○			2							
	物理学 II B	2	○	○		2								
	基礎量子力学	2	○	○				2						
	物理学・化学実験	1	○	○	(3)	(3)								
	化学 I	2	○	○	2									
	化学 II	2	○	○		2								
	量子力学	2	○	○				2						
	統計力学	2	○	○					2					
科入目門	電気電子工学実験入門	1	○	○	3								#C	
	電気電子工学序論	1	○	○	2								P	
	宇宙システム工学入門	1				2								
情報系科目	情報リテラシー	2	○	○	2								S	
	情報 P B L	2	○	○		2								
	情報処理基礎	2	○	○			2							
	情報処理応用	2	○	○				2						
工学専門科目	電気電子工学実験 I	1	○	○		3							S	
	電気電子工学実験 II	1	○	○			3						S	
	電気電子工学実験 III A	1		○				3					S	
	電気電子工学実験 III B	1	○					3					S	
	電気電子工学 PBL 実験	2	○	○					6				P,S,C	
	電磁気学 I	2	○	○			2						*2	
	電磁気学 II	2	○	○			2						*2	
	電磁気学 III	2	○	○				2					S	
	電磁気学 演習	1	○	○				2						
	電磁気学 IV	2	○	○					2					
	電気回路 I	2	○	○			2						*2	
	電気回路 II	2	○	○			2						*2	
	電気回路 III	2	○	○				2					S	
	電気回路 演習	1	○	○				2						
	電気回路 IV	2	○	○					2					
	半導体デバイス	2	○	○			2						*2	
	電子回路 I	2	○	○			2						*2	
	電子回路 II	2	○	○				2					S	
	電子回路 応用 演習	1	○	○					2					
	論理回路	2	○	○			2							
	数値計算法	1	○	○					2					
	エネルギー基礎工学	2	○	○				2						
	プログラミング I	1	○	○					2					
	プログラミング II	2	○	○						2				
	電気電子計測 I	2	○	○						2			*2	
	電気電子計測 II	2	○	○						2			*2	
	システム工学	2	○	○					2					
	情報理論	2	○	○						2				

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修 空欄:選択			授業時数								備考	
		単位数	工電学 コネルギー	工電子学 システム	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工 学 専 門 科 目	専門共通科目	制御システム工学	2	○	○					2				隔年または 適時
		信号処理 I	2	○	○					2				
		専門英語	1	○	○					2				
		応用数理 A	2						(2)	(2)	(2)	(2)		
		応用数理 B	2						(2)	(2)	(2)	(2)		
		応用数理 C	2						(2)	(2)	(2)	(2)		
		応用数理 D	2						(2)	(2)	(2)	(2)		
		電気電子プレ研究	1							1				
		卒業研究	5	○	○									
		特別講義												
工 学 専 門 科 目	電気エネルギー工学科目	学外工場実習見学	1											#,C,△
		工学専門科目区分認定科目 I	2											
		工学専門科目区分認定科目 II	2											
		電気エネルギー伝送工学	2	○	○					2				
		電気機器	2	○	○					2				
		電気電子物性	2	○	○					2				
		パワーエレクトロニクス	2	○	○					2				*2
		電気電子材料	2	○	○					2				
		集積回路工学	2	○	○					2				
		電力応用	2	○	○					(2)	(2)			
工 学 専 門 科 目	電子システム工学科目	電気法規・施設管理	2	○	○					(2)	(2)			
		電機設計法	2	○	○					(2)	(2)			
		信号処理 II	2	○	○					2				
		通信基礎	2	○	○					2				*2
		ネットワークインターフェース	2	○	○					2				
		電波工学	2	○	○					2				
		光通信工学	2	○	○					2				
		通信ネットワーク	2	○	○					2				
		組み込みオペレーティングシステム	2	○	○					2				
		センサ・インターフェース工学	2	○	○					2				
科 工 学 概 論		移動通信及び法規	2	○	○						2			
		デジタル回路設計法	2	○	○					2				
		コンピューターアーキテクチャ	2	○	○					2				
		システムLSI	2	○	○					2				
		組み込みシステム	2	○	○					2				
		工学概論 A	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
合 計		工学概論 B	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
		生命体工学概論 A	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
		生命体工学概論 B	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
合 計		産業人材形成概論 A	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
		産業人材形成概論 B	1	○	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
		必修	63	63										
		選択必修	86	86										
		選択	18	18										

*1 電気エネルギー工学コースの学生は、「専門共通科目」の選択必修を8単位以上、「電気エネルギー工学科目」の選択必修を12単位以上、「電子システム工学科目」の選択必修を6単位以上、それぞれ修得すること。
また、電子システム工学コースの学生は、「専門共通科目」の選択必修を8単位以上、「電子システム工学科目」の選択必修を12単位以上、「電気エネルギー工学科目」の選択必修を6単位以上、それぞれ修得すること。

*2 印の、資格取得に関連する専門科目については、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限に含めない。

#印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

△印の授業科目は、学修細則第9条第2項に定める別に指定する科目とし、GPA計算の対象には含めない。

「注意事項」

- (1) 卒業要件の単位数については、別表第5に示す単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の許可を得たうえで電気電子工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

- (2) 4年次への進級要件108単位には、別表第8に示す単位数を含む。

(5) 應用化学科

区分	授業科目	単位		授業時数								備考	
		単位数	◎○空必選欄 ○必選修択	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学基礎科目	解析学 A	4	◎	4								P,S #,C, 適時	
	解析学 B	2	○		2								
	線形数学 A	2	◎	2									
	線形数学 B	2	○		2								
	微分方程式	2	○		2								
	複素解析学	2					2						
	統計学	2	○			2							
	物理学 I	4	◎	4									
	物理学 II A	2	○		2								
	物理学 II B	2	○			2							
	基礎量子力学	2	○				2						
	物理学・化学実験	1	○	(3)	(3)								
	化学 I	2	◎	2									
	化学 II	2	◎	2									
	無機化学基礎	2	○		2								
	有機化学基礎	2	○		2								
	応用化学自由研究	1	○		1								
	応用化学入門	1	○										
情報系科目	情報リテラシー	2	○	2								P	
	情報 P B L	2	○		2								
	情報処理基礎	2	○			2							
	情報処理応用	2	○				2						
基数副基礎理専科情目報門	応用数理 A	2						(2)	(2)	(2)	(2)	隔年または適時	
	応用数理 B	2						(2)	(2)	(2)	(2)		
	応用数理 C	2						(2)	(2)	(2)	(2)		
	応用数理 D	2						(2)	(2)	(2)	(2)		
工学専門科目	有機化学系科目	有機化学 I	2	◎		2						☆	
		有機化学 II	2	◎			2						
		有機化学 III	2	◎				2					
		反応有機化学	2	○					2				
		有機工業化学	2	○					2				
		有機機器分析	2	○					2				
		高分子合成化学	2	○					2				
		高分子機能化学	2	○						2			
	化学工学系科目	生物有機化学	2	○					2			☆	
		化学工学 I	2	○		2							
		化学工学 II	2	○			2						
		化学工学 III	2	○				2					
		反応工学	2	○					2				
	無機化学系科目	コンピュータ解析 I	2	○					2			☆	
		無機化学 I	2	○		2							
		無機化学 II	2	○			2						
		無機化学 III	2	○				2					
	機能性材料化学	機能性材料化学	2	○					2			☆	
		コンピュータ解析 II	2	○						2			

区分	授業科目	単位		授業時数								備考	
		単位数	◎ ○ 空必選欄 ○ 横 ○ 積 ○ 修 ○ 抜 ○ 必選修 ○ 抜	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学専門科目	物理化学系科目	物理化学 I	2	◎			2						S
		物理化学 II	2	○				2					S
		物理化学 III	2	○					2				P,S
		物理化学 IV	2	○						2			S
		物理化学 V	2	○						2			S
		分析化学	2	○					2				#,C, 適時
		生物物理化学	2	○						2			
		統計力学	2	○						2			
		量子力学	2	○					2				
		応用化学基礎実験	2	○			6						
		応用化学実験 A	2	○				6					
		応用化学実験 B・PBL	2	○					6				
		応用化学実験 C	2	○						6			
		科学英語 I	1	○					2				
		科学英語 II	1	○							1	1	
		応用化学基礎研究 I	1							2			
		応用化学基礎研究 II	2							2			
		卒業研究	5	○									
		見学実習	1										
		特別講義											
		工学専門科目区分認定科目 I	2										
		工学専門科目区分認定科目 II	2										
科学概論		工学概論 A	1	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
		工学概論 B	1	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
		生命体工学概論 A	1	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
		生命体工学概論 B	1	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
		産業人材形成概論 A	1	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
		産業人材形成概論 B	1	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
合計		必修		64									
		選択必修		56									
		選択		18									

#印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

☆印で指定された選択必修科目の中から2単位以上修得すること。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

「注意事項」

(1) 卒業要件の単位数については、別表第5に示す単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の許可を得た上で応用化学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

(2) 4年次への進級要件108単位には、別表第8に示す単位を含む。

(6) マテリアル工学科

区分	授業科目	単位		授業時数								備考	
		単位数	◎○空必選欄 ○必選修 ○必修	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学基礎科目	解析学 A	4	◎	4								#,C	
	解析学 B	2	○		2								
	線形数学 A	2	◎	2									
	線形数学 B	2	○		2								
	微分方程式	2	○		2								
	複素解析学	2					2						
	統計学	2	○			2							
	物理学 I	4	◎	4									
	物理学 II A	2	○		2								
	物理学 II B	2	○			2							
	基礎量子力学	2	○				2						
	物理学・化学実験	1	○	(3)	(3)								
	化学 I	2	○	2									
	化学 II	2	○	2									
入門科目	マテリアル工学入門	2	◎	2								#,C	
	マテリアル工学基礎 I	2	○		2								
	マテリアル工学基礎 II	2	◎		2								
	宇宙システム工学入門	1			2								
情報系科目	情報リテラシー	2	○	2								P	
	情報 P B L	2	○		2								
	情報処理基礎	2	○			2							
	情報処理応用	2	○				2						
基數副基礎理専科情目報門	応用数理 A	2						(2)	(2)	(2)	(2)	隔年または適時	
	応用数理 B	2						(2)	(2)	(2)	(2)		
	応用数理 C	2						(2)	(2)	(2)	(2)		
	応用数理 D	2						(2)	(2)	(2)	(2)		
工学専門科目	構造・性質系科目	材料組織学 I	2	◎		2						P	
		材料組織学 II	2	○			2						
		計算材料学 I	2	○				2					
		格子欠陥学	2	○		2							
		材料物性学	2	○		2							
		金属強度学	2	○			2						
		回折結晶学	2	○				2					
		固体物性論	2	○				2					
	プロセス系科目	材料熱力学基礎	2	○		2						P	
		材料熱力学	2	○			2						
		反応速度論	2	○			2						
		電気化学会	2	○				2					
		製鍊工学	2	○					2				
		材料プロセス	2	○					2				
		接合工学	2	○						2			
		塑性加工学	2	○						2			
		材料表面工学	2	○						2			

区分	授業科目	単位		授業時数								備考	
		単位数	◎○空必選欄 ○必選修 ○必修	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学専門科目	機能・設計系科目	材料力学	2	◎			2						
		材料物理数学	2	○				2					
		破壊力学	2	○					2				
		計算材料学Ⅱ	2	○						2			
		鉄鋼材料学	2	○					2				
		非鉄金属材料学	2	○						2			
		金属間化合物材料学	2	○					2				
		セラミック材料	2	○						2			
		電子・磁性材料	2	○						2			
		統計力学	2	○						2			
		量子力学	2								2		
		設計製図	1	◎			3						P,S
		フロンティア工学実習	1	◎			3						P,S
		マテリアル基礎実験	1	◎					3				P,S
		マテリアル工学PBL	1	◎						3			S
		専門英語	1	◎					2				#,P,C
		外国語文献講読	2	○							2		
		卒業研究	5	○									
		見学実習	1	◎									
		特別講義											
		工学専門科目区分認定科目Ⅰ	2										
		工学専門科目区分認定科目Ⅱ	2										
工学概論科目		工学概論A	1	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
		工学概論B	1	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
		生命体工学概論A	1	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
		生命体工学概論B	1	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
		産業人材形成概論A	1	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
		産業人材形成概論B	1	○					(1)	(1)	(1)	(1)	
合計		必修		58									
		選択必修		58									
		選択		17									

#印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

「注意事項」

(1) 卒業要件の単位数については、別表第5に示す単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の許可を得た上でマテリアル工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

(2) 4年次への進級要件108単位には、別表第8に示す単位を含む。

別表第5 卒業要件（第6条関係）

選択の単位数（※4）は、選択の他に、※1、※2、※3で指定する単位数を超える選択必修の単位を選択の単位として計上する。

建設社会工学科（建築学コース）

授業科目区分		単位の区分		必修	選択必修		選択	卒業要件単位	
教養教育科目	人文社会系	人 文 社 会 科 目		—	6		—	10	
		グローバル教養科目		—	4		—		
	言 語 系	選 択 必 修 英 語 科 目		—	6	左に加え 2単位	—		
		初 修 外 国 語 科 目		—	2		—		
	人文社会系	人 文 社 会 系 選 択 科 目		—	—		—		
		言 語 系 選 択 英 語 科 目		—	—		—		
	工 学 系 総 合 科 目			2	—		—		
	工 学 概 論 科 目			—	1 * 2		—		
	工 学 基 础 科 目			35	25 * 3		—		
	工 学 専 門 科 目			24	—		—		
合 計		総 単 位		数		124 单位以上			

* 工学専門科目のK群3科目以上、G群2科目以上、D群3科目以上を含めること。

建設社会工学科（国土デザインコース）

授業科目区分		単位の区分		必修	選択必修		選択	卒業要件単位	
教養教育科目	人文社会系	人 文 社 会 科 目		—	6		—	10	
		グローバル教養科目		—	4		—		
	言 語 系	選 択 必 修 英 語 科 目		—	6	左に加え 2単位	—		
		初 修 外 国 語 科 目		—	2		—		
	人文社会系	人 文 社 会 系 選 択 科 目		—	—		—		
		言 語 系 選 択 英 語 科 目		—	—		—		
	工 学 系 総 合 科 目			2	—		—		
	工 学 概 論 科 目			—	1 * 2		—		
	工 学 基 础 科 目			35	32 * 3		—		
	工 学 専 門 科 目			17	—		—		
合 計		総 单 位		数		124 单位以上			

* 工学専門科目のW群3科目以上、K群3科目以上、G群2科目以上を含めること。

機械知能工学科（知能制御工学コース）

授業科目区分		単位の区分		必修	選択必修		選択	卒業要件単位	
教養教育科目	人文社会系	人 文 社 会 科 目		—	6		—	10	
		グローバル教養科目		—	4		—		
	言 語 系	選 択 必 修 英 語 科 目		—	6	左に加え 2単位	—		
		初 修 外 国 語 科 目		—	2		—		
	人文社会系	人 文 社 会 系 選 択 科 目		—	—		—		
		言 語 系 選 択 英 語 科 目		—	—		—		
	工 学 系 総 合 科 目			2	—		—		
	工 学 概 論 科 目			—	1 * 2		—		
	工 学 基 础 科 目			24	49 * 3		—		
	工 学 専 門 科 目			8	—		—		
合 計		総 单 位		数		124 单位以上			

* 3 工学専門科目の☆印13単位以上を含めること。

機械知能工学科（機械工学コース）

授業科目区分		単位の区分		必修	選択必修		選択	卒業要件単位	
教養教育科目	人文社会系	人 文 社 会 科 目		—	6		—	10	
		グローバル教養科目		—	4		—		
	言 語 系	選 択 必 修 英 語 科 目		—	6	左に加え 2単位	—		
		初 修 外 国 語 科 目		—	2		—		
	人文社会系	人 文 社 会 系 選 択 科 目		—	—		—		
		言 語 系 選 択 英 語 科 目		—	—		—		
	工 学 系 総 合 科 目			2	—		—		
	工 学 概 論 科 目			—	1 * 2		—		
	工 学 基 础 科 目			26	49 * 3		—		
	工 学 専 門 科 目			22	—		—		
合 計		総 单 位		数		124 单位以上			

宇宙システム工学科（機械宇宙システム工学コース）

授業科目区分		単位の区分	必修	選択必修	選択	卒業要件単位		
教養教育科目	人文社会系	人文社会科目	—	6	—	10		
		グローバル教養科目	—	4	—			
	言語系	選択必修英語科目	—	6	左に加え 2単位	10※1		
		初修外国語科目	—	2				
	人文社会系	人文社会系選択科目	—	—	—	—		
		言語系選択英語科目	—	—				
	工学系総合科目		2	—	11※4	104		
	工学概論科目		—	1※2				
	工学基礎科目		23	39※3				
	工学専門科目		28					
合計		総単位		数	124 単位以上			

※3 工学5類からの進学者は、必ずマテリアル工学入門、マテリアル工学基礎I、マテリアル工学基礎IIの計6単位を含めること。

宇宙システム工学科（電気宇宙システム工学コース）

授業科目区分		単位の区分	必修	選択必修	選択	卒業要件単位		
教養教育科目	人文社会系	人文社会科目	—	6	—	10		
		グローバル教養科目	—	4	—			
	言語系	選択必修英語科目	—	6	左に加え 2単位	10※1		
		初修外国語科目	—	2				
	人文社会系	人文社会系選択科目	—	—	—	—		
		言語系選択英語科目	—	—				
	工学系総合科目		2	—	11※4	104		
	工学概論科目		—	1※2				
	工学基礎科目		23	36※3				
	工学専門科目		31					
合計		総単位		数	124 単位以上			

※3 工学5類からの進学者は、必ずマテリアル工学入門、マテリアル工学基礎I、マテリアル工学基礎IIの計6単位を含めること。

電気電子工学科（電気エネルギー工学コース）

授業科目区分		単位の区分	必修	選択必修	選択	卒業要件単位		
教養教育科目	人文社会系	人文社会科目	—	6	—	10		
		グローバル教養科目	—	4	—			
	言語系	選択必修英語科目	—	6	左に加え 2単位	10※1		
		初修外国語科目	—	2				
	人文社会系	人文社会系選択科目	—	—	—	—		
		言語系選択英語科目	—	—				
	工学系総合科目		2	—	11※4	104		
	工学概論科目		—	1※2				
	工学基礎科目		23	27※3				
	工学専門科目		40					
合計		総単位		数	124 単位以上			

※3 工学専門科目の専門共通科目8単位以上、電気エネルギー工学科目12単位以上、電子システム工学科目6単位以上を含めること。

電気電子工学科（電子システム工学コース）

授業科目区分		単位の区分	必修	選択必修	選択	卒業要件単位		
教養教育科目	人文社会系	人文社会科目	—	6	—	10		
		グローバル教養科目	—	4	—			
	言語系	選択必修英語科目	—	6	左に加え 2単位	10※1		
		初修外国語科目	—	2				
	人文社会系	人文社会系選択科目	—	—	—	—		
		言語系選択英語科目	—	—				
	工学系総合科目		2	—	11※4	104		
	工学概論科目		—	1※2				
	工学基礎科目		23	27※3				
	工学専門科目		40					
合計		総単位		数	124 単位以上			

※3 工学専門科目の専門共通科目8単位以上、電子システム工学科目12単位以上、電気エネルギー工学科目6単位以上を含めること。

応用化学科

授業科目区分			単位の区分		必修	選択必修	選択	卒業要件単位
教養教育科目	人文社会系	人文社会科目	—	6	—	—	10	
		グローバル教養科目	—	4	—	—		
	言語系	選択必修英語科目	—	6	左に加え 2単位	—		
		初修外国語科目	—	2				
	人文社会系	人文社会系選択科目	—	—	10*1	104	14*4	
		言語系選択英語科目	—	—				
	工学系総合科目			2	—			
	工学概論科目			—	1*2			
	工学基礎科目			29	23*3	104		
	工学専門科目			35				
合計			総単位	—	数	124 単位以上		

*3 工学専門科目の☆印 2 単位以上を含めること。

マテリアル工学科

授業科目区分			単位の区分		必修	選択必修	選択	卒業要件単位		
教養教育科目	人文社会系	人文社会科目	—	6	—	—	10	104		
		グローバル教養科目	—	4	—	—				
	言語系	選択必修英語科目	—	6	左に加え 2単位	—	10*1	14*4		
		初修外国語科目	—	2						
	人文社会系	人文社会系選択科目	—	—	10*1	104				
		言語系選択英語科目	—	—						
	工学系総合科目			2	—					
	工学概論科目			—	1*2					
	工学基礎科目			29	23*3	104				
	工学専門科目			29						
合計			総単位	—	数	124 単位以上				

*3 工学専門科目の構造・性質系 6 単位以上、プロセス系 6 単位以上、機能・設計系 10 単位以上を含めること。

別表第6 早期卒業科目（第6条関係）

授業科目	単位			授業時数						備考	
	必修	選必	選択	1年次		2年次		3年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期		
特別卒業研究	3										
計	3										

別表第7 編入学生の単位の認定（第14条関係）

授業科目区分			認定単位数		
教養教育科目	人文社会系	人文社会科目	10 単位以内		
		グローバル教養科目			
	言語系	選択必修英語科目	10 単位以内		
		初修外国語科目			
	工学基礎科目及び工学専門科目		65 単位以内		
	工学系総合科目		6 単位以内		
	認定期総単位数		80 単位以内		

別表第8 4年次進級要件（第15条第2項関係）

教養教育科目に関する進級要件のうち、括弧内に示す単位数は、編入学生を対象とする。

建設社会工学科（建築学コース）

授業科目区分			単位の区分	修得すべき単位数又は科目		
教養教育科目	人文社会系	人文社会科目	6 単位			
		グローバル教養科目	4 単位 (2 単位)			
	言語系	選択必修英語科目	6 単位	左に加え1単位 (0単位)		
		初修外国語科目	2 単位			
工 学 系 総 合 科 目			—			
工 学 概 論 科 目			—			
工 学 基 礎 科 目			・技術英語を除く3年次までの必修科目 ・選択必修科目 25単位			
工 学 専 門 科 目						
合 計 総 单 位 数			卒業要件単位中 108 単位			

建設社会工学科（国土デザインコース）

授業科目区分			単位の区分	修得すべき単位数又は科目		
教養教育科目	人文社会系	人文社会科目	6 単位			
		グローバル教養科目	4 単位 (2 単位)			
	言語系	選択必修英語科目	6 単位	左に加え1単位 (0単位)		
		初修外国語科目	2 単位			
工 学 系 総 合 科 目			—			
工 学 概 論 科 目			—			
工 学 基 礎 科 目			・技術英語を除く3年次までの必修科目 ・選択必修科目 32単位			
工 学 専 門 科 目						
合 計 総 单 位 数			卒業要件単位中 108 単位			

機械知能工学科（知能制御工学コース）

授業科目区分			単位の区分	修得すべき単位数又は科目		
教養教育科目	人文社会系	人文社会科目	6 単位			
		グローバル教養科目	4 単位 (2 単位)			
	言語系	選択必修英語科目	6 単位	左に加え1単位 (0単位)		
		初修外国語科目	2 単位			
工 学 系 総 合 科 目			—			
工 学 概 論 科 目			—			
工 学 基 礎 科 目			・3年次までの必修科目 ・選択必修科目 49単位			
工 学 専 門 科 目						
合 計 総 单 位 数			卒業要件単位中 108 単位			

機械知能工学科（機械工学コース）

授業科目区分			単位の区分	修得すべき単位数又は科目		
教養教育科目	人文社会系	人文社会科目	6 単位			
		グローバル教養科目	4 単位 (2 単位)			
	言語系	選択必修英語科目	6 単位	左に加え1単位 (0単位)		
		初修外国語科目	2 単位			
工 学 系 総 合 科 目			—			
工 学 概 論 科 目			—			
工 学 基 礎 科 目			・3年次までの必修科目 ・選択必修科目 33単位			
工 学 専 門 科 目						
合 計 総 单 位 数			卒業要件単位中 108 単位			

宇宙システム工学科

授業科目区分			単位の区分	修得すべき単位数又は科目
教養教育科目	人文社会系	人文社会科目	6 単位	
		グローバル教養科目	4 単位 (2 単位)	
	言語系	選択必修英語科目	6 単位	左に加え 1 単位 (0 単位)
		初修外国語科目	2 単位	
工 学 系	総 合 科 目		—	
工 学 概 論 科 目			—	
工 学 基 础 科 目			・3 年次までの必修科目	
工 学 専 門 科 目				
合 計	総 单 位 数		卒業要件単位中	108 単位

電気電子工学科

授業科目区分			単位の区分	修得すべき単位数又は科目
教養教育科目	人文社会系	人文社会科目	6 単位	
		グローバル教養科目	4 単位 (2 単位)	
	言語系	選択必修英語科目	6 単位	左に加え 1 単位 (0 単位)
		初修外国語科目	2 単位	
工 学 系	総 合 科 目		—	
工 学 概 論 科 目			—	
工 学 基 础 科 目			・2 年次までの必修科目 ・電気電子工学実験ⅢA またはⅢB※ ・電気電子工学 PBL 実験※	
工 学 専 門 科 目				
合 計	総 单 位 数		卒業要件単位中	108 単位

※ 3 年次科目

応用化学科

授業科目区分			単位の区分	修得すべき単位数又は科目
教養教育科目	人文社会系	人文社会科目	6 単位	
		グローバル教養科目	4 単位 (2 単位)	
	言語系	選択必修英語科目	6 単位	左に加え 1 単位 (0 単位)
		初修外国語科目	2 単位	
工 学 系	総 合 科 目		—	
工 学 概 論 科 目			—	
工 学 基 础 科 目			・科学英語 I を除く 3 年次までの必修科目	
工 学 専 門 科 目				
合 計	総 单 位 数		卒業要件単位中	108 単位

マテリアル工学科

授業科目区分			単位の区分	修得すべき単位数又は科目
教養教育科目	人文社会系	人文社会科目	6 単位	
		グローバル教養科目	4 単位 (2 単位)	
	言語系	選択必修英語科目	6 単位	左に加え 1 単位 (0 単位)
		初修外国語科目	2 単位	
工 学 系	総 合 科 目		—	
工 学 概 論 科 目			—	
工 学 基 础 科 目			・3 年次までの必修科目(見学実習を含む) ・選択必修科目 28 単位	
工 学 専 門 科 目				
合 計	総 单 位 数		卒業要件単位中	108 単位

別表第9 教職課程

取得できる免許状の種類及び免許教科

学 科	免許状の種類	免許教科
建設社会工学科		
機械知能工学科		
電気電子工学科	高等学校教諭 一種免許状	工業
応用化学科		
マテリアル工学科		

免許状を取得するために必要な最低修得単位数

免許状の種類	最低修得単位数				
	教科及び教科の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目 (左記の最低修得単位を超えて履修した教科及び教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目等)	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
	教科に関する専門的事項	各教科の指導法			
	24 単位		23 単位	12 単位	
高等学校教諭 一種免許状 (工業)	59 単位				8 単位

注) ただし、当分の間、「各教科の指導法」に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位数は、その全部又は一部を「教科に関する専門的事項」に関する科目（「工業の関係科目」、及び「職業指導」）の単位をもって替えることができる。

また、表中の「教育の基礎的理解に関する科目等」の23単位には「教育の基礎的理解に関する科目」10単位、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」8単位及び「教育実践に関する科目」5単位を含む。

なお、3年次編入学生で認定した科目において、教科に関する科目として指定する場合、最大10単位（高等専門学校からの編入生の場合は、高等専門学校の第4学年及び第5学年に係る課程において修得した単位に限る）までしか指定できない。

大学が独自に設定する科目（全学科共通）

大学が独自に設定する科目	単位数	授業時数								備 考	
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
大学が独自に設定する科目 最低修得単位数	12									「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えて履修した単位又は「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えて履修した単位について12単位以上修得	

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（全学科共通）

開設授業科目	
授業科目	単位数
○日本国憲法I	1
○日本国憲法II	1
○スポーツ実技	1
○健康スポーツ科学論	1
○英語 I C	1
○英語 II C	1
○情報リテラシー	2

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

教育の基礎的理解に関する科目等（全学科共通）

教育の基礎的理解に関する科目等	授業科目	単位数	授業時数								備考	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教育の基礎的理解に関する科目	○教育原理	2	2									
	○教職論	2	2									
	○教育社会学	2			2							
	○学校安全管理論	1				1						
	○教育心理学	2	2									
	○特別支援教育論	1						1				
	○教育課程論	1			1							
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	○総合的な学習の時間の指導法	1						1				
	○特別活動の指導法	1			1							
	○教育方法	1					1					
	○生徒指導	1				1						
	○教育相談	2					2					
	○進路指導	1						1				
教育実践に関する科目	○教育実習	3									適時	
	○教職実践演習（高）	2								2		

- 注) ①上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。ただし、当分の間、「各教科の指導法」に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位数は、その全部又は一部を「教科に関する専門的事項」に関する科目（「工業の関係科目」、及び「職業指導」）の単位をもって替えることができる。
- ②教育の基礎的理解に関する科目等より10単位以上、教科及び教科の指導法に関する科目及び大学が独自に設定する科目と合わせて24単位以上、修得した者でなければ教育実習は履修できない。
- ③教育の基礎的理解に関する科目等の単位は人文社会系の単位として認められない。
- ④教育実習の3単位は、実習校での「教育実習」と、学部で開く「事前・事後指導」との二つの履修から成る。教育実習に行くためには、実習に行く前年度の3月に集中で開講される「事前指導」を受講しておかなければならない。
- ⑤教育実習に行くためには、別途に開講する「同和教育」を受講しておかなければならない。

(1) 建設社会工学科

工業の教科及び教科の指導法に関する科目

教科及び教科の指導法に関する科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工業の関係科目	○公共計画基礎	2			2						高校1種	
	国土計画論	2						2				
	地域計画と景域デザイン	2					2					
	都市計画	2				2						
	道路交通工学	2					2					
	水理学I	2			2							
	水理学II	2				2						
	海岸・港湾工学	2						2				
	水環境工学	2						2				
	防災情報工学	2						2				
	○地盤工学基礎及び演習	2			4							
	○地盤工学	2				2						
	地盤耐震工学	2					2					
	構造物基礎と地下空間	2						2				
	○構造力学I	2			2							
	構造力学II	2						2				
	○建設振動学	2				2						
	建設材料施工学	2			2							
	○コンクリート構造工学I	2				2						
	コンクリート構造工学II	2					2					
	○測量学実習	1			3							
	○建設工学実験I	1					3					
	○建設工学実験II	1						3				
	○建築設計製図I	2				4					※1	
	建築設計製図II	2					4					
	○工学概論A	1					(1)	(1)	(1)	(1)		
	○工学概論B	1					(1)	(1)	(1)	(1)	※1	
職業指導	○職業指導	4							2	2	※1	
各教科の指導法(情報機器及び機材の活用を含む。)	○工業教科教育法	4					4					
合計											24単位	

(注) 上記の表の中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。ただし、当分の間、「各教科の指導法」に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位数は、その全部又は一部を「教科に関する専門的事項」に関する科目(「工業の関係科目」、及び「職業指導」)の単位をもって替えることができる。

※1 教育職員免許法施行規則に定める一般的包括的な内容を含む科目である。

(2) 機械知能工学科 (知能制御工学コース・機械工学コース)

工業の教科及び教科の指導法に関する科目

教科及び教科の指導法に関する科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工業の関係科目	○流体力学基礎	2			2						知能制御工学コースのみ必修	
	○材料力学Ⅰ	2			2							
	材料力学Ⅱ	2				2						
	機械材料科学	2				2						
	弾塑性力学	2					2					
	材料強度	2						2				
	○生産工学基礎	2			2							
	機械加工	2				2						
	生産ソフトウェア工学	2						2				
	流体力学	2					2					
	圧縮性流体力学	2						2				
	○熱力学Ⅰ	2			2							
	熱力学Ⅱ	2				2						
	伝熱学	2					2					
	熱流体工学基礎	2			2							
	○制御工学基礎	2				2						
	データ処理工学	2					2					
	電機基礎理論Ⅰ	2			2							
	電機基礎理論Ⅱ	2				2						
	振動工学	2					2					
	制御系解析	2				2						
	制御系構成論Ⅰ	2					2					
	制御系構成論Ⅱ	2						2				
	センサ工学Ⅰ	2				2						
	デジタル制御	2						2				
	知能制御応用	2					2					
	情報処理システムⅠ	2					2					
	情報処理システムⅡ	2						2				
	燃焼工学	2					2					
	メカと力学	2			2							
職業指導	機械力学Ⅰ	2				2					機械工学コースのみ必修	
	機械力学Ⅱ	2					2					
	設計工学Ⅰ	2					2					
	設計工学Ⅱ	2						2				
	トライボロジー	2							2			
	○数値解析法	2					2					
	機械工作法実習	1			3							
	設計製図Ⅰ	1			3							
	設計製図Ⅱ	1				3						
	機械工学PBL	1					3					
各教科の指導法 (情報機器及び機材の活用を含む。)	機械工学実験Ⅰ	1				3					機械工学コースのみ必修	
	機械工学実験Ⅱ	1					3					
	制御工学PBLⅠ	1			3							
	制御工学PBLⅡ	1				3						
	制御工学PBLⅢ	1					3					
○工学概論A	○工学概論A	1					(1)	(1)	(1)	(1)	※1	
	○工学概論B	1					(1)	(1)	(1)	(1)	※1	
職業指導	○職業指導	4							2	2	※1	
合計	○工業教科教育法	4					4				24 単位	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。ただし、当分の間、「各教科の指導法」に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位数は、その全部又は一部を「教科に関する専門的事項」に関する科目(「工業の関係科目」及び「職業指導」)の単位をもって替えることができる。

※1 教育職員免許法施行規則に定める一般的包括的な内容を含む科目である。

(3) 電気電子工学科

工業の教科及び教科の指導法に関する科目

教科及び教科の指導法に関する科目	授業科目	単位	授業時数						最低修得単位数		
			1年次		2年次		3年次				
			前期	後期	前期	後期	前期	後期			
工業の関係科目	○電磁気学 I	2			2					□ いずれか1科目選択必修	
	○電磁気学 II	2			2						
	○電磁気学 III	2				2					
	電磁気学 IV	2					2				
	○電気回路 I	2			2						
	○電気回路 II	2			2						
	○電気回路 III	2				2					
	電気回路 IV	2					2				
	○電子回路 I	2			2						
	電子回路 II	2				2					
	電子回路応用演習	1					2				
	数値計算法	1					2				
	エネルギー基礎工学	2				2					
	通信基礎	2					2				
	情報理論	2						2			
	組み込みオペレーティングシステム	2						2			
	システム工学	2					2				
	センサ・インターフェース工学	2						2			
	○電気電子工学実験 I	1			3						
	○電気電子工学実験 II	1				3					
	電気電子工学実験 III A	1					3				
	電気電子工学実験 III B	1					3				
	○電気電子工学 PBL 実験	2						6			
	論理回路	2			2						
	電気電子計測 I	2					2				
	電気電子計測 II	2						2			
	コンピュータアーキテクチャ	2					2				
	組み込みシステム	2					2				
	電気エネルギー伝送工学	2					2				
	電気機器	2					2				
	パワーエレクトロニクス	2						2			
	制御システム工学	2					2				
	半導体デバイス	2			2						
	電気電子物性	2					2				
	○工学概論 A	1					(1)	(1)	(1)	※ 1	
	○工学概論 B	1					(1)	(1)	(1)	※ 1	
職業指導	○職業指導	4						2	2	※ 1	
各教科の指導法（情報機器及び機材の活用を含む。）	○工業教科教育法	4					4				
合計										24 単位	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。ただし、当分の間、「各教科の指導法」に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位数は、その全部又は一部を「教科に関する専門的事項」に関する科目（「工業の関係科目」、及び「職業指導」）の単位をもって替えることができる。

※ 1 教育職員免許法施行規則に定める一般的包括的な内容を含む科目である。

(4) 應用化学科

工業の教科及び教科の指導法に関する科目

教科及び教科の指導法に関する科目	授業科目	単位	授業時数						最低修得単位数		
			1年次		2年次		3年次				
			前期	後期	前期	後期	前期	後期			
工業の関係科目	○応用化学基礎実験	2			6					高校1種	
	○有機化学I	2			2						
	○有機化学II	2				2					
	有機化学III	2					2				
	反応有機化学	2						2			
	有機工業化学	2						2			
	有機機器分析	2					2				
	高分子合成化学	2					2				
	高分子機能化学	2						2			
	○化学工学I	2			2						
	化学工学II	2				2					
	化学工学III	2					2				
	反応工学	2						2			
	コンピュータ解析I	2					2				
	○無機化学I	2			2						
	○無機化学II	2				2					
	機能性材料化学	2						2			
	物理化学IV	2						2			
	物理化学V	2						2			
	分析化学	2					2				
	○応用化学実験A	2				6				※1	
	○応用化学実験B・PBL	2					6				
	○応用化学実験C	2					6				
職業指導	○工学概論A	1					(1)	(1)	(1)	(1)	※1
	○工学概論B	1					(1)	(1)	(1)	(1)	
各教科の指導法（情報機器及び機材の活用を含む。）	○職業指導	4							2	2	※1
	○工業教科教育法	4					4				
合計										24単位	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。ただし、当分の間、「各教科の指導法」に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位数は、その全部又は一部を「教科に関する専門的事項」に関する科目（「工業の関係科目」、及び「職業指導」）の単位をもって替えることができる。

※1 教育職員免許法施行規則に定める一般的な包括的な内容を含む科目である。

(5) マテリアル工学科

工業の教科及び教科の指導法に関する科目

教科及び教科の指導法に関する科目	授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工業の関係科目	○格子欠陥学	2			2						高校1種	
	○材料組織学Ⅰ	2			2							
	材料組織学Ⅱ	2				2						
	回折結晶学	2					2					
	計算材料学Ⅰ	2					2					
	○材料熱力学基礎	2			2							
	○材料熱力学	2				2						
	○反応速度論	2				2						
	材料プロセス	2					2					
	塑性加工学	2						2				
	○材料力学	2			2							
	材料物理数学	2				2						
	破壊力学	2					2					
	計算材料学Ⅱ	2						2				
	製錬工学	2					2					
	○設計製図	1			3							
	○フロンティア工学実習	1			3							
	○マテリアル基礎実験	1					3					
	○マテリアル工学PBL	1						3				
	○外国語文献講読	2							2		※1	
	○工学概論A	1					(1)	(1)	(1)	(1)	※1	
	○工学概論B	1					(1)	(1)	(1)	(1)		
職業指導	○職業指導	4							2	2	※1	
各教科の指導法（情報機器及び機材の活用を含む。）	○工業教科教育法	4					4					
合計											24単位	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。ただし、当分の間、「各教科の指導法」に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位数は、その全部又は一部を「教科に関する専門的事項」に関する科目（「工業の関係科目」、及び「職業指導」）の単位をもって替えることができる。

※1 教育職員免許法施行規則に定める一般的包括的な内容を含む科目である。

II 修学上の注意事項

1 履修課程表について

- (1) 履修課程表は、必修科目、選択必修科目、選択科目の区分、各科目の単位数、授業時間数を学年次別及び前・後期別に示してあり、修学上の指針となるものであるのでこの表に準拠して各科目を履修することが望ましい。
- (2) 工学基礎科目及び工学専門科目の履修課程表においては、各学科及び履修コースで定めた必修・選択必修・選択の科目が示してあるので、欄外の注意事項に従って履修することが大切である。

2 シラバス（授業要目）について

- (1) シラバス（授業要目）には、各授業科目の概要、キーワード、到達目標、授業計画、評価方法・基準、授業外学習（予習・復習の指示）、教科書等が記載されているので、事前によく読んで各科目の学習に臨むことが重要である。

3 履修科目について

教養教育科目、工学系総合科目、工学概論科目、工学基礎科目及び工学専門科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

- (1) 教養教育科目については、人文社会系の選択必修科目から 10 単位、言語系の選択必修科目 10 単位（選択必修英語科目 6 単位、初修外国語科目 2 単位、それに加えて選択必修英語科目または初修外国語科目から 2 単位）の合計 20 単位以上を修得しなければならない。
- (2) その他、学科及び履修コース別の卒業要件単位数については、工学部学修細則別表第 5 を参照すること。
- (3) 授業科目の履修にあたっては、学習・教育到達目標及び流れ図、系統図を確認すること。自分の現在の学習到達度と将来の進路希望をこの図の上に重ねて考え、履修科目の選択を行うことが大切である。系統的な履修計画を無視して単位数だけに目を奪われないように注意すること。

4 履修登録について

- (1) 履修科目の登録にあたっては、所定の登録期間内に教務情報システムにより、受講を希望する科目を登録しなければならない。（ただし、特別な事由がある場合は、「履修登録票」（別記様式第 1 号）により登録を行うことができる。）
- (2) 複数クラスを開講する科目の場合等には、ガイダンス等を行って学生を振り分けることがあるので、担当教員の指示に従って履修登録を行うこと。
- (3) 所属する学科の履修課程表にない他学科及び他学部の科目の履修を希望する者は、所属学科の履修課程表にない授業科目受講願（別記様式第 2 号）を教務係で受け取り、科目担当教員及び所属の類・学科または各履修コースの教務委員の承認を得たうえ、教務係に提出しなければならない。ただし、科目によっては 2 年次以上の特定の履修コースに開講されているものがあり、他履修コースにとっては、この科目は「他学科の科目」と見なされる。
- (4) 履修登録の内容については、登録期間終了後、教務情報システムで、正しく登録されているか確認すること。登録誤り又は登録もある場合には、履修登録修正期間に、教務情報システムで、修正（科目の追加及び取り消し）を行うこと。修正を行った場合も、登録内容を教務情報システムで必ず確認すること。
- (5) 履修登録にかかる期日は、学期の始めに掲示するので期日を厳守すること。期日締切後は受け付けない。ただし、特別の事由がある場合は教務係で履修登録票（追加）（別記様式第 3 号）を受け取り、科目担当教員

及び所属の類・学科または履修コースの教務委員の承認を得たうえで、教務係に提出すること。

- (6) 履修登録をしていない科目的授業は、受けることができない。
- (7) 履修登録をした授業科目的履修を取りやめる場合は、定められた履修登録取消期限までに、履修登録票（取消し）（別記様式第4号）を科目担当教員の承認を得たうえ、教務係に提出しなければならない。ただし、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目については、授業科目ごとに掲示される履修登録取消期限までは、履修登録の取消しを行うことができる。
- (8) 教務委員が、正当な事由により、定められた期間内に履修登録の取消しを行うことができないと認めた場合は、履修登録の取消しを行う場合がある。
- (9) 特別な事由により、工学部学修細則第7条第2項に規定する履修登録単位数の上限を超える科目的履修を希望する場合は、上限単位数を超える授業科目的履修願（別記様式第5号）（ただし、履修登録の期日を過ぎて提出する場合は別記様式第6号による）を教務委員の承認を得たうえで、教務係に提出しなければならない。

5 試験について

- (1) 各学科の試験は、学期末及びクォーター末に期間を定めて行われる。試験の科目、期間、講義室等はその都度掲示する。
- (2) 試験の際には、必ず学生証を持参し、試験中机の上に呈示しなければならない。
- (3) 科目の試験に合格した者は、合格した科目的試験を再度受けることはできない。

6 試験における不正行為について

試験において不正行為のあった者に対しては、工学部学修細則第20条（試験における不正行為に対する懲戒）により次の措置をとる。

- (1) 当該学期に履修登録した科目は、工学部学修細則第12条第3項の規定にかかわらず、すべて成績評価を不可として取扱い、再履修させる。
- (2) 当該学期に通年の科目があるときは、その科目も再履修させる。

7 科目の試験の結果について

- (1) 各科目的試験の結果については、教務情報システムにより表示をする。
- (2) 個別科目的成績評価に不服がある場合は、別に定める要項により、成績評価に対する確認書及び異議申立書を教務係に提出することができる。

8 進級要件等について

- (1) 3年次への進級要件等
 - ① 2カ年以上在学し、卒業要件単位中から70単位以上を修得すること。ただし、10単位を超える人文社会系選択必修科目は含まない。
 - ② 3年次に進級しない者は、当該履修コース履修課程表の3年次の工学基礎科目及び工学専門科目のうち必修科目を履修できない。
- (2) 4年次への進級要件等
 - ① 3カ年以上在学し、卒業要件単位中から所属する学科及び履修コースの指定する科目を含む工学部学修細則別表第8に掲げる単位数を修得すること。
 - ② 4年次に進級しない者は、当該履修コース履修課程表の4年次の工学基礎科目及び工学専門科目のうち必修科目を履修できない。

(3) 連続する2年間において30単位を修得できないときは、除籍の該当者として取り扱うので特に注意すること。

① ただし、連続する2年間の修得単位数が30単位未満の者でも、工学部学修細則第16条のただし書きに該当する者は除く。

② 連続する2年間における30単位には、単位の全てを含めるものとする。

9 大学院の授業科目について

(1) 履修資格

大学院入門科目及びGE科目（グローバルエンジニア養成コース履修課程表のうちGCE実践科目を除く）の履修を願い出ることができる工学部学生は、次のいずれかに該当する学業成績が優秀な4年次学生で、教務委員及び指導教員の承認を得られる者とする。

- ① 申請時の通計GPAが3.0以上の者
- ② ①に準じた学業成績を修めた者

(2) 履修科目

履修できる科目的単位数は、大学院入門科目及びGE科目（グローバルエンジニア養成コース履修課程表のうちGCE実践科目を除く）から6単位までとする。

(3) 履修手続

履修を願い出る場合は、履修登録期間中に「大学院授業科目の履修願」を教務係で受け取り、教務委員、指導教員、科目担当教員の承認を得たうえ、通計GPAが確認できる書類を添えて教務係に提出しなければならない。

(4) 単位の取扱

学部学生が学府の授業科目を履修し、その試験に合格した場合は、工学府進学後に所定の手続きを経て単位を認定するものとする。

10 掲示について

学務関係の学生に対する公示、通知、呼び出し等は工学部掲示板に掲示するので見落としのないよう注意すること。ただし、所属する学科（履修コース）に関わることは、所属する学科（履修コース）の掲示板に掲示することがあるので、見落としのないよう注意すること。

重要な掲示を見落として自己に不利益な結果を招くことのないようにすること。

大学は、学生が、この点をよく理解しているものとして取り扱う。

11 海外派遣に関する単位について

(1) 単位付与が認められる派遣プログラムに参加した場合のみ単位付与が認められる。

(2) 1、2、3年次の学生については、進級査定までに成績報告がなかった場合は、進級査定に当該単位は含められず、進級査定後に成績報告があった場合は、次年度に単位付与が認められる。

(3) 4年次の学生については、卒業査定までに成績報告があった場合のみ単位付与が認められる。

履修登録票

登録年度 年度 期／ クォーター

類・学科	コース	年次
------	-----	----

学 生 番 号 | 氏 名

〔履修登録欄〕

記入上の注意

- ① 記入誤り、記入もれがないよう、確認すること。
 - ② 判別ができない場合は、履修登録がなされないので十分注意すること。

別記 様式第2号

年度 期／ クォーター
所属学科の履修課程表にない授業科目受講願

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	担当教員印	教務委員印
科 目 名					
教 員 名					
学 科 等	類・学科	コ ー ス	年 次	遠隔授業科目単位数 (履修中含む)	教 務 係
学 生 番 号					
氏 名				単位	
備 考					

別記 様式第3号

年度 期／ クォーター 履修登録票(追加)

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	遅延理由(詳細に)	
科 目 名					
教 員 名					
学 科 等	類・学科	コ ー ス	年 次	担当教員印	教務委員印
					教 務 係
学 生 番 号					
氏 名					

科目担当教員 殿

履修登録の追加を承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿へ記入頂きますようお願いします。

別記 様式第4号

年度 期／ クオーター 履修登録票（取消し）

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	取消理由(詳細に)
科 目 名				
教 員 名				

学 科 等	類・学科	コ ー ス	年 次
学 生 番 号			
氏 名			

担当教員印	教 务 係

科目担当教員 殿

履修登録の取消しを承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿から削除いただきますようお願いします。

別記 様式第5号

年度 上限単位数を超える授業科目の履修願

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	上限を超える履修の理由 (既履修登録単位数 単位)
科 目 名				
教 員 名				

学 科 等	類・学科	コ ー ス	年 次
学 生 番 号			
氏 名			

教務委員印	教 务 係

年度 上限単位数を超える授業科目の履修願(追加)

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	上限を超える履修の理由
科 目 名				
教 員 名				(既履修登録単位数 単位)

学 科 等	類・学科	コ ー ス	年 次	担当教員印	教務委員印	教 务 係
学 生 番 号						
氏 名						

科目担当教員 殿

履修登録の追加を承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿へ記入頂きますようお願いします。

Ⅲ 九州工業大学工学部学生の学科及び履修コースの決定に関する要項

平成5年4月1日
工学部長裁定

第1条 この要項は、九州工業大学工学部学修細則（以下「学修細則」という。）第2条第3項の規定に基づき、学科及び履修コース（以下「学科及びコース」という。）の決定の方法について必要な事項を定める。

第2条 学科及びコースの決定は、原則として同一入学年度の学生を対象とする。

第3条 学科及びコースの決定は、学生の志望により行う。

第4条 各類から進級を志望できる学科及びコースは、次のとおりとする。

- (1) 工学1類 建設社会工学科（建築学コース）
建設社会工学科（国土デザインコース）
- (2) 工学2類 機械知能工学科（知能制御工学コース）
機械知能工学科（機械工学コース）
宇宙システム工学科（機械宇宙システム工学コース）
- (3) 工学3類 電気電子工学科（電気エネルギー工学コース）
電気電子工学科（電子システム工学コース）
宇宙システム工学科（電気宇宙システム工学コース）
- (4) 工学4類 応用化学科（応用化学コース）
- (5) 工学5類 マテリアル工学科（マテリアル工学コース）
宇宙システム工学科（機械宇宙システム工学コース）
宇宙システム工学科（電気宇宙システム工学コース）

第5条 学科及びコースの決定等の時期は、次のとおりとする。

- (1) 各類の学科及びコースの決定

- ① 志望の受付 1年次の1月末日
- ② 学科及びコースの決定時期 1年次末（電気電子工学科のコース決定は3年進級時に行う）
- ③ 決定の公示 2年次の4月上旬

ただし、工学4類については志望の受付は行わない。

- (2) 電気電子工学科のコースの決定

- ① 志望の受付 2年次の1月末日
- ② 履修コースの決定時期 2年次末
- ③ 決定の公示 3年次の4月上旬

2 第4条で定める、各類から進級を志望できる学科及びコース以外の学科及びコースへの配属を希望する場合は、九州工業大学工学部における学科の移籍に関する取扱要項（平成12年工学部長裁定）により、申請を行うものとする。

第6条 各コースの基本受入学生数は、下記のとおりとする。

建設社会工学科	建築学コース	20名
	国土デザインコース	60名
機械知能工学科	知能制御工学コース	61名
	機械工学コース	75名

宇宙システム工学科	機械宇宙システム工学コース	33名
	電気宇宙システム工学コース	22名
電気電子工学科	電気エネルギー工学コース	63名
	電子システム工学コース	63名
応用化学科	応用化学コース	74名
マテリアル工学科	マテリアル工学コース	60名

ただし、原則として現員数または進級予定者数を基本受入学生数により按分し、各学科及びコースの受け入れ学生数とする。

第7条 学科及びコースの決定方法は、次のとおりとする。

- (1) 学生は、当該年度の1月末日までに学科及びコース志望届を提出しなければならない。ただし、学科及びコースごとの第1志望者数の公表を受け、2月末日までの間に、学科及びコース志望変更届を提出することができる。
- (2) 2月末時点の学科及びコース志望届に基づき、次の方法により学科及びコースを決定する。
 - ① 第1志望者が当該学科及びコースの受け入れ学生数内である場合
 - ア 学生の志望どおり受け入れる。
 - ② 第1志望者が学科及びコースの受け入れ学生数を超える場合
 - ア その学科及びコースの受け入れ学生数までを成績上位者から順次受け入れる。
 - イ 受け入れられなかった学生は、第2志望にまわす。
 - ③ 第2志望者によって当該学科及びコースの受け入れ学生数を超える場合
 - ア 第2志望者は、その学科及びコースの受け入れ学生数までを成績の上位者から順次受け入れる。
 - イ アにより受け入れられなかった学生は、関係する学科において協議する。

第8条 成績の順位付けは、次により行う。ただし、以下で用いる平均点には、単位認定された授業科目並びに卒業要件に加算されない授業科目は計算対象に含めない。

- (1) 工学1類、工学2類、工学3類、工学5類における成績の順位付け
 - ① 1年次に修得した成績点の高い15科目を抽出し、総得点の平均点（小数点第3位を切り捨てる。）により行う。
 - ② 1年次に修得した科目が15科目に満たない者にあっては、その総得点を15で除した平均点（小数点第3位を切り捨てる。）により行う。
- (2) 電気電子工学科における成績の順位付け
 - ① 2年次までに修得した成績点の高い36科目を抽出し、総得点の平均点（小数点第3位を切り捨てる。）により行う。
 - ② 2年次までに修得した科目が36科目に満たない者にあっては、その総得点を36で除した平均点（小数点第3位を切り捨てる。）により行う。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

IV 九州工業大学工学部における早期卒業取扱要項

工 学 部 長 制 定

(目 的)

第1条 この要項は、九州工業大学工学部学修細則第6条第2項に基づき、工学部における早期卒業の取扱いに必要な事項を定めることを目的とする。

(早期卒業)

第2条 工学部（九州工業大学工学部）に3年以上4年未満在学した学生が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、早期卒業をすることができる。

(早期卒業の対象外となる学生)

第3条 次の各号に該当する学生は、早期卒業の対象とならない。

- (1) 編入学した学生
- (2) 再入学又は転入学した学生
- (3) 工学部へ移籍した学生

(早期卒業申請の手続き)

第4条 早期卒業を希望する学生は、2年次の2月末日までに、別記様式1の早期卒業申請書を工学部長に提出するものとする。

(早期卒業における優秀な成績)

第5条 早期卒業を行う学生は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 2年次終了時に、教養教育科目中、人文社会系の選択必修10単位、言語系の選択必修10単位（選択必修英語6単位、初修外国語2単位、それに加えて選択必修英語または初修外国語から2単位）、工学基礎科目及び工学専門科目中、1、2年次の必修科目的全てを含む92単位以上を修得し、GPAが3.8以上であること。
- (2) 3年次終了時、または4年次前学期終了時に卒業要件単位を修得し、GPAが3.8以上であること。

(早期卒業の審査)

第6条 早期卒業の審査および適格の認定は、教務委員会で行う。

(卒業研究等)

第7条 早期卒業の適格の認定を受けた学生の卒業研究等については、以下の特別な措置が取られる。

- (1) 2年次終了時に適格の認定を受けた学生は、3年次に4年次の必修科目を履修することができる。
- (2) 卒業研究については免除し、特別卒業研究をこれにあてる。
- (3) 3年次前学期終了時において適格の認定を受けた学生は、3年次後学期に特別卒業研究を履修できる。ただし、3年次終了時に特別卒業研究の単位を修得できなかった場合は、卒業研究を履修しなければならない。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

V 各種の資格等について

・技術士（技術士法）

工学部卒業生で、JABEE（日本技術者教育認定機構）の認定を受けた教育プログラムを修了したものは、技術士第1次試験が免除される。卒業後、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項について、計画、研究、設計、分析、試験、評価及びその他政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して7年を超える者は、第2次試験を受けることができる。

・一級管工事施工管理技士（建設業法）※

1級技術検定（建設業法）

機械知能工学科卒業生で、受検しようとする種目が施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において機械工学に関する学科となっている検定種目であって、別紙に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を有する者は、1級技術検定の受検資格が認められる。

2級技術検定（建設業法）

機械知能工学科卒業生で、受検しようとする種目が施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において機械工学に関する学科となっている検定種目であって、次の表に掲げる種目及び試験区分について、それぞれ同表の右欄に掲げる者は、2級技術検定の受検資格が認められる。

種目及び試験区分		受検資格を認める者
建設機械施工	実地試験	九州工業大学工学部機械知能工学科（令和元年度以降に入学した者）の課程のうち別紙に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後、建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者
その他の種目		九州工業大学工学部機械知能工学科（令和元年度以降に入学した者）の課程のうち別紙に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後、受検しようとする種目（建築施工管理にあっては、種別）に関し1年以上の実務経験を有する者

(別紙)

施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において機械工学に関する学科となって
いる検定種目の受検資格認定対象者は下記のとおりです。

次に掲げる科目から、11単位以上履修した者

材料力学 I	センサ工学 I
材料力学 II	センサ工学 II
機械材料学	プロセス制御
弾塑性力学	ロボット制御工学
材料強度	機械力学 I
機械計測	機械力学 II
流体力学基礎	設計工学 I
流体力学	設計工学 II
熱力学 I	機械工作法実習
熱力学 II	機械知能工学基礎実習
伝熱学	設計製図 I
熱流体工学基礎	設計製図 II
制御工学基礎	機械工学 PBL
機械力学	機械工学実験 I
振動工学	機械工学実験 II
制御数学	制御数学演習
制御系解析	制御系解析演習
制御系構成論 I	制御系構成論 I 演習
制御系構成論 II	制御工学 PBL I
	制御工学 PBL II
	制御工学 PBL III

・**一級建築士（建築士法）※**

建設社会工学科卒業生で、在学中に所定の単位を修得したものは、一級建築士試験の受験資格が取得できる。
(別表1を参照)

・**二級・木造建築士（建築士法）※**

建設社会工学科卒業生で、在学中に所定の単位を修得したものは、二級・木造建築士試験の受験資格が取得できる。
(別表1を参照)

・**測量士（測量士法）※**

建設社会工学科卒業生で、在学中に測量に関する科目を履修し、卒業後、1年以上の測量に関する実務経験を経た者は、測量士の資格が取得できる。

・**一級土木施工管理技士（建設業法）**

建設社会工学科卒業生で、土木施工管理に関して3年以上の実務経験（1年以上の指導監督的実務経験）を経た者は、一級土木施工管理技術検定学科試験の受験資格が取得できる。

・**電気通信主任技術者（電気通信事業法）※**

電気電子工学科で、在学中に別表2-1、別表2-2に示す認定基準の告示科目及び時間数を修得した者は、電気通信主任技術者試験を受験する際に、試験の一部が免除される。

・**電気主任技術者（電気事業法）※**

電気電子工学科（電気エネルギー工学コース）卒業生で、在学中に所定の単位を修得し、卒業後、5年以上の実務経験を経た者は、第一種電気主任技術者免許状が取得できる。(別表3を参照)

・**第一級陸上無線技術士（無線従事者規則）※**

電気電子工学科（電子システム工学コース）卒業生で、在学中に別表4に示す認定基準に規定する科目及び時間数並びに単位数を修得した者は、卒業の日から3年以内に実施される第一級陸上無線技術士試験を受験する際に無線工学の基礎が免除される。

・**第一級陸上特殊無線技士※、第三級海上特殊無線技士（無線従事者規則）**

電気電子工学科（電子システム工学コース）卒業生で、在学中に別表5-1、別表5-2の授業科目名欄に掲げる科目を修得した者は、申請に基づき、第一級陸上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士の免許が付与される。

また、同申請に必要な科目履修証明書、履修内容証明書及び卒業証明書のうち、履修内容証明書については本学卒業生は提出が免除されており、したがって同履修内容に係る審査時間が短縮されるため、本学卒業生については免許状が比較的速やかに発給されることとなる。

・**甲種危険物取扱者（消防法）**

応用化学科卒業生は甲種危険物取扱者試験の受験資格が取得できる。

※印は、令和4年3月現在申請中の資格

一級建築士、二級・木造建築士（建築士法）

別表1 建設社会工学科

一級建築士、二級・木造建築士試験の受験資格取得を希望する学生が修得すべき授業科目及び単位数

(1) 各分類ごとの修得すべき要件単位数

資格種別	実務経験		修得すべき要件単位数															
	受験時	登録時	分類①	分類②	分類③	分類④	分類⑤	分類⑥	分類⑦	分類⑧	分類⑨	分類⑩(b)	①～⑨の合計修得要件単位数(a)	総合計修得要件単位数(登録時)(a)+(b)				
一級	0年	2年	7単位以上	7単位以上	2単位以上	2単位以上	4単位以上	3単位以上	2単位以上	2単位以上	1単位以上	適宜	30単位以上	60単位以上				
		3年												50単位以上				
		4年												40単位以上				
二級 ・ 木造	0年	0年	3単位以上	2単位以上			1単位以上			1単位以上	1単位以上	適宜	10単位以上	40単位以上				
		1年												30単位以上				
		2年												20単位以上				

(2) 修得すべき指定科目一覧表

指定科目の分類 (単位数)		指定科目として申請する開講科目				備考
二級・木造	一級	科目名	履修学年	単位数		
①建築設計製図 (3単位以上)	①建築設計製図 (7単位以上)	建築設計製図基礎	1	2		
		建築設計製図Ⅰ	2	2		
		建築設計製図Ⅱ	2	2		
		建築設計製図Ⅲ	3	2		
②～④ 建築計画、 建築環境工学 又は建築設備 (2単位以上)	②建築計画 (7単位以上)	建築計画Ⅰ	2	2		
		建築計画Ⅱ	2	2		
		建築・環境デザインの歴史と展開	2	2		
		公共建築計画	3	1		
	③建築環境工学 (2単位以上)	建設環境工学	2	2		
		建設設備	3	2		
⑤～⑦ 構造力学、 建築一般構造 又は建築材料 (3単位以上)	⑤構造力学 (4単位以上)	建設力学基礎及び演習	1	2		
		建設振動学	2	2		
		構造力学Ⅰ	2	2		
		構造力学Ⅱ	3	2		
		地盤工学基礎及び演習	2	2		
		地盤工学	2	2		
		構造物基礎と地下空間	3	2		
		地盤耐震工学	3	2		
	⑥建築一般構造 (3単位以上)	建設工学実験Ⅱ	3	1		
		コンクリート構造工学Ⅰ	2	2		
		コンクリート構造工学Ⅱ	3	2		
		建築一般構造Ⅰ	2	2		
	⑦建築材料 (2単位以上)	建築一般構造Ⅱ	3	2		
		建設材料施工学	2	2		

指定科目の分類 (単位数)		指定科目として申請する開講科目			備 考
二級・木造	一級	科目名	履修学年	単位数	
⑧建築生産 (1 単位以上)	⑧建築生産 (2 単位以上)	建設施工と積算	3	2	
⑨建築法規 (1 単位以上)	⑨建築法規 (1 単位以上)	建築法規	3	2	
⑩その他 (適宜)	⑩その他 (適宜)	総合ランドスケープ演習	3	1	
		測量学実習	2	1	
		測量学 I	1	2	
		測量学 II	2	2	
		地域計画と景域デザイン	3	2	
		都市計画	2	2	

一級建築士（建築士法）

建設社会工学科卒業生で、在学中に所定の単位を修得したものは、一級建築士試験の受験資格が取得できる。

二級・木造建築士（建築士法）

建設社会工学科卒業生で、在学中に所定の単位を修得したものは、二級・木造建築士試験の受験資格が取得できる。

電気通信主任技術者（電気通信事業法）

別表2－1 電気電子工学科（電気エネルギー工学コース）

電気通信主任技術者試験の一部免除を希望する学生が修得すべき授業科目および時間数並びに単位数

(1) 基礎専門教育科目

認定基準		授業科目	授業時間数 (単位)	備考
告示科目	時間数			
数 学	60	解 析 学 B 線 形 数 学 A 線 形 数 学 B	30 (2) 30 (2) 30 (2)	
物 理 学	60	物 理 学 II A 物 理 学 II B 物 理 学・化 学 実 験	30 (2) 30 (2) 22.5 (0.5)	※「物理学・化学実験」のうち、物理学実験相当分の授業時間数、単位を記載
電 磁 気 学	60	電 磁 気 学 I 電 磁 気 学 II 電 磁 气 学 III 電 磁 气 学 IV	30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2)	
電 气 回 路	60	電 气 回 路 I 電 气 回 路 II 電 气 回 路 III	30 (2) 30 (2) 30 (2)	
電 子 回 路	60	電 子 回 路 I 電 子 回 路 II	30 (2) 30 (2)	
デジタル回路	30	論 理 回 路 集 積 回 路 工 学	30 (2) 30 (2)	
情 報 工 学	30	情 報 处 理 基 礎 情 報 处 理 応 用	30 (2) 30 (2)	
電 气 計 測	60	電 气 電 子 計 测 I 電 气 電 子 計 测 II	30 (2) 30 (2)	

(2) 専門教育科目

認定基準		授業科目	授業時間数 (単位)	備考
告示科目	時間数			
伝送線路工学	30	光 通 信 工 学 電 气 回 路 IV	30 (2) 30 (2)	
交換工学	30	通 信 ネットワーカー ネットワークインターフェース	30 (2) 30 (2)	
電気通信システム	30	通 信 基 礎	30 (2)	

別表2-2 電気電子工学科（電子システム工学コース）

電気通信主任技術者試験の一部免除を希望する学生が修得すべき授業科目および時間数並びに単位数

(1) 基礎専門教育科目

認定基準		授業科目	授業時間数 (単位)	備考
告示科目	時間数			
数 学	60	解 析 学 B 線 形 数 学 A 線 形 数 学 B	30 (2) 30 (2) 30 (2)	
物 理 学	60	物 理 学 II A 物 理 学 II B 物 理 学・化 学 実 験	30 (2) 30 (2) 22.5 (0.5)	※「物理学・化学実験」のうち、物理学実験相当分の授業時間数、単位を記載
電 磁 気 学	60	電 磁 気 学 I 電 磁 気 学 II 電 磁 気 学 III 電 磁 気 学 IV	30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2)	
電 気 回 路	60	電 気 回 路 I 電 气 回 路 II 電 气 回 路 III	30 (2) 30 (2) 30 (2)	
電 子 回 路	60	電 子 回 路 I 電 子 回 路 II	30 (2) 30 (2)	
デジタル回路	30	論 理 回 路 デ イ ジ タ ル 回 路 設 計 法	30 (2) 30 (2)	
情 報 工 学	30	情 報 处 理 基 礎 情 報 处 理 応 用	30 (2) 30 (2)	
電 气 計 測	60	電 气 電 子 計 測 I 電 气 電 子 計 測 II	30 (2) 30 (2)	

(2) 専門教育科目

認定基準		授業科目	授業時間数 (単位)	備考
告示科目	時間数			
伝送線路工学	30	光 通 信 工 学 電 气 回 路 IV	30 (2) 30 (2)	
交換工学	30	通 信 ネ ッ ト ワ ー ク ネットワークインターフェース	30 (2) 30 (2)	
電気通信システム	30	通 信 基 礎	30 (2)	

電気主任技術者（電気事業法）

別表3 電気電子工学科（電気エネルギー工学コース）

電気主任技術者免状取得を希望する学生が修得すべき授業科目及び単位数

科目区分及び履修単位数	◎ 授業科目	単位数	◎ 授業科目	単位数
1. 電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの (合計 19 単位以上、◎印授業科目は必修)	電磁気学 I	2	電子回路 I	2
	電磁気学 II	2	電子回路 II	2
	電磁気学 III	2	論理回路	2
	電磁気学 IV	2	電気電子計測 II	2
	電気回路 I	2	電気電子物性	2
	電気回路 II	2		
	電気回路 III	2		
	電気回路 IV	2		
	電気電子計測 I	2		
	小 計	18	小 計	10
2. 発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの (合計 10 単位以上、◎印授業科目は必修)	エネルギー基礎工学	2	半導体デバイス	2
	電気エネルギー伝送工学	2	電気電子材料	2
	電気法規・施設管理	2		
	小 計	6	小 計	4
3. 電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝送及び処理に関するもの (合計 12 単位以上、◎印授業科目は必修)	電気機器	2	情報リテラシー	2
	パワーエレクトロニクス	2	情報 P B L	2
	制御システム工学	2	情報処理基礎	2
	電力応用	2	情報処理応用	2
	小 計	8	小 計	8
4. 電気工学若しくは電子工学実験又は電子工学若しくは電子工学実習に関するもの (合計 6 単位以上、◎印授業科目は必修)	電気電子工学実験入門	1		
	電気電子工学実験 I	1		
	電気電子工学実験 II	1		
	電気電子工学実験 III B	1		
	電気電子工学 PBL 実験	2		
	小 計	6		
5. 電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの (合計 2 単位以上)			電機設計法	2
			小 計	2

上表は、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（平成 5 年 10 月 6 日付け通商産業省令第 60 号）第 7 条第 1 項に規定する科目である。（平成 20 年度入学から適用）

科目等履修生制度により、上表の各科目区分における不足単位の補完は卒業した大学においてのみ 1 科目認められており、不足単位を取得できる場合は次による。

① 本学卒業者にあっては、卒業後 3 年以内に取得した単位に限り認定される。

② 本学に 3 年以上在学した後、本学大学院工学府博士前期課程に進学した者（飛び級者）にあっては、前期課程在学中に取得した単位及び前期課程修了後 3 年以内に取得した単位に限り認定される。

第一級陸上無線技術士

別表4 電気電子工学科（電子システム工学コース）

無線工学の基礎の免除を希望する学生が修得すべき授業科目及び時間数並びに単位数

設定基準に規定する科目		授業科目（時間数）及び単位数		備 考
基礎専門教育科目	数学 14 単位 (210 時間)	解 析 学 A (60) 4 解 析 学 B (30) 2 線 形 数 学 A (30) 2 線 形 数 学 B (30) 2 微 分 方 程 式 (30) 2	複 素 解 析 学 (30) 2 統 計 学 (30) 2	
	物理 5 単位 (105 時間)	物 理 学 II A (30) 2 物 理 学 II B (30) 2 物 理 学・化 学 実 験 (22.5) 0.5 基 础 量 子 力 学 (30) 2	統 計 力 学 (30) 2 量 子 力 学 (30) 2	※「物理学・化学実験」のうち、物理学実験相当分の授業時間数、単位を記載
	電 气 磁 气 学 (120 時間)	電 磁 气 学 I (30) 2 電 磁 气 学 II (30) 2	電 磁 气 学 III (30) 2 電 磁 气 学 IV (30) 2	
	電 气 回 路 (120 時間)	電 气 回 路 I (30) 2 電 气 回 路 II (30) 2	電 气 回 路 III (30) 2 電 气 回 路 IV (30) 2	
	半導体及び電子管並びに電子回路の基礎 (90 時間)	電 子 回 路 I (30) 2 電 子 回 路 II (30) 2 論 理 回 路 (30) 2	半 導 体 デ バ イ ス (30) 2 デ イ ジ タ ル 回 路 設 計 法 (30) 2	
	電 气 磁 气 測 定 (180 時間)	電 气 電 子 計 測 I (30) 2 電 气 電 子 計 測 II (30) 2	電 气 電 子 工 学 実 験 I (45) 1 電 气 電 子 工 学 実 験 II (45) 1 電 气 電 子 工 学 実 験 III A (45) 1	

第一級陸上特殊無線技士

別表5－1 電気電子工学科（電子システム工学コース）

第一級陸上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目

	授業科目名	主な科目内容
無線機器学その他無線機器に関する科目	通信基礎	シラバスを参照のこと。
	電子回路Ⅱ	
	電子回路応用演習	
	電波工学	
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	電波工学	
電子計測その他無線測定に関する科目	電気電子計測Ⅰ	
	電気電子計測Ⅱ	
電波法規その他電波法令に関する科目	移動通信及び法規	

第三級海上特殊無線技士

別表5－2 電気電子工学科（電子システム工学コース）

第三級海上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目

	授業科目名	主な科目内容
無線機器学その他無線機器に関する科目	通信基礎	シラバスを参照のこと。
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	電波工学	
電波法規その他電波法令に関する科目	移動通信及び法規	

VI 九州工業大学工学部への移籍に関する取扱要項

平成 12 年 11 月 22 日

工学部長裁定

(目 的)

第1条 この要項は、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、情報工学部に在学する学生が工学部への移籍を志願するときの取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続)

第2条 申請手続きは、次のとおりとする。

- (1) 情報工学部から工学部への移籍を志願する学生（以下「移籍志願学生」という。）は、移籍を志願する前年の 12 月 16 日から 12 月末日までに、工学部への移籍願（別記様式 1）に成績証明書を添えて情報工学部長に提出するものとする。
- (2) 情報工学部長は、移籍志願学生の移籍について差し支えない場合は、工学部への移籍承諾書（別記様式 2）を 1 月末日までに工学部長に提出するものとする。

(申請資格)

第3条 移籍志願学生は、次の要件を満たしていかなければならない。

- (1) 移籍を志願する理由に妥当性があること。
- (2) 年度末に在学期間が 1 年以上であること。
- (3) 過去に学部又は学科間の移籍を行っていないこと。

(受入れ要件)

第4条 受入れ要件は、次のとおりとする。

- (1) 受入れ年次は 2 年次とする。
- (2) 移籍を許可する学生数は、受入れ学科及びコースにおいて、教育に支障のない範囲内で若干名とする。

(選 考)

第5条 選考は、移籍志願学生が志望する受入れ学科及びコースで行い、教務委員会及び教授会において審議する。

(通 知)

第6条 選考の結果は、申請のあった年度の 3 月 31 日までに工学部長が情報工学部長及び本人へ通知する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

VII 九州工業大学工学部における学科の移籍に関する取扱要項

平成 12 年 11 月 22 日

工学部長裁定

(目的)

第1条 この要項は、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、工学部に在学する学生が工学部における学科の移籍を志願するときの取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続)

第2条 工学部における学科の移籍を志願する学生（以下「移籍志願学生」という。）は、移籍を志願する年の 3 月 1 日までに、学科の移籍願（別記様式 1）を工学部長に提出するものとする。

2 移籍志願学生が 1 年次の場合、前項の「学科の移籍」を「所属する類から進級を志望できる学科及び履修コース以外への移籍」と読み替え、「所属する類から進級を志望できる学科及び履修コース」は、次のとおりとする。

- (1) 工学 1 類 建設社会工学科（建築学コース）
建設社会工学科（国土デザインコース）
- (2) 工学 2 類 機械知能工学科（知能制御工学コース）
機械知能工学科（機械工学コース）
宇宙システム工学科（機械宇宙システム工学コース）
- (3) 工学 3 類 電気電子工学科（電気エネルギー工学コース）
電気電子工学科（電子システム工学コース）
宇宙システム工学科（電気宇宙システム工学コース）
- (4) 工学 4 類 応用化学科（応用化学コース）
- (5) 工学 5 類 マテリアル工学科（マテリアル工学コース）
宇宙システム工学科（機械宇宙システム工学コース）
宇宙システム工学科（電気宇宙システム工学コース）

(申請資格)

第3条 移籍志願学生は、次の要件を満たしていかなければならない。

- (1) 移籍を志願する理由に妥当性があること。
- (2) 年度末に在学期間が 1 年以上であること。
- (3) 過去に学部又は学科間の移籍を行っていないこと。

(受入れ要件)

第4条 受入れ要件は、次のとおりとする。

- (1) 受入れ年次は 2 年次とする。
- (2) 移籍を許可する学生数は、受入れ学科及び履修コースにおいて、教育に支障のない範囲内で若干名とする。
- (3) 1 年次の必修科目はすべて修得し、人文社会系科目を 6 単位以上修得しなければならない。また、各受入れ学科及び履修コースが別途定める基準を満たすこと。

(選考)

第5条 選考は、移籍志願学生が志望する受入れ学科で行い、教務委員会及び教授会において審議する。

(通知)

第6条 選考の結果は、申請のあった年度の 3 月 31 日までに、本人へ通知する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

VIII 教務情報システム（Live Campus）について

1. 教務情報システム（Live Campus）とは

教務情報システム（Live Campus）は、学生の教務関係のサポート（履修登録、成績情報確認、個人情報の確認等）を行うオンラインツールです。学生本人が学内のネットワーク環境においてログインすることで使用できます。

2. 使用できる場所・端末

- 附属図書館 1F のオープン端末
- 工学部教務係前のオープン端末
- その他、学内のネットワークに接続されている端末であれば使用可能です。

3. アクセス、ログインについて

教務情報システム（Live Campus）は web ブラウザからアクセスすることができます。学内のネットワークに接続されている状態で以下の URL にアクセスしてください。

○ <https://virginia.jimu.kyutech.ac.jp/>

ログイン画面が表示されますので ID、パスワードを入力しログインしてください。

4. ID、パスワードについて

教務情報システム（Live Campus）にログインするためには、ID、パスワードが必要です。ID、パスワードは新入生オリエンテーションの際に配布しますので、受領後、速やかにパスワードを変更してください。（パスワードの変更は上記ログイン後のメインメニュー画面で行うことができます。）

ID、パスワードは大切な個人情報です。管理は自己の責任で行い、十分注意してください。ID、パスワードの再発行は、学生証を持参のうえ、情報基盤センターの利用者窓口で申請してください。

5. メインメニュー画面について

ログインが成功すると、メインメニュー画面が表示されます。

- 履修関連
 - * 一般講義履修登録（履修登録を行うことができます。）
- 時間割関連
 - * 個人時間割（履修登録を行った科目を時間割形式で確認できます。）
- 成績情報関連
 - * 成績情報の参照（成績情報を確認できます。）
 - * 単位修得情報の参照（直近の要件〔卒業・進級〕に係る単位の修得状況を確認できます。また、上記要件に係る未得必修科目一覧も確認できます。）
 - * カリキュラムの参照（適用されているカリキュラムを確認できます。）
- 学生情報関連
 - * 学籍情報の参照（個人の学籍情報を確認できます。自身の指導教員もここで確認ができます。登録内容に変更等があれば、教務係に申し出てください。）

➤ その他

- * シラバスの参照（シラバスを確認することができます。）
- * 学内スケジュール（学内のスケジュールを確認することができます。）

6. 履修登録について

各学期の初めに設定されている履修登録期間内に教務情報システム（Live Campus）より履修登録を行ってください。定められた期間（履修登録期間・履修登録修正期間）以外では教務情報システム（Live Campus）を利用しての登録・修正はできませんので注意してください。

登録画面では、その時点では在籍している類・学科（コース）・学年の時間割が表示されますので、受講を希望する科目を選択して登録を行ってください。異なる類・学科（コース）・学年の科目を登録する際は、検索画面で受講を希望する科目を検索し、登録を行ってください。

期間内であれば、一旦登録を行った科目でも登録の取消しを行うことができます。

7. 成績情報について

各科目の最終的な成績（合格・不可）は、学期末に教務情報システム（Live Campus）で表示されますので、各自必ず確認してください。

- 成績表（科目の修得状況一覧（合否）が確認できます。）
- 履修対成績表（該当年度の履修登録した科目に対する修得状況が確認できます。）
- 不可（今までに不可となった科目一覧が確認できます。）

その他、年別取得単位数、GPA 詳細等も確認することができます。

8. 不正アクセスについて

他人のパスワードを本人に無断で用いて教務情報システム（Live Campus）へアクセスすると、たとえ何の被害を及ぼさなくても、「不正アクセス」となり、「不正アクセス行為の禁止に関する法律」による処罰の対象となります。

情

報

工

学

部

1. 九州工業大学情報工学部学修細則

〔平成 8 年 12 月 18 日
九工大情報工学部細則第 8 号〕

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号。以下「学則」という。）第 1 章第 5 節（修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等）及び第 7 節（卒業及び学位）に基づき、情報工学部における教育課程の編成、その履修方法、修了の要件、単位の授与等に関し、必要な事項を定めるとともに、学則第 29 条第 1 項第 4 号に規定する除籍を情報工学部において適用する上で必要な事項を定めることを目的とする。

(履修区分)

第1条の 2 次に掲げる学科に、それぞれ履修上の区分として、コースを置く。

学 科	コース
知能情報工学科	データ科学コース
	人工知能コース
	メディア情報学コース
情報・通信工学科	ソフトウェアデザインコース
	情報通信ネットワークコース
	コンピュータ工学コース
知的システム工学科	ロボティクスコース
	システム制御コース
	先進機械コース
物理情報工学科	電子物理工学コース
	生物物理工学コース
生命化学情報工学科	分子生命工学コース
	医用生命工学コース

2 前項に掲げる学科に所属する学生は、当該学科におかれているコースのいずれかの一つを履修しなければならない。

3 コースの決定の方法については、別に定める。

(履修区分の変更)

第1条の 3 第 1 条の 2 第 1 項に掲げる学科に所属する学生で学科内のコースの変更を願い出た者については、別に定める方法により審査のうえ、情報工学部長が変更を許可することがある。

(学習・教育到達目標)

第2条 情報工学部は、九州工业大学が掲げる「技術に堪能なる士君子の養成」という教育到達目標を、情報工学の分野において実現するための教育を行う。

2 情報工学部は、この教育到達目標を各々の教育分野において実現するため、第 5 条第 2 項及び第 3 項ごとに学習・教育到達目標を具体的に設定し、広く学内外に公表する。

3 情報工学部は、前項により設定する学習・教育到達目標の達成状況に関して、定期的に点検と評価を行い、その結果を広く学内外に公表する。

4 情報工学部は、学部の教育に対する社会の要求や学生の要望を把握するための調査を行い、前項の点検と評価の結果と合わせて、学習・教育到達目標の見直しを行う。

(教育課程)

第3条 教育課程は、学習・教育到達目標に基づいて設計し、学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目を開設する。

2 情報工学部は、学部の教育に対する社会の要求や学生の要望に関する調査の結果及び学習・教育到達目標の達

成度に関する点検と評価の結果を踏まえて、教育課程の見直しを行う。

(授業計画)

第4条 授業計画（シラバス）は、情報工学部が開設する各々の授業科目について、各開講年度ごとに作成し、広く学内外に公表する。

- 2 授業計画には、授業の概要、教育課程における位置付け、授業方法、授業時間ごとの内容、達成されるべき目標、成績評価の基準及び方法、授業外学習（予習・復習）の指示、教科書等を記載する。
- 3 各授業科目の担当教員（以下「授業担当教員」という。）は、授業計画に基づいて授業を実施し、記載された成績評価の基準及び評価方法により成績評価を行う。
- 4 情報工学部は、授業アンケート等により得られる学生の意見や要望及び学習・教育到達目標の達成度に関する点検と評価の結果を踏まえて、授業計画の見直しを行う。

(履修課程表)

第5条 情報工学部の教育課程が開設する授業科目は、教養教育科目区分、基礎科目区分、情報技術者科目区分及び専門科目区分の4つの科目区分に分類される。

- 2 教養教育科目区分は、学部共通の教育課程であり、その履修課程表は別表1のⅠに定める。
- 3 基礎科目区分、情報技術者科目区分及び専門科目区分は、各学科が個別に編成する教育課程であり、その履修課程表は、別表1のⅡに定める。
- 4 前2項の規定にかかわらず、3年次編入生のための履修課程表は、別表2に定める。

(授業科目の単位区分及び履修年次)

第6条 教育課程の編成に基づいて、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目の3つの単位区分に分類し、また、各授業科目を1年次から4年次までの各履修年次に配当する。

- 2 学生は、自分が在籍する年次を超える履修年次の授業科目を履修することはできない。
- 3 学生は、曜日と時限が同一なる授業科目を重複して履修することはできない。

(教育課程の修了要件)

第7条 情報工学部における教育課程を修了するには、4年以上在学（休学及び停学した期間を除く。以下本条及び次条において同じ。）し、第5条に定める履修課程表に従って授業科目を履修し、別表3に定める単位数を修得しなければならない。

- 2 3年次編入生が情報工学部における教育課程を修了するには、2年以上在学し、第5条に定める履修課程に従つて授業科目を履修し、別表4に定める単位数を修得しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別に定める九州工業大学情報工学部における早期卒業取扱要項（平成12年10月25日制定）の早期卒業の要件を満たす場合には、3年以上の在学により情報工学部における教育課程を修了することができる。

(進級の要件)

第8条 学生は、1年次から2年次に進級するためには、1年以上在学し、別表5に定める2年次進級要件を満たさなければならない。

- 2 学生は、2年次から3年次に進級するためには、2年以上在学し、別表5に定める3年次進級要件を満たさなければならない。
- 3 学生は、3年次から4年次に進級するためには、3年以上在学し、別表5に定める4年次進級要件を満たさなければならない。
- 4 3年次編入生は、4年次に進級するためには、3年次に1年以上在学し、別表6に定める4年次進級要件を満たさなければならない。
- 5 前4項の規定にかかわらず、病気による休学又は留学等の正当な事由があり、かつ、教育上有益であると教務

委員会が認める場合には、進級の要件を満たしていない場合であっても、上級年次への進級を許可することがある。

(履修登録)

第9条 学生は、各学期において履修しようとする授業科目について、その学期の履修登録期間内に履修登録を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目については、各授業科目ごとに掲示される履修登録締切り期日までは、履修登録カード（別記様式第1号）を教務係に提出することにより、履修登録を行うことができる。

3 正当な事由により、定められた期間内に履修登録又は修正登録を行うことができなかつた場合、学生は所属類又は所属学科の教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、期間外履修登録カード（別記様式第2号）を教務係に提出することにより、履修登録又は修正登録を行うことができる。

(履修登録の取消し)

第10条 学生は、履修登録した授業科目の履修を取りやめにする場合には、修正登録後に設定される履修登録取消し期日までに、履修登録取消しカード（別記様式第3号）を教務係に提出することにより、履修登録の取消しを行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目の場合には、各授業科目ごとに掲示される履修登録取消し期日までは、履修登録の取消しを行うことができる。

3 正当な事由により、定められた期間内に履修登録の取消しを行うことができなかつた場合、学生は所属類又は所属学科の教務委員の許可を得た上で、履修登録取消しカードを教務係に提出することにより、履修登録の取消しを行うことができる。

(履修登録の制限)

第11条 学生は、既に修得した授業科目並びに第20条及び第21条の規定により単位認定を受けた授業科目については、履修登録を行うことはできない。

2 学生が年間に履修登録できる科目的総単位数は、44単位（各学期22単位）を上限とする。ただし、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目及び教育の基礎的理理解に関する科目等については、この単位数の合計には含めない。

3 履修登録する学生数が授業科目の受け入れ限度を超えた場合、一部の学生の履修を許可しないことがある。その場合、学生は授業科目を担当する教員の指示に従って、修正登録期間内に修正登録を行わなければならない。

(履修登録の制限に関する特例)

第12条 学生が第6条第2項に規定する年次より上級の履修年次の授業科目の履修を希望し、かつ、所属類又は所属学科の教務委員及び授業担当教員が教育上有益であると認めて許可する場合、学生は、上級年次の授業科目の履修願（別記様式第4号）を履修登録期間内に教務係に提出することにより、上級年次の授業科目を履修することができる。ただし、第8条の規定による原級留置（留年）がある学生の場合、2・3年次の学生においては、選択必修科目及び選択科目について、すべての原級留置がないと仮定した年次を在籍年次とみなし、履修登録をすることができる。1年次の学生においては、上級年次の授業科目の履修願（別記様式第4号の2）を履修登録期間内に教務係に提出することにより、上級年次の授業科目を履修することができる。

2 前条第2項の規定にかかわらず、当該年度の前年度のGPA（Grade Point Average）の値が2.7以上の者は、当該学期に履修登録できる総単位数の上限を24単位とする。

(成績評価)

第13条 履修登録を行って履修した授業科目については、授業担当教員が、授業計画に記載されている成績評価の基準及び評価方法により100点満点で成績評価を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生が正当な事由がなく授業科目の総授業時間数の3分の2以上出席していないければ、その授業科目の成績評価は0点とする。
- 3 成績評価を標語で表示する場合には、次の基準による。
- 秀又はA 90点～100点 達成目標を十分に達成し、極めて優秀である
優又はB 80点～89点 達成目標を十分に達成している
良又はC 70点～79点 達成目標を達成している
可又はD 60点～69点 達成目標を最低限度達成している
不可又はF 0点～59点 達成目標を達成していない
- 4 成績評価に用いられた主要な資料（試験問題、試験答案、レポート課題、提出レポート等）は、成績評価の妥当性を必要に応じて検証するための基礎資料として、国立大学法人九州工業大学法人文書管理規程（平成23年九工大規程第9号）別表第1備考第5項の規定により保存期間5年の文書として取り扱う。
- 5 個別の授業科目の成績評価に対して不満がある場合は、別に定めるところにより、確認及び異議を申し立てることができる。

（単位の授与等）

第14条 成績評価の結果を合否の種別により表示する場合には、次の基準による。

合格 60点～100点
不可 0点～59点

- 2 合格と判定された授業科目については、履修課程表に規定されている単位数が与えられる。
- 3 学生は、合否判定の結果にかかわらず、履修した授業科目の成績評価の取消しを求める事はできない。
(学期末・学年末試験で不可になった場合の措置)

第15条 再試験は、実施しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目の総授業時間数の3分の2以上の授業に出席して不可となった学生のうち、授業担当教員が必要と認めた学生に対して、試験その他の方法による確認を加えて行い、その結果に基づき成績の修正を行うことがある。
- 3 成績の修正は、その授業科目が開講された学期の成績報告期限内に行い、その学期に確定した成績評価を学生に通知する。

（他学科の授業科目の履修）

第16条 所属類又は所属学科の履修課程表に含まれない授業科目（他学科科目）の履修を希望する学生は、所属類又は所属学科の教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修登録期間内に所属学科の履修課程表にない授業科目（他学科科目）履修願（別記様式第5号）を教務係に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により履修を許可された授業科目は、専門科目区分の選択科目として取り扱われる。
(他学部の授業科目の履修)

第17条 他学部の授業科目の履修を希望する学生は、所属類又は所属学科の教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修登録期間内に他学部の科目の履修願（別記様式第6号）を教務係に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により履修を許可された授業科目は、所属類又は所属学科の教務委員の判断によりその授業科目の内容に応じた科目区分の選択科目として取り扱われる。
(大学院の授業科目の履修)

第17条の2 大学院情報工学府の授業科目の履修を希望する学生は、所属類又は所属学科の教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修登録期間内に履修登録カードを教務係に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により履修できる授業科目は、別に定める。
3 履修登録できる学生は3年次以上の者とし、修得できる単位数は卒業までに15単位までとする。

4 第1項の規定により履修を許可された授業科目は、卒業要件には加算されない。

(教職課程)

第18条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による免許状を取得しようとする学生は、別表7に定める教職課程の授業科目を履修しなければならない。

(外国人留学生等の教養教育科目の履修に関する特例)

第19条 外国人留学生等の日本語科目及び日本事情に関する科目的履修及び単位の修得に関しては、九州工業大学外国人留学生等の教養教育科目履修の特例に関する細則（平成5年九工大細則第1号）による。

(他大学等における授業科目の履修及び単位認定)

第20条 他大学等において履修した授業科目で、学則第13条及び第13条の2の規定により、情報工学部における授業科目の履修により修得したと認定される授業科目については、認定された情報工学部の授業科目の科目区分及び単位区分により単位が与えられる。

2 認定された授業科目については、成績評価を行わない。

(既修得単位の認定)

第21条 本学に入学、再入学又は転入学する以前に履修した授業科目で、学則第14条、第22条及び第23条の規定により、情報工学部における授業科目の履修により修得したとされる授業科目については、認定された情報工学部の授業科目の科目区分及び単位区分により単位が与えられる。

2 3年次編入生を対象とした既修得単位の認定に関しては、別に定める。

3 学生は、単位認定取下げ願（別記様式第7号）を教務係に提出することにより、認定された授業科目の認定を取り下げることができる。

4 認定された授業科目については、成績評価を行わない。

5 学則第24条の規定により移籍をした学生の既修得単位の認定は、前項までの規定を準用する。

6 第1条の3の規定によりコースの変更をした学生の既修得単位の認定は、第4項までの規定を準用する。

(GPAによる総合成績の評価)

第22条 学生の総合的な成績は、GPA（Grade Point Average）を用いて評価する。

2 GPAは、学生が履修した全ての授業科目について、評価点（Grade Point）をつけ、この評価点を各々の授業科目の単位数による加重をつけて平均した値である。成績評価を評価点に換算する場合は、次の基準による。

90点～100点 4.0

85点～89点 3.5

80点～84点 3.0

75点～79点 2.5

70点～74点 2.0

65点～69点 1.5

60点～64点 1.0

0点～59点 0

3 第20条及び第21条の規定により単位認定された授業科目並びに卒業要件に加算されない授業科目は、GPAの計算の対象には含めない。

4 同じ授業科目（既に修得した授業科目並びに第20条及び第21条の規定により単位認定を受けた授業科目を除く。）を複数回履修した場合、各々の授業科目の評価点がGPAの計算の対象となる。

(授業アンケート)

第23条 情報工学部は、開講する各々の授業科目について、その授業内容及び授業方法に対する学生の感想や意見、要望を把握し、それを受けて授業内容及び授業方法の改善を図ることを目的として、授業アンケートを実施する。

2 授業アンケートの実施方法その他必要な事項は、別に定める。

(指導教員)

第24条 勉学に関する学生への支援を目的として、各々の学生に対して1人の指導教員を割り当てる。

2 指導教員は、担当する学生に関する教務情報を閲覧することができ、閲覧した情報に基づいて、学生の勉学を助け、学生の勉学意欲の増進を図ることを目的とした助言を行う。

(学力不振者の除籍)

第25条 学生が、連続する2年間（休学期間を除く。）において、30単位以上修得しなかった場合は、学則第29条第1項第4号該当者として取り扱う。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 3年次以上の者

(2) 第8条第2号に規定する要件を満たし、3年次に進級する者

2 前項の規定にかかわらず、疾病若しくは負傷等、特別な理由がある者にあっては、学部長は教務委員会に意見を求めることができるものとする。

(試験における不正行為に対する懲戒)

第26条 試験において不正行為を行った学生に対しては、当該学期に履修登録した授業科目の全部又は一部について、その成績評価を0点とし、単位を与えない。

2 特に悪質な不正行為を行った学生に対しては、前項の措置に加えて、学則第88条該当者として取り扱う。

(雑則)

第27条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（最終改正分）

1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この細則の規定にかかわらず、令和5年3月31日に在籍する者（以下「在籍者」という。）及び令和5年4月1日以後に在籍者の属する年次に編入学・再入学・転入学する者に係る教育課程の編成、履修方法、修了要件、単位の授与等については、なお従前の例による。

別表1 (第5条関係) I 教養教育院履修課程表

1 教養教育科目

① 人文社会系

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期		
人文社会系選択科目	西洋社会史			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸
	教育システム論			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯
	経営組織論			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸
	言語分析法			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯
	情報倫理			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯
	ゲーム理論			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯
	情報社会と教育			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯
	現代社会論			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯
	情報メディアとコミュニケーション			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯
	日本政治論			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯
	選択日本事情ⅠA			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸
	選択日本事情ⅠB			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸
	選択日本事情ⅡA			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸
	選択日本事情ⅡB			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸
	国際協働演習			1								戸・飯 適宜
計				53	15							

他キャンパスでの科目履修を希望する者は事前に届け出ること。

備考欄の戸、飯はそれぞれ戸畠キャンパス、飯塚キャンパスでの開講予定を表している。

年度ごとの開講キャンパスについては、時間割などで確認すること。

② 言語系

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
選択必修英語科目	英語 I C	1		(2)									戸・飯 戸・飯 戸・飯 戸・飯 戸・飯 戸・飯	
	英語 II C	1		(2)										
	英語 III C	1			(2)									
	英語 IV C	1			(2)									
	英語 V C	1			(2)	(2)								
	英語 VI C	1			(2)	(2)	(2)							
	英語 VII A	1					(2)	(2)	(2)	(2)			飯	
	英語 VII B	1					(2)	(2)	(2)	(2)			飯	
	英語 VII C	1					(2)	(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	英語 VII D	1					(2)	(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	英語 VIII A	1						(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	英語 VIII B	1						(2)	(2)	(2)			飯	
	英語 VIII D	1						(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	英語 IX A	1							(2)	(2)			戸・飯	
	英語 IX B	1							(2)	(2)			戸・飯	
	英語 IX D	1							(2)	(2)			戸・飯	
科選択英語科目	選択英語 1 T			1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)			TOEIC 対策	
	選択英語 2 T			1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)				
	選択英語 3 T			1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)				
	選択英語 4 T			1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)				
初修外国語科目	ドイツ語 I	1			(2)	(2)							戸・飯	
	ドイツ語 II	1				(2)	(2)							
	ドイツ語 III	1					(2)	(2)	(2)	(2)				
	ドイツ語 IV	1						(2)	(2)	(2)				
	中国語 I	1			(2)	(2)							戸・飯	
	中国語 II	1				(2)	(2)							
	中国語 III	1					(2)	(2)	(2)	(2)				
	中国語 IV	1						(2)	(2)	(2)				
	フランス語 I	1			(2)	(2)							戸・飯	
	フランス語 II	1				(2)	(2)							
	フランス語 III	1					(2)	(2)	(2)	(2)				
	フランス語 IV	1						(2)	(2)	(2)				
	韓国語 I	1			(2)								戸	
	韓国語 II	1				(2)								
	韓国語 III	1					(2)	(2)	(2)	(2)				
	韓国語 IV	1						(2)	(2)	(2)				
計		0	32	4										

キャンパスにより開講される科目・学期は異なる場合があるので、注意すること。

備考欄の戸、飯はそれぞれ戸畠キャンパス、飯塚キャンパスでの開講予定を表している。

開講キャンパスについては、学期毎に掲示などで公表するので注意すること。

他キャンパスでの科目履修を希望する者は事前に所属学部教務係に申請し、許可を得ること。

英語：

*選択必修英語科目名の I ~ IX は難易度、A ~ D は技能の種別を表しており技能種別の記号 (A ~ D) は、以下の重点技能を表している。I ~ VIの技能は C のみであり、VII は A, B, C, D、VIII 以降は A, B, D から選択できる。

A: Writing B: Reading

C: Comprehensive D: Speaking

*選択英語科目 1 T ~ 4 T は難易度を表し、通常時間枠または集中講義として開講する。

*選択必修英語科目 VII 以降、選択英語科目は大学院との共通科目である。

* 1年次は学期あたり再履修の科目を除き2科目まで、2年次以降は学期あたりⅥまでは再履修の科目を除き1科目のみ、Ⅶ以降は同レベルの2科目まで履修できる。

* 再履修の科目を除き、単位取得済科目より下位レベルの科目は履修できない。

初修外国語：

* どの言語を選択する場合でも、原則として、Iから順に履修すること。

* 1年次の必修2単位を未取得の者を除いて、2年生以上は、原則として1年次開講科目を履修できない。

③ 認定科目

授業科目	単位			授業時数						備考	
	必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教養教育科目区分認定科目											

II 各学科別履修課程表

情工1類

① 基礎科目

授業科目	単位 ◎:必修・○:選択必修・空欄:選択		授業時数 1年 前 後	備考		
	単位数	学科共通				
解析 I ・ 同 演 習	2	○	3			
線 形 代 数 I	2	○	2			
離 散 数 学 I	2	○	2			
解 析 II	2	○	2			
線 形 代 数 II ・ 同 演 習	2	○	3			
離 散 数 学 II	2	○	2			
力 学 I	2	○	2			
電 磁 気 学 I	2	○	2			
化 学 I	2		2			
生 物 学 I	2		2			
情 報 工 学 基 礎 実 験	1	○	3			
プ ロ グ ラ ミ ン グ	3	○	5			
計 算 機 シ ス テ ム I	2	○	2			
情 報 工 学 概 論	1	○	2			
デ ー タ 構 造 と ア ル ゴ リ ッ ム	2	○	4			
計 算 機 シ ス テ ム II	2	○	2			
オ ー ト マ ト ン と 言 語 理 論	2	○	2			
情 報 セ キ ュ リ テ ィ 概 論	1	○	1			
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 I				選択必修科目的単位として個別に認定する		
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 II				選択科目的単位として個別に認定する		
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 III				選択必修科目的単位として個別に認定する		
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 IV				選択科目的単位として個別に認定する		

情工2類

① 基礎科目

授業科目	単位 ◎:必修・○:選択必修・空欄:選択		授業時数 1年 前 後	備考		
	単位数	学科共通				
解 析 I ・ 同 演 習	2	○	3			
線 形 代 数 I	2	○	2			
離 散 数 学 I	2	○	2			
解 析 II	2	○	2			
線 形 代 数 II ・ 同 演 習	2	○	3			
離 散 数 学 II	2	○	2			
力 学 I	2	○	2			
電 磁 気 学 I	2	○	2			
化 学 I	2	○	2			
生 物 学 I	2	○	2			
情 報 工 学 基 礎 実 験	1	○	3			
プ ロ グ ラ ミ ン グ	3	○	5			
計 算 機 シ ス テ ム I	2	○	2			
情 報 工 学 概 論	1	○	2			
デ ー タ 構 造 と ア ル ゴ リ ッ ム	2	○	4			
計 算 機 シ ス テ ム II	2	○	2			
オ ー ト マ ト ン と 言 語 理 論	2	○	2			
情 報 セ キ ュ リ テ ィ 概 論	1	○	1			
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 I				選択必修科目的単位として個別に認定する		
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 II				選択科目的単位として個別に認定する		
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 III				選択必修科目的単位として個別に認定する		
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 IV				選択科目的単位として個別に認定する		

*情工2類の学生は2年次進級時において、知能情報工学科、情報・通信工学科、物理情報工学科、生命化学情報工学科へ配属となった場合、科目によっては単位区分が変わるため注意が必要。

情工3類

① 基礎科目

授業科目	単位		授業時数		備考	
	単位数	学科共通	1年			
			前	後		
解析 I・同演習	2	◎	3			
線形代数学 I	2	◎	2			
離散数学 I	2	◎	2			
解析 II	2	◎		2		
線形代数学 II・同演習	2	◎		3		
離散数学 II	2			2		
力学 I	2	◎	2			
電磁気学 I	2	◎		2		
化学 I	2	◎		2		
生物学 I	2	◎		2		
情報工学基礎実験	1	◎		3		
プログラミング	3	◎	5			
計算機システム I	2	◎	2			
情報工学概論	1	◎	2			
データ構造とアルゴリズム	2	◎		4		
計算機システム II	2	◎		2		
オートマトンと言語理論	2			2		
情報セキュリティ概論	1	◎	1			
基礎科目区分認定科目 I					選択必修科目の単位として個別に認定する	
基礎科目区分認定科目 II					選択科目の単位として個別に認定する	
基礎科目区分認定科目 III					選択必修科目の単位として個別に認定する	
基礎科目区分認定科目 IV					選択科目の単位として個別に認定する	

1 知能情報工学科

① 基礎科目

授業科目	単位		授業時数								備考	
	単位数	学科共通	1年		2年		3年		4年			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
解析 I・同演習	2	◎	3									
線形代数 I	2	◎	2									
離散数学 I	2	◎	2									
解析 II	2	◎		2								
線形代数 II・同演習	2	◎		3								
離散数学 II	2	◎		2								
確率・統計	2	◎			2							
微分方程式	2	○			2							
力学 I	2	◎	2									
電磁気学 I	2	○		2								
化学 I	2			2								
生物学 I	2			2								
情報工学基礎実験	1	◎	3									
プログラミング	3	◎	5									
計算機システム I	2	◎	2									
情報工学概論	1	◎	2									
データ構造とアルゴリズム	2	◎		4								
計算機システム II	2	◎	2									
オートマトンと言語理論	2	◎		2								
情報セキュリティ概論	1	◎	1									
プログラム設計	2	○		4								
ネットワーク通信基礎	2	○		2								
知能情報工学基礎実験	2	◎		4								
基礎科目区分認定科目 I											選択必修科目の単位として個別に認定する	
基礎科目区分認定科目 II											選択科目の単位として個別に認定する	
基礎科目区分認定科目 III											選択必修科目の単位として個別に認定する	
基礎科目区分認定科目 IV											選択科目の単位として個別に認定する	
合計	必修		36									
	選択必修		4									
	選択		4									

② 情報技術者科目

授業科目	単位		授業時数								備考	
	単位数	学科共通	1年		2年		3年		4年			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
知的財産概論	2				2							
キャリア形成概論	2					2						
情報技術者倫理	2	◎					2					
情報関連法規	2						2					
情報職業論	2						2					
産業組織論	2						2					
情報産業職業論	2							2				
アントレプレナーシップ入門	1							1				
アントレプレナーシップ演習	1							1				
インターンシップ	1										事前・事後教育を含む	
長期インターンシップ	2										事前・事後教育を含む。 企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。	
海外研修I	1										(注)年次による単位付与制限あり	
海外研修II	2										(注)年次による単位付与制限あり	
海外インターンシップ実習I	1										(注)年次による単位付与制限あり	
海外インターンシップ実習II	2										(注)年次による単位付与制限あり	
合計	必修			2								
	選択必修			0								
	選択			23								

(注) 1、2、3年次の学生について、進級査定までに単位が与えられなかった場合は進級査定に当該単位は含められず、進級査定後に単位付与が認められる。

4年次の学生について、卒業査定までに単位が与えられた場合のみ単位付与が認められる。

③ 専門科目

授業科目	単位 ◎：必修・○：選択必修・空欄：選択				授業時数						備考
	単位数	データ科学 コース	人工知能 コース	メディア 情報学コース	1年		2年		3年		
		前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
論理回路	2	○	○	○			2				
アルゴリズム設計	2	○	○	○			2				
計算機アーキテクチャ	2	○	○	○			2				
応用数学	2	○	○	○			2				
人工知能基礎	2	○	○	○			2				
オブジェクト指向プログラミング	3	○	○	○			4				
データベース	2	○	○	○			2				
計算理論	2	○	○	○			2				
信号処理	2	○	○	○			2				
プログラミング言語処理系	2	○	○	○			2				
知能情報工学実験演習Ⅰ	2	○	○	○			4				
オペレーティングシステム	2	○	○	○			2				
情報理論	2	○	○	○			2				
メディア処理	2		○	○			2				
人工知能プログラミング	3	○	○	○			4				
自然言語処理	2	○	○	○			2				
人工知能論理	2	○	○	○			2				
最適化	2	○	○	○			2				
機械学習	2	○	○	○			2				
深層学習	2	○	○	○			2				
ソフトウェア工学	2		○	○			2				
知能情報工学実験演習Ⅱ	2	○	○	○			4				
脳型システム	2						2				
コンピュータグラフィックスA	2	○	○	○			2				
コンピュータビジョンA	2	○	○	○			2				
人工知能応用	2	○	○	○			2				
データ解析	2	○	○	○			2				
データ圧縮	2	○	○				2				
文字列データ処理	2	○	○				2				
知能情報工学プロジェクト	2	○	○	○			6				
知能情報工学特別講義	1						2				
卒業研究	8	○	○	○					6	18	
特別卒業研究	8	○	○	○					24		※早期卒業科目
専門科目区分認定科目Ⅰ											選択必修科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目Ⅱ											選択科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目Ⅲ											選択必修科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目Ⅳ											選択科目の単位として個別に認定する
合計	必修	40	32	39							
	選択必修	24	36	23							
	選択	7	3	9							

※特別卒業研究は学修細則第7条第3項に該当する場合のみ履修可

2 情報・通信工学科

① 基礎科目

授業科目	単位		授業時数								備考	
	単位数	学科共通	1年		2年		3年		4年			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
解析 I・同演習	2	◎	3									
線形代数 I	2	◎	2									
離散数学 I	2	◎	2									
解析 II	2	◎		2								
線形代数 II・同演習	2	◎		3								
離散数学 II	2	◎		2								
確率・統計	2	◎			2							
微分方程式	2	○			2							
力学 I	2	◎	2									
電磁気学 I	2	○		2								
化学 I	2			2								
生物学 I	2			2								
情報工学基礎実験	1	◎	3									
プログラミング	3	◎	5									
計算機システム I	2	◎	2									
情報工学概論	1	◎	2									
データ構造とアルゴリズム	2	◎		4								
計算機システム II	2	◎	2									
オートマトンと言語理論	2	◎		2								
情報セキュリティ概論	1	◎	1									
プログラム設計	2	○		4								
ネットワーク通信基礎	2	○		2								
情報通信工学実験 I	2	◎		4								
基礎科目区分認定科目 I											選択必修科目の単位として個別に認定する	
基礎科目区分認定科目 II											選択科目の単位として個別に認定する	
基礎科目区分認定科目 III											選択必修科目の単位として個別に認定する	
基礎科目区分認定科目 IV											選択科目の単位として個別に認定する	
合計	必修		36									
	選択必修		4									
	選択		4									

② 情報技術者科目

授業科目	単位		授業時数								備考	
	単位数	学科共通	1年		2年		3年		4年			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
知的財産概論	2				2							
キャリア形成概論	2					2						
情報技術者倫理	2	◎					2					
情報関連法規	2						2					
情報職業論	2						2					
産業組織論	2						2					
情報産業職業論	2							2				
アントレプレナーシップ入門	1							1				
アントレプレナーシップ演習	1							1				
インターンシップ	1										事前・事後教育を含む	
長期インターンシップ	2										事前・事後教育を含む。 企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。	
海外研修Ⅰ	1										(注)年次による単位付与制限あり	
海外研修Ⅱ	2										(注)年次による単位付与制限あり	
海外インターンシップ実習Ⅰ	1										(注)年次による単位付与制限あり	
海外インターンシップ実習Ⅱ	2										(注)年次による単位付与制限あり	
合計	必修			2								
	選択必修			0								
	選択			23								

(注) 1、2、3年次の学生について、進級査定までに単位が与えられなかった場合は進級査定に当該単位は含められず、進級査定後に単位付与が認められる。

4年次の学生について、卒業査定までに単位が与えられた場合のみ単位付与が認められる。

③ 専門科目

授業科目	単位				授業時数				備考
	単位数	○:必修	○:選択必修	空欄:選択	1年	2年	3年	4年	
		ソフトウェア デザインコース	情報通信ネットワークコース	コンピュータ工学コース	前	後	前	後	
論理設計	2	○	○	○		2			
計算機アーキテクチャ	2	○	○	○		2			
アルゴリズム設計	2	○	○	○		2			
情報通信工学実験Ⅱ	2	○	○	○		4			
ネットワークアーキテクチャ	2	○	○	○		2			
データベース	2	○	○	○		2			
電気回路	2		○	○		2			
オブジェクト指向プログラミング	3	○	○	○		4			
デジタル信号処理	2		○	○		2			
プログラミング言語処理系	2	○				2			
応用数学	2					2			
情報通信工学実験Ⅲ	2	○	○	○		4			
オペレーティングシステム	2	○	○	○		2			
ソフトウェア工学	2	○		○		2			
情報理論	2	○	○	○		2			
通信理論	2		○			2			
ネットワークプログラミング	2	○	○			2			
信号処理回路	2		○	○		2			
信号処理システム	2		○	○		2			
最適化	2			○		2			
脳型システム	2					2			
情報通信工学プロジェクト研究	4	○	○	○		8			
並列・分散システム	2	○	○	○		2			
ソフトウェア設計演習	3	○				4			
システムアーキテクチャ	2	○				2			
組込みプログラミング	2	○	○	○		2			
プロジェクトマネジメント	2	○				2			
デジタルコンテンツ	2		○			2			
集積化システム設計	2			○		2			
半導体情報工学	2					2			
情報セキュリティ	2	○	○	○		2			
集積化システム設計演習	1						2		
デジタルシステム設計	2						2		
卒業研究	8	○	○	○			12	12	
特別卒業研究	8	○	○	○			24		※早期卒業科目
専門科目区分認定科目Ⅰ									選択必修科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目Ⅱ									選択科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目Ⅲ									選択必修科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目Ⅳ									選択科目の単位として個別に認定する
合計	必修	30	30	30					
	選択必修	22	23	23					
	選択	25	24	24					

※特別卒業研究は学修細則第7条第3項に該当する場合のみ履修可

3 知的システム工学科

① 基礎科目

授業科目	単位		授業時数						備考		
	単位数	学科共通	1年	2年	3年	4年	前	後	前	後	
解析 I・同演習	2	◎	3								
線形代数 I	2	◎	2								
離散数学 I	2	◎	2								
解析 II	2	◎		2							
線形代数 II・同演習	2	◎		3							
離散数学 II	2	○		2							
確率・統計	2	◎			2						
微分方程式	2	◎			2						
力学 I	2	◎	2								
電磁気学 I	2	◎		2							
化学 I	2	○		2							
生物学 I	2	○		2							
情報工学基礎実験	1	◎		3							
化学 II	2				2						
生物学 II	2				2						
プログラミング	3	◎	5								
計算機システム I	2	◎	2								
情報工学概論	1	◎	2								
データ構造とアルゴリズム	2	◎		4							
計算機システム II	2	◎		2							
オートマトンと言語理論	2	○		2							
情報セキュリティ概論	1	◎	1								
プログラム設計	2	◎			4						
ネットワーク通信基礎	2	◎			2						
知的システム工学実験演習 I	1	◎			3						
基礎科目区分認定科目 I											選択必修科目の単位として個別に認定する
基礎科目区分認定科目 II											選択科目の単位として個別に認定する
基礎科目区分認定科目 III											選択必修科目の単位として個別に認定する
基礎科目区分認定科目 IV											選択科目の単位として個別に認定する
合計	必修		35								
	選択必修		8								
	選択		4								

② 情報技術者科目

授業科目	単位		授業時数						備考	
	単位数	学科共通	1年		2年		3年		4年	
			前	後	前	後	前	後	前	後
知的財産概論	2				2					
キャリア形成概論	2					2				
情報技術者倫理	2	◎					2			
情報関連法規	2						2			
情報職業論	2						2			
産業組織論	2						2			
情報産業職業論	2							2		
アントレプレナーシップ入門	1							1		
アントレプレナーシップ演習	1							1		
インターンシップ	1									事前・事後教育を含む
長期インターンシップ	2									事前・事後教育を含む。 企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。
海外研修I	1									(注)年次による単位付与制限あり
海外研修II	2									(注)年次による単位付与制限あり
海外インターンシップ実習I	1									(注)年次による単位付与制限あり
海外インターンシップ実習II	2									(注)年次による単位付与制限あり
合計	必修		2							
	選択必修		0							
	選択		23							

(注) 1、2、3年次の学生について、進級査定までに単位が与えられなかった場合は進級査定に当該単位は含められず、進級査定後に単位付与が認められる。

4年次の学生について、卒業査定までに単位が与えられた場合のみ単位付与が認められる。

③ 専門科目

授業科目	単位 単位数	○:必修・○:選択必修・空欄:選択			授業時数				備考
		ロボティクスコース	システム制御コース	先進機械コース	1年 前後	2年 前後	3年 前後	4年 前後	
電気回路 I	2	○	○			2			
ロボティクス基礎	2	○				2			
システム制御基礎	2		○			2			
機械システム基礎	1			○		2			
熱力学	2			○		2			
構造システムの基礎 I	2			○		2			
知的システム工学実験演習 II	1	○	○	○		3			
応用数学	2	○	○	○		2			
ダイナミクス	2	○	○	○		2			
構造システムの基礎 II	2			○		2			
信号処理	2	○	○			2			
組込システム	2	○	○	○		2			
数値計算	2	○	○	○		2			
画像工学 I	2	○	○	○		2			
現代制御論	2	○	○			2			
知的システム工学実験演習 III	1	○	○	○		3			
古典制御論	2	○	○	○		2			
流体システム	2	○	○	○		2			
ロボティクス応用	2	○				2			
システム制御応用	2		○			2			
システム制御コンピューティング	2	○	○			2			
応力解析の基礎	2			○		2			
デザイン基礎	1			○		3			
マイクロシステム	2	○	○	○		2			
画像工学 II	2	○	○			2			
流動システム	2			○		2			
システムデザイン実践演習	1			○		3			
現代物理基礎	2					2			
脳型システム	2					2			
知的システム工学実験演習 IV	1	○	○	○		3			
パターン解析	2	○	○			2			
サーモダイナミクス	2			○		2			
機械システム演習	1			○		3			
システム同定	2					2			
計算力学の基礎	2					2			
計算熱流体工学	2					2			
システム計測	2	○	○	○		2			
システム生産加工学	2	○	○	○		2			
ロボット運動解析学	2	○	○			2			
システム最適論	2	○	○			2			
コントロール	2	○	○			2			
計算力学・演習	2			○		4			
メカトロ材料学	2			○		2			
メカノシステム	2			○		2			
知的システム工学特別講義	1	○	○	○		2			
卒業研究	8	○	○	○			12	12	
特別卒業研究	8	○	○	○		24			
専門科目区分認定科目 I									※早期卒業科目
専門科目区分認定科目 II									選択必修科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目 III									選択科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目 IV									選択必修科目の単位として個別に認定する
	必修	35	29	32					
合計	選択必修	19	25	22					
	選択	36	36	36					選択科目の単位として個別に認定する

*特別卒業研究は学修細則第7条第3項に該当する場合のみ履修可

4 物理情報工学科

① 基礎科目

授業科目	単位		授業時数						備考		
	単位数	学科共通	1年	2年	3年	4年	前	後	前	後	
解析 I・同 演 習	2	◎	3								
線 形 代 数 I	2	◎	2								
離 散 数 学 I	2	◎	2								
解 析 II	2	◎		2							
線 形 代 数 II・同 演 習	2	◎		3							
離 散 数 学 II	2			2							
確 率 ・ 統 計	2	◎			2						
微 分 方 程 式	2	◎			2						
力 学 I	2	◎	2								
電 磁 気 学 I	2	◎		2							
化 学 I	2	◎		2							
生 物 学 I	2	◎		2							
情 報 工 学 基 礎 実 験	1	◎		3							
化 学 II	2				2						
生 物 学 II	2				2						
プロ グ ラ ミ ン グ	3	◎	5								
計 算 機 シ ス テ ム I	2	◎	2								
情 報 工 学 概 論	1	◎	2								
データ構造とアルゴリズム	2	◎		4							
計 算 機 シ ス テ ム II	2	◎		2							
オートマトンと言語理論	2			2							
情 報 セ キ ユ リ テ イ 概 論	1	◎	1								
プロ グ ラ ム 設 計	2	◎			4						
ネットワーク通信基礎	2	◎			2						
物 理 情 報 工 学 実 験 I	2	◎			4						
化 学 実 験	2				6						
基礎科目区分認定科目 I											選択必修科目的単位として個別に認定する
基礎科目区分認定科目 II											選択科目の単位として個別に認定する
基礎科目区分認定科目 III											選択必修科目の単位として個別に認定する
基礎科目区分認定科目 IV											選択科目の単位として個別に認定する
合計	必 修		40								
	選 択 必 修		0								
	選 択		10								

② 情報技術者科目

授業科目	単位		授業時数						備考	
	単位数	学科共通	1年		2年		3年		4年	
			前	後	前	後	前	後	前	後
知的財産概論	2				2					
キャリア形成概論	2					2				
情報技術者倫理	2	◎					2			
情報関連法規	2						2			
情報職業論	2						2			
産業組織論	2						2			
情報産業職業論	2							2		
アントレプレナーシップ入門	1							1		
アントレプレナーシップ演習	1							1		
インターンシップ	1									事前・事後教育を含む
長期インターンシップ	2									事前・事後教育を含む。 企業での研修時間が 90時間以上のものを 対象とする。
海外研修Ⅰ	1									(注)年次による単位付 与制限あり
海外研修Ⅱ	2									(注)年次による単位付 与制限あり
海外インターンシップ実習Ⅰ	1									(注)年次による単位付 与制限あり
海外インターンシップ実習Ⅱ	2									(注)年次による単位付 与制限あり
合計	必修		2							
	選択必修		0							
	選択		23							

(注) 1、2、3年次の学生について、進級査定までに単位が与えられなかった場合は進級査定に当該単位は含められず、進級査定後に単位付与が認められる。

4年次の学生について、卒業査定までに単位が与えられた場合のみ単位付与が認められる。

③ 専門科目

授業科目	単位			授業時数						備考	
	単位数	◎:必修・○:選択必修・空欄:選択		1年		2年		3年			
		電子物理工学 コース	生物物理工学 コース	前	後	前	後	前	後		
電気システム回路 I	2	◎	○			2					
熱力学	2	◎	○			2					
物理学	2	◎	○			2					
応用数学	2	○	○			2					
電磁気学 II	2	◎	○			2					
量子力学	2	◎	○			2					
連続体物理学	2	○	○			2					
ネットワークプログラミングP	2	○	○			4					
電気システム回路 II	2	○	○			2					
光学・波動	2	◎	○			2					
生物物理学	2		○			2					
データベース	2		○			2					
物理情報工学実験 II	2	◎	○			4					
物理化学演習	2		○			4					
電子物理情報実験	2	◎					6				
生物物理情報実験	2		○				6				
統計力学	2	◎	○				2				
固体物理学	2	◎	○				2				
電子情報回路	2	◎	○				2				
構造生物学	2		○				2				
コンピュータグラフィックスP	2	○	○				2				
組込システム	2						2				
ネットワーク演習	1	○	○				2				
バイオデータベース演習	1	○	○				2				
バイオ情報計測分析	2						2				
人工知能論理	2						2				
脳型システム	2						2				
半導体情報工学	2	○					2				
光情報エレクトロニクス	2	○					2				
電子情報材料工学	2	○					2				
医用分子シミュレーション	2		○				2				
ソフトマター物理学	2		○				2				
数値計算演習	1		○				2				
グラフィックス演習	1		○				2				
集積化システム設計	2	○					2				
信号処理 P	2	○					2				
システムバイオロジー	2		○				2				
コンピュテーションナル・ゲノミクス	2		○				2				
物理情報セミナー	2	◎	○				6				
人工知能応用	2						2				
卒業研究	8	○	○					12	12		
特別卒業研究	8	○	○				24			※早期卒業科目	
専門科目区分認定科目 I										選択必修科目の単位として個別に認定する	
専門科目区分認定科目 II										選択科目の単位として個別に認定する	
専門科目区分認定科目 III										選択必修科目の単位として個別に認定する	
専門科目区分認定科目 IV										選択科目の単位として個別に認定する	
合計	必修		32	27							
	選択必修		22	35							
	選択		30	28							

※特別卒業研究は学修細則第7条第3項に該当する場合のみ履修可

5 生命化学情報工学科

① 基礎科目

授業科目	単位		授業時数						備考		
	単位数	学科共通	1年		2年		3年				
			前	後	前	後	前	後			
解析 I・同演習	2	◎	3								
線形代数 I	2	◎	2								
離散数学 I	2	◎	2								
解析 II	2	◎		2							
線形代数 II・同演習	2	◎		3							
離散数学 II	2			2							
確率・統計	2	◎			2						
微分方程式	2	◎			2						
力学 I	2	◎	2								
電磁気学 I	2	◎		2							
化学 I	2	◎		2							
生物学 I	2	◎		2							
情報工学基礎実験	1	◎		3							
化学 II	2				2						
生物学 II	2				2						
プログラミング	3	◎	5								
計算機システム I	2	◎	2								
情報工学概論	1	◎	2								
データ構造とアルゴリズム	2	◎		4							
計算機システム II	2	◎		2							
オートマトンと言語理論	2			2							
情報セキュリティ概論	1	◎	1								
プログラム設計	2	◎			4						
ネットワーク通信基礎	2	◎			2						
化学実験	2	◎			6						
基礎科目区分認定科目 I									選択必修科目の単位として個別に認定する		
基礎科目区分認定科目 II									選択科目の単位として個別に認定する		
基礎科目区分認定科目 III									選択必修科目の単位として個別に認定する		
基礎科目区分認定科目 IV									選択科目の単位として個別に認定する		
合計	必修		40								
	選択必修		0								
	選択		8								

② 情報技術者科目

授業科目	単位		授業時数								備考	
	単位数	学科共通	1年		2年		3年		4年			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
知的財産概論	2				2							
キャリア形成概論	2					2						
情報技術者倫理	2	◎					2					
情報関連法規	2						2					
情報職業論	2						2					
産業組織論	2						2					
情報産業職業論	2							2				
アントレプレナーシップ入門	1							1				
アントレプレナーシップ演習	1							1				
インターンシップ	1										事前・事後教育を含む	
長期インターンシップ	2										事前・事後教育を含む。 企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。	
海外研修I	1										(注)年次による単位付与制限あり	
海外研修II	2										(注)年次による単位付与制限あり	
海外インターンシップ実習I	1										(注)年次による単位付与制限あり	
海外インターンシップ実習II	2										(注)年次による単位付与制限あり	
合計	必修			2								
	選択必修			0								
	選択			23								

(注) 1、2、3年次の学生について、進級査定までに単位が与えられなかった場合は進級査定に当該単位は含められず、進級査定後に単位付与が認められる。

4年次の学生について、卒業査定までに単位が与えられた場合のみ単位付与が認められる。

③ 専門科目

授業科目	単位			授業時数						備考	
	単位数	◎:必修・○:選択必修・空欄:選択		1年		2年		3年			
		分子生物学 コース	医用生物学 コース	前	後	前	後	前	後		
生命化学情報工学入門	1	◎	○			2					
有機化学生	2	◎	○			2					
ケミカルバイオロジー	2	◎	○			2					
生化学生	2	◎	○			2					
データベース	2	◎	○				2				
ネットワークプログラミングP	2	◎	○				4				
物理化学演習	2	◎	○				4				
環境情報学	2	○					2				
応用数学	2	○	○				2				
細胞生物学	2	○	○				2				
人工知能基礎	2		○				2				
生物有機化学生	2	○					2				
バイオ統計・演習	2		○				4				
生物物理学	2						2				
コンピュータグラフィックスP	2	◎	○				2				
ネットワーク演習	1	◎	○				2				
遺伝情報科学	2	◎	○				2				
バイオデータベース演習	1	◎	○				2				
分子生物学	2	◎	○				2				
生命化学情報工学実験I	2	◎	○				6				
生命化学情報工学実験II	2	◎	○				6				
人工知能B	2		○				2				
バイオ情報計測分析	2	○					2				
数值計算	2		○				2				
酵素工学	2	○					2				
脳情報工学	2						2				
人工知能論理	2						2				
現代物理学基礎	2						2				
脳型システム	2						2				
グラフィックス演習	1	◎	○				2				
数值計算演習	1	◎	○				2				
生命化学情報工学プロジェクト研究	2	◎	○				6				
生命化学情報工学専門概要	1	◎	○				2				
生命化学情報工学実験III	2	◎	○				6				
システムバイオロジー	2	○	○				2				
医用情報工学	2		○				2				
医用分子シミュレーション	2		○				2				
遺伝子工学	2	○					2				
マイクロバイオーム情報工学	2	○					2				
人工知能応用	2						2				
コンピュテーションナル・ゲノミクス	2						2				
創薬ケモインフォマティクス	2						2				
データ解析	2						2				
ソフトマター物理学	2						2				
卒業研究	8	◎	○					12	12		
特別卒業研究	8	◎	○					24		※早期卒業科目	
専門科目区分認定科目I										選択必修科目的単位として個別に認定する	
専門科目区分認定科目II										選択科目の単位として個別に認定する	
専門科目区分認定科目III										選択必修科目の単位として個別に認定する	
専門科目区分認定科目IV										選択科目の単位として個別に認定する	
合計	必修		40	40							
	選択必修		18	18							
	選択		32	32							

※特別卒業研究は学修細則第7条第3項に該当する場合のみ履修可

別表2 (第5条関係)

I. 3年次編入学生の教養教育科目区分の履修方法 (各学科共通)

3年次編入学生は、以下の教養教育科目区分の授業科目を履修することができる。

教養教育科目区分の授業科目の修得単位は、すべて選択科目として単位に加算される。

1 教養教育科目

① 人文社会系

区分	授業科目	単位数			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
人文社会科目	哲学 I			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	哲学 II			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	教育学 I			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	教育学 II			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	一般言語学 I			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	一般言語学 II			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	文学 I			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	文学 II			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	歴史学 I			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	歴史学 II			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	地域研究 I			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	地域研究 II			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	地理学 I			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	地理学 II			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	法学 I			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	法学 II			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	日本国憲法 I			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	日本国憲法 II			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	経済学 I			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	経済学 II			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	経営学 I			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	経営学 II			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	社会学 I			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	社会学 II			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	政治学 I			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	政治学 II			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	職業と社会			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	心理学 I			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	心理学 II			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	健康スポーツ科学論			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	スポーツ実技			1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		戸・飯	
グローバル教養科目	科学技術と社会 I			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	科学技術と社会 II			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	家族と社会			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	異文化間コミュニケーション論			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	言語類型論			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	西洋近現代史			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	東南アジア文化論			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	心理適応論			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	東アジア論			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	

区分	授業科目	単位数			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
グローバル教養科目	日本近現代史			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			戸・飯	
	ICTと現代社会論			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			戸・飯	
	日本社会論			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			戸・飯	
	科学コミュニケーション論			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			戸・飯	
	市民社会論			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			戸・飯	
	現代健康論			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			戸・飯	
	ジエンドラー論			1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			戸・飯	
人文社会系選択科目	西洋社会史			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	教育システム論			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	経営組織論			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	言語分析法			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	情報報倫理			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	ゲーム理論			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	情報社会と教育			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	現代社会論			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	情報メディアとコミュニケーション			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	日本政治論			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	選択日本事情ⅠA			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	選択日本事情ⅠB			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	選択日本事情ⅡA			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	選択日本事情ⅡB			1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		戸・飯	
	国際協働演習			1									戸・飯 適宜	
計				66										

他キャンパスでの科目履修を希望する者は事前に届け出ること。

備考欄の戸・飯はそれぞれ戸畠キャンパス、飯塚キャンパスでの開講予定を表している。

年度ごとの開講キャンパスについては、時間割などで確認すること。

② 言語系

区分	授業科目	単位数			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
選択必修英語科目	英語ⅠC			1	(2)								戸・飯	
	英語ⅡC			1	(2)								戸・飯	
	英語ⅢC			1		(2)							戸・飯	
	英語ⅣC			1		(2)							戸・飯	
	英語ⅤC			1		(2)	(2)						戸・飯	
	英語ⅥC			1		(2)	(2)	(2)					戸・飯	
	英語ⅦA			1			(2)	(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	英語ⅦB			1			(2)	(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	英語ⅦC			1			(2)	(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	英語ⅦD			1			(2)	(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	英語ⅧA			1				(2)	(2)	(2)	(2)		戸・飯	
	英語ⅧB			1				(2)	(2)	(2)	(2)		戸・飯	
	英語ⅧD			1				(2)	(2)	(2)	(2)		戸・飯	
	英語ⅨA			1					(2)	(2)			戸・飯	
	英語ⅨB			1					(2)	(2)			戸・飯	
	英語ⅨD			1					(2)	(2)			戸・飯	
科選択英語科目	選択英語1T			1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)			TOEIC 対策	
	選択英語2T			1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)				
	選択英語3T			1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)				
	選択英語4T			1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)				

区分	授業科目	単位数			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
初修外国語科目	ドイツ語 I			1	(2)	(2)							戸・飯	
	ドイツ語 II			1		(2)	(2)						戸・飯	
	ドイツ語 III			1			(2)	(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	ドイツ語 IV			1				(2)		(2)			戸	
	中国語 I			1	(2)	(2)							戸・飯	
	中国語 II			1		(2)	(2)						戸・飯	
	中国語 III			1			(2)	(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	中国語 IV			1				(2)		(2)			戸	
	フランス語 I			1	(2)	(2)							戸・飯	
	フランス語 II			1		(2)	(2)						戸・飯	
	フランス語 III			1			(2)	(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	フランス語 IV			1				(2)		(2)			戸	
	韓国語 I			1	(2)								戸	
	韓国語 II			1		(2)							戸	
	韓国語 III			1			(2)		(2)				戸	
	韓国語 IV			1				(2)		(2)			戸	
計					36									

キャンパスにより開講される科目・学期は異なる場合があるので、注意すること。

備考欄の戸、飯はそれぞれ戸畠キャンパス、飯塚キャンパスでの開講予定を表している。

開講キャンパスについては、学期毎に掲示などで公表するので注意すること。

他キャンパスでの科目履修を希望する者は事前に所属学部教務係に申請し、許可を得ること。

英語：

*選択必修英語科目名の I～IXは難易度、A～Dは技能の種別を表しており技能種別の記号（A～D）は、以下の重点技能を表している。I～VIの技能はCのみであり、VIIはA, B, C, D, VII以降はA, B, Dから選択できる。

A: Writing B: Reading

C: Comprehensive D: Speaking

*クオーター科目の開講がない場合、単位読み替えに対応するセメスター科目を受講すること。

*選択英語科目 1T～4Tは難易度を表し、通常時間枠または集中講義として開講する。

*選択必修英語科目VII以降、選択英語科目は大学院との共通科目である。

*1年次は学期あたり再履修の科目を除き2科目まで、2年次以降は学期あたりVIまでは再履修の科目を除き1科目のみ、VII以降は同レベルの2科目まで履修できる。

*再履修の科目を除き、単位修得済科目より下位レベルの科目は履修できない。

初修外国語：

*どの言語を選択する場合でも、原則として、Iから順に履修すること。

*1年次の必修2単位を未取得の者を除いて、2年生以上は、原則として1年次開講科目を履修できない。

③ 認定科目

授業科目	単位数			授業時数								備考	
	必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
教養教育科目区分認定科目													

II 3年次編入学生のための各学科別履修課程表

(注意) 3年次編入学生のための各学科別履修課程表中、授業年次を「3年・4年」としている科目は、1・2年生が対象となっているが、編入学生も履修することができる科目を示している。

1 知能情報工学科

① 基礎科目

授業科目	単位		授業時数						備考	
	単位数	学科共通	3年・4年		3年		4年			
			前	後	前	後	前	後		
解析 I ・ 同 演 習	2	○	3							
線 形 代 数 I	2	◎	2							
離 散 数 学 I	2	◎	2							
解 析 II	2	○		2						
線 形 代 数 II ・ 同 演 習	2	○		3						
離 散 数 学 II	2	○		2						
確 率 ・ 統 計	2	◎	2							
微 分 方 程 式	2	○	2							
力 学 I	2	○	2							
電 磁 気 学 I	2	○		2						
化 学 I	2			2						
生 物 学 I	2			2						
情 報 工 学 基 礎 実 験	1	◎		3						
プ ロ グ ラ ミ ン グ	3	◎	5							
計 算 機 シ ス テ ム I	2	◎	2							
情 報 工 学 概 論	1	○	2							
デ ー タ 構 造 と ア ル ゴ リ ッ ム	2	◎		4						
計 算 機 シ ス テ ム II	2	○		2						
オ ー ト マ ト ン と 言 語 理 論	2	○		2						
情 報 セ キ ュ リ テ イ 概 論	1	○	1							
プ ロ グ ラ ミ 設 計	2	◎	4							
ネ ッ ト ワ ー ク 通 信 基 礎	2	○	2							
知 能 情 報 工 学 基 礎 実 験	2	◎	4							
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 I									選択必修科目の単位として個別に認定する	
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 II									選択科目の単位として個別に認定する	
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 III									選択必修科目の単位として個別に認定する	
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 IV									選択科目の単位として個別に認定する	
合 計	必 修		18							
	選 択 必 修		22							
	選 択		4							

② 情報技術者科目

授業科目	単位 ◎：必修・○：選択必修・空欄：選択		授業時数						備考	
	単位数	学科共通	3年・4年		3年		4年			
			前	後	前	後	前	後		
知的財産概論	2		2							
キャリア形成概論	2			2						
情報技術者倫理	2	◎			2					
情報関連法規	2				2					
情報職業論	2				2					
産業組織論	2				2					
情報産業職業論	2					2				
アントレプレナーシップ入門	1					1				
アントレプレナーシップ演習	1					1				
インターンシップ	1								事前・事後教育を含む	
長期インターンシップ	2								事前・事後教育を含む。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。	
海外研修I	1								(注) 年次による単位付与制限あり	
海外研修II	2								(注) 年次による単位付与制限あり	
海外インターンシップ実習I	1								(注) 年次による単位付与制限あり	
海外インターンシップ実習II	2								(注) 年次による単位付与制限あり	
合計	必修	2								
	選択必修	0								
	選択	23								

(注) 3年次の学生について、進級査定までに単位が与えられなかった場合は進級査定に当該単位は含められず、進級査定後に単位付与が認められる。4年次の学生について、卒業査定までに単位が与えられた場合のみ単位付与が認められる。

③ 専門科目

授業科目	単位				授業時数			備考
	単位数	データ科学コース	人工知能コース	メディア情報学コース	3年・4年	3年	4年	
		前	後	前	後	前	後	
論理回路	2	○	○	○	2			
アルゴリズム設計	2	○	○	○	2			
計算機アーキテクチャ	2	○	○	○	2			
応用数学	2	○	○	○	2			
人工知能基礎	2	○	○	○	2			
オブジェクト指向プログラミング	3	○	○	○	4			
データベース	2	○	○	○	2			
計算理論	2	○	○	○	2			
信号処理	2	○	○	○	2			
プログラミング言語処理系	2	○	○	○	2			
知能情報工学実験演習I	2	○	○	○	4			
オペレーティングシステム	2	○	○	○	2			
情報理論	2	◎	○	○	2			
メディア処理	2		○	○	2			
人工知能プログラミング	3	◎	○	○	4			
自然言語処理	2	○	○	○	2			
人工知能論理	2	◎	○		2			
最適化	2	◎	○	○	2			
ソフトウェア工学	2		○	○		2		
知能情報工学実験演習II	2	◎	○	○	4			
脳型システム	2				2			
コンピュータグラフィックスA	2	○	○	○		2		
コンピュータビジョンA	2	○	○	○		2		
人工知能応用	2	○	○	○		2		
データ解析	2	◎	○	○		2		
データ圧縮	2	◎	○			2		
組込みプログラミング	2					2		
文字列データ処理	2	○	○			2		
知能情報工学プロジェクト	2	◎	○	○		6		
知能情報工学特別講義	1					2		
卒業研究	8	◎	○	○		6	18	
専門科目区分認定科目I								選択必修科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目II								選択科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目III								選択必修科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目IV								選択科目の単位として個別に認定する
合計	必修		25	21	24			
	選択必修		35	43	34			
	選択		9	5	11			

2 情報・通信工学科

① 基礎科目

授業科目	単位		授業時数				備考		
	単位数	学科共通	3年・4年		3年				
			前	後	前	後			
解析 I ・ 同 演 習	2	◎	3						
線 形 代 数 I	2	◎	2						
離 散 数 学 I	2	◎	2						
解 析 II	2	◎		2					
線 形 代 数 II ・ 同 演 習	2	◎		3					
離 散 数 学 II	2	◎		2					
確 率 ・ 統 計	2	◎	2						
微 分 方 程 式	2	○	2						
力 学 I	2	◎	2						
電 磁 気 学 I	2	○		2					
化 学 I	2			2					
生 物 学 I	2			2					
情 報 工 学 基 礎 実 験	1	◎		3					
プ ロ グ ラ ミ ン グ	3	◎	5						
計 算 機 シ ス テ ム I	2	◎	2						
情 報 工 学 概 論	1	○	2						
デーテ構造とアルゴリズム	2	◎		4					
計 算 機 シ ス テ ム II	2	○		2					
オートマトンと言語理論	2	○		2					
情 報 セ キ ュ リ テ イ 概 論	1	○	1						
プ ロ グ ラ ム 設 計	2	○	4						
ネ ッ ト ワ ー ク 通 信 基 礎	2	○	2						
情 報 通 信 工 学 実 験 I	2	◎	4						
基 础 科 目 区 分 認 定 科 目 I							選択必修科目の単位として個別に認定する		
基 础 科 目 区 分 認 定 科 目 II							選択科目の単位として個別に認定する		
基 础 科 目 区 分 認 定 科 目 III							選択必修科目の単位として個別に認定する		
基 础 科 目 区 分 認 定 科 目 IV							選択科目の単位として個別に認定する		
合 計	必 修		36						
	選 択 必 修		4						
	選 択		4						

② 情報技術者科目

授業科目	単位 ◎：必修・○：選択必修・空欄：選択		授業時数						備考	
	単位数	学科共通	3年・4年		3年		4年			
			前	後	前	後	前	後		
知的財産概論	2		2							
キャリア形成概論	2			2						
情報技術者倫理	2	◎			2					
情報関連法規	2				2					
情報職業論	2				2					
産業組織論	2				2					
情報産業職業論	2					2				
アントレプレナーシップ入門	1					1				
アントレプレナーシップ演習	1					1				
インターンシップ	1								事前・事後教育を含む	
長期インターンシップ	2								事前・事後教育を含む。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。	
海外研修I	1								(注) 年次による単位付与制限あり	
海外研修II	2								(注) 年次による単位付与制限あり	
海外インターンシップ実習I	1								(注) 年次による単位付与制限あり	
海外インターンシップ実習II	2								(注) 年次による単位付与制限あり	
合計	必修	2								
	選択必修	0								
	選択	23								

(注) 3年次の学生について、進級査定までに単位が与えられなかった場合は進級査定に当該単位は含められず、進級査定後に単位付与が認められる。4年次の学生について、卒業査定までに単位が与えられた場合のみ単位付与が認められる。

③ 専門科目

授業科目	単位				授業時数				備考	
	単位数	◎: 必修	○: 選択必修	空欄: 選択	3年・4年		3年・4年			
		ソフトウェア デザイン コース	情報通信 ネットワーク コース	コンピュータ 工学コース	前	後	前	後		
論理設計	2	○	○	○	2					
計算機アーキテクチャ	2	○	○	○	2					
アルゴリズム設計	2	○	○	○	2					
情報通信工学実験Ⅱ	2	○	○	○		4				
ネットワークアーキテクチャ	2	○	○	○		2				
データベース	2	○	○	○		2				
電気回路	2		○	○		2				
オブジェクト指向プログラミング	3	○	○	○		4				
デジタル信号処理	2		○	○		2				
プログラミング言語処理系	2	○				2				
応用数学	2					2				
情報通信工学実験Ⅲ	2	○	○	○		4				
オペレーティングシステム	2	○	○	○		2				
ソフトウェア工学	2	○		○			2			
情報理論	2	○	○	○		2				
通信理論	2		○			2				
ネットワークプログラミング	2	○	○			2				
信号処理回路	2		○	○		2				
信号処理システム	2		○	○		2				
最適化	2			○		2				
脳型システム	2					2				
情報通信工学プロジェクト研究	4	○	○	○		8				
並列・分散システム	2	○	○	○		2				
ソフトウェア設計演習	3	○				4				
システムアーキテクチャ	2	○				2				
組込みプログラミング	2	○	○	○		2				
プロジェクトマネジメント	2	○				2				
デジタルコンテンツ	2		○			2				
集積化システム設計	2			○		2				
半導体情報工学	2					2				
情報セキュリティ	2	○	○	○		2				
集積化システム設計演習	1					2				
デジタルシステム設計	2					2				
卒業研究	8	○	○	○		12	12			
専門科目区分認定科目Ⅰ									選択必修科目的単位として個別に認定する	
専門科目区分認定科目Ⅱ									選択科目の単位として個別に認定する	
専門科目区分認定科目Ⅲ									選択必修科目の単位として個別に認定する	
専門科目区分認定科目Ⅳ									選択科目の単位として個別に認定する	
合計	必修		28	28	28					
	選択必修		24	25	25					
	選択		25	24	24					

3 知的システム工学科

① 基礎科目

授業科目	単位		授業時数				備考		
	単位数	学科共通	3年・4年		3年				
			前	後	前	後			
解析 I ・ 同 演 習	2	◎	3						
線 形 代 数 I	2	◎	2						
離 散 数 学 I	2	◎	2						
解 析 II	2	◎		2					
線 形 代 数 II ・ 同 演 習	2	◎		3					
離 散 数 学 II	2	○		2					
確 率 ・ 統 計	2	◎	2						
微 分 方 程 式	2	◎	2						
力 学 I	2	◎	2						
電 磁 気 学 I	2	◎		2					
化 学 I	2	○		2					
生 物 学 I	2	○		2					
情 報 工 学 基 礎 実 験	1	◎		3					
化 学 II	2		2						
生 物 学 II	2		2						
プ ロ グ ラ ミ ン グ	3	◎	5						
計 算 機 シ ス テ ム I	2	◎	2						
情 報 工 学 概 論	1	◎	2						
デ ー タ 構 造 と ア ル ゴ リ ッ ム	2	◎		4					
計 算 機 シ ス テ ム II	2	◎		2					
オ ー ト マ ト ン と 言 語 理 論	2	○		2					
情 報 セ キ ュ リ テ イ 概 論	1	◎	1						
プ ロ グ ラ ム 設 計	2	○	4						
ネ ッ ト ワ ー ク 通 信 基 礎	2	○	2						
知 的 シ ス テ ム 工 学 実 験 演 習 I	1	◎	3						
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 I							選択必修科目の単位として個別に認定する		
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 II							選択科目の単位として個別に認定する		
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 III							選択必修科目の単位として個別に認定する		
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 IV							選択科目の単位として個別に認定する		
合 計	必 修		31						
	選 択 必 修		12						
	選 択		4						

② 情報技術者科目

授業科目	単位 ◎：必修・○：選択必修・空欄：選択		授業時数						備考	
	単位数	学科共通	3年・4年		3年		4年			
			前	後	前	後	前	後		
知的財産概論	2		2							
キャリア形成概論	2			2						
情報技術者倫理	2	◎			2					
情報関連法規	2				2					
情報職業論	2				2					
産業組織論	2				2					
情報産業職業論	2					2				
アントレプレナーシップ入門	1					1				
アントレプレナーシップ演習	1					1				
インターンシップ	1								事前・事後教育を含む	
長期インターンシップ	2								事前・事後教育を含む。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。	
海外研修I	1								(注) 年次による単位付与制限あり	
海外研修II	2								(注) 年次による単位付与制限あり	
海外インターンシップ実習I	1								(注) 年次による単位付与制限あり	
海外インターンシップ実習II	2								(注) 年次による単位付与制限あり	
合計	必修	2								
	選択必修	0								
	選択	23								

(注) 3年次の学生について、進級査定までに単位が与えられなかった場合は進級査定に当該単位は含められず、進級査定後に単位付与が認められる。4年次の学生について、卒業査定までに単位が与えられた場合のみ単位付与が認められる。

③ 専門科目

授業科目	単位 ◎：必修・○：選択必修・空欄：選択	授業時数						備考
		単位数	ロボティクスコース	システム制御コース	先進機械コース	3年・4年 前後	3年・4年 前後	3年・4年 前後
電気回路I	2	○	○		2			
ロボティクス基礎	2	○			2			
システム制御基礎	2		○		2			
機械システム基礎	1			○	2			
熱力学	2			○	2			
構造システムの基礎I	2			○	2			
知的システム工学実験演習II	1	○	○	○	3			
応用数学	2	○	○	○	2			
ダイナミクス	2	○	○	○	2			
構造システムの基礎II	2			○	2			
信号処理	2	○	○		2			
組込システム	2	○	○	○	2			
数値計算	2	○	○	○	2			
画像工学I	2	○	○	○	2			
現代制御論	2	○	○		2			
知的システム工学実験演習III	1	○	○	○	3			
古典制御論	2	○	○	○	2			
流体システム	2	○	○	○	2			
ロボティクス応用	2	○			2			
システム制御応用	2		○		2			
システム制御コンピューティング	2	○	○		2			
応力解析の基礎	2			○	2			
デザイン基礎	1			○	3			
マイクロシステム	2	○	○	○	2			
画像工学II	2	○	○		2			
流動システム	2			○	2			
システムデザイン実践演習	1			○	3			
現代物理学基礎	2				2			
脳型システム	2				2			
知的システム工学実験演習IV	1	○	○	○	3			
パターン解析	2	○	○		2			
サーモダイナミックス	2			○	2			
機械システム演習	1			○	3			
システム同定	2				2			
計算力学の基礎	2				2			
計算熱流体工学	2				2			
システム計測	2	○	○	○	2			
システム生産加工学	2	○	○	○	2			
ロボット運動解析学	2	○	○		2			
システム最適論	2	○	○		2			
コントロール	2	○	○		2			
計算力学・演習	2			○	4			
メカトロ材料学	2			○	2			
メカノシステム	2			○	2			
知的システム工学特別講義	1	○	○	○	2			
卒業研究	8	○	○	○	12	12		
専門科目区分認定科目I								選択必修科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目II								選択科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目III								選択必修科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目IV								選択科目の単位として個別に認定する
合計	必修		35	29	32			
	選択必修		19	25	22			
	選択		36	36	36			

4 物理情報工学科

① 基礎科目

授業科目	単位		授業時数				備考		
	単位数	学科共通	3年・4年		3年				
			前	後	前	後			
解析 I ・ 同 演 習	2	◎	3						
線 形 代 数 I	2	◎	2						
離 散 数 学 I	2	○	2						
解 析 II	2	○		2					
線 形 代 数 II ・ 同 演 習	2	○		3					
離 散 数 学 II	2			2					
確 率 ・ 統 計	2	◎	2						
微 分 方 程 式	2	○	2						
力 学 I	2	○	2						
電 磁 気 学 I	2	○		2					
化 学 I	2	○		2					
生 物 学 I	2	○		2					
情 報 工 学 基 礎 実 験	1	○		3					
化 学 II	2		2						
生 物 学 II	2		2						
プ ロ グ ラ ミ ン グ	3	○	5						
計 算 機 シ ス テ ム I	2	○	2						
情 報 工 学 概 論	1	○	2						
デ ー タ 構 造 と ア ル ゴ リ ッ ム	2	○		4					
計 算 機 シ ス テ ム II	2	○		2					
オ ー ト マ ト ン と 言 語 理 論	2			2					
情 報 セ キ ュ リ テ イ 概 論	1	○	1						
プ ロ グ ラ ム 設 計	2	○	4						
ネ ッ ト ワ ー ク 通 信 基 礎	2	○	2						
物 理 情 報 工 学 実 験 I	2	○	4						
化 学 実 験	2		6						
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 I							選択必修科目の単位として個別に認定する		
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 II							選択科目の単位として個別に認定する		
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 III							選択必修科目の単位として個別に認定する		
基 礎 科 目 区 分 認 定 科 目 IV							選択科目の単位として個別に認定する		
合 計	必 修		26						
	選 択 必 修		14						
	選 択		10						

② 情報技術者科目

授業科目	単位 ◎：必修・○：選択必修・空欄：選択		授業時数						備考	
	単位数	学科共通	3年・4年		3年		4年			
			前	後	前	後	前	後		
知的財産概論	2		2							
キャリア形成概論	2			2						
情報技術者倫理	2	◎			2					
情報関連法規	2				2					
情報職業論	2				2					
産業組織論	2				2					
情報産業職業論	2					2				
アントレプレナーシップ入門	1					1				
アントレプレナーシップ演習	1					1				
インターンシップ	1								事前・事後教育を含む	
長期インターンシップ	2								事前・事後教育を含む。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。	
海外研修I	1								(注) 年次による単位付与制限あり	
海外研修II	2								(注) 年次による単位付与制限あり	
海外インターンシップ実習I	1								(注) 年次による単位付与制限あり	
海外インターンシップ実習II	2								(注) 年次による単位付与制限あり	
合計	必修	2								
	選択必修	0								
	選択	23								

(注) 3年次の学生について、進級査定までに単位が与えられなかった場合は進級査定に当該単位は含められず、進級査定後に単位付与が認められる。4年次の学生について、卒業査定までに単位が与えられた場合のみ単位付与が認められる。

③ 専門科目

授業科目	単位 ◎：必修・○：選択必修・空欄：選択			授業時数			備考
	単位数	電子物理 工学コース	生物物理 工学コース	3年・4年 前後	3年 前後	4年 前後	
電気システム回路Ⅰ	2	○	○	2			
熱力学	2	○	○	2			
物理学	2	○	○	2			
応用数学	2	○	○	2			
電磁気学Ⅱ	2	○		2			
量子力学	2	○	○	2			
連続体物理学	2	○	○	2			
ネットワークプログラミングP	2	○	○	4			
電気システム回路Ⅱ	2	○		2			
光学・波動	2	○	○	2			
生物物理学	2		○	2			
データベース	2		○	2			
物理情報工学実験Ⅱ	2	○	○	4			
物理化学演習	2			4			
電子物理情報実験	2	○		6			
生物物理情報実験	2		○	6			
統計力学	2	○	○	2			
固体物理学	2	○	○	2			
電子情報回路	2	○	○	2			
構造生物学	2		○	2			
コンピュータグラフィックスP	2	○	○	2			
組込システム	2			2			
ネットワーク演習	1	○	○	2			
バイオデータベース演習	1	○	○	2			
バイオ情報計測分析	2			2			
人工知能論理	2			2			
脳型システム	2			2			
半導体情報工学	2	○		2			
光情報エレクトロニクス	2	○		2			
電子情報材料工学	2	○		2			
医用分子シミュレーション	2		○	2			
ソフトマター物理学	2		○	2			
数値計算演習	1		○	2			
グラフィックス演習	1		○	2			
集積化システム設計	2	○		2			
信号処理P	2	○		2			
システムバイオロジー	2		○	2			
コンピューテーションナル・ゲノミクス	2		○	2			
物理情報セミナー	2	○	○	6			
人工知能応用	2			2			
卒業研究	8	○	○		12	12	
専門科目区分認定科目Ⅰ							選択必修科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目Ⅱ							選択科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目Ⅲ							選択必修科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目Ⅳ							選択科目の単位として個別に認定する
合計	必修		30	31			
	選択必修		24	25			
	選択		30	28			

5 生命化学情報工学科

① 基礎科目

授業科目	単位		授業時数				備考		
	単位数	学科共通	3年・4年		3年				
			前	後	前	後			
解析 I ・ 同 演 習	2	◎	3						
線 形 代 数 I	2	◎	2						
離 散 数 学 I	2	○	2						
解 析 II	2	○		2					
線 形 代 数 II ・ 同 演 習	2	○		3					
離 散 数 学 II	2	○		2					
確 率 ・ 統 計	2	○	2						
微 分 方 程 式	2	○	2						
力 学 I	2	○	2						
電 磁 気 学 I	2	○		2					
化 学 I	2	◎		2					
生 物 学 I	2	○		2					
情 報 工 学 基 礎 実 験	1	○		3					
化 学 II	2	○	2						
生 物 学 II	2	○	2						
プ ロ グ ラ ミ ン グ	3	○	5						
計 算 機 シ ス テ ム I	2	○	2						
情 報 工 学 概 論	1	○	2						
デ ー タ 構 造 と ア ル ゴ リ ッ ム	2	○		4					
計 算 機 シ ス テ ム II	2	○		2					
オ ー ト マ ト ン と 言 語 理 論	2	○		2					
情 報 セ キ ュ リ テ イ 概 論	1	○	1						
プ ロ グ ラ ム 設 計	2	○	4						
ネ ッ ト ワ ー ク 通 信 基 礎	2	○	2						
化 学 実 験	2	◎	6						
基 础 科 目 区 分 認 定 科 目 I							選択必修科目の単位として個別に認定する		
基 础 科 目 区 分 認 定 科 目 II							選択科目の単位として個別に認定する		
基 础 科 目 区 分 認 定 科 目 III							選択必修科目の単位として個別に認定する		
基 础 科 目 区 分 認 定 科 目 IV							選択科目の単位として個別に認定する		
合 計	必 修		17						
	選 択 必 修		31						
	選 択		0						

② 情報技術者科目

授業科目	単位 ◎：必修・○：選択必修・空欄：選択		授業時数						備考	
	単位数	学科共通	3年・4年		3年		4年			
			前	後	前	後	前	後		
知的財産概論	2		2							
キャリア形成概論	2			2						
情報技術者倫理	2	◎			2					
情報関連法規	2				2					
情報職業論	2				2					
産業組織論	2				2					
情報産業職業論	2					2				
アントレプレナーシップ入門	1					1				
アントレプレナーシップ演習	1					1				
インターンシップ	1								事前・事後教育を含む	
長期インターンシップ	2								事前・事後教育を含む。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。	
海外研修I	1								(注) 年次による単位付与制限あり	
海外研修II	2								(注) 年次による単位付与制限あり	
海外インターンシップ実習I	1								(注) 年次による単位付与制限あり	
海外インターンシップ実習II	2								(注) 年次による単位付与制限あり	
合計	必修	2								
	選択必修	0								
	選択	23								

(注) 3年次の学生について、進級査定までに単位が与えられなかった場合は進級査定に当該単位は含められず、進級査定後に単位付与が認められる。4年次の学生について、卒業査定までに単位が与えられた場合のみ単位付与が認められる。

③ 専門科目

授業科目	単位 ◎：必修・○：選択必修・空欄：選択			授業時数			備考
	単位数	分子生命 工学コース	医用生命 工学コース	3年・4年 前後	3年 前後	4年 前後	
生命化学情報工学入門	1	◎	◎	2			
有機化学生	2	○	○	2			
ケミカルバイオロジー	2	○	○	2			
生化学生	2	○	○	2			
データベース	2	○	○		2		
ネットワークプログラミングP	2	○	○		4		
物理化学演習	2	○	○		4		
環境情報学	2	○			2		
応用数学	2	○	○		2		
細胞生物学	2	○	○		2		
人工知能基礎	2		○		2		
生物有機化学	2	○			2		
バイオ統計・演習	2		○		4		
生物物理学	2				2		
コンピュータグラフィックスP	2	○	○		2		
ネットワーク演習	1	○	○		2		
遺伝情報科学	2	○	○		2		
バイオデータベース演習	1	○	○		2		
分子生物学	2	○	○		2		
生命化学情報工学実験I	2	○	○		6		
生命化学情報工学実験II	2	○	○		6		
人工知能B	2		○		2		
バイオ情報計測分析	2	○			2		
数値計算	2		○		2		
酵素工学	2	○			2		
情報工学	2				2		
人工知能論理	2				2		
現代物理基礎	2				2		
脳型システム	2				2		
グラフィックス演習	1	○	○		2		
数値計算演習	1	○	○		2		
生命化学情報工学プロジェクト研究	2	○	○		6		
生命化学情報工学専門概要	1	○	○		2		
生命化学情報工学実験III	2	○	○		6		
システムバイオロジー	2	○	○		2		
医用情報工学	2		○		2		
医用分子シミュレーション	2		○		2		
遺伝子工学	2	○			2		
マイクロバイオーム情報工学	2	○			2		
人工知能応用	2				2		
コンピュテーション・ゲノミクス	2				2		
創薬ケモインフォマティクス	2				2		
データ解析	2				2		
ソフトマター物理学	2				2		
卒業研究	8	○	○			12	12
専門科目区分認定科目I							選択必修科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目II							選択科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目III							選択必修科目の単位として個別に認定する
専門科目区分認定科目IV							選択科目の単位として個別に認定する
合計	必修		26	26			
	選択必修		32	32			
	選択		32	32			

別表3（第7条関係）

I 教養教育科目の卒業要件単位（各学科共通）

教養教育科目で合計20単位を卒業要件単位として、28単位までを卒業要件として認める。

系区分	科目区分	科目区分別 卒業要件単位	系区分別 卒業要件単位	
人文社会系	人文社会科目	6単位	10単位	
	グローバル教養科目	4単位		
言語系	選択必修英語科目	6単位	10単位	
	初修外国語科目	2単位		
教養教育共通	人文社会系選択科目	8単位まで認める		
	選択（必修）英語・初修外国語科目			

注：教養教育共通の「選択（必修）英語・初修外国語科目（注）」は、言語系の履修課程表から、言語系の系区分別卒業要件単位数10単位を超えて修得した科目について計上する。

II 各学科別の卒業要件単位

1 知能情報工学科

○データ科学コース

科目区分	単位区分	卒業要件単位
教養教育科目		別表3のI（各学科共通）に定める
基礎科目	必修科目	36単位
	選択必修科目	2単位以上
情報技術者科目	必修科目	2単位
	選択必修科目	8単位以上
合 計		上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して124単位以上

○人工知能コース

科目区分	単位区分	卒業要件単位
教養教育科目		別表3のI（各学科共通）に定める
基礎科目	必修科目	36単位
	選択必修科目	2単位以上
情報技術者科目	必修科目	2単位
	選択必修科目	16単位以上
合 計		上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して124単位以上

○メディア情報学コース

科目区分	単位区分	卒業要件単位
教養教育科目		別表3のI（各学科共通）に定める
基礎科目	必修科目	36単位
	選択必修科目	2単位以上
情報技術者科目	必修科目	2単位
	選択必修科目	39単位
専門科目	必修科目	9単位以上
	選択必修科目	上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して124単位以上
合 計		

2 情報・通信工学科

○ソフトウェアデザインコース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		別表3のI(各学科共通)に定める
基 础 科 目	必 修 科 目	36 单位
	選 択 必 修 科 目	2 单位以上
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	2 单位
	必 修 科 目	30 单位
專 門 科 目	選 択 必 修 科 目	12 单位以上
	合 計	上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して124 单位以上

○情報通信ネットワークコース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		別表3のI(各学科共通)に定める
基 础 科 目	必 修 科 目	36 单位
	選 択 必 修 科 目	2 单位以上
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	2 单位
	必 修 科 目	30 单位
專 門 科 目	選 択 必 修 科 目	12 单位以上
	合 計	上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して124 单位以上

○コンピュータ工学コース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		別表3のI(各学科共通)に定める
基 础 科 目	必 修 科 目	36 单位
	選 択 必 修 科 目	2 单位以上
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	2 单位
	必 修 科 目	30 单位
專 門 科 目	選 択 必 修 科 目	12 单位以上
	合 計	上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して124 单位以上

3 知的システム工学科

○ロボティクスコース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		別表3のI(各学科共通)に定める
基 础 科 目	必 修 科 目	35 单位
	選 択 必 修 科 目	4 单位以上
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	2 单位
	必 修 科 目	35 单位
專 門 科 目	選 択 必 修 科 目	12 单位以上
	合 計	上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して124 单位以上

○システム制御コース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		別表3のI(各学科共通)に定める
基 础 科 目	必 修 科 目	35 单位
	選 択 必 修 科 目	4 单位以上
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	2 单位
	必 修 科 目	29 单位
專 門 科 目	選 択 必 修 科 目	18 单位以上
	合 計	上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して124 单位以上

○先進機械コース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		別表3のI(各学科共通)に定める
基 础 科 目	必 修 科 目	35単位
	選 択 必 修 科 目	4単位以上
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	2単位
	必 修 科 目	32単位
專 門 科 目	選 択 必 修 科 目	15単位以上
	合 計	上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して124単位以上

4 物理情報工学科

○電子物理工学コース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		別表3のI(各学科共通)に定める
基 础 科 目	必 修 科 目	40単位
	選 択 必 修 科 目	
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	2単位
	必 修 科 目	32単位
專 門 科 目	選 択 必 修 科 目	14単位以上
	合 計	上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して124単位以上

○生物物理工学コース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		別表3のI(各学科共通)に定める
基 础 科 目	必 修 科 目	40単位
	選 択 必 修 科 目	
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	2単位
	必 修 科 目	27単位
專 門 科 目	選 択 必 修 科 目	19単位以上
	合 計	上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して124単位以上

5 生命化学情報工学科

○分子生命工学コース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		別表3のI(各学科共通)に定める
基 础 科 目	必 修 科 目	40単位
	選 択 必 修 科 目	
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	2単位
	必 修 科 目	40単位
專 門 科 目	選 択 必 修 科 目	10単位以上
	合 計	上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して124単位以上

○医用生命工学コース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		別表3のI(各学科共通)に定める
基 础 科 目	必 修 科 目	40単位
	選 択 必 修 科 目	
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	2単位
	必 修 科 目	40単位
專 門 科 目	選 択 必 修 科 目	10単位以上
	合 計	上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して124単位以上

別表4（第7条関係）

3年次編入学生の各学科別卒業要件単位

1 知能情報工学科

○データ科学コース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		認定単位を含めて 20 単位とし、28 単位までを卒業要件単位として認める。
基 础 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 18 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 6 単位以上
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 2 単位
	必 修 科 目	認定単位を含めて 25 単位
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 23 単位以上
合 計		認定単位を含めて、上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して 124 単位以上

○人工知能コース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		認定単位を含めて 20 単位とし、28 単位までを卒業要件単位として認める。
基 础 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 18 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 6 単位以上
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 2 単位
	必 修 科 目	認定単位を含めて 21 単位
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 27 単位以上
合 計		認定単位を含めて、上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して 124 単位以上

○メディア情報学コース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		認定単位を含めて 20 単位とし、28 単位までを卒業要件単位として認める。
基 础 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 18 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 6 単位以上
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 2 単位
	必 修 科 目	認定単位を含めて 24 単位
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 24 単位以上
合 計		認定単位を含めて、上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して 124 単位以上

2 情報・通信工学科

○ソフトウェアデザインコース

科 目 区 分		单 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目			認定単位を含めて 20 単位とし、28 単位までを卒業要件単位として認める。
基 础 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 36 単位	
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 2 単位以上	
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 2 单位	
	必 修 科 目	認定単位を含めて 28 单位	
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 12 单位以上	
	合 计	認定単位を含めて、上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目的単位を合計して 124 単位以上	

○情報通信ネットワークコース

科 目 区 分		单 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目			認定単位を含めて 20 単位とし、28 単位までを卒業要件単位として認める。
基 础 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 36 单位	
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 2 单位以上	
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 2 单位	
	必 修 科 目	認定単位を含めて 28 单位	
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 12 单位以上	
	合 计	認定単位を含めて、上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目的単位を合計して 124 单位以上	

○コンピュータ工学コース

科 目 区 分		单 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目			認定単位を含めて 20 単位とし、28 単位までを卒業要件単位として認める。
基 础 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 36 单位	
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 2 单位以上	
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 2 单位	
	必 修 科 目	認定単位を含めて 28 单位	
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 12 单位以上	
	合 计	認定単位を含めて、上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目的単位を合計して 124 单位以上	

3 知的システム工学科

○ロボティクスコース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		認定単位を含めて 20 単位とし、28 単位までを卒業要件単位として認める。
基 础 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 31 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 8 単位以上
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 2 単位
	必 修 科 目	認定単位を含めて 35 単位
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 12 単位以上
	合 計	
		認定単位を含めて、上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して 124 単位以上

○システム制御コース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		認定単位を含めて 20 単位とし、28 単位までを卒業要件単位として認める。
基 础 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 31 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 8 単位以上
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 2 単位
	必 修 科 目	認定単位を含めて 29 単位
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 18 単位以上
	合 計	
		認定単位を含めて、上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して 124 単位以上

○先進機械コース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		認定単位を含めて 20 単位とし、28 単位までを卒業要件単位として認める。
基 础 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 31 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 8 単位以上
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 2 単位
	必 修 科 目	認定単位を含めて 32 単位
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 15 単位以上
	合 計	
		認定単位を含めて、上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して 124 単位以上

4 物理情報工学科

○電子物理工学コース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		認定単位を含めて 20 単位とし、28 単位までを卒業要件単位として認める。
基 础 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 26 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 10 単位以上
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 2 単位
	必 修 科 目	認定単位を含めて 30 単位
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 12 単位以上
	合 计	認定単位を含めて、上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して 124 単位以上

○生物物理工学コース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		認定単位を含めて 20 単位とし、28 単位までを卒業要件単位として認める。
基 础 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 26 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 10 単位以上
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 2 単位
	必 修 科 目	認定単位を含めて 31 単位
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 11 単位以上
	合 计	認定単位を含めて、上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して 124 単位以上

5 生命化学情報工学科

○分子生命工学コース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		認定単位を含めて 20 単位とし、28 単位までを卒業要件単位として認める。
基 础 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 17 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 12 単位以上
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 2 单位
	必 修 科 目	認定単位を含めて 26 単位
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 20 単位以上
	合 计	認定単位を含めて、上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して 124 単位以上

○医用生命工学コース

科 目 区 分	単 位 区 分	卒 業 要 件 单 位
教 養 教 育 科 目		認定単位を含めて 20 単位とし、28 単位までを卒業要件単位として認める。
基 础 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 17 単位
	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 12 単位以上
情 報 技 術 者 科 目	必 修 科 目	認定単位を含めて 2 单位
	必 修 科 目	認定単位を含めて 26 単位
専 門 科 目	選 択 必 修 科 目	認定単位を含めて 20 単位以上
	合 计	認定単位を含めて、上記の単位及び基礎科目・情報技術者科目・専門科目区分選択科目の単位を合計して 124 単位以上

別表5（第8条関係）

I 各年次への進級要件

2年次進級要件	卒業要件に加算される単位を30単位以上修得すること
3年次進級要件	卒業要件に加算される単位を68単位以上修得すること
4年次進級要件	卒業要件に加算される単位を108単位以上修得し、さらに、各コースが各科目区分ごとに定める別表IIの要件単位を修得すること

II 各科目区分ごとの4年次進級要件

		修得すべき単位数又は授業科目	
各学科共通		教養教育科目	18単位以上
		基礎科目	必修科目全て
知能情報工学	データ科学コース	情報技術者科目 専門科目	<ul style="list-style-type: none"> 2年次までの必修科目全て 3年次の必修科目12単位以上 ただし、知能情報工学実験演習Ⅱおよび知能情報工学プロジェクトは修得済みであること
	人工知能コース	情報技術者科目 専門科目	<ul style="list-style-type: none"> 2年次までの必修科目全て 3年次の必修科目9単位以上 ただし、知能情報工学実験演習Ⅱおよび知能情報工学プロジェクトは修得済みであること 選択必修科目8単位以上
	メディア情報学コース	情報技術者科目 専門科目	<ul style="list-style-type: none"> 2年次までの必修科目全て 3年次の必修科目12単位以上 ただし、知能情報工学実験演習Ⅱおよび知能情報工学プロジェクトは修得済みであること
情報・通信工学	ソフトウェアデザインコース	情報技術者科目 専門科目	<ul style="list-style-type: none"> 2年次までの必修科目全て 3年次の実験・演習科目（情報通信工学実験Ⅲ、情報通信工学プロジェクト研究）
	情報通信ネットワークコース	情報技術者科目 専門科目	<ul style="list-style-type: none"> 2年次までの必修科目全て 3年次の実験・演習科目（情報通信工学実験Ⅲ、情報通信工学プロジェクト研究）
	コンピュータ工学コース	情報技術者科目 専門科目	<ul style="list-style-type: none"> 2年次までの必修科目全て 3年次の実験・演習科目（情報通信工学実験Ⅲ、情報通信工学プロジェクト研究）
知的システム工学科	ロボティクスコース	情報技術者科目 専門科目	<ul style="list-style-type: none"> 2年次までの必修科目全て 3年次の必修科目12単位以上 ただし、実験・演習科目（知的システム工学実験演習Ⅲ、知的システム工学実験演習Ⅳ）は修得済みであること
	システム制御コース	情報技術者科目 専門科目	<ul style="list-style-type: none"> 2年次までの必修科目全て 3年次の必修科目6単位以上 ただし、実験・演習科目（知的システム工学実験演習Ⅲ、知的システム工学実験演習Ⅳ）は修得済みであること 選択必修科目6単位以上
	先進機械コース	情報技術者科目 専門科目	<ul style="list-style-type: none"> 2年次までの必修科目全て 3年次の必修科目8単位以上 ただし、実験・演習科目（知的システム工学実験演習Ⅲ、知的システム工学実験演習Ⅳ、デザイン基礎、システムデザイン実践演習）は修得済みであること 選択必修科目4単位以上

		修得すべき単位数又は授業科目	
物理情報工学科	電子物理学 コース	情報技術者科目 専門科目	・2年次までの必修科目全て ・3年次の実験・演習科目（電子物理情報実験、物理情報セミナー）
	生物物理学 コース	情報技術者科目 専門科目	・2年次までの必修科目全て ・3年次の実験・演習科目（生物物理情報実験、物理情報セミナー）
生命化学情報工学科	分子生命工学 コース	情報技術者科目 専門科目	・2年次までの必修科目全て ・3年次の実験・演習科目（ネットワーク演習、バイオデータベース演習、生命化学情報工学実験Ⅰ、生命化学情報工学実験Ⅱ、数値計算演習、生命化学情報工学専門概要、生命化学情報工学実験Ⅲ）
	医用生命工学 コース	情報技術者科目 専門科目	・2年次までの必修科目全て ・3年次の実験・演習科目（ネットワーク演習、バイオデータベース演習、生命化学情報工学実験Ⅰ、生命化学情報工学実験Ⅱ、数値計算演習、生命化学情報工学専門概要、生命化学情報工学実験Ⅲ）

別表6（第8条関係）**3年次編入学生の各学科別4年次進級要件**

		修得すべき単位数又は授業科目
知能情報工学科	データ科学コース	認定単位を含めて卒業要件に加算される単位を合計108単位以上修得すること。ただし、3年次の必修科目から知能情報工学実験演習Ⅱおよび知能情報工学プロジェクトを含み12単位以上修得済みであること。
	人工知能コース	認定単位を含めて卒業要件に加算される単位を合計108単位以上修得すること。ただし、3年次の必修科目から知能情報工学実験演習Ⅱおよび知能情報工学プロジェクトを含み9単位以上修得済みであること、および3年次の選択必修科目から8単位以上修得済みであること。
	メディア情報学コース	認定単位を含めて卒業要件に加算される単位を合計108単位以上修得すること。ただし、3年次の必修科目から知能情報工学実験演習Ⅱおよび知能情報工学プロジェクトを含み12単位以上修得済みであること。
情報・通信工学科	ソフトウェアデザインコース	認定単位を含めて卒業要件に加算される単位を合計108単位以上修得すること。ただし、3年次までの必修の実験・演習科目（情報工学基礎実験、情報通信工学実験Ⅰ、情報通信工学実験Ⅱ、情報通信工学実験Ⅲ、情報通信工学プロジェクト研究）の単位を全て含むこと。
	情報通信ネットワークコース	
	コンピュータ工学コース	
知的システム工学科	ロボティクスコース	認定単位を含めて卒業要件に加算される単位を合計108単位以上修得すること。ただし、3年次の必修科目から知的システム工学実験演習Ⅲ、および知的システム工学実験演習Ⅳを含み12単位以上修得済みであること。
	システム制御コース	認定単位を含めて卒業要件に加算される単位を合計108単位以上修得すること。ただし、3年次の必修科目から知的システム工学実験演習Ⅲ、および知的システム工学実験演習Ⅳを含み6単位以上修得済みであること。および3年次の選択必修科目から6単位以上修得済みであること。
	先進機械コース	認定単位を含めて卒業要件に加算される単位を合計108単位以上修得すること。ただし、3年次の必修科目から知的システム工学実験演習Ⅲ、知的システム工学実験演習Ⅳ、デザイン基礎およびシステムデザイン実践演習を含み8単位以上修得済みであること。および3年次の選択必修科目から4単位以上修得済みであること。
物理情報工学科	電子物理学コース	認定単位を含めないで卒業要件に加算される単位を合計28単位以上修得すること。ただし、3年次に履修すべきすべての必修科目の単位を修得済みであること。
	生物物理学コース	
生命化学情報工学科	分子生命工学コース	認定単位を含めて卒業要件に加算される単位を合計108単位以上修得すること。ただし、生命化学情報工学専門概要を修得済みであること。
	医用生命工学コース	

別表7（第18条関係）

教職課程

取得できる免許状の種類及び免許教科

学 科	免許状の種類	免許教科
知能情報工学科		
情報・通信工学科		
知的システム工学科	高等学校教諭 一種免許状	情報
物理情報工学科		
生命化学情報工学科		

免許状を取得するために必要な最低修得単位数

免許状の種類		最低修得単位数			
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目 (左記の最低修得単位数を超えて履修した教科及び教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目等)	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
高等学校教諭	一種免許状（情報）	24 単位	23 単位	12 単位	8 単位

教育の基礎的理解に関する科目等（全学科共通）

区分	授業科目	単位数	授業時数						備考	
			1年		2年		3年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教育の基礎的理解に関する科目	○ 教育原理	2		2						
	○ 教職論	2	2							
	○ 教育社会学	2			2					
	○ 学校安全管理論	1				1				
	○ 教育心理学	2	2							
	○ 特別支援教育論	1						1		
	○ 教育課程論	1			1					
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	○ 総合的な学習の時間の指導法	1						1		
	○ 特別活動の指導法	1			1					
	○ 教育方法	1					1			
	○ 生徒指導	1				1				
	○ 教育相談	2					2			
	○ 進路指導	1						1		
	○ 教育とICT活用	1					1			
教育実践に関する科目	○ 教育実習	3						6		
	○ 教職実践演習（高）	2							2	

注) ① 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

- ② 各科目について、教育の基礎的理解に関する科目等を16単位以上、教科及び教科の指導法に関する科目より教科教育法Ⅰ及び教科教育法Ⅱを含み大学が独自に設定する科目と併せて24単位以上、修得した者でなければ教育実習は履修できない。
- ③ 教育実習の3単位は、実習校での「教育実習」と、学部で開く「事前・事後指導」との二つの履修から成る。教育実習に行くためには、実習に行く前年度の3月に集中で開講される「事前指導」を受講しておかなければならない。
- ④ 教育実習に行くためには、別途に開講する「人権教育」を受講しておかなければならない。

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（全学科共通）

第 66 条の 6 に定める科目	開 設 授 業 科 目		備 考
	授 業 科 目	単位数	
日本国憲法	日本国憲法 I	1	
	日本国憲法 II	1	
体育	スポーツ実技	1	
	健康スポーツ科学論	1	
外国語コミュニケーション	英語 I C	1	
	英語 II C	1	
情報機器の操作	プログラミング	3	

注) 上記表中の授業科目は、必ず修得しなければならない。

大学が独自に設定する科目（全学科共通）

大学が独自に設定する科目	単位数	授 業 時 数								最低修得 単位数 高校 1 種	
		1 年		2 年		3 年		4 年			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
大学が独自に設定する科目の最低修得単位数	12									「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位履修した単位又は「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えて履修した単位について 12 単位以上修得	

1 知能情報工学科

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

教科及び教科の指導法に関する科目	授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数	
			1年		2年		3年		4年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
情報社会・情報倫理	ICTと現代社会論	1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			高校1種 1単位 ※いずれか1科目選択必修	
	*情報社会と教育	1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	*情報倫理	1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
コンピュータ・情報処理(実習を含む。)	○計算機システムI	2	2								1単位	
	○データ構造とアルゴリズム	2		4								
	○計算機システムII	2		2								
	オートマトンと言語理論	2		2								
	○知能情報工学基礎実験	2			4							
	○論理回路	2			2							
	○アルゴリズム設計	2			2							
	計算機アーキテクチャ	2			2							
	人工知能基礎	2				2						
	オブジェクト指向プログラミング	3				4						
	プログラミング言語処理系	2				2						
	自然言語処理	2					2					
情報システム(実習を含む。)	人工知能論理	2					2				1単位	
	○プログラム設計	2				4						
	データベース	2					2					
	オペレーティングシステム	2					2					
情報通信ネットワーク(実習を含む。)	ソフトウェア工学	2						2			1単位	
	○ネットワーク通信基礎	2				2						
	情報理論	2					2					
	○情報メディアとコミュニケーション	1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	メディア処理	2					2				1単位	
	コンピュータグラフィックスA	2						2				
	人工知能応用	2						2				
	データ圧縮	2						2				
	○情報職業論	2					2					
情報と職業	産業組織論	2					2				1単位	
	○教科教育法(情報)I	2					2					
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○教科教育法(情報)II	2						2			4単位	
合計											24単位	

注) ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

② 上記表中の*印の付された授業科目の内、いずれか1科目選択必修。

③ 上記表中の下線の付された授業科目は、教育職員免許法施行規則に定める一般的包括的な内容を含む科目である。

2 情報・通信工学科

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

教科及び教科の指導法に関する科目	授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数	
			1年		2年		3年		4年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
情報社会・情報倫理	ICTと現代社会論	1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			高校1種 1単位 ※いざれか1科目選択必修	
	*情報社会と教育	1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	*情報倫理	1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
コンピュータ・情報処理(実習を含む。)	○計算機システムI	2	2								1単位	
	○データ構造とアルゴリズム	2		4								
	○計算機システムII	2		2								
	○オートマトンと言語理論	2		2								
	○計算機アーキテクチャ	2			2							
	アルゴリズム設計	2			2							
	オブジェクト指向プログラミング	3				4						
	プログラミング言語処理系	2				2						
	デジタルシステム設計	2							2			
情報システム(実習を含む。)	○プログラム設計	2			4						1単位	
	データベース	2				2						
	オペレーティングシステム	2					2					
	ソフトウェア工学	2						2				
情報通信ネットワーク(実習を含む。)	○ネットワーク通信基礎	2			2						1単位	
	○情報通信工学実験II	2				4						
	ネットワークアーキテクチャ	2				2						
	情報理論	2					2					
	通信理論	2					2					
	ネットワークプログラミング	2					2					
	情報セキュリティ	2						2				
マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	○情報メディアとコミュニケーション	1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	1単位	
	デジタル信号処理	2				2						
	デジタルコンテンツ	2						2				
情報と職業	○情報職業論	2					2				1単位	
	産業組織論	2					2					
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○教科教育法(情報)I	2					2				4単位	
	○教科教育法(情報)II	2						2				
合計										24単位		

- 注) ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
 ② 上記表中の*印の付された授業科目の内、いざれか1科目選択必修。
 ③ 上記表中の下線の付された授業科目は、教育職員免許法施行規則に定める一般的包括的な内容を含む科目である。

3 知的システム工学科

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

教科及び教科の指導法に関する科目	授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数	
			1年		2年		3年		4年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
情報社会・情報倫理	ICTと現代社会論	1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			高校1種 1単位 ※いずれか1科目選択必修	
	*情報社会と教育	1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	*情報倫理	1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
コンピュータ・情報処理(実習を含む。)	○計算機システムI	2	2								1単位	
	○データ構造とアルゴリズム	2		4								
	○計算機システムII	2		2								
	オートマトンと言語理論	2		2								
	数値計算	2				2						
	現代制御論	2				2						
	○古典制御論	2					2					
	システム制御コンピューティング	2					2					
	システム計測	2						2				
情報システム(実習を含む。)	○コントロール	2						2			1単位	
	○プログラム設計	2			4							
情報通信ネットワーク(実習を含む。)	○組込システム	2				2					1単位	
	○ネットワーク通信基礎	2			2							
マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	○情報メディアとコミュニケーション	1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	1単位	
	○画像工学I	2				2						
	画像工学II	2					2					
	パターン解析	2						2				
	計算力学の基礎	2						2				
	計算力学・演習	2							4			
情報と職業	○情報職業論	2					2				1単位	
	産業組織論	2					2					
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○教科教育法(情報)I	2					2				4単位	
	○教科教育法(情報)II	2						2				
合計											24単位	

注) ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

② 上記表中の*印の付された授業科目の内、いずれか1科目選択必修。

③ 上記表中の下線の付された授業科目は、教育職員免許法施行規則に定める一般的包括的な内容を含む科目である。

4 物理情報工学科

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

教科及び教科の指導法に関する科目	授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数	
			1年		2年		3年		4年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
情報社会・情報倫理	ICTと現代社会論	1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			1単位 ※いずれか1科目選択必修	
	*情報社会と教育	1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	*情報倫理	1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
コンピュータ・情報処理(実習を含む。)	○計算機システムI	2	2								1単位	
	○データ構造とアルゴリズム	2		4								
	○計算機システムII	2		2								
	オートマトンと言語理論	2		2								
	人工知能論理	2					2					
	信号処理P	2						2				
	コンピューションナル・ゲノミクス	2						2				
情報システム(実習を含む。)	○プログラム設計	2			4						1単位	
	データベース	2				2						
	組込システム	2						2				
	バイオデータベース演習	1					2					
情報通信ネットワーク(実習を含む。)	○ネットワーク通信基礎	2			2						1単位	
	ネットワークプログラミングP	2				4						
	ネットワーク演習	1					2					
マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	○情報メディアとコミュニケーション	1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	1単位	
	○物理数学	2			2							
	○物理情報工学実験II	2				4						
	○コンピュータグラフィックスP	2					2					
	数値計算演習	1						2				
	グラフィックス演習	1						2				
	システムバイオロジー	2						2				
情報と職業	人工知能応用	2						2			1単位	
	○情報職業論	2					2					
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	産業組織論	2					2				4単位	
	○教科教育法(情報)I	2					2					
	○教科教育法(情報)II	2						2				
合計											24単位	

注) ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

② 上記表中の*印の付された授業科目の内、いずれか1科目選択必修。

③ 上記表中の下線の付された授業科目は、教育職員免許法施行規則に定める一般的包括的な内容を含む科目である。

5 生命化学情報工学科

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

教科及び教科の指導法に関する科目	授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数	
			1年		2年		3年		4年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
情報社会・情報倫理	ICTと現代社会論	1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			1単位 ※いずれか1科目選択必修	
	*情報社会と教育	1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	*情報倫理	1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
コンピュータ・情報処理(実習を含む。)	○計算機システムI	2	2								1単位	
	○データ構造とアルゴリズム	2		4								
	○計算機システムII	2		2								
	オートマトンと言語理論	2		2								
	人工知能基礎	2			2							
	人工知能B	2				2						
	数值計算	2				2						
	人工知能論理	2				2						
	コンピューターショナル・ゲノミクス	2					2					
情報システム(実習を含む。)	○プログラム設計	2			4						1単位	
	○データベース	2				2						
	○バイオデータベース演習	1					2					
情報通信ネットワーク(実習を含む。)	○ネットワーク通信基礎	2			2						1単位	
	ネットワークプログラミングP	2				4						
	ネットワーク演習	1					2					
マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	○情報メディアとコミュニケーション	1			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	1単位	
	○コンピュータグラフィックスP	2					2					
	○グラフィックス演習	1						2				
	数值計算演習	1						2				
	システムバイオロジー	2						2				
	人工知能応用	2						2				
	創薬ケモインフォマティクス	2						2				
情報と職業	○情報職業論	2					2				1単位	
	産業組織論	2					2					
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○教科教育法(情報)I	2					2				4単位	
	○教科教育法(情報)II	2						2				
合計											24単位	

注) ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

② 上記表中の*印の付された授業科目の内、いずれか1科目選択必修。

③ 上記表中の下線の付された授業科目は、教育職員免許法施行規則に定める一般的包括的な内容を含む科目である。

履修登録カード

年度 期

曜日・時限・クラス番号	曜・限・クラス	
科目名・単位		単位
教員名	教員	

追加理由（詳細に）

所属類／学科・年次	類／工学科	年次
学生番号		
氏名		

所属類／学科の教務委員	授業担当教員
確認	確認

教務係 確認欄

◎所属類／学科の教務委員、授業担当教員の確認を得た上で、教務係へ提出のこと。

授業担当教員 殿

履修登録の追加を承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿へ記入頂きますようお願いします。

期間外履修登録カード

年度 期

曜日・時限・クラス番号	曜・限・クラス	
科目名・単位		単位
教員名	教員	

遅延理由および追加理由（詳細に）

所属類／学科・年次	類／工学科	年次
学生番号		
氏名		

所属類／学科の教務委員	授業担当教員
確認	確認

教務係 確認欄

◎所属類／学科の教務委員、授業担当教員の確認を得た上で、教務係へ提出のこと。

授業担当教員 殿

履修登録の追加を承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿へ記入頂きますようお願いします。

履修登録取消しカード

年度 期

曜日・時限・クラス番号	曜・限・クラス		取消理由（詳細に）
科目名・単位		単位	
教員名	教員		

所属類／学科・年次	類／工学科	年次	教務係 確認欄
学生番号			
氏名			
所属類／学科の教務委員	授業担当教員		
確認		確認	

◎所属類／学科の教務委員、授業担当教員の確認を得た上で、教務係へ提出のこと。

授業担当教員 殿

履修登録の取り消しを承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿から削除頂きますようお願いします。

上級年次の授業科目の履修願

年度　期

曜日・時限	
科目名・クラス番号	
教員名	
所属学科	
学生番号	
氏名	

所属学科の 教務委員	確認	授業担当教員	確認
---------------	----	--------	----

○ 上記科目の履修が必要な理由

- ☆ 授業担当教員が非常勤講師の場合は、確認は必要ない。
- ☆ 授業担当教員（非常勤講師を除く）、教務委員の確認がない場合は受け付けない。
- ☆ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。
- ☆ 受講者数等の理由により履修できない場合は掲示により通知する。
- ☆ この用紙は、期日までに所定の場所に提出すること。

上級年次の授業科目の履修願

年度　期

所 属 類	
学 生 番 号	
氏 名	

曜 日 ・ 時 限	科 目 名 ・ ク ラ ス 番 号	教 員 名

所 属 類 の 教 务 委 員	確認
--------------------	----

○ 上記科目の履修が必要な理由

- ☆ 教務委員の確認がない場合は受け付けない。
- ☆ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。
- ☆ 受講者数等の理由により履修できない場合は掲示により通知する。
- ☆ この用紙は、期日までに所定の場所に提出すること。

所属学科の履修課程表にない授業科目（他学科科目）履修願

年度 期

曜 日 ・ 時 限			
科目名・クラス番号		遠隔授業科目 ※遠隔授業科目の場合は チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/>
教 員 名			
所 属 類 ／ 学 科			
学 生 番 号			
氏 名			

所属類／学科の 教務委員	確認	授業担当教員	確認
-----------------	----	--------	----

※ 教務委員認定欄（必要な場合のみ記入）

「

」の読替科目として認定 確認

○ 上記科目の履修が必要な理由

- ☆ 授業担当教員が非常勤講師の場合は、確認は必要ない。
- ☆ 授業担当教員（非常勤講師を除く）、教務委員の確認がない場合は受け付けない。
- ☆ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。
- ☆ 受講者数等の理由により履修できない場合は掲示により通知する。
- ☆ この用紙は、期日までに所定の場所に提出すること。

他学部の授業科目の履修願

年度　期

曜日・時限			
科目名・クラス番号		遠隔授業科目 ※遠隔授業科目の場合は チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/>
科目名・クラス番号			
教員名			
所属類／学科			
学生番号			
氏名			

所属類／学科の 教務委員	確認	工学部の 授業担当教員	確認
-----------------	----	----------------	----

○ 上記科目の履修が必要な理由

- ☆ 授業担当教員、教務委員の確認がない場合は受け付けない。
- ☆ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。
- ☆ この用紙は、期日までに所定の場所に提出すること。

年　月　日

単位認定取下げ願

下記のとおり、単位認定を取下げます。

記

類／学科

学生番号 _____ 学生氏名 _____

科目名 _____

教務委員確認欄_____

2. 修学上の注意事項について

1. 教育課程について

- (1) 情報工学部の教育課程は、教養教育科目、基礎科目、情報技術者科目及び専門科目の4つの科目区分により構成されています。
- (2) 授業科目には、必修科目、選択必修科目、選択科目及び査定外科目の4種類の査定区分があります。
必修科目は、卒業までに単位を修得する必要のある授業科目です。
選択必修科目は、科目区分ごとに設定された選択必修科目群の中から選択して履修し、科目区分ごとに設定された要件単位以上の単位を卒業までに修得する必要のある授業科目です。
- (3) 学生は、教育課程を修了するためには、4年以上在学し（休学及び停学した期間を除く。）、所属類又は所属学科の履修課程表に従って授業科目を履修し、卒業要件に加算される単位を合計して124単位以上修得し、さらに、各科目区分に設定されている卒業要件単位以上の単位を修得しなければなりません。
- (4) 3年次編入生が教育課程を修了するには、2年以上在学し（休学及び停学した期間を除く。）、所属学科の履修課程に従って授業科目を履修し、認定単位を含めて卒業要件に加算される単位を合計して124単位以上修得し、さらに、各科目区分に設定されている卒業要件単位以上の単位を修得しなければなりません。

2. 履修課程表について

- (1) 1年次から入学した学生は、所属類又は所属学科の履修課程表に従って、各科目区分の授業科目を履修する必要があります。
- (2) 3年次に編入した学生は、所属学科の3年次編入学生用の履修課程表に従って、各科目区分の授業科目を履修する必要があります。
- (3) 学生は、履修課程表に定められている履修年次に従って各授業科目を履修する必要があります。

3. 上級年次への進級について

- (1) 1年次から入学した学生は、1年次から2年次に進級するためには、1年以上在学し、卒業要件に加算される授業科目の単位を、合計して30単位以上修得する必要があります。
- (2) 1年次から入学した学生は、2年次から3年次に進級するためには、2年以上在学し、卒業要件に加算される授業科目の単位を、合計して68単位以上修得する必要があります。
- (3) 1年次から入学した学生は、3年次から4年次に進級するためには、3年以上在学し、卒業要件に加算される授業科目の単位を、合計して108単位以上修得し、さらに、各コースが各科目区分ごとに定める4年次進級要件以上の単位を修得する必要があります。
- (4) 3年次に編入した学生は、4年次に進級するためには、3年次に1年以上在学し、3年次編入学生用の4年次進級要件以上の単位を修得する必要があります。
- (5) 病気や留学などの正当なやむを得ない理由があり、かつ、教務委員会が学生にとって教育上有益であると認める場合は、進級の要件を満たしていない場合であっても上級年次への進級を許可することができます。

4. 指導教員について

- (1) 学生は、教育課程の履修方法や授業科目の選択方法に関して、必要に応じ、指導教員による勉学上のアドバイスを求める事ができます。
- (2) 勉学上の目的を持って、上級年次の授業科目や所属学科の履修課程表にない授業科目（他学科科目）の履修を希望する学生には、履修方法や授業科目の選択方法等について指導教員に相談し、アドバイスを受けること

を勧めます。

- (3) 進級に必要な単位数を順調に修得することができない学生は、なるべく早い時期に（留年が確定する前に）指導教員を訪問し、今後の勉学の進め方や授業科目の選択方法等に関して、アドバイスを受けることを勧めます。
- (4) 各学生を担当する指導教員の氏名は、教務情報システムの「学籍情報の参照」で確認することができます。

5. 履修登録について

ア 授業計画（シラバス）

講義などの要旨（講義内容・教育方針・成績評価方法など）については、次のURLを参照してください。

URL : <https://edragon-syllabus.jimu.kyutech.ac.jp/guest/syllabuses>

イ 履修登録

- (1) 学生は、各学期に履修しようとする授業科目について、その学期の定められた履修登録期間に履修登録を行う必要があり、履修登録をしていない授業科目は受講することができません。

なお、履修科目として登録することができる単位数の上限は、年間 44 単位（各学期 22 単位）となっています。しかし、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目及び教育の基礎的理解に関する科目は、この上限に含まれません。

通年の授業科目については、前期の履修登録期間に履修登録を行う必要があります。

（履修登録単位を制限することについて）

大学での授業科目は、1 単位あたり 45 時間の学修を必要とする内容で構成することが標準となっています。講義については 15 時間の授業で 1 単位、演習や実習、外国語、体育実技については 30 時間の授業で 1 単位、実験については 45 時間の授業で 1 単位としているのが大部分です。例えば、1 単位の外国語科目を履修する場合には、45 時間から 30 時間を差し引いた残りの 15 時間は、授業時間外（教室外）の学修が必要となります。この教室外の学修は学生が自主的に行い、学力の充実をはからなければなりません。

授業時間外での学修時間を十分に確保して内容の濃い学修を進めることができるように、履修科目として登録できる単位数の上限を年間 44 単位（各学期あたり 22 単位）に定めています。（集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目及び教育の基礎的理解に関する科目は、この上限に含まれません。）

学生は、この制度の趣旨をよく理解し、授業時間外において、課題の遂行や授業の予習・復習の学修に努めてください。

- (2) 複数クラスを開講する授業科目の場合等には、掲示、ガイダンス等を行って学生を振り分けることがあるので、担当教員の指示に従って履修登録を行ってください。
- (3) 学生は、既に単位を修得した授業科目については、再度の履修登録をすることはできません。
- (4) 集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目については、各授業科目に掲示される履修登録締切り期日までに「履修登録カード」（別記様式第 1 号）を教務係に提出することにより、履修登録を行うことができます。
- (5) やむを得ない正当な理由により、履修登録期間及び修正登録期間に履修登録をすることができなかつた学生は、所属類又は所属学科の教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、「期間外履修登録カード」（別記様式第 2 号）を教務係に提出することにより、履修登録又は修正登録を行うことができます。

ウ 修正登録

- (1) 修正登録期間は、通常、授業開始の第 1 週目に設定されます。

- (2) 授業に出席した上で、履修する授業科目を変更することにした場合には、修正登録期間に登録科目の修正（登録科目の追加及び取り消し）を行ってください。
- (3) 修正期間終了後に履修の取消しをすることにした場合は、修正期間終了後に設定される期間内に履修登録の取消しを行ってください。教務係で渡される「履修登録取消しカード」（別記様式第3号）に必要事項を記載した後、教務係に提出してください。
- (4) 集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目の場合には、各授業科目に掲示される履修登録取消し期日までは、履修登録の取消しを行うことができます。
- (5) 正当な理由により、定められた期間内に履修の取消しをすることができなかった学生は、所属類又は所属学科の教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で「履修登録取消しカード」（別記様式第3号）を教務係に提出することにより、履修登録の取消しを行うことができます。
- (6) 出席調査等に用いられる「履修者名簿」は、学生の履修登録に基づき作成されます。履修者名簿を正確な名簿にするため、履修をしない授業科目については、必ず履修登録の取消しを行ってください。

エ 他学科の授業科目の履修

- (1) 所属類又は所属学科の履修課程表に含まれない授業科目（他学科科目）の履修を希望する学生は、所属類又は所属学科の教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修登録期間内に「所属学科の履修課程表にない授業科目（他学科科目）履修願」（別記様式第5号）を教務係に提出してください。
- (2) 履修を許可された授業科目は、専門科目区分選択科目として取り扱われます。

オ 上級年次の授業科目の履修

- (1) 正当な理由により、自分の在籍する年次を超える履修年次の授業科目を希望する学生は、所属類又は所属学科の教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修登録期間内に「上級年次の授業科目の履修願」（別記様式第4号または別記様式第4号の2）を教務係に提出してください。
- (2) 所属類又は所属学科の教務委員は、上級年次の授業科目の履修が学生にとって教育上有益であり、また、履修を希望する理由が正当なものであると認める場合には、履修を許可します。
- (3) ただし、原級留置（留年）のある学生の場合、2・3年次の学生においては、選択必修科目及び選択科目については、すべての原級留置がないと仮定した年次を在籍年次とみなし、履修登録することができます。

カ 他学部の授業科目の履修

- (1) 他学部の授業科目の履修を希望する学生は、所属類又は所属学科の教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修登録期間内に「他学部の授業科目の履修願」（別記様式第6号）を教務係に提出してください。
- (2) 履修を許可された他学部の授業科目の単位は、所属類又は所属学科の教務委員の判断によりその授業科目の内容に応じた科目区分の選択科目的単位として、進級要件単位や卒業要件単位に加算されます。

キ 大学院の授業科目の履修

- (1) 3年次以上の学生で大学院情報工学府の授業科目の履修を希望する学生は、所属類又は所属学科の教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修登録期間内に「履修登録カード（大学院科目用）」を教務係に提出してください。
- (2) 履修を許可された大学院の授業科目の単位は、進級要件単位や卒業要件単位には加算されません。ただし、大学院に進学する場合には、大学院の修了要件単位として加算されることがあります。
- (3) 修得できる単位数は、卒業までに15単位までです。

6. 授業アンケートについて

- (1) 授業アンケートは、一部の科目を除いて、授業内容を改善する目的で行われます。
- (2) 授業アンケートの実施時には、回答にご協力をお願いします。

7. 試験について

ア 試験の実施について

- (1) 成績評価のために試験は、各学期の期末試験期間に実施します。ただし、授業科目によってはそれ以外の時期に試験を行うこともあります。
- (2) 各授業科目の試験実施の日時及び講義室等については、所定の掲示スペースにその都度掲示されます。
- (3) 不正行為を防止するため、試験を受ける際には、机の上に学生証を提示しなければなりません。

イ 試験の結果について

- (1) 試験の結果は、100点満点で評価します。
- (2) 試験の結果が60点以上あれば「合格」と判定され、試験の結果が当該授業科目の成績評価となります。
- (3) 試験の結果が0～59点であれば、「不可」と判定されます。
- (4) 試験の結果（合格又は不可）は、教務情報システムの「教務情報」ツールに表示されます。
- (5) 教務情報システムで、試験の結果が「(仮) ○○点」と表示されている段階では、成績評価は確定されていません。いつまでも仮のままで表示されている場合には、授業担当教員へ問い合わせてください。

ウ 学期末・学年末試験で不可になった場合の措置について

- (1) 再試験は、実施しません。
- (2) ただし、授業科目の総授業時間数の3分の2以上の授業に出席して不可となった学生のうち、授業担当教員が必要と認めた場合に限って、試験その他の方法による確認の後、成績の修正が行われることがあります。

エ 試験における不正行為について

- (1) 試験において不正行為のあった者に対しては、学修細則第26条に基づき、処分を受けることとなります。
- (2) 厳しい処分を受けることになった場合、留年が確定することや、退学しなければならないこともあります。不正行為を行わないよう学生相互で注意しあい、厳に慎むよう心がけましょう。

8. 学力不振者の除籍について

- (1) 1・2年次の学生で、連続する2年間（休学期間は除く。）に学修細則の第25条に定める単位数を修得していない者は、「学力不振で成業の見込のない者」と見なされ、学則第29条第1項第4号に定める除籍に関する審査の対象者となります。
- (2) 疾病若しくは負傷等、特別な理由により、上記の単位数を修得できなかった学生については、学部長が認め る場合には除籍に関する審査の対象者とはしません。

9. 学生に対する掲示及び事務連絡について

- (1) 学生に対する公示、通知、呼び出し等は、あらかじめ指定した掲示スペースに掲示されます。
重要な掲示を見落として、自己に不利益な結果を招くことのないよう、掲示を注意して見るようにしてください。
- (2) 学生に対する教員や事務担当者からの連絡や呼び出しには、電子メールやポータルサイト（LiveCampus）が多用されるようになりますので、自分宛ての電子メールは、定期的に読む習慣を身につけてください。
- (3) 教員や事務担当者から学生宛てに発信される電子メールは、「九工大メールアドレス」宛に送信されます。

3. LiveCampus（教務情報システム・教務ポータルシステム）について

1. LiveCampus とは

LiveCampus は、学生の教務関係のサポート（履修登録、成績情報確認、個人情報の確認等）を行うオンラインツールです。学生本人が学内のネットワーク環境においてログインすることで使用できる教務情報システムと、学外からも利用可能で、大学が発信する教務関係の情報（スケジュール、連絡通知、レポート、授業カード、小テスト等）を閲覧することが出来る教務ポータルシステムがあります。

2. 飯塚キャンパス内で利用出来る場所・端末

- ◆附属図書館 3 階のオープン端末
- ◆その他、学内のネットワークに接続されている端末であれば使用可能です。

3. アクセス、ログインについて

LiveCampus は、web ブラウザからアクセスすることができます。

- (1) 学内のネットワークに接続している状態では、全ての機能が使えます。（教務ポータルシステム）
- (2) 学外のネットワークに接続している状態では、「履修・成績等」（教務情報システム）以外の機能が使えます。

URL <https://virginia.jimu.kyutech.ac.jp/>

ログイン画面が表示されますので、九工大 ID とパスワードを入力し、ログインすることで、教務ポータルシステムが利用でき、そのメニューの中に「履修・成績等」という項目で教務情報システムが利用できます。

4. ID、パスワードについて

LiveCampus にログインするためには、九工大 ID とパスワードが必要です。九工大 ID、パスワードは、新入生オリエンテーション等の際に配布しますので、受領後、速やかにパスワードを変更してください。（パスワードの変更は全学統合 ID 管理システムで行うことができます。）

九工大 ID、パスワードの再発行は、学生証を持参のうえ、情報基盤センター利用者窓口で申請してください。

5. 教務情報システム（学内接続時のみ利用可）について

「履修・成績等」をクリックすると、次のメニュー画面が表示されます。

◆履修関連

- 抽選履修登録（抽選履修登録を行うことができます。）
- 抽選履修登録結果（抽選履修登録を参照できます。）
- 一般講義履修登録（履修登録を行うことができます。）
- 集中講義履修登録（集中講義の履修登録を行うことができます。）

◆時間割関連

- 個人時間割（履修登録を行った科目を時間割形式で確認できます。）
- 試験時間割（履修登録を行った科目を試験時間割形式で確認できます。）

◆成績情報管理

- 成績情報の参照（成績情報を確認出来ます。）
- 単位修得情報の参照（直近の要件〔卒業・進級〕に係る単位の修得状況を確認できます。また、上記要

件に係る未得必修科目一覧も確認できます。)

- カリキュラムの参照（適用されているカリキュラムを確認できます。）

◆学生情報関連

- 学籍情報の参照（個人の学籍情報を確認できます。自身の指導教員もここで確認ができます。登録内容に変更等があれば、教務係に申し出てください。）

- 安否アドレスの更新（安否確認に用いるための携帯電話アドレスを編集できます。）

6. 教務ポータルシステム（学内外利用可）について

大学が発信するさまざまな情報を確認することができます。

- ◆ホーム 自分自身に関する情報が一覧表示されます。
- ◆スケジュール 教務情報学内スケジュールの閲覧、個人スケジュールを登録等できます。
- ◆連絡通知 一般通知の他、履修している授業に関する通知（休講等）を確認できます。
- ◆リンク 各種リンクです。
- ◆アンケート 各種アンケートに回答できます。
- ◆レポート 履修している授業のレポート課題等です。
- ◆授業カード 授業科目別機能の情報を一覧表示できます。
- ◆ダウンロード 各種マニュアル等をダウンロードできます。
- ◆小テスト 履修している授業等で課されたテストに回答・提出ができます。
- ◆カスタマイズ 画面設定やパスワード変更ができます。
- ◆出欠管理 出欠状況について、確認することができます。
- ◆学習教育支援 学修自己評価システム、GCE ポートフォリオにアクセスできます。
- ◆履修・成績等（教務情報システム）

7. 履修登録について

各学期の初めに設定されている履修登録期間内に教務情報システムより履修登録を行ってください。定められた期間（履修登録期間・履修登録修正期間）以外では教務情報システムを利用しての登録・修正はできませんので、注意してください。

登録画面では、その時点でお在籍している類／学科・学年の時間割が表示されますので、受講を希望する科目を選択して登録を行ってください。異なる学科・学年の科目を登録する際は、検索画面で受講を希望する科目を検索し、登録を行ってください。

期間内であれば、一旦登録を行った科目でも登録の取り消しを行うことができます。

8. 成績情報について

各科目の最終的な成績（合格・不可）は、学期末に教務情報システムで表示されますので、各自必ず確認してください。

- ◆ 成績表（科目の修得状況一覧（合否）が確認できます。）
- ◆ 履修対成績表（当該年度の履修登録した科目に対する修得状況が確認できます。）
- ◆ 不可（今までに不可となった科目一覧が確認できます。）

その他、年別取得単位数、GPA 詳細等も確認することができます。

9. 不正アクセスについて

他人のパスワードを本人に無断で用いて教務情報システムへアクセスすると、たとえ何の被害を及ぼさなくとも、「不正アクセス」となり、「不正アクセス行為の禁止に関する法律」による処罰の対象となります。

4. 教育職員免許状取得マニュアル

1. 教育職員免許状を取得するためには

皆さんには、高等学校教諭一種免許状（情報）を取得することができます。そのためには、学生便覧をよく読み、以下のことを考えながら、履修を進めていく必要があります。

- ・教育職員免許状を取得するためには、各学科の卒業要件を満たすように単位を取得しながら、教職課程の履修課程表（学生便覧の学修細則別表7（第18条関係）に記載）の単位も取得しなければなりません。
- ・卒業要件の必修科目と教職の必修科目は異なります。（教職の単位の中には卒業要件に含まれるものと含まれないものがあります。）
- ・教職課程の履修課程表（学生便覧の学修細則別表7（第18条関係））の科目で、自分の類／学科の履修課程表にない科目は、進級／卒業要件に含まれませんが、教育職員免許状を取得するには必要な科目です。
- ・学科によっては、履修を制限する教職科目もあります。
- ・集中講義及び教育の基礎的理解に関する科目等以外の教職科目は、22単位の履修制限の対象となります。履修制限に関しては、学修細則を参照してください。

- ・免許状を取得するために必要な法定最低修得単位数は、次のとおりです。（学修細則別表7（第18条関係より））

免許状の種類	最低修得単位数			
	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目（左記の最低修得単位数を超えて履修した教科及び教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目等）	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
高等学校 教諭 一種免許 状（情報）	24単位	23単位	12単位	8単位（＊）

（＊）教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目として必修科目を修得すると9単位になりますが、最低修得単位数（8単位）を超えて修得した単位（1単位）は「大学が独自に設定する科目」としては認められません。

- ・教育実習へ行くために必要な修得単位数は、次のとおりです。（学修細則別表7（第18条関係より））

免許状の種類	40単位以上		
	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目及び大学が独自に設定する科目	
高等学校 教諭 一種免許 状（情報）	16単位以上	24単位以上 (教科教育法I及びIIを含む)	

2. 教育職員免許状を取得するまでの流れについて

教育職員免許状を取得するまでの大まかな流れは次のようになっています。

1年次		<ul style="list-style-type: none">・「教育原理」「教職論」「教育心理学」を履修する。・卒業要件の必修科目が不可にならないように気をつける。※必修科目の再履修と教育職員免許状取得に必要な科目の時間割が重複し、必要な科目を修得できなかった場合、教育実習に行くことができなくなるので、必修科目は確実に修得しておくこと。	・66条の6に定める科目を履修する。
2年次		<ul style="list-style-type: none">・前年度の自己評価を「学修自己評価システム」へ入力する際に教職履修課程の自己評価も行う。・「教育社会学」等、教育の基礎的理解に関する科目等を履修する。・1年次同様、卒業要件の必修科目が不可にならないように気をつける。	
3年次	4月	<ul style="list-style-type: none">・前年度の自己評価を「学修自己評価システム」へ入力する際に教職履修課程の自己評価も行う。・「教育方法」等、教育の基礎的理解に関する科目等及び「教科教育法（情報）I」を履修する。	

3年次	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習申込説明会に出席する。「教育実習申込用紙」を受け取り、自分で実習希望校へ連絡を入れ、受け入れや申込期間を担当教諭に確認し、必要事項を記載して教務係に提出する。
	6～7月	<ul style="list-style-type: none"> ・5月に申し込みをした実習希望校への「内諾依頼書」を教務係から受け取る。 <p>※6月以前に教育実習校に来学が必要な場合は、教務係へ連絡する。</p>
	7～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・主に夏期休業中に実習希望校の教育実習担当教諭に連絡を取った上で、教育実習の「内諾依頼書」を持参し、面談に行く。 ・面談後「内諾依頼書」の回答を教務係へ提出する。 (実習希望校が大学宛に郵送する場合もあります。) <p>※高等専門学校での教育実習はできませんので注意してください。</p> <p>※やむを得ない理由で教育実習を辞退する時は、直ちに教務係へ申し出て、手続を取るとともに、実習予定校へ辞退する旨の連絡を必ず行うこと。</p>
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育論」等、教育の基礎的理解に関する科目等及び「教科教育法（情報Ⅱ）」を履修する。
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「事前指導（交流実習）」に必ず出席する。 <p>※履修しなかった場合は教育実習を行うことができない。</p>
	3月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・集中講義「事前指導（講義）」を履修する。 <p>※履修しなかった場合は教育実習を行うことができない。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・4年生進級後に「教育実習」を履修できる単位を修得しているかを確認しておく。 (学生便覧の学修細則別表7参照) ・単位を修得できなかった場合や、進路変更・留年等により教育実習を辞退する場合は、速やかに教務係へ申し出る。教務係で「辞退通知」を受け取り、内諾を得ていた実習予定校へ持参または郵送する。
4年次	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の自己評価を「学修自己評価システム」へ入力する際に<u>教職履修課程の自己評価</u>も行う。 ・履修登録期間に「教育実習」を必ず履修登録する。 ・4月中旬の集中講義「人権教育」を必ず履修する。 ・4月下旬の教育実習説明会に参加する。
	4～5月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・内諾を得ていた実習予定校より、正式な受入れ回答とともに教育実習期間の連絡があるので、それを確認して実習校との事前打合せを行う。 ・指導教員にも必ず報告をして、承諾を得ておく。
	5月～9月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習実施（2週間）。（中学校での実習は3週間が必要です。）
	9月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員免許状の一括申請の説明会に出席する。 ・一括申請の大学への申込みと、教職単位の取得状況の確認を行う。
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「教職実践演習（高）」を履修登録する。
	12月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・「事後指導（交流実習）」に出席する。 <p>※出席しなかった場合は、「教育実習」の評価を不可とする。</p> <p>・一括申請の申し込みをした学生は、福岡県教育委員会より教育職員免許状授与願が届くので、内容の確認と申込費用の徴収を行う。</p>
	2月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・一括申請の際に不足単位があった学生は、再度単位の確認を行い、単位取得ができないことが判明したら、至急教務係へ連絡し、申請取り下げ手続きを行う。
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員免許状交付 (3月下旬・卒業式当日に開催する教育職員免許状授与式にて配付予定)

3. 編入学生、再入学生等（以下「編入学生等」とする。）に対する教職課程既修得単位の認定について

他の大学、短期大学、高等専門学校等から編入学等した学生で、教職課程を履修しようとする学生は、必ず、教務係において履修指導を受けてください。

○編入学生等には、編入学等する年次の学生の入学年度の教職履修課程表が適用されます（＊）。

*令和2年、令和4年度及び令和5年度4月に編入学等により入学した学生については、教育職員免許法等改正に伴い、免許状取得に必要な科目が編入学等年次の学生の入学年度の教職履修課程表と異なります。免許状取得を希望する学生は、単位認定担当教員との面談時に相談してください。

○編入学生に対する教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の個別認定について

教養教育科目区分の科目は、出身学校等における人文・社会・体育・語学系の修得科目の書類審査を行なつたうえで、修得単位数の範囲内で「教養教育科目区分認定科目」とし、20 単位を上限に一括して単位認定を行いますが、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める単位については、個別認定が可能です。(単位認定担当教員との面談時に相談してください。)

○大学及び短期大学を除く学校等からの編入学生等に対する教職課程の単位認定について

編入学生等（大学及び短期大学からの編入学生等を除く）が教職課程の科目として認定を受けることができる科目は、教育職員免許法施行規則第 66 条の 7 に定めるものに限ります。

<教育職員免許法施行規則第 66 条の 7（抜粋）>

免許法別表第一備考第五号口の規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認める科目の単位は、[略] 高等学校の教諭の普通免許状にあっては教科に関する専門的事項に関する科目の単位とし、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。

第一欄	第二欄	第三欄
課程	免許状の種類	単位数
高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する課程に限る。）		10
短期大学の専攻科	中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	5
高等専門学校（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。）		10
高等専門学校の専攻科		5
専修学校の専門課程（学校教育法第百三十二条に規定するものに限る。）		10

○大学及び短期大学からの編入学生等に対する教職課程の単位認定について

大学及び短期大学からの編入学生等が教職課程の科目として認定を受けることができる科目は、出身学校等が教職の認定課程を有しているか否かで以下のとおり異なります。

1. 出身学校等が認定課程を有している場合

在籍していた大学等の認定課程における科目を、教育職員免許法施行規則第 10 条の 3 に基づき認定します（在籍していた大学等が短期大学の場合にあっては、中学校教諭の二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。）。ただし、単位認定できない場合もあります。

免許状取得を希望する学生は、単位認定担当教員との面談時に、在籍していた大学等が発行する「学力に関する証明書」を持参してください。

また、既に他校種・教科の免許状を取得している学生は、面談時にあわせて取得済みの免許状を持参してください。

2. 出身学校等が認定課程を有していない場合

教育職員免許法別表第 1 備考第 5 号口及び同法施行規則第 66 条の 7 に基づき、「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位として認定します。ただし、単位認定できない場合もあります。

については、大学入学時の単位認定作業において、卒業要件の履修課程表と教職課程の履修課程表を照らし合わせ、認定科目を決める必要があります。場合によっては、卒業要件単位として認定されている科目を査定外の単位として再履修する必要があります。

4. 教職に関する連絡等について

教育職員免許状を取得するのに必要な情報（集中講義日程を含む。）や連絡は、次に掲示されます。

- ・共通教育研究棟1階ロビーの「教職用掲示板」、「集中講義掲示板」
- ・Livecampus の連絡通知
- ・情報工学部 HP の学生へのお知らせ ← HOME > 在学生の方へ > 学生へのお知らせ

実習校との連絡事項、申請方法、説明会について掲示がありますので、常に注意しておく必要があります。

(上級年次の掲示にもできるだけ目を通すようにしておくと、来年度以降の流れがよく判ります。)

また、資料を配布する場合もありますので、配付期間等にも注意をしておく必要があります。

5. 必要な経費について

教育職員免許状を取得するまでにかかる経費は、自己負担となります。

必要な経費（※金額は前年度を参照）

- ・免許状申請費用（1免許状につき、3,300円）
- ・教育実習経費（福岡県立学校の場合、12,000円）
- ・連絡用切手代など

※経費が必要な場合は、事前に通知や連絡を行います。

6. 教育実習について

- ・「教育実習」の必修項目は、次のとおりです。 ※すべてを履修しないと「教育実習」の単位が取得できません。

3年		4年		
12月	3月	4月	5～9月	12月
事前指導 (交流実習)	事前指導 (講義)	事前指導 (人権教育)	教育実習 (実習校)	事後指導 (交流実習)

- ・「教育実習」に関する手続きは、3年次に実習予定校から内諾をもらうことから始まります。
- ・都道府県市町村によっては、通常行っている手続きの他に独自の手続きが必要な場合があります。
- ・本人にのみ連絡される事項や書類等もありますので、教務係と連絡を密にしておく必要があります。

研究室においても、指導教員へスケジュール等を必ず報告して下さい。

教育実習を行う前後には、下記のような事務手続きや連絡が必要になります。

- 1) 実習校との事前打合せについて
- 2) 欠席届の提出（教務係・履修科目の担当教員）
- 3) 教育実習経費、及び関係書類の提出（教務係）
- 4) 教育実習録関係書類の準備（教務係より配付）
- 5) 教育実習終了の報告

教育実習にあたっては、下記の事項に注意する必要があります。

- 1) 教育実習中に教育実習生として相応しくない行為等があれば、教育実習を中止させることがあるので、実習先のルールに従って実習期間を過ごすこと。
- 2) 実習中は、お世話くださる教職員の方々に対し、礼儀をわきまえ、指導教諭の指示に従って実習に精励すること。
- 3) あらかじめ実習校において定めた、始業・朝礼・会議などの時間は厳守すること。やむを得ず、遅刻・

- 早退・欠席する時は、必ず前もって指導教諭に届け出て承認を求めること。
- 4) 生徒との交流は常に教える側の立場にあることを配慮して行動すること。
 - 5) 生徒と親しく交わるあまり、礼儀を乱し体面を汚すような行為は、絶対に行わないこと。
 - 6) 実習校の内容又は内情をみだりに他言あるいは公表し、また、他校と比較対照して批判を加えるようなことは厳に慎むこと。
 - 7) 実習校によっては、教室・廊下を下足のまま出入りすることが厳禁されている場合があるので、上履き用のズック・スリッパ類を使用することの確認を行っておくこと。
 - 8) 実習生の控え室を清掃し、湯茶は自ら汲み、指定された場所以外では喫煙しないこと。
 - 9) 火災・盗難には、常に十分に留意すること。
 - 10) 服装には、常に注意を払うこと。

授業実習にあたっては、下記の事項に注意する必要があります。

- 1) 授業を行うにあたっては、あらかじめ綿密な準備と計画を立てるよう心がけること。
- 2) 教案を作成すること。(授業で行う例題等も解いておくこと。)
- 3) 生徒の出欠席は授業の始めに確実にとり、終了後に欠席者を再度確認すること。出席簿は、授業開始前に持っていくこと。
- 4) 授業変更がなされる場合があるため、職員室の変更黒板の記載事項は常に注意すること。
- 5) 緊急でやむを得ない時以外は、割り当ての授業実習を確実に行うこと。
- 6) 実習に出ない時は、指導教諭の指示を受けて、教案を作成したり、教室での聴講にまわること。

教育実習録については、教育実習の単位の判定資料にもなりますので、大切にして、きちんと記入をする必要があります。

- 1) 教育実習生調書 …… 詳しく、丁寧に記入する。
- 2) 実習日誌 …………… 毎日記入し、指導教諭に提出する。
- 3) 教育実習を終えて …… 全期間を通じての反省・感想を記入する。
(これは、教職に就いた時に参考資料となる。)

万一、教育実習期間中、またはその前後に不慮の事故等で実習を受けられない場合や実習終了後すぐに大学へ出て来られない場合は、教務係へ連絡を行うこと。

【九州工業大学情報工学研究院教務学生支援課教務係 TEL 0948 - 29 - 7512】

7. 教育職員免許状の一括申請について

教育職員免許状の申請は、各学部で取りまとめて、大学全体で行います。ただし、中には一括申請できない場合もあります。4年生の9月末頃に行われる一括申請説明会に参加し、一括申請の対象者であるかの確認、および、その後の手続きの流れを確認してください。万一、単位不足等で一括申請の対象にならなかった場合は、個人申請を行うことになります。

8. 問い合わせ・相談について

教職関係科目の履修方法や単位の取得、教育実習についてなど、教職課程のことについて、学生便覧や配布資料、掲示板を読んでもわからないことや相談したいことがある場合には、教務係へ問い合わせ、相談をして下さい。

5. 各種の資格等について

●技術士（技術士法）

情報工学部卒業生は、技術士試験の第1次試験が免除される。卒業後は、文部科学省令に定める業務に従事し、その従事した期間が同省令に定める期間を超えることにより、第2次試験を受けることができる。

● 1級技術検定（建設業法）

知能情報工学科（注）認定手続き中の内容であり、変更の可能性があります。

知能情報工学科卒業生で、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目について、卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を有する者は、1級技術検定の受検資格が認められる。

情報・通信工学科（注）認定手続き中の内容であり、変更の可能性があります。

情報・通信工学科卒業生で、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目について、卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を有する者は、1級技術検定の受検資格が認められる。

知的システム工学科

知的システム工学科卒業生で、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において「機械工学に関する学科」となっている検定種目について、卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を有する者は、1級技術検定の受検資格が認められる。

物理情報工学科（注）認定手続き中の内容であり、変更の可能性があります。

物理情報工学科卒業生で、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目について、卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を有する者は、1級技術検定の受検資格が認められる。

生命化学情報工学科

生命化学情報工学科卒業生で、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目について、別紙に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を有する者は、1級技術検定の受検資格が認められる。

● 2級技術検定（建設業法）

知能情報工学科（注）認定手続き中の内容であり、変更の可能性があります。

知能情報工学科卒業生で、施行技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目であって、次の表左欄に掲げる種目及び試験区分について、2級の第一次検定に合格した者であって、それぞれ同表右欄に掲げる者は、2級技術検定の受検資格が認められる。

種目及び試験区分		受検資格を認める者
建設機械施工管理	第二次検定	九州工業大学情報工学部知能情報工学科を卒業した後、受検しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者
その他の種目		九州工業大学情報工学部知能情報工学科を卒業した後、受検しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあっては、種別）に関し1年以上の実務経験を有する者

情報・通信工学科（注）認定手続き中の内容であり、変更の可能性があります。

情報・通信工学科卒業生で、施行技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目であって、次の表左欄に掲げる種目及び試験区分について、2級の第一次検定に合格した者であって、それぞれ同表右欄に掲げる者は、2級技術検定の受検資格が認められる。

種目及び試験区分		受検資格を認める者
建設機械施工管理	第二次 検定	九州工業大学情報工学部情報・通信工学科を卒業した後、受検しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者
その他の種目		九州工業大学情報工学部情報・通信工学科を卒業した後、受検しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあっては、種別）に関し1年以上の実務経験を有する者

知的システム工学科

知的システム工学科卒業生で、施行技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において「機械工学に関する学科」となっている検定種目であって、次の表左欄に掲げる種目及び試験区分について、2級の第一次検定に合格した者であって、それぞれ同表右欄に掲げる者は、2級技術検定の受検資格が認められる。

種目及び試験区分		受検資格を認める者
建設機械施工管理	第二次 検定	九州工業大学情報工学部知的システム工学科を卒業した後、受検しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者
その他の種目		九州工業大学情報工学部知的システム工学科を卒業した後、受検しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあっては、種別）に関し1年以上の実務経験を有する者

物理情報工学科（注）認定手続き中の内容であり、変更の可能性があります。

物理情報工学科卒業生で、施行技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目であって、次の表左欄に掲げる種目及び試験区分について、2級の第一次検定に合格した者であって、それぞれ同表右欄に掲げる者は、2級技術検定の受検資格が認められる。

種目及び試験区分		受検資格を認める者
建設機械施工管理	第二次 検定	九州工業大学情報工学部物理情報工学科を卒業した後、受検しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者
その他の種目		九州工業大学情報工学部物理情報工学科を卒業した後、受検しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあっては、種別）に関し1年以上の実務経験を有する者

生命化学情報工学科

生命化学情報工学科卒業生で、施行技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目であって、次の表左欄に掲げる種目及び試験区分について、2級の第一次検定に合格した者であって、それぞれ同表右欄に掲げる者は、2級技術検定の受検資格が認められる。

種目及び試験区分		受検資格を認める者
建設機械施工管理	第二次 検定	九州工業大学情報工学部生命化学情報工学科の課程のうち別紙に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後、受検しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者
その他の種目		九州工業大学情報工学部生命化学情報工学科の課程のうち別紙に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後、受検しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあっては、種別）に関し1年以上の実務経験を有する者

(別紙)

生命化学情報工学科分子生命工学コース

施工技術検定規則（昭和 35 年建設省令第 17 号）第 2 条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目の受検資格認定対象者は下記のとおりとする。

次に掲げる科目から、合計 6 単位以上履修した者

人工知能基礎
人工知能B
脳情報工学
人工知能論理
脳型システム

生命化学情報工学科医用生命工学コース

施工技術検定規則（昭和 35 年建設省令第 17 号）第 2 条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目の受検資格認定対象者は下記のとおりとする。

次に掲げる科目から、合計 4 単位以上履修した者

環境情報学
脳情報工学
人工知能論理
脳型システム

6. 九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項

平成 21 年 6 月 24 日
情報工学部長裁定
大学院情報工学府長裁定

最終改正 令和 5 年 1 月 25 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 大学と学生に関する事項（第 3 条－第 6 条）
- 第 3 章 大学、学生及び教員等に関する事項（第 7 条）
- 第 4 章 大学と教員等に関する事項（第 8 条－第 11 条）
- 第 5 章 雜則（第 12 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要項は、九州工業大学情報工学部学修細則（平成 8 年九工大情報工学部細則第 8 号。以下「学部学修細則」という。）及び九州工業大学大学院情報工学府学修細則（平成 3 年九工大情報工学府細則第 5 号。以下「大学院学修細則」という。）に定めるもののほか、九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府の学期末における試験（以下「学期末試験」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（学期末試験の実施）

第 2 条 学期末試験は、当該授業科目の成績評価を行う唯一又は最後に行う試験とし、筆記試験によるものほか、レポート提出、口述試験、実技試験、作品提出等（以下「レポート提出等」という。）により実施するものとする。
2 学期末試験は、当該授業科目が実施される学期末に設ける試験期間（以下「試験期間」という。）に行うものとする。ただし、集中講義又はそれに準ずる形態で実施される授業科目を除く。
3 前項の規定にかかわらず、レポート提出等又は試験期間中に実施しないことに相当の理由がある授業科目の筆記試験は、講義（演習等を含む。）が規定回数行われた後、試験期間に当たらない日に学期末試験を実施することができるものとする。この場合、第 5 条第 2 項に規定する方法により、原則として、2 週間前までに履修登録者に周知するものとする。

第 2 章 大学と学生に関する事項

（学期末試験の受験資格）

第 3 条 学期末試験を受験する資格がある者は、当該授業科目の履修登録者とする。ただし、次の各号の一に該当する者は、受験資格がないものとする。
(1) 休学中又は停学中の者
(2) 学部学修細則第 13 条第 2 項又は大学院学修細則第 7 条第 3 項に定める時間数出席していない者
2 前項の規定にかかわらず、当該授業を担当する教育職員（以下「授業担当教育職員」という。）等の判断により、履修登録者以外にも受験を許可することがある。

(試験時間)

- 第4条 試験時間は、原則として90分とし、必要な場合には別に授業担当教育職員が定めるものとする。
- 2 障害を有する者で、受験に支障があると認められる場合には、試験時間を1.5倍にすることができるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、障害を有する者の試験時間、試験実施等については、必要な場合にはその都度、当該学生、当該学生の所属する類若しくは所属学科の教務委員会委員又は専門分野の大学院委員会委員、教務学生支援課等が協議し、決定するものとする。

(学期末試験の周知)

- 第5条 試験期間中に行われる学期末試験は、原則として、試験期間開始の2週間前までに時間割を掲示することにより周知するものとする。ただし、時間割は、試験当日まで変更する場合があるものとする。
- 2 レポート提出等及び試験期間中に実施されない学期末試験の場合は、授業担当教育職員の授業中の口頭による周知、又はその他の方法により周知するものとする。

(試験実施上の注意事項)

- 第6条 受験者は、試験室では監督者の指示に従うほか、次の注意事項を守らなければならない。
- (1) 試験中、学生証を机上に提示すること。
- (2) 学生証を忘れた場合には、試験が開始される前までに、教務学生支援課において証明書の発行を受けること。
- (3) 授業科目により座席の指定がある場合には、その指示に従うこと。
- (4) 許可された物品以外は、机上に置かないこと。
- (5) 試験中は、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の電源を必ず切り、使用しないこと。
- (6) 試験室への入室は、試験開始後30分までとし、遅刻してきた場合の試験時間の延長は認めない。ただし、監督者等の指示がある場合には、この限りではない。
- (7) 試験中の退室は、試験開始から30分経過後までは認められず、一旦退室した者の再入室は認めない。ただし、監督者等の指示がある場合には、この限りではない。退室した場合は、静かかつ速やかに試験室から離れること。
- 2 学生証を忘れ、証明書の発行を受けていない者に受験を認めた場合には、監督者等は、試験終了後その者を教務学生支援課に引率し、本人確認を行うものとする。

第3章 大学、学生及び教育職員等に関する事項

(追試験)

- 第7条 病気、事故、忌引き、その他教務委員会又は大学院委員会が認めた理由により試験を受験できなかった者は、試験終了後1週間以内（入院等の特別な理由がある期間を除く。）に、受験できなかった理由が証明できる書類を添付のうえ、追試験の実施を情報工学部長又は大学院情報工学府長に申出することができるものとする。
- 2 授業担当教育職員は、前項の規定による申出がなされ受理された者について、追試験等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 第1項に規定した理由にかかわらず、授業担当教育職員の判断により追試験等を行うことができるものとする。
- 4 追試験に関する事項は、別に定める。

第4章 以降掲載省略

附則（最終改正分）

この要項は、令和5年1月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

7. 九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項（追試験）に係る運用について

九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項（平成 21 年 6 月 24 日情報工学部長及び大学院情報工学府長裁定。以下「要項」という。）第 7 条第 4 項の規定に基づき、追試験に係る運用について、下記のとおり定めるものとする。

記

1. 申出が受理できる理由及び提出書類について

- (1) 要項第 7 条第 1 項に規定する「病気」とは、入院した場合（退院後の自宅療養期間を含む。）又は学校保健安全法施行規則（昭和 33 年法律第 18 号）に規定する感染病（＊）の治療が必要となった場合とする。

・提出書類

医師又は医療機関が発行する診断書、入院期間が確認できる病院の領収書等

* 学校保健安全法施行規則第 18 条第 1 号に規定する感染病とは、インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（ブル病）、結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎（アポロ病）、急性出血性結膜炎等が該当する。

- (2) 要項第 7 条第 1 項に規定する「事故」とは、学期末試験当日、事故にあった場合又は非常変災等により交通機関が遮断した場合とする。ただし、大学が休講措置をとった場合には、申出は不要とする。

・提出書類

警察が発行する事故証明書、公共交通機関が発行する不通証明書又は遅延証明書等

- (3) 要項第 7 条第 1 項に規定する「忌引き」とは、3 親等内の親族が死亡し、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事に出席する場合とする。

・提出書類

葬儀日を確認できる会葬御礼、公的機関が発行する死亡日を確認できる書類等

- (4) その他、病気、事故又は忌引きに準ずるやむを得ない理由により、教務委員会又は大学院委員会が承認した場合とする。

・提出書類

理由書（様式任意）の他、情報工学部長又は大学院情報工学府長が指示する書類

以 下 掲 載 省 略

8. 九州工業大学情報工学部における早期卒業取扱要項

〔平成 12 年 10 月 25 日
定 制〕

最終改正 平成 27 年 4 月 1 日

(目的)

第1 この要項は、情報工学部に在学する学生が、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号。以下「学則」という。）第 30 条ただし書き及び九州工業大学情報工学部学修細則（平成 8 年九工大情報工学部細則第 8 号。以下「学修細則」という。）第 7 条第 3 項に基づき、情報工学部における早期卒業の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(早期卒業)

第2 情報工学部に 3 年以上 4 年未満在学（休学及び停学した期間を除く。）した学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、早期卒業をすることができる。

(適用除外)

第3 学則第 21 条から第 24 条までの規定により編入学、再入学、転入学及び移籍した者は、早期卒業の対象ならない。

(早期卒業申請の手続き)

第4 早期卒業を希望する学生は、2 年次の 3 月末日までに、別記様式 1 の早期卒業申請書を情報工学部長に提出するものとする。

(早期卒業における優秀な成績)

第5 早期卒業を行う学生は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 2 年次終了時に卒業要件に加算される単位（学修細則第 20 条及び第 21 条に規定する単位認定されたものを含む。以下同じ。）を 80 単位以上修得し、かつ、学修細則第 22 条に規定する GPA が 3.5 以上の者
- (2) 3 年次前期終了時に卒業要件に加算される単位を 104 単位以上修得し、かつ、GPA が 3.5 以上の者
- (3) 3 年次終了時に卒業要件単位を満たしており、かつ、GPA が 3.5 以上の者

(早期卒業の審査)

第6 早期卒業の審査は、教務委員会の審議を経て、教授会で行う。

(卒業研究等)

第7 早期卒業を行う学生の卒業研究については、次のとおりとする。

- (1) 3 年次前期終了時に、教務委員会で適格の認定を受けた学生は、3 年次後期に特別卒業研究を履修させる。
- (2) 卒業研究については、免除する。

附 則（最終改正分）

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

9. 九州工業大学情報工学部の移籍に関する取扱要項

〔平成 12 年 10 月 25 日〕
〔情報工学部長裁定〕
最終改正 令和 4 年 12 月 19 日

(目的)

第 1 この要項は、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、工学部に在学する学生が情報工学部への移籍（以下「転学部」という。）をする際の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続)

第 2 申請手続きは、次のとおりとする。

- (1) 転学部を希望する学生（以下「転学部希望学生」という。）の申請受付期間は、転学部を希望する前年の 12 月 16 日から 12 月末日までとし、別記様式 1 による申請書に成績証明書を添えて、工学部長に提出のうえ、学長に願い出るものとする。
- (2) 工学部長は、転学部希望学生の転学部について差し支えない場合は、別記様式 2 による書類を情報工学部長に 1 月末日までに提出のうえ、学長に願い出るものとする。

(申請資格)

第 3 転学部希望学生は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 転学部を希望する理由に妥当性があること。
- (2) 年度末に在学期間が 2 年以上であること。
- (3) 過去に学部若しくは学科間の移籍、又は履修コースの変更を行っていないこと。

(受入れ要件)

第 4 受入れ要件は、次のとおりとする。

- (1) 受入れ年次は 3 年次とする。
- (2) 転学部を許可する学生数は、3 年次の受入れ学科の欠員数に、教育に支障のない範囲内で若干名（最大 3 名）を加えた数とする。

(選考)

第 5 選考は、転学部希望学生が志望する受入れ学科において面接を実施し審査のうえ、教務委員会で審議する。

(通知)

第 6 判定結果は、申請のあった年度の 3 月 31 日までに工学部長及び本人へ通知する。

附 則（最終改正分）

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

10. 九州工業大学情報工学部における学科の移籍及び履修コースの変更に関する取扱要項

〔令和2年2月19日
情報工学部長裁定〕

改正 令和4年12月19日

(目的)

第1条 この要項は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第24条、及び九州工業大学情報工学部学修細則（平成8年九工大情報工学部細則第8号。以下「学修細則」という。）第1条の3の規定に基づき、情報工学部に在学する学生が情報工学部における学科間の移籍（以下「転学科」という。）及び学科内の履修コースの変更（以下「転コース」という。）をする際の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続)

第2条 転学科及び転コース（以下「転学科等」という。）を希望する学生（以下「申請者」という。）は、転学科等を希望する前年の12月16日から12月末日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式を情報工学部長に提出しなければならない。

- (1) 転学科を希望する学生 別記様式1
- (2) 転コースを希望する学生 別記様式2

(申請資格)

第3条 申請者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 学修細則第1条の2第1項に定めるコースのいずれか一つを履修していること。
- (2) 申請する年度の年度末に在学期間が2年以上であること。
- (3) 過去に他の学部への移籍又は転学科等を行っていないこと。
- (4) 現に所属する学科及び履修コースにおいて、学修細則第8条第2項に規定する進級要件を満たしていること。

(受入れ年次)

第4条 受入れ年次は、次のとおりとする。

- (1) 転学科を希望する場合は、3年次に編入する。
- (2) 転コースを希望する場合は、原則として3年次に編入する。ただし、申請者が現に所属する学科及び履修コースにおいて学修細則第8条第3項に規定する進級要件を満たしている場合は、4年次に編入するものとする。

(受入れ学生数)

第5条 受入れ学生数は、次のとおりとする。

- (1) 転学科の受入れ学生数は、受入れ学科の3年次の欠員数（入学定員に第3年次編入学定員を加えた数に対する欠員数をいう。）に、教育に支障のない範囲内で若干名（最大3名）を加えた数とする。
- (2) 転コースの受入れ学生数は、九州工業大学情報工学部学生の学科及び履修コースの決定に関する要項（以下「コース決定要項」という。）第8条に規定する各コースの受入れ学生数に対する欠員数に、教育に支障のない範囲で各コースが定める人数を加えた数とする。

(選考)

第6条 選考は、コース決定要項第10条の規定に準じて算出した申請者の平均点を参考に、受け入れ学科等において審査のうえ、教務委員会及び教授会で審議することにより行う。この場合において、同条中「類」とあるのは「学科」と読み替えるものとする。

(通知)

第7条 判定結果は、申請のあった年度の3月31日までに申請者へ通知する。

附 則（最終改正分）

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

11. 九州工業大学情報工学部学生の学科及び履修コースの決定に関する要項

平成 30 年 3 月 15 日

情報工学部長裁定

最終改正 令和 2 年 2 月 19 日

(目的)

第1条 この要項は、九州工業大学情報工学部学修細則（以下「学修細則」という。）第1条の2の規定に基づき、学科及び履修コース（以下「コース」という。）の決定の方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 学科及びコースの決定は、1年次の学生で次に掲げる要件のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 年度末に在学期間が1年以上であること。
- (2) 過去に学科及びコースが決定していないこと。

2 過去に学科及びコースが決定した原級留置（留年）のある1年次の学生が再び学科及びコースの決定を希望し、かつ、所属類の教務委員が教育上有益であると認めて許可する場合は、当該学生を前項第2号の要件に該当するものとみなし、この要項の対象とするものとする。

(学科及びコースの決定等の時期)

第3条 学科及びコースの決定等の時期は、次のとおりとする。

- (1) 志望の申告期限 1月中旬
- (2) 1次志望状況の公開（志望者数、決定候補者最低点） 1月末日
- (3) 志望の変更期限 3月上旬
- (4) 決定の公示 3月下旬

(申請手続)

第4条 学生は、前条第1号に定める申告期限までに、所属類に対応する学科及びコース（次条表に定めるものをいう。）の中から志望順に志望の申告（以下「志望申告」という。）をする。

2 学生は、前条第3号に定める変更期限までは、志望申告の内容を変更することができる。

3 前条第3号に定める変更期限までに志望申告を行わない学生又は申告内容に不備のある学生は、いずれのコースに決定してもよいものとして取り扱う。

(各類に対応する学科及びコース)

第5条 各類に対応する学科及びコースは、別表のとおりとする。

(割振り数)

第6条 情工2類の学生は知能情報工学科及び情報・通信工学科、又は物理情報工学科及び生命化学情報工学科へ、次の各号に定める人数（以下「割振り数」という。）をそれぞれ割り振る。

- (1) 知能情報工学科及び情報・通信工学科へ合計 9 名
- (2) 物理情報工学科及び生命化学情報工学科へ合計 7 名

2 割振り数は、第2条に規定する学生の在籍者数（以下「現員数」という。）に応じて変更する場合がある。

（各学科の受入学生数）

第7条 各学科の受入学生数は、次の各号に掲げる学科に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 知能情報工学科及び情報・通信工学科 情工1類の現員数に前条第1項第1号に定める割振り数を加え、各学科の入学定員に応じて按分した数
- (2) 知的システム工学科 情工2類の現員数から前条第1項各号に定める割振り数の合計を減じた数
- 3 物理情報工学科及び生命化学情報工学科 情工3類の現員数に前条第1項第2号に定める割振り数を加え、各学科の入学定員に応じて按分した数

（各コースの受入学生数）

第8条 各コースの受入学生数は、次のとおりとする。

知能情報工学科	データ科学コース	上限 45 名
	人工知能コース	上限 45 名
	メディア情報学コース	上限 45 名
情報・通信工学科	ソフトウェアデザインコース	上限 45 名
	情報通信ネットワークコース	上限 45 名
	コンピュータ工学コース	上限 45 名
知的システム工学科	ロボティクスコース	上限 54 名
	システム制御コース	上限 27 名
	先進機械コース	上限 54 名
物理情報工学科	電子物理工学コース	上限 45 名
	生物物理工学コース	上限 25 名
生命化学情報工学科	分子生命工学コース	上限なし
	医用生命工学コース	上限なし

（学科及びコースの決定方法）

第9条 学生の学科及びコースは、第3条第3号に定める変更期限後に、志望申告に基づき、次の方法により決定する。

- (1) 第1志望のコースごとに、次条に規定する方法により決定した順位の上位者（以下「上位者」という。）からコースの受入学生数まで割り当てる。
 - (2) 前号の方法により学科の受入学生数を超えた場合は、前号で割り当てられた学生の学科ごとの上位者から学科の受入学生数まで割り当てる。
 - (3) 前2号の方法により割り当てられた情工2類の学生のうち、知的システム工学科以外の学科に割り当てられた学生の数が割振り数を超えていた場合は、上位者から割振り数まで割り当てる。
 - (4) 第3号の方法により学科又はコースの受入学生数を満たさなくなった場合は、第1号、及び第2号で割り当たれなかった情工1類、及び情工3類の学生から繰り上げて割り当てる。
 - (5) 第1号から第4号までで学科及びコースが決定していない学生は、上位者から順に、受入学生数に達していない学科及びコースのうちで当該上位者の志望順位が高い学科及びコースに割り当てる。
- 2 前項の規定にかかわらず、志望申告を行わない学生又は申告内容に不備のある学生は、前項の割当て後において受入学生数を満たしていないコースへ割り当てるものとする。

(順位付けの方法)

第10条 順位付けは、次のとおり行う。

- (1) 履修した全ての授業科目（教養教育院の履修課程表に定める授業科目及び所属する類の履修課程表に定める授業科目をいう。以下同じ。）の成績評価を基に、次の算式により算出した値（小数第三位を切り捨てたもの。以下「平均点」という。）により順位付けを行う。
- ＜算式＞ 平均点 = $\{(得点 \times 単位数)\text{ の総和}\} \div \text{単位数の総和}$
- (2) 前号の平均点が等しい場合は、修得した基礎科目区分の授業科目の平均点を算出し、順位付けを行う。
- (3) 前2号の平均点が等しい場合は、修得した基礎科目区分の授業科目のうち得点の高い10科目の平均点を算出し、順位付けを行う。
- 2 単位認定された授業科目並びに卒業要件に加算されない授業科目は、前項各号の平均点の計算の対象には含めない。
- 3 同じ授業科目（既に修得した授業科目並びに学修細則第20条及び第21条の規定により単位認定を受けた授業科目を除く。）を複数回履修した場合は、最も成績評価の高いものを第1項各号の平均点の計算の対象とする。

附 則（最終改正分）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

(別表 (第5条関係))

類	対応する学科及びコース	
情工 1類	知能情報工学科	データ科学コース、人工知能コース、メディア情報学コース
	情報・通信工学科	ソフトウェアデザインコース、情報通信ネットワークコース、コンピュータ工学コース
情工 2類	知的システム工学科	ロボティクスコース、システム制御コース、先進機械コース
	知能情報工学科	データ科学コース、人工知能コース、メディア情報学コース
	情報・通信工学科	ソフトウェアデザインコース、情報通信ネットワークコース、コンピュータ工学コース
	物理情報工学科	電子物理工学コース、生物物理工学コース
	生命化学情報工学科	分子生命工学コース、医用生命工学コース
情工 3類	物理情報工学科	電子物理工学コース、生物物理工学コース
	生命化学情報工学科	分子生命工学コース、医用生命工学コース

1. 教養教育院の教育課程について

教養教育院では、次に示す目的・目標を達成するため、全学を統一して「人文社会系」および「言語系」の区分ごとに教育課程を編成しています。工学部、情報工学部所属の別を問わず、開講する授業科目を履修することができます。

1. 目的

- 1) 豊かな人間性をもつ教養人の育成
- 2) 多様な視点から物事を判断する能力の育成
- 3) 多文化社会におけるコミュニケーション力の育成
- 4) 自ら問題を発見し応えていく姿勢の育成

2. 目標

- 1) 知識・理解
 - ・人間、社会、文化、心身に関して理解を深める。
 - ・グローバル化を背景とした現代社会に不可欠な多様な文化、国際社会の仕組み、日本社会についての理解を深める。
 - ・グローバル社会で求められる言語運用のための知識と理解を深める。
- 2) 汎用的技能
 - ・問題解決に必要な論理的・批判的思考力、分析力、説明能力を修得する。
 - ・背景や文脈を理解して適切に説明できる日本語能力を修得する。
 - ・外国語によるコミュニケーションのための基本的能力を修得する。
- 3) 態度・志向性
 - ・自己を管理し、自発的に活動できる態度と志向性を身につける。
 - ・多様な文化や価値観に寛容な態度と志向性を身につける。
 - ・グローバル社会において、コミュニケーションを図りつつ協働して問題を解決する態度と志向性を身につける。

2. 教養教育科目の卒業要件単位

下表に従い、人文社会系及び言語系より合計 20 単位を卒業要件とする。

教養教育共通の科目の単位は、各学科で定められた範囲で卒業要件として認める。

系区分	科目区分	科目区分別 卒業要件単位	系区分別 卒業要件単位	
人文社会系	人文社会科目	6 単位	10 単位	
	グローバル教養科目	4 単位		
言語系	選択必修英語科目	6 単位	左に加え 2 単位	
	初修外国語科目	2 単位		
教養教育共通	人文社会系選択科目	各学科で定められた範囲で、 卒業要件の単位として認める。		
	選択(必修)英語・初修外国語科目(注)			

注：教養教育共通の「選択（必修）英語・初修外国語科目（注）」は、言語系の履修課程表から、言語系の系区分別卒業要件数 10 単位を超えて修得した科目について計上する。

※：教養教育共通の科目について、卒業要件として認められる単位数は、所属する学部の学修細則に記載されている卒業要件を確認すること。

3. 教養教育院履修課程表

1 教養教育科目

① 人文社会系

区 分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期		
人 文 社 会 科 目	哲 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	哲 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	教 育 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	教 育 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	一 般 言 語 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	一 般 言 語 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	文 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	文 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	歴 史 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	歴 史 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	地 域 研 究 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	地 域 研 究 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	地 理 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	地 理 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	法 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	法 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	日 本 国 憲 法 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	日 本 国 憲 法 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	経 済 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	経 済 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
グ ロ ーバ ル 教 養 科 目	経 営 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	経 営 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	社 会 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	社 会 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	政 治 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	政 治 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	職 業 と 社 会		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	心 理 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	心 理 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	健 康 ス ポ ーツ 科 学 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	ス ポ ーツ 実 技		1		(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		
	科 学 技 術 と 社 会 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	科 学 技 術 と 社 会 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	家 族 と 社 会		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	環 境 学 I		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	環 境 学 II		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
ジ エ ン ダ ー 論	異文化間コミュニケーション論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	言 語 類 型 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	西 洋 近 現 代 史		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	東 南 ア ジ ア 文 化 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	心 理 適 応 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	東 ア ジ ア 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	国際関係論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	国際経済論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	国際経営論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	サステイナビリティ論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
シ ア ル 教 養 科 目	日 本 近 現 代 史		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	ICT と 現 代 社 会 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	日 本 社 会 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	科学コミュニケーション論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	市 民 社 会 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
ジ エ ン ダ ー 論	現 代 健 康 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	ジ ェ ン ダ ー 論		1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
人文社会系選択科目	西洋社会史				1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸	
	教育システム論				1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯	
	経営組織論				1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸	
	言語分析法				1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯	
	情報倫理				1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯	
	ゲーム理論				1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯	
	情報社会と教育				1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯	
	現代社会論				1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯	
	情報メディアとコミュニケーション				1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯	
	日本政治論				1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	飯	
	選択日本事情ⅠA				1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸	
	選択日本事情ⅠB				1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸	
	選択日本事情ⅡA				1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸	
	選択日本事情ⅡB				1		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	戸	
国際協働演習					1								戸・飯適宜	
計					53	15								

他キャンパスでの科目履修を希望する者は事前に届け出ること。

備考欄の戸、飯はそれぞれ戸畠キャンパス、飯塚キャンパスでの開講予定を表している。

年度ごとの開講キャンパスについては、時間割などで確認すること。

(2) 言語系

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選択必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
選択必修英語科目	英語 I C	1			(2)								戸・飯 戸・飯 戸・飯 戸・飯 戸・飯 戸・飯	
	英語 II C	1			(2)									
	英語 III C	1				(2)								
	英語 IV C	1				(2)								
	英語 V C	1					(2)	(2)						
	英語 VI C	1					(2)	(2)	(2)					
	英語 VII A	1					(2)	(2)	(2)	(2)			飯	
	英語 VII B	1					(2)	(2)	(2)	(2)			飯	
	英語 VII C	1					(2)	(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	英語 VII D	1					(2)	(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	英語 VIII A	1						(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	英語 VIII B	1						(2)	(2)	(2)			飯	
	英語 VIII D	1						(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	英語 IX A	1							(2)	(2)			戸・飯	
	英語 IX B	1							(2)	(2)			飯	
	英語 IX D	1							(2)	(2)			戸・飯	
選択英語科目	選択英語 1 T				1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		TOEIC 対策	
	選択英語 2 T				1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)			
	選択英語 3 T				1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)			
	選択英語 4 T				1	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)			
初修外国語科目	ドイツ語 I	1			(2)	(2)							戸・飯 戸・飯 戸・飯 戸	
	ドイツ語 II	1				(2)	(2)							
	ドイツ語 III	1					(2)	(2)	(2)	(2)				
	ドイツ語 IV	1						(2)		(2)				
	中国語 I	1			(2)	(2)							戸・飯	
	中国語 II	1				(2)	(2)						戸・飯	
	中国語 III	1					(2)	(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	中国語 IV	1						(2)		(2)			戸	
	フランス語 I	1			(2)	(2)							戸・飯	
	フランス語 II	1				(2)	(2)						戸・飯	
	フランス語 III	1					(2)	(2)	(2)	(2)			戸・飯	
	フランス語 IV	1						(2)		(2)			戸	
	韓国語 I	1			(2)								戸	
	韓国語 II	1				(2)							戸	
	韓国語 III	1					(2)		(2)				戸	
	韓国語 IV	1						(2)		(2)			戸	
計		0	32	4										

キャンパスにより開講される科目・学期は異なる場合があるので、注意すること。

備考欄の戸・飯はそれぞれ戸畠キャンパス、飯塚キャンパスでの開講予定を表している。

開講キャンパスについては、学期毎に掲示などで公表するので注意すること。

他キャンパスでの科目履修を希望する者は事前に所属学部教務係に申請し、許可を得ること。

英語：

*選択必修英語科目名のI～IXは難易度、A～Dは技能の種別を表しており、技能種別の記号（A～D）は、以下の重点技能を表している。I～VIの技能はCのみであり、VIIはA, B, C, D、VIII以降はA, B, Dから選択できる。

A: Writing B: Reading
C: Comprehensive D: Speaking

*選択英語科目1T～4Tは難易度を表し、通常時間枠または集中講義として開講する。

*選択必修英語科目VII以降、選択英語科目は大学院との共通科目である。

*1年次は学期あたり再履修の科目を除き2科目まで、2年次以降は学期あたりVIまでは再履修の科目を除き1科目のみ、VII以降は同レベルの2科目まで履修できる。

*再履修の科目を除き、単位取得済科目より下位レベルの科目は履修できない。

初修外国語：

*どの言語を選択する場合でも、原則として、Iから順に履修すること。

*1年次の選必2単位を未修得の者を除いて、2年生以上は、原則として1年次開講科目を履修できない。

4. 英語科目履修上の注意

教養教育院が提供する言語系科目の卒業要件を満たすには、選択必修英語科目から 6 単位、初修外国語科目から 2 単位に加えて、選択必修英語科目もしくは初修外国語科目から 2 単位が必要です。(以下、この 2 単位を「言語系科目として必要な最後の 2 単位」とします。)

- ・ キャンパスにより開講される科目・学期が異なる場合があるので、掲示などに注意してください。
- ・ 他キャンパスでの科目履修を希望する場合は、事前に所属学部教務係に申請し、許可を得てください。

選択必修英語科目

- ・ 卒業には最低限、選択必修英語科目 6 科目、6 単位の修得が必要です。
- ・ 1 年次入学時、1 年次末及び 2 年次末に英語の能力を測る指標として、TOEIC IP 受験が必須です。TOEIC IP 試験日は掲示にて通知しますので、忘れないように受験して下さい。
- ・ 1 年次入学時の点数をもとに、クラス編成を行います。それまでは掲示に従って暫定クラスで受講してください。クラス編成については、掲示により指示します。
- ・ 1 年次は、学年配当されている科目から順に履修します。前期は I C と II C を同時に履修します。後期はクラス分けに応じて編成されたクラスごとに 2 科目を履修します。グループ 1 は III C と IV C を、グループ 2 は IV C と V C を、グループ 3 は V C と VI C を履修します。
- ・ 工学部では 1 年次前期の履修登録は必要ありませんが、1 年次後期以降、各自で履修登録が必要です。情報工学部では掲示に従って、1 年次前期から各自履修登録を行なって下さい。
- ・ 2 年次以降、VI C までは 1 科目、VII 以降は同じローマ数字の 2 科目まで同時履修ができます。ただし、言語系科目の履修希望状況によっては 1 科目に制限されることがあります。
- ・ 履修人数を制限する場合があります。必ずしも希望通りの科目を履修できるとは限りませんので、注意してください。
- ・ 不合格科目があっても継続して履修することができます。再履修についてはキャンパスごとに開講時期が異なりますので、掲示等に注意して下さい。

(履修モデル)

	1 年次		2 年次		3 年次以降	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
グループ 1	I C	III C	VC	VIC	VII A	VII A
	II C	IV C			VII B	VII B
					VII C	VII C
					VII D	VII D
						VIII A
						VIII B
						VIII D
グループ 2	I C	IV C	VIC	VII A	VII A	VII A
	II C	VC		VII B	VII B	VII B
				VII C	VII C	VII C
				VII D	VII D	VII D
					VIII A	VIII A
					VIII B	VIII B
					VIII D	VIII D
						IX A
						IX B
						IX D

グループ 3	I C	VC	VII A	VII A	VII A
	II C	VIC	VII B	VII B	VII B
			VII C	VII C	VII C
			VII D	VII D	VII D
			VIII A	VIII A	VIII A
			VIII B	VIII B	VIII B
			VIII D	VIII D	VIII D
				IX A	IX A
				IX B	IX B
				IX D	IX D

注) この表のグレーで色付けした欄の科目は、学期あたり 2 科目まで履修できます。

- 個人で TOEIC テストを受け高スコアを獲得するなど、別途定める条件を満たした者は、グループ変更を許可されることがあります。詳しくは英語の教務担当教員に尋ねてください。

選択必修英語科目の履修の流れ

典型的履修時期	クラス	履修する英語科目	備考
1年入学時	暫定クラス配属 正規クラス配属	I C, II C の 2 科目を同時進行で履修します。	各自で掲示を確認し、指定のクラスで受講してください。
1年次前期		I C, II C の 2 科目を同時進行で履修します。	前期中に正規クラスに配属されます。
1年次後期	前期と同じクラス	III/V, IV/V, V/VI の 3 グループに分かれ、それぞれのグループで 2 科目を同時進行で履修します。	1 年次終了まで原則同じクラスです。2 年次以降、1 年次終了時の次の科目レベルから履修します。(下記参照)
2年次	V から履修する学生	前期 V, 後期 VI の順で履修してください。	VI まで単位取得すると必要な英語の 6 単位が揃います。
	VI から履修する学生	前期は VI ですが、後期は VII A, VII B, VII C, VII D から選ぶことができます。なお、後期は 2 科目同時履修可能です。	VII まで単位取得すると必要な英語の 6 単位が揃います。3 科目目からの単位は、「言語系科目として必要な最後の 2 単位」の単位か、各学部が定める卒業要件に算入できる選択科目の単位となります。
	VII から履修する学生	前期は VII A, VII B, VII C, VII D から、後期は VII A, VII B, VII C, VII D, VIII A, VIII B, VIII D から選ぶことができますが、前期に単位取得した科目は履修できません。前後期ともに 2 科目同時履修が可能です。科目レベルは TOEIC スコアに応じて指定されることがあります。	VII を 2 科目か、VII, VIII をそれぞれ 1 科目ずつ単位取得すると必要な英語の 6 単位が揃います。3 科目目からの単位は、「言語系科目として必要な最後の 2 単位」の単位か、各学部が定める卒業要件に算入できる選択科目の単位となります。
3年次以降	VII から履修する学生	前期は VII A, VII B, VII C, VII D から、後期は VII A, VII B, VII C, VII D, VIII A, VIII B, VIII D から選ぶことができますが、前期に単位取得した科目は履修できません。前後期ともに 2 科目同時履修が可能です。科目レベルは TOEIC スコアに応じて指定されることがあります。	取得した単位は、「言語系科目として必要な最後の 2 単位」の単位か、各学部が定める卒業要件に算入できる選択科目の単位となります。
	VIII から履修する学生	前期は VIII A, VIII B, VIII D から、後期は VIII A, VIII B, VIII D, IX A, IX B, IX D から選ぶことができますが、前期に単位取得した科目は履修できません。前後期ともに 2 科目同時履修が可能です。科目レベルは TOEIC スコアに応じて指定されることがあります。	取得した単位は、「言語系科目として必要な最後の 2 単位」の単位か、各学部が定める卒業要件に算入できる選択科目の単位となります。
	IX から履修する学生	前後期で履修できる科目は IX A, IX B, IX D ですが、前期に単位取得した科目は履修できません。前後期どちらかで 2 科目同時履修が可能です。	取得した単位は、「言語系科目として必要な最後の 2 単位」の単位か、各学部の卒業要件に算入できる選択科目の単位となります。

1. 諸願届及び手続きについて

必要な手続きをとらなかったため、学生自身にとって不利となったり、学修上に支障をきたしたりすることもあるので、十分注意すること。

種 別	所 要 事 項
休 学 願 保証人の連署を要する。 休学期間は、引き続き2年、通算3年を超えることはできない。	疾病その他やむを得ない事由により2月以上就学を休止しようとする場合には、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて願い出て、許可を受けなければならない。 (様式1)
復 学 願 保証人の連署を要する。	休学期間が満了になったとき、又は休学期間中において事由が消滅したときは、復学を願い出て、許可を受けなければならない。 疾病の回復により復学する者は、医師の診断書を添付すること。 (様式2)
退 学 願 保証人の連署を要する。	事由を詳記して(病気の場合は、医師の診断書添付)願い出て、許可を受けなければならない。 (様式3)
死 亡 届	死亡の事実が分かるものを添付して10日以内に届け出なければならない。 (様式適宜)
改 姓 名 届	10日以内に届け出なければならない。 (様式4)
保 証 人 変 更 届	保証人を変更した場合には届け出なければならない。(新保証人による保証書を添付すること。) (様式5)
欠 席 届	疾病その他やむを得ない事由により欠席(2月以内)する場合は、届け出ること。 なお、疾病の場合には、医師の診断書を添付すること。 (様式6)
他 大 学 受 験 許 可 願	学部長に願い出て、許可を受けなければならない。 (様式7)
住 所 変 更 届	転居したときは、3日以内に届け出ること。 (様式8)

種 別	所 要 事 項
学 生 証	紛失した場合には、直ちに届け出て再交付を受けること。 なお、卒業・退学等により学籍を離れるときは、直ちに返納しなければならない。
学 業 成 績 証 明 書 単 位 修 得 証 明 書 そ の 他 諸 証 明 書	証明書発行願に必要事項を記入して申し込むこと。 なお、証明書の交付については、日数を要するので、余裕をもつて申し込むこと。
通 学 証 明 書	学生証を呈示し、所定の手続きをとって交付を受けること。 通学定期券購入のための通学証明書は、現住所の最寄駅から大学までの区間について交付する。
在 学 証 明 書 卒 業 見 込 証 明 書 旅 客 運 費 割 引 証 (学割)	学生証により、自動証明書発行機で交付が受けられる。

「注意」 1 様式1～8についての書式は次頁以降参照のこと。

2 旅客運賃割引証（学割証）

学生が帰省、実験実習、体育活動、文化活動、就職等のためのJR線の鉄道、航路又は自動車線で旅行しようとするときは、学生証を呈示のうえ、学割証の交付を受けることができる。

(1) 有効期間は発行日から3月間

(2) 他人名義の割引証を使用したり、又、他人に割引証を貸したり、学生証を所持しないで乗車したときなどは、普通旅客運賃の3倍の追徴金を徴収されるので、厳に戒めること。

3 諸願届及び手続きについては、下記の担当係に申し出、必要な様式を受け取ること。

工 学 部……工学部教務係

情報工学部……情報工学部教務係・学生係

様式1

休学願 Request for Leave of Absence

九州工業大学長 殿

To President, Kyushu Institute of Technology

提出日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

(Date) (Year) (Month) (Day)

所属 Department	Group: Department: Major:		類 学科 専攻	学生番号/Student No.
(ふりがな) 氏名/Name	印[Seal]			学年/Grade
生年月日 Date of Birth	年 (Year)	月 (Month)	日 (Day)	年
住所 Address 電話番号 Phone	〒 (Postal code) — — — TEL (PhoneNumber) — — —			
保証人欄 Not required for international students	氏名	印		
	住所 電話番号	(〒 — — —) TEL — — —		

下記の理由により、_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

休学したいので、許可願います。I request approval for a leave of absence from _____

(Year / Month / Day) to _____ (Year / Month / Day) for the reason circled below.

主要な理由を 1 つ選択してください (1 の病気, けがの場合は、医師の診断書を添付すること。)

Please circle one main reason from the following options. (In the case of 1. Illness or injury, it is necessary to attach a medical certificate from a physician.)

1 . 病気, けがのため Illness or injury	2 . 修学意欲減退 Loss of motivation to study	3 . 履修科目なし Lack of courses to take	4 . 学業不振 Poor academic performance
5 . 進路再考 Reconsideration of career path	6 . 家庭の事情 Family circumstances	7 . 経済的理由 Economic reason	8 . 就職 (勤務の都合) Employment (work-related reasons)
9 . 他大学受験 Examination at other university	10 . 留学等のため To study abroad, etc. 留学先国・地域名 Country/region of study : _____ 留学等予定期間 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 Duration. : _____ (Year / Month / Day) to _____ (Year / Month / Day)		
11 . その他 Other			

※ 上記に記した項目の詳細を記入して下さい。*Please provide details for the item selected above.

[]

様式2

復学願 Request for Resumption of Studies

九州工業大学長 殿

To President, Kyushu Institute of Technology

提出日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

(Date) (Year) (Month) (Day)

所属 Department	Group: Department: Major:	類 学科 専攻	学生番号/Student No. _____	

(ふりがな) 氏名/Name	印[Seal]		学年/Grade	
生年月日 Date of Birth	年 (Year)	月 (Month)	日 (Day)	年
住所 Address 電話番号 Phone	〒 (Postal code)	—	—	—
保証人欄 Not required for international students	氏名	印		
	住所 電話番号	(〒 — —) TEL	—	—

かねてから休学中のところ、このたび _____ 年 _____ 月 _____ 日から
復学したいので、許可願います。

I request approval to return from a leave of absence and resume my studies from _____
(Year / Month / Day).

※ 病気休学中者は、医師の診断書を添付すること。

*Students on an illness/injury-related leave of absence are required to attach a medical certificate from a physician.

様式3

退学願 Request for Withdrawal

九州工業大学長 殿

To President, Kyushu Institute of Technology

提出日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

(Date) (Year) (Month) (Day)

所属 Department	Group: Department: Major:	類 学科 専攻	学生番号/Student No.	
(ふりがな) 氏名/Name	印[Seal]		学年/Grade	
生年月日 Date of Birth	年 (Year)	月 (Month)	日 (Day)	年
住所 Address 電話番号 Phone	〒 (Postal code)	—	—	—
保証人欄 Not required for international students	氏名	印		
	住所 電話番号	(〒 — —) TEL	—	—

下記の理由により、_____ 年 _____ 月 _____ 日付で、退学したいので、

許可願います。I request approval for withdrawal as of _____ (Year / Month / Day)
for the reason circled below.

主要な理由を1つ選択してください (1の病気、けがの場合は、医師の診断書を添付すること。)

Please circle one main reason from the following options. (In the case of 1. Illness or injury, it is necessary to attach a medical certificate from a physician.)

1. 病気、けがのため Illness or injury	2. 修学意欲減退 Loss of motivation to study	3. 学業不振 Poor academic performance	4. 進路再考 Reconsideration of career path
5. 家庭の事情 Family circumstances	6. 経済的理由 Economic reason	7. 就職(勤務の都合) Employment (work-related reasons)	8. 他大学受験 Examination at other university
9. 単位取得退学・飛び 級退学 accompanying course completion/level advancement	10. 留学等のため To study abroad, etc. 留学先国・地域名 Country/region of study : _____ 留学等予定期間 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 Duration : _____ (Year / Month / Day) to _____ (Year / Month / Day)		
11. その他 Other			

* 上記に記した項目の詳細を記入して下さい。*Please provide details for the item selected above.

[]

改 姓 名 届

年 月 日

殿

(学生番号)

)

類・学科第

年次

(ふりがな)
氏 名

下記のとおり改姓（改名）しましたので、お届けします。

記

(ふりがな) 改 姓 名	
英 字 改 姓 名	
旧 姓 名	
事 由	
改 姓 名 年 月 日	年 月 日
九 工 大 メール アドレス変更希望	有 · 無
上記有りの場合 変更希望年月日	[第一希望] 年 月 日 午前・午後 [第二希望] 年 月 日 午前・午後 [第三希望] 年 月 日 午前・午後

※英字改姓名は、新メールアドレスに使用します。

保 証 人 変 更 届

年 月 日

殿

(学生番号)

類・学科第

年次

(ふりがな)
氏 名

このたび、下記のとおり変更しましたのでお届けいたします。

記

(〒

-

) (T E L

)

住 所

新保証人

氏 名

(〒

-

) (T E L

)

住 所

旧保証人

氏 名

事 由

※保証書を添付すること。

欠席届

年 月 日

殿

(学生番号)

)

類・学科第

年次

本人氏名

保証人住所

氏名

このたび、下記により欠席しますので、お届けします。

記

1. 欠席日

年 月 日から

年 月 日まで

(日間)

2. 欠席理由

(注) 病気で一週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添付すること。

他 大 学 受 験 許 可 願

年 月 日

殿

(学生番号)

)

類・学科第

年次

本人 氏名

印

保証人氏名

印

このたび、下記大学の
許可願います。

年度入学試験を受験したいので

記

1.

大学

学部

2.

大学

学部

3.

大学

学部

住 所 変 更 届

年 月 日

殿

(学生番号)

)

類・学科第

年次

氏名
(ふりがな)

このたび下記のとおり住所を変更しましたので、お届けいたします。

記

転居年月日	年 月 日
住居区分	0. 自宅 1. 学寮 2. 下宿 3. 間借り 4. その他 ()
新住所	(〒 - - -) TEL - - -
旧住所	(〒 - - -) TEL - - -

2. 非常変災時における授業等の取扱に関する申合せ

最終改正 令和5年1月25日

この申合せは、福岡県下に暴風警報、大雨警報、洪水警報等が発令された場合及び地震災害等が発生した場合に、学生の事故の発生を防止することを目的として、授業（試験を含む）の取扱に関し必要な事項を定める。

1. 暴風警報、大雨警報、洪水警報

- (1) 台風接近に伴い福岡県下に警報等が発令され、JR九州、西鉄バスなどの各種公共交通機関が運休した場合は、次のとおり措置する。

運休解除時刻	授業の取扱い
--------	--------

午前6時以前に解除された場合……………全日授業実施

午前9時以前に解除された場合……………午前休講・午後授業実施

午前9時を経過しても解除されない場合………全日授業休講

※交通機関等の解除に関する確認はラジオ、テレビ等の報道による。

- (2) その他台風等の災害により通学が困難と認められる場合の休講措置については、各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

2. 地震災害

地震災害時の休講措置については、地震の規模、交通機関の運休状況を基に各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

3. 降雪等災害

大雪警報が発令された場合の休講措置については、第1項(1)の取扱いを準用する。

なお、大雪警報が発令されない場合でも、降雪、道路凍結により通学が困難と認められる場合は、各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で休講措置を行う。

4. その他の災害等

その他の災害及びJR九州等の各種公共交通機関の障害等により必要と認められる場合の休講措置については、交通情報を基に各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

5. ストライキに伴う授業措置

公共交通機関におけるストライキの場合の休講措置については、第1項(1)の取扱いを準用する。

6. 遠隔授業システムを用いた授業の場合の措置

キャンパス間にて遠隔授業システムを用いた授業については、上記第1項から第5項の非常変災に該当し、いずれかのキャンパスが休講措置となった場合、他方のキャンパスも該当科目の授業は休講とする。

7. 学生への措置

上記第1項から5項の非常変災に該当せず休講措置されない場合でも、通学が困難なため学生が授業に欠席した場合、学生の届出により授業担当教員はその学生が通学不能であったと判断した場合には、本人の不利益にならないよう配慮する。

8. その他の措置

上記以外に学長が指名する副学長から別途指示があった場合は、その指示に従う。

9. 休講措置の周知方法等

- (1) 担当課は、学生に対して掲示等により速やかに周知させるとともに、電話等による問い合わせに速やかに応じる。
- (2) 九州工業大学のホームページに掲載する。
非常勤講師に対する連絡体制を確立させておく。

10. 休講措置の補講

休講措置をした場合は、当該学期の授業調整期間に補講を行う。

附 則（最終改正分）

この申合せは、令和5年1月25日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

3. 感染症罹患及び感染拡大防止による出席停止等における授業等の取扱に関する申合せ

令和2年3月30日

学長裁定

最終改正 令和5年2月20日

この申合せは、九州工業大学（以下「本学」という。）の学生が感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために自宅療養等する場合における授業（（試験を含む）。以下同じ。）及び課外活動（以下「授業等」という。）の取扱に関し必要な事項を定める。

1. 定義

この取扱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 出席停止 学校保健安全法第19条に規定する出席停止をいう。
- (2) 自宅療養等 感染症に罹患したか確定診断がつかないものの、罹患の疑いがあり、感染症の拡大防止のため、一定期間登校を停止し、経過観察することをいう。自宅待機を含む。
- (3) 公欠 一定の条件を満たすことにより授業に出席したものとみなす取扱とする授業の欠席をいう。

2. 学生が感染症に罹患した場合

学生が、次表（表1）の感染症に罹患した場合は、医師の診断に基づき、出席停止とする（学校保健安全法施行規則第18条による）。

3. 出席停止の期間

出席停止の期間は、次表（表2）の期間を基準（学校保健安全法施行規則第19条による）に、医師に治癒したと診断されるまでとし、医師の発行する次の項目が記載された診断書（治癒証明書）に基づき措置する。

- (1) 病名
- (2) 罹患期間

ただし、第1種感染症については医師が治癒したと診断した場合においても、他者への感染のおそれがあると学校医が判断した場合は、他者への感染のおそれがなくなるまで出席停止とすることがある。

4. 感染症拡大防止のための自宅療養等

大規模な流行の兆しがある感染症については、大学から罹患の疑いのある学生に対し、一定期間登校を停止し、自宅療養等を促すことがある。自宅療養等する学生は、学校医の指示に従い、別に定める「自己健康管理表」等の記入と学校医への提出により、経過観察することとする。

5. 出席停止あるいは自宅療養等中の授業の取扱い

学生が、出席停止あるいは自宅療養等中に出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。

6. 公欠の届出

公欠の届出は、「授業公欠届（感染症）」により、学生が所属する学部等の教務担当係へ、医師が発行する罹患期間の記載された診断書（「治癒証明書」）（コピー可）とともに提出するものとする。ただし、感染症に罹患したと

認められたものの、治癒証明書の発行を受けることが困難な場合並びに自宅療養等の場合は、「自己健康管理表」等の提出と学校医の判断をもって、治癒証明書に代えることができる。

学部等の教務担当係は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

7. 公欠の授業の取扱

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

8. 一授業科目当たりの公欠の上限

一授業科目について、公欠扱いとすることができる回数は、原則、当該授業科目の授業回数の2分の1を超えることができないものとする。但し、前条の取扱により、授業科目担当教員が、当該科目の授業計画を代替できることと判断した場合は、この限りではない。

9. 公欠の試験の取扱

試験を公欠とする場合の取扱については、学生が所属する学部等の学修細則に則して対応する。

10. 公欠の取り消し

公欠の届出にあたり、必要書類の提出を怠った場合や虚偽の申請をした場合は、授業及び試験の公欠の取扱いを全て取り消す。

11. 感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合

- (1) 感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については、本学の危機管理対策に基づくものとする。
- (2) 休業となった期間の授業の取扱は、その都度、学長、教育担当理事及び関係者で協議の上、学長が決定するものとする。
- (3) 休業の周知は、九工大メール、学内掲示、本学のホームページ等を通じて行うものとする。

表1：学校保健安全法施行規則第18条による感染症の種類と病名

種類	病名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（※）

※「その他の感染症」とは、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症及び本学において大規模な流行の兆しがあると判断した感染症とする。本学において大規模な流行の兆しがある感染症については、学校医やキャンパスライフ支援本部長の意見に基づき、教育高度化本部長が決定し、公示する。

表2：学校保健安全法施行規則第19条による出席停止の期間

感染症の種類	出席停止の期間
第1種	第1種の感染症に罹患した者については、治癒するまで。
第2種	<p>第2種の感染症に罹患した者については、次の期間。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1））及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあっては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。</p> <p>ロ 百日咳にあっては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性生物質製剤による治療が終了するまで。</p> <p>ハ 麻疹にあっては、解熱した後3日を経過するまで。</p> <p>ニ 流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。</p> <p>ホ 風疹にあっては、発疹が消失するまで。</p> <p>ヘ 水痘にあっては、すべての発疹が痂皮化するまで。</p> <p>ト 咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。</p> <p>チ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎にあっては、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。</p>
第3種	第3種の感染症に罹患した者については、病状により医師において感染のおそれないと認めるまで。

治 癒 証 明 書

氏 名 _____

上記の者は、下記疾患が治癒したため、登校しても支障がないことを認めます。

病 名 _____ 初診日 年 月 日

出席停止期間 年 月 日 ~ 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

医療機関名

医師名

印

自己健康管理表（学生版）

氏名：	所属：	居住地(市町村まで)：	
学生番号：	年齢：歳	連絡先：	
新型コロナPCR検査受検：□未□済➡結果：□陽性□陰性(受検日：月 日) 病院検査(病院名：)			
新型コロナ抗原検査受検：□未□済➡結果：□陽性□陰性(受検日：月 日) □自己検査□病院検査(病院名：)			
インフルエンザ抗原検査：□未□済➡結果：□陽性□陰性(受検日：月 日) □自己検査□病院検査(病院名：)			

日付		月 日()						
体温	朝	()°C						
	夜	()°C						
症状	咳	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	喉の痛み	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	強いたるさ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	息苦しさ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	薬の内服	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	その他の症状	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	※ありの場合は症状を記載							
	日付	月 日()						
体温	朝	()°C						
	夜	()°C						
症状	咳	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	喉の痛み	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	強いたるさ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	息苦しさ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	薬の内服	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	その他の症状	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	※ありの場合は症状を記載							
	日付	月 日()						
体温	朝	()°C						
	夜	()°C						
症状	咳	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	喉の痛み	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	強いたるさ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	息苦しさ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	薬の内服	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	その他の症状	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	※ありの場合は症状を記載							

*健康観察期間中に①～⑤いずれかの症状が出現した場合は、下記いずれかの相談先に電話で相談の上で受診すること

- ① 発熱（37.5°C以上か平熱より1.0°C以上高い場合）
- ② 風邪症状（咳、喉の痛み、鼻水、鼻づまり、全身倦怠感、全身の筋肉痛・関節痛、頭痛等）
- ③ 消化器症状（持続する下痢、恶心・嘔吐、腹痛、食欲不振）④ 味覚障害・嗅覚障害 ⑤ 息苦しさ

1. かかりつけ医がいる場合はかかりつけ医に相談
2. 診療可能と公表されている福岡県内医療機関 <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jushin.html#>
3. 新型コロナウイルス関連受診相談先

■北九州市在住の方:0570-093-567(24時間受付)

■飯塚市在住の方 :0948-21-4972(平日 8:30-17:00) 092-643-3288 (夜間休日)

■その他福岡県内在住の方:【福岡県庁 HP】<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html#a1-5>

«提出先»(戸畠地区保健センター・工学部 学生係) E-mail:t.COVID-19.stu@jimu.kyutech.ac.jp
 (飯塚地区保健センター・情報工学部 学生係) E-mail:i.COVID-19.stu@jimu.kyutech.ac.jp
 (若松地区保健センター・生命体 学生・留学生係) E-mail:w.COVID-19.stu@jimu.kyutech.ac.jp



4. 国立大学法人九州工業大学プライバシーポリシー

最終改正 令和4年4月1日

1. 基本方針について

国立大学法人九州工業大学（以下「本学」という。）は、個人情報の保護・管理の重要性を深く認識し、次の方針に基づき、個人情報を取り扱います。

(1) 法令遵守

本学は、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめとする関係法令を遵守し、個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を適切に取り扱います。

※個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいいます。
※特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

(2) 個人情報等の収集・保管・廃棄

本学は、適法かつ公正な手段により、個人情報等を収集及び保管するとともに、不要になった個人情報等は速やかに廃棄します。

(3) 個人情報等の管理

本学は、個人情報等の漏えい、紛失、改ざんの防止その他の保有個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

(4) 個人情報等の開示等請求

本学は、本人から個人情報等の開示、訂正、利用停止の請求があった場合は、適切に対応します。

2. 収集する個人情報等の利用目的について

本学は、必要に応じて個人情報を収集する際には、その利用目的を明らかにし、収集した個人情報の使用範囲を目的達成のために必要な範囲に限定し、適切に取り扱います。

特定個人情報は、利用目的を特定し、本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用はしません。

3. 第三者への提供について

個人情報は次に掲げるもののほか、本人の同意を得ないで第三者に提供することはありません。

また、法令等で限定的に明記された場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

(1) 法令に基づいて個人情報を取り扱う場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のため必要であり、本人の同意を得ることが困難な場合

(3) 国・地方公共団体等に協力する必要がある場合

(4) 学術研究目的で取り扱う必要がある場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

(5) 在学生及び卒業生の個人情報について、大学が特に必要と認め、あらかじめ印刷物、掲示等により本人に周知した場合

なお、本人から第三者への提供を停止するよう申し出があった場合は、速やかに対処する。

4. 同窓会への個人情報の提供について

在学生及び卒業生の個人情報を、学生支援活動円滑化等の目的で同窓会（明専会）へ提供します。ただし、特定個人情報は提供しません。

5. 九州工業大学の学生等個人情報の取扱い

個人情報の適正な取扱いのルール

九州工業大学（以下「本学」という。）では、大学が保有する受験生、在学生、卒業生・修了生・保証人などの個人情報を保護することが、個人のプライバシーの保護のみならず、大学の社会的責務であると考えます。

本学は、「個人情報の保護に関する法律」、その他関係法令、並びに本学が定める諸規定に基づき、個人情報を適正に取り扱います。

また、本学が保有する個人情報については、漏洩、滅失及び改ざんを防止するために、安全保護に必要な措置を講じます。

利用目的の明確化

本学では、大学管理運営、入学試験、教育研究、学生支援（福利厚生・生活指導・キャリア指導）、同窓会活動等、大学の運営に必要と認められる個人情報を、以下の利用目的のために収集します。

なお、本来の利用目的の範囲を超えて使用する場合には、本人からの同意を得るものとします。

【利用目的】

◎学内で利用するもの

- ・入学試験の実施、入学者選抜方法等を検討するため
- ・学生の学籍を管理するため
- ・学生証、各種証明書の発行のため
- ・授業料の納付、督促のため
- ・図書等の貸し出し・返却等のため
- ・学内施設管理のため
- ・大学行事等案内のため
- ・卒業後の各種案内・照会のため
- ・授業関連事項の実施のため
- ・学術交流協定などによる交流目的のため
- ・学生の健康管理のため
- ・授業料免除・奨学金貸与等の目的のため
- ・学生生活相談等のため
- ・卒業後の進路に関する情報の管理のため
- ・学修状況の分析や教育改善のため
- ・学内での任用される際の情報確認のため
- ・その他教育・研究・学生支援業務等、本学の運営の目的のため

◎学外に提供されるもの

- 学生に関する情報で、当該保証人等に提供されるもの
 - ・保証人へ学費未納者の督促のため
 - ・保証人へ成績に関する情報提供のため
 - ・保証人との成績、履修等相談のため
 - ・その他保証人への督促で、教育・研究・学生支援業務等、本学の運営の目的のため

○同窓会（明専会）との協力協定に基づき、同窓会に提供されるもの

- ・同窓会名簿作成・同窓会からの各種案内等のため

○法令等の規定に基づき、国その他公的機関に提供されるもの

個人情報の取得及び保有

個人情報の取得は、下記の方法で行います。

【取得方法】

- (1) 入学試験時に取得するもの
- (2) 入学手続時及び入学後に提出する書類により取得するもの
- (3) 教育指導により取得するもの
- (4) 授業の履修及び成績評価に伴い取得するもの
- (5) 情報システムセキュリティ管理上取得するもの
- (6) 学生健康診断及び問診等により取得するもの
- (7) その他届出により取得するもの

大学が付与する個人情報

本学では、学籍番号、コンピュータを使用する際のID及び仮パスワード、学生電子メールアドレスを、本学から自動的に付与しますので、これら個人情報の自己管理の重要性も充分ご認識ください。

利用方法

収集した個人情報は、利用目的に沿って適正に利用します。なお、学内において学生へ連絡のため、学内掲示板に学生番号・氏名を掲示することがあります。

第三者への個人情報の提供について

本学は、法律の定める例外（「個人情報の保護に関する法律」第27条第1項第2号から第7号）の規定による時、及び本学が認める同窓会（明専会）、日本学生支援機構等、特定の第三者には、本人の同意なしに個人情報を提供することがあります。

○学生に関する情報で、必要な範囲で特定第三者に提供されるもの

- ・奨学金返還免除申請時に、医師・市区町村長等に提供することがあります。
- ・私費外国人留学生学習奨励費支給に関し、日本学生支援機構に提供することがあります。
- ・学生教育研究災害傷害保険・学研災付帶賠償責任保険申請、インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険、外国人留学生向け学研災付帶学生生活総合保険及び学研災付帶海外留学保険申請に関し、日本国際教育支援協会に提供します。
- ・奨学金貸与申請及び返還に関し、日本学生支援機構に提供します。
- ・同窓会（明専会）
- ・保証人

業務委託について、個人情報の処理又は管理を外部に委託する場合には、個人情報を適切に取り扱っていると認められる者に限定し、かつ契約に際して法令及び本学の規程等の遵守を求めます。

また、法令に基づき、保有個人情報を個人が特定できないように加工したもの（独立行政法人等匿名加工情報）を第三者へ提供することができます。

個人情報の開示・訂正等

○保有個人データの開示

本人から自己に関する保有個人データの開示の請求があった場合は、下記の各号に掲げるものを除き、速やかに開示します。

- 1) 開示することが他の法令に違反することとなる場合
- 2) 開示をすることにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合
- 3) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する保有個人データであって、開示をすることにより、当該指導、評価、診断、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある場合
- 4) 開示をすることにより、大学の運営の適正な執行に支障が生じ、又は請求自体が大学の業務に著しい支障を生ずる場合

○個人情報の訂正及び利用停止

学生、保証人の皆様は、個人情報の開示、訂正、追加、削除又は利用の停止を請求することができます。

また、本人から自己に関する個人データの訂正、追加、削除又は利用の停止（以下「訂正等」という。）の申し出があったときは、調査を行い、訂正等を必要とする場合は、遅滞なく訂正等を行います。

6. 九州工業大学情報システム利用規程

平成 20 年 7 月 2 日
九工大規程第 22 号
最終改正 令和 4 年 4 月 18 日九工大規程第 10 号

(目的)

第 1 条 この規程は、九州工業大学（以下「本学」という。）における情報システムの利用に関する事項を定め、情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ポリシー 本学が定める九州工業大学情報セキュリティポリシーに関する基本規程をいう。
- (2) その他の用語の定義は、ポリシーで定めるところによる。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は本学構成員及び許可を受けて本学情報システムを利用する者に適用する。

(遵守事項)

第 4 条 本学情報システムの利用者は、この規程及び本学情報システムの利用に関する手順、九州工業大学個人情報の保護に関する規則（令和 4 年九工大規則第 6 号）及び九州工業大学個人情報の管理に関する規程（令和 4 年九工大規程第 10 号）を遵守しなければならない。

(アカウントの申請)

第 5 条 本学情報システムを利用する者は、本学情報システム利用申請書を各情報システムにおける情報セキュリティ責任者に提出し、情報セキュリティ責任者からアカウントの交付を得なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報セキュリティ責任者が定めている場合は、この限りではない。

2 学外者に本学情報システムを臨時の利用させることを目的としてアカウントの交付を受ける場合、申請者は学外者に本規程を遵守させなければならない。

3 前項の目的によるアカウントの利用が不要になった場合、申請者は速やかに情報セキュリティ責任者に届け出なければならない。

(ID とパスワードによる認証の場合)

第 6 条 利用者は、アカウントの管理に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、アカウントを利用して、学外から本学情報システムにアクセスする場合には、定められた手順に従ってアクセスしなければならない。
- (2) 利用者は、自分のアカウントを他者に使用させ、または認証情報を他者に開示してはならない。
- (3) 利用者は、他者の認証情報を聞き出し、又は使用してはならない。
- (4) 利用者は、パスワードを利用者パスワードガイドラインに従って適切に管理しなければならない。
- (5) 利用者は、アカウントによる認証接続中の利用者端末において、他の者が無断で画面を閲覧・操作することができないように配慮しなければならない。
- (6) 学外の不特定多数の人が操作（利用）可能な端末を用いてアカウントによる認証接続を行ってはならない。
- (7) 利用者は、アカウントを他者に使用され、又はその危険が発生した場合には、直ちに情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- (8) 利用者は、システムを利用する必要がなくなった場合は、遅滞なく情報セキュリティ責任者に届け出なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報セキュリティ責任者が定めている場合は、この限りでない。

(IC カードを用いた認証の場合)

第6条の2 IC カードの交付を受けた利用者は、IC カードの管理について次の各号を遵守しなければならない。

- (1) IC カードを本人が意図せずに使われることのないように安全措置を講じて管理しなければならない。
- (2) IC カードを他の者に付与若しくは貸与、又は他の者の IC カードを使用したりしてはならない。
- (3) IC カードを紛失しないように管理しなければならない。紛失した場合には、直ちに情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- (4) IC カードを利用する必要がなくなった場合、又は利用資格がなくなった場合は、これを情報セキュリティ責任者が定める手続きにより返納しなければならない。
- (5) IC カードに記載された券面及び格納された電子証明書の内容が変更される場合には、遅滞なく情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- (6) 情報セキュリティ責任者が IC カードに格納した電子証明書を、情報セキュリティ責任者の許可なく削除してはならない。
- (7) IC カード使用時に利用する PIN は、利用者パスワードガイドラインに準じて適切に管理しなければならない。

(情報機器の利用)

第7条 利用者は、様々な情報の作成、利用及び保存等のための情報機器の利用にあたって、次の各号に従わなければならない。

- (1) 利用者は、本学情報ネットワークに新規かつ固定的に情報機器を接続しようとする場合は、事前に接続を行うとする部局の情報セキュリティ責任者に接続の許可を得なければならない。ただし、情報コンセントや無線 LAN からあらかじめ指定された方法により本学情報システムに接続する場合はこの限りではない。
- (2) 利用者は、前号により許可を受けた情報機器の利用を取りやめる場合には、情報セキュリティ責任者に届け出なければならない。
- (3) 情報機器において、認証システム及びログ機能を動作させることが定められている場合には、それらの機能を設定し、動作させなければならない。なお、不正ソフトウェア対策機能が導入されている機器にあっては、その機能が最新の状態でシステムを保護するように努めなければならない。
- (4) 情報機器は既知の脆弱性の影響を被ることのないよう可能な限り最新の状態を保たなければならない。
- (5) 利用者は、情報漏えいを発生させないように対策し、情報漏えいの防止に努めなければならない。
- (6) 利用者は、情報機器の紛失及び盗難を発生させないように注意しなければならない。
- (7) 情報機器の紛失及び盗難が発生した場合は、速やかに情報システムセキュリティ管理者に届け出なければならない。
- (8) 別途定める情報機器取扱ガイドラインに従い、これらの情報機器の適切な保護に注意しなければならない。

(利用者による情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第8条 利用者は、毎年度1回は、年度講習計画に従って、本学情報システムの利用に関する教育を受講しなければならない。

2 教職員等（利用者）は、着任時、異動時に新しい職場等で、本学情報システムの利用に関する教育を原則として受講しなければならない。

3 利用者は、情報セキュリティ対策の訓練に参加しなければならない。

(情報の取り扱い)

第9条 利用者は、格付けされた情報を情報格付け取扱手順に従って取り扱わなければならない。

(制限事項)

第10条 本学情報システムについて次の各号に定める行為を行う場合には、統括情報セキュリティ責任者の許可を受けなければならない。

- (1) ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2Pソフトウェアを教育・研究目的で利用する行為
- (2) 教育・研究目的で不正ソフトウェア類似のコード並びにセキュリティホール実証コードを作成、所持、使用及び配布する行為
- (3) ネットワーク上の通信を監視する行為
- (4) 本学情報機器の利用情報を取得する行為及び本学情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知する行為
- (5) 本学情報システムの機能を著しく変える可能性のあるシステムの変更

(禁止事項)

第11条 利用者は、本学情報システムについて、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 当該情報システム及び情報について定められた目的以外の利用
- (2) 指定以外の方法による本学情報システムへのアクセス行為
- (3) あらかじめ指定されたシステム以外の本学情報システムを本学外の者に利用させる行為
- (4) 守秘義務に違反する行為
- (5) 差別、名誉毀損、信用毀損、侮辱、ハラスメントにあたる行為
- (6) 個人情報やプライバシーを侵害する行為
- (7) 前条第2号に該当しない不正ソフトウェアの作成、所持及び配布行為
- (8) 著作権等の財産権を侵害する行為
- (9) 通信の秘密を侵害する行為
- (10) 営業ないし商業を目的とした本学情報システムの利用。ただし、最高情報セキュリティ責任者が認めた場合はこの限りではない。
- (11) 過度な負荷等により本学の円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- (12) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)に定められたアクセス制御を免れる行為、またはこれに類する行為
- (13) その他法令に基づく処罰の対象となる行為
- (14) 上記の行為を助長する行為

(違反行為への対処)

第12条 利用者の行為が前条に掲げる事項に違反すると被疑される行為と認められたときは、情報セキュリティ責任者は速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。事実の確認にあたっては、可能な限り当該行為を行った者の意見を聴取しなければならない。

- 2 情報セキュリティ責任者は、上記の措置を講じたときは、遅滞無く統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- 3 調査によって違反行為が判明したときは、情報セキュリティ責任者は統括情報セキュリティ責任者を通じて次の各号に掲げる措置を講ずるよう依頼することができる。
 - (1) 当該行為者に対する当該行為の中止命令
 - (2) 管理運営部局に対する当該行為に係る情報発信の遮断命令
 - (3) 管理運営部局に対する当該行為者のアカウント停止、または削除命令
 - (4) ネットワークセキュリティ基盤運用室への報告
 - (5) 本学学則及び就業規則に定める処罰
 - (6) その他法令に基づく措置

(電子メールの利用)

第13条 利用者は、電子メールの利用にあたっては、別途定める電子メール利用ガイドライン及び学外情報セキュリティ水準低下防止手順に従い、規則の遵守のみならずマナーにも配慮しなければならない。

(ウェブの利用及び公開)

第14条 利用者は、ウェブの利用及びウェブによる情報公開に際し、次の各号に従わなければならない。

- (1) 利用者は、ウェブブラウザを利用したウェブサイトの閲覧、情報の送信又はファイルのダウンロード等を行う際には、ウェブブラウザ利用ガイドラインに従わなければならない。
- (2) 利用者は、部局学術情報委員会に許可を得て、情報発信ガイドラインに従いウェブページを作成し、公開することができる。
- (3) 利用者は、ウェブサーバを運用し情報を学外へ公開する場合は、事前に各部局の学術情報委員会に申請し、許可を得なければならない。また、ウェブサーバを公開する利用者は、運用期間中、ウェブサーバの脆弱性対策や情報の改ざんに関する点検を定期的に行わなければならない。
- (4) ウェブページやウェブサーバ運用に関して、本規程及びガイドラインに違反する行為が認められた場合には、ネットワークセキュリティ基盤運用室又は各部局の学術情報委員会は公開の許可の取り消しやウェブコンテンツの削除を行うことができる。

(学外からの本学情報システムの利用)

第15条 利用者は、学外からの本学情報システムへのアクセスにおいて、次の各号に従わなければならない。

- (1) 利用者は、学外から本学情報システムへアクセスする場合には、事前に統括情報セキュリティ責任者の許可を得たうえで、指定された方法で利用しなければならない。
- (2) 利用者は、アクセスに用いる情報システムを許可された者以外に利用させてはならない。
- (3) 利用者は、統括情報セキュリティ責任者の許可なく、これらの情報システムに要保護情報を複製保存してはならない。

(安全管理義務)

第16条 利用者は、自己の管理する情報機器について、本学資産であるか否か、及び本学情報ネットワークとの接続の状況に関わらず、安全性を維持する一次的な担当者となることに留意し、次の各号に従って利用しなければならない。

- (1) ソフトウェアの状態及び不正ソフトウェア対策機能を最新に保つこと。
- (2) 不正ソフトウェア対策機能により不正プログラムとして検知されるファイル等を開かないこと。
- (3) 不正ソフトウェア対策機能の自動検査機能を有効にしなければならない。
- (4) 不正ソフトウェア対策機能により定期的にすべての電子ファイルに対して、不正プログラムが存在しないことを確認すること。
- (5) 外部からデータやソフトウェアを情報機器に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正ソフトウェアが存在しないことを確認すること。
- (6) 常に最新のセキュリティ情報に注意し、不正ソフトウェア感染の予防に努めること。

(インシデント対応)

第17条 利用者は、本学情報システムの利用に際して、インシデントを発見したときは、インシデント対応手順に従って行動しなければならない。

(学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第18条 利用者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を行ってはならない。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (最終改正分)

この規程は、令和4年4月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

7. 九州工業大学グローバルエンジニア養成コース実施要項

平成28年3月24日
教育高度化本部長裁定
最終改正 令和5年2月17日

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学が実施するグローバルエンジニア養成コース（以下「GEコース」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 GEコースの授業科目は、別表1に定める履修課程表のとおりとする。

2 前項で定める授業科目の単位数、成績の評価及び単位の授与は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号）及び各学部、各学府又は研究科（以下「各学府等」という。）が定める学修細則によるものとする。

3 GEコースの履修期間は、学部1年次から大学院博士前期課程2年次までの6年間とする。

4 別表1履修課程表の適用年度について、学部生は学部入学年度、大学院生は大学院入学年度とする。

(修了要件)

第3条 GEコースを修了するためには、次の各号に定める修了要件を満たさなければならない。

- (1) 各学部、学府等の修了査定に合格していること。
- (2) 別表2に定める修了要件単位数を修得していること。
- (3) 英語能力試験のスコアについて、TOEICテスト600点相当以上を、本学在学中に取得していること。
- (4) プロジェクト研究を修了していること。

2 前項第4号のプロジェクト研究は、学科又はコース毎に決めて実施する。

(修了者の決定)

第4条 GEコースの修了者は、前条に掲げる修了要件を満たすとともに、各学部、学府等による審査を経て、GCE教育推進室において決定する。

2 学長は、前項においてGEコースを修了認定された者に対し、別紙様式に定める修了証書を授与する。

(各学部及び各学府等の学修との関係)

第5条 GEコースの履修及び修了の認定は、各学部の課程卒業及び各学府等の課程修了並びにそれぞれの学位の授与に影響を与えない。

(授業科目の追加)

第6条 別表1に定める履修課程表に新たに授業科目が追加されたとき、GEコースを履修中の学生が当該授業科目を修得した場合、それを修了要件の一部として認めることができる。

2 授業科目が新たに追加される場合、速やかにそれを周知する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則（最終改正分）

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

グローバルエンジニア養成コース履修課程表（工学部）

科目区分	学科（コース）	授業科目	単位数	
グローバル教養科目	全学科	異文化間コミュニケーション論	1	
		言語類型論	1	
		西洋近現代史	1	
		東南アジア文化論	1	
		心理適応論	1	
		東アジア論	1	
		国際関係論	1	
		国際経済論	1	
		国際経営論	1	
		サスティナビリティ論	1	
		日本近現代史	1	
		I C T と现代社会論	1	
		日本社会論	1	
		科学コミュニケーション論	1	
		市民社会論	1	
		現代健康論	1	
		ジェンダー論	1	
語学科目	建設社会工学科	技術英語	1	
	機械知能工学科 (知能制御工学コース)	科学技術英語 I	1	
		科学技術英語 II	1	
	機械知能工学科 (機械工学コース)	機械系学生のための英文理解と表現	1	
	宇宙システム工学科	専門英語 I	1	
		専門英語 II	1	
	電気電子工学科	専門英語	1	
	応用化学科	科学英語 I	1	
		科学英語 II	1	
	マテリアル工学科	専門英語	1	
GCE 専門科目	建設社会工学科	総合ランドスケープ演習	1	
		測量学実習	1	
		建設工学実験 I	1	
		建設工学実験 II	1	
		建築設計製図基礎	2	
		建築設計製図 I	2	
		建築設計製図 II	2	
		建築設計製図 III	2	
		学外見学実習	1	
	機械知能工学科 (知能制御工学コース)	制御工学 P B L I	1	
		制御工学 P B L II	1	
		制御工学 P B L III	1	
		制御数学演習	1	
		制御系解析演習	1	
		制御系構成論 I 演習	1	
		機械工学 P B L	1	
		学外工場実習	1	
機械知能工学科 (機械工学コース)		学外見学実習	1	
		機械工学実験 I	1	
		機械工学実験 II	1	
		設計製図 I	1	
		設計製図 II	1	
		機械工作法実習	1	

科目区分	学科（コース）	授業科目	単位数
GCE 専門科目	宇宙システム工学科	宇宙システム工学入門	1
		宇宙システム利用	2
		宇宙システム環境	2
		システム工学	2
		システム工学演習	2
		宇宙工学実験	1
		宇宙工学 PBL	1
		学外工場実習	1
		学外見学実習	1
	電気電子工学科	電気電子工学 PBL 実験	2
		電気電子工学実験Ⅲ A	1
		電気電子工学実験Ⅲ B	1
		学外工場実習見学	1
		電子回路応用演習	1
		プログラミング I	1
GCE 実践科目	応用化学科	電磁気学演習	1
		電気回路演習	1
		応用化学自由研究	1
		応用化学実験 B・PBL	2
	マテリアル工学科	応用化学実験 C	2
		見学実習	1
		マテリアル工学入門	2
		フロンティア工学実習	1
		マテリアル基礎実験	1
		マテリアル工学 PBL	1
		見学実習	1
	全学科	海外研修 I	1
		海外研修 II	2
		海外インターンシップ実習 I	1
		海外インターンシップ実習 II	2
		国際協働演習	1

グローバルエンジニア養成コース履修課程表（情報工学部）

科目区分	学科（コース）	授業科目	単位数
グローバル教養科目	全学科	異文化間コミュニケーション論	1
		言語類型論	1
		西洋近現代史	1
		東南アジア文化論	1
		心理適応論	1
		東アジア論	1
		国際関係論	1
		国際経済論	1
		国際経営論	1
		サスティナビリティ論	1
		日本近現代史	1
		ICTと現代社会論	1
		日本社会論	1
		科学コミュニケーション論	1
		市民社会論	1
		現代健康論	1
		ジェンダー論	1

科目区分	学科（コース）	授業科目	単位数
語学科目	全学科	英語VII A	1
		英語VII B	1
		英語VII C	1
		英語VII D	1
		英語VIII A	1
		英語VIII B	1
		英語VIII D	1
		英語IX A	1
		英語IX B	1
		英語IX D	1
GCE 専門科目	知能情報工学科	キャリア形成概論	2
		情報技術者倫理	2
		知能情報工学実験演習Ⅰ	2
		知能情報工学実験演習Ⅱ	2
	情報・通信工学科	キャリア形成概論	2
		情報技術者倫理	2
		情報通信工学実験Ⅱ	2
		情報通信工学実験Ⅲ	2
	知的システム工学科	キャリア形成概論	2
		知的システム工学実験演習Ⅰ	1
		ロボティクス基礎	2
		システム制御基礎	2
		機械システム基礎	1
		知的システム工学実験演習Ⅱ	1
		知的システム工学実験演習Ⅲ	1
		ロボティクス応用	2
		システム制御応用	2
		デザイン基礎	1
GCE 実践科目	物理情報工学科	システムデザイン実践演習	1
		機械システム演習	1
		キャリア形成概論	2
		ネットワークプログラミングP	2
		物理情報工学実験Ⅱ	2
	生命化学情報工学科	電子物理情報実験	2
		生物物理情報実験	2
		コンピュータグラフィックスP	2
		キャリア形成概論	2
		情報技術者倫理	2
GCE 実践科目	全学科	生命化学情報工学実験Ⅱ	2
		生命化学情報工学実験Ⅲ	2
		海外研修Ⅰ	1
		海外研修Ⅱ	2
		海外インターンシップ実習Ⅰ	1
		海外インターンシップ実習Ⅱ	2
		国際協働演習	1

グローバルエンジニア養成コース履修課程表（大学院工学府）

科目区分	専攻	授業科目	単位数
上級 グローバル教養科目	工学専攻	現代哲学概論	1
		環境学特論	1
		経営学特論 A	1
		経営学特論 B	1
		歴史学特論	1
		ダイバーシティ特論	1
		教育社会学特論	1
		心理学特論	1
		SDGs 特論	1
		運動神経生理学特論	1
上級 語学科目	工学専攻	科学技術社会特論	1
		英語 VII C	1
		英語 VII D	1
		英語 VIII A	1
		英語 VIII D	1
		英語 IX A	1
		英語 IX D	1
		英語 X A	1
上級 GCE 実践科目	工学専攻	英語 X B	1
		大学院海外研修 I	1
		大学院海外研修 II	2
		大学院海外インターンシップ実習 I	1
		大学院海外インターンシップ実習 II	2
		大学院国際協働演習	1

グローバルエンジニア養成コース履修課程表（大学院情報工学府）

科目区分	専攻	授業科目	単位数
上級 グローバル教養科目	情報創成工学専攻	情報社会学	1
		ネットワーク経済学	1
		言語学特論	1
		環境学特論	1
		多文化共生特論	1
		国際関係特論	1
		スポーツ情報学特論	1
		SDGs 特論	1
		ダイバーシティ特論	1
		経営戦略特論	1
上級 語学科目	情報創成工学専攻	企業経営システム特論	1
		英語 VII A	1
		英語 VII D	1
		英語 VIII B	1
		英語 VIII D	1
		英語 IX B	1
		英語 IX D	1
		英語 X A	1
上級 GCE 実践科目	情報創成工学専攻	英語 X B	1
		英語 X D	1
		大学院海外研修 I	1
		大学院海外研修 II	2
		大学院海外インターンシップ実習 I	1
		大学院海外インターンシップ実習 II	2
		大学院国際協働演習	1

グローバルエンジニア養成コース履修課程表（大学院生命体工学研究科）

科目区分	専攻	授業科目	単位数
上級 グローバル教養科目	全専攻	現代哲学概論	1
		環境学特論	1
		国際関係特論	1
		SDGs 特論	1
上級 語学科目	全専攻	英語Ⅷ C	1
		英語Ⅷ B	1
		英語IX B	1
		英語IX D	1
		英語X A	1
上級 GCE 実践科目	全専攻	英語X D	1
		大学院海外研修 I	1
		大学院海外研修 II	2
		大学院海外インターンシップ実習 I	1
		大学院海外インターンシップ実習 II	2
		大学院国際協働演習	1

※授業科目名は、学年進行等により、変更となることがあります。

別表2（第3条関係）

グローバルエンジニア養成コース修了要件単位数

学部・大学院	科目区分	単位数	備考
学 部	グローバル教養科目	2	各学部で指定するグローバル教養科目の中から2単位以上を修得すること
	語学科目	1	各学部で指定する語学科目の中から1単位以上を修得すること
	GCE 専門科目	6	各学科で指定するGCE 専門科目の中から6単位以上を修得すること
	GCE 実践科目	1	各学部で指定するGCE 実践科目の中から1単位以上を修得すること
大学院	上級グローバル教養科目	2	各学府等で指定する上級グローバル教養科目の中から2単位以上を修得すること
	上級語学科目	1	各学府等で指定する上級語学科目の中から1単位以上を修得すること
	上級 GCE 実践科目	1	各学府等で指定する上級 GCE 実践科目の中から1単位以上を修得すること
修了要件単位数		14	

8. 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程

平成 12 年 3 月 22 日
九工大規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第13条の2に規定する大学以外の教育施設等における学修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする学修)

第2条 単位認定の対象とすることができる大学以外の教育施設等における学修は、「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件」(平成3年文部省告示第68号)に基づき、当該学部が別に定める学修とする。

(申請手続)

第3条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期の始めに、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長に申請するものとする。

(単位認定)

第4条 単位認定は、当該授業科目の担当教員（以下「担当教員」という。）の判定に基づき、教授会の審議を経て行う。

2 担当教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第5条 当該学部長は、単位認定の結果を学長に報告し、単位認定の許可を得た後、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

(雜則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、当該学部において別に定める。

附 則 (最終改正分)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1

大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書

年 月 日

学 部 長 殿

授業担当教員印

所属学部

学生番号

氏 名

九州工業大学学則第13条の2の規定により大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定を受けたいので、下記により申請します。

記

1 認定を申請する単位

2 添付書類

- ① 成績証明書
 - ② 授業科目に係る講義要目を記載した書類
 - ③ その他

別記様式第2

大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書

所属学部 _____

学生番号 _____

氏 名 _____

認 定 す る 単 位			左に対応する大学以外の教育施設等における学修				
授業科目の 区 分	授業科目名	単位	教育施設等名	学修の名称	履修期間	延時間数	備考

九州工業大学学則第13条の2の規定に基づき、上記のとおり本学における授業科目の履修とみなし
単位を認定する。

年 月 日

学 部 長

印

9. 海外派遣学生が行う学修のうち単位が付与されない場合の学修成果の取扱いについて

平成 5 年 3 月 25 日

学長裁定

最終改正 平成 27 年 3 月 4 日

(目的)

第1 この取扱いは、本学に在学する学生が、国際交流協定に基づき外国の大学又は短期大学に派遣される場合において、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項に規定する修得単位以外の学修成果を、本学において修得した単位とみなし、単位を認定する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(単位の認定)

第2 前項の学修成果については、当該学生の所属する学部（以下「当該学部」という。）の教授会の審議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定できるものとする。

(認定単位数)

第3 前項により認定される単位数は、学則第 13 条から第 14 条までの規定により修得した単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(その他)

第4 この取扱いに関し、必要な事項は当該学部の教授会の審議を経て、当該学部長が定めるものとする。

附 則（最終改正分）

この取扱いは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

10. 入学前の既修得単位等の取扱いについて

昭和 54 年 7 月 9 日

学長裁定

最終改正 平成 31 年 2 月 5 日

九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号）第 14 条及び第 56 条に定める既修得単位等の認定の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 単位の認定を希望する学生は、学部第 1 年次生にあっては別記様式 1、大学院第 1 年次生にあっては別記様式 2 による既修得単位認定願に当該大学等の成績証明書等を添えて、当該学部長、当該学府長又は研究科長を経て、学長に願い出るものとする。
- 2 前項の願出は、入学後、速やかに行うものとする。
- 3 入学後の履修の申告にあたっては、第 1 項による単位の認定がなされないものとして、所定の手続きを行うものとする。
- 4 前項の手続きの後、単位の認定があった場合は、速やかに履修科目の変更手続きを行うものとする。
- 5 第 1 項による単位の認定に伴う修業年限の短縮は行わない。

附 則（最終改正分）

この取扱いは、平成 31 年 2 月 5 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式1

既修得単位認定願

年　月　日

九州工業大学長 殿

所 属 学部
類・学科

学生番号
氏 名
単位修得大学
学部・学科又
は機関名

学則第14条の規定により、既修得単位の認定を受けたいので、成績証明書等を添えて
申請します。

別記様式2

既修得単位認定願

年月日

九州工業大学長 殿

所 属

府・研究科
専攻

学生番号

氏 名

単位修得大学院

学部・学科又

は機関名

学則第56条の規定により、既修得単位の認定を受けたいので、成績証明書等を添えて申請します。

11. 九州工業大学における成績評価に対する確認及び異議申立てに関する要項

令和2年11月10日
教育高度化本部長裁定
最終改正 令和4年7月27日

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学に在籍する学生（以下「学生」という。）からの成績評価に対する確認及び異議申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(成績評価に対する確認)

第2条 学生は、成績評価に対して確認すべき事項がある場合は、担当事務（学生が所属する学部あるいは大学院の教務担当係をいう。以下同じ。）を通じて、学生が所属する学科又は専攻等における、教育に関する事項を審議する委員会等（以下「教務委員会等」という。）の委員（以下「教務委員」という。）に別に定める「成績評価に対する確認書」（以下「確認書」という。）を提出し、確認できるものとする。

(確認依頼受付期間)

第3条 前条による確認依頼の受付期間は、成績公開日から原則として10日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学期に進級、卒業又は修了の査定対象者であり、確認を行おうとする成績が進級、卒業又は修了の査定に関わる場合の受付期間は、成績公開日から原則として3日以内とする。

(確認に伴う措置)

第4条 第2条による確認依頼を受けた教務委員は、該当の授業担当教員に回答の作成を依頼し、授業担当教員からの回答を確認した上で、担当事務を通じて確認書を受理した日から、原則として10日以内に、学生に対して確認結果を回答するものとする。ただし、前条第2項に規定する場合の確認依頼にあっては、原則として3日以内に確認結果を回答するものとする。

2 前項の規定によらず、教務委員が該当の授業担当である場合等、教務委員が回答の確認を行うことが相応しくない場合にあっては、学科長・専攻長等が指名する者が回答の確認を行う。

3 第1項の回答にあたっては、授業担当教員は、確認結果に基づき、成績について変更する措置を探ることができる。この場合において、授業担当教員は、当該措置の内容及びその理由を記録しなければならない。

4 教務委員もしくは第2項に基づき学科長・専攻長等から指名された者が、成績評価に対する確認及び授業担当教員からの回答の内容を確認した結果、教務委員会等で審査すべきと判断した場合は、第5条に基づく異議申立てがあったものと同様に取り扱う。

(異議申立て)

第5条 第2条により成績評価に対する確認を行った学生は、回答内容に対して不服がある場合は、別に定める「成績評価に対する異議申立て書」（以下「異議申立て書」という。）を、担当事務を通じて、所属する学部又は大学院の長（以下「部長」という。）に提出することにより、異議申立てができるものとする。

(異議申立て受付期間)

第6条 前条による異議申立ての受付期間は、当該学生が第2条による回答を受理した日から原則として3日以内とする。

(受付期間及び回答期間における休業日の取り扱い)

第7条 第3条第1項及び第2項、第4条第1項並びに第6条に規定する受付期間及び回答期間は、土曜日、日曜日、祝日及び職員の一斉休業日を除くものとする。

(審査)

第8条 部局長は、第5条による異議申立て書を受理した場合は、教務委員会等において当該異議申立ての審査を行わせるものとする。

2 教養教育院、他学部及び他大学院が開講する成績評価に対する異議申立ての審査を行う場合、教務委員会等は、関係する組織の協力を得て、審査を行う。

3 教務委員が該当の授業担当である場合にあっては、当該の教務委員は審査に参加しないこととする。

(審査結果の報告及び対応)

第9条 委員会は、前条に係る審査を行い、その結果を、速やかに書面で部局長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた部局長は、担当事務を通じて、当該学生及び当該授業担当教員に当該結果を文書により通知する。この場合において、異議申立てを容認する結果であった場合は、授業担当教員に成績について変更する措置を行わせるものとする。

3 前項の通知は、当該学生又は当該授業担当教員が希望した場合は、電子メールにて通知することができるものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（最終改正分）

1 この要項は、令和4年7月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 教育企画室長裁定を改め、教育高度化本部長裁定とする。

_____年度 _____ クォーター・期

成績評価に対する確認書

所属名			
学籍番号		学年	年
氏 名			
連絡先（電話番号）			
E-mail アドレス			
授業科目名			成績評価
授業担当教員氏名			

【確認内容】

①確認内容の区分の数字に○をして下さい。

1. シラバスに記載されている到達目標、成績評価方法に照らし、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの。
2. 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの。

1. の場合、②及び③について記入して下さい。

②シラバスを添付し、疑義に当たる成績評価方法欄の記述を赤下線で明示してください。

③シラバス内に赤下線で指摘した箇所について、疑義の内容を具体的に記述してください。

2. の場合④について記入してください。

④担当教員の誤りであると思う内容及びそう思う理由を具体的に記述してください。

※事務担当者記載欄	学生からの受領年月日 (年 月 日)
	学生への回答期限年月日 (年 月 日)
※教務委員等記載欄	確認内容の把握年月日 (年 月 日)

※欄は記入しないこと。

※授業担当教員記載欄

【確認に対する回答】

※教務委員等確認欄

教員からの受領年月日 (年 月 日)

※教務委員等記載欄

【授業担当教員からの回答について確認結果】

※事務担当者記載欄

教務委員等からの受領年月日 (年 月 日)

年 月 日

成績評価に対する異議申立書

部 局 長 殿

所属・学年 _____ 類・学科第 _____ 年次 _____

学生番号 _____

氏 名 _____

私が履修した科目の成績について、下記のとおり異議を申し立てます。

年度 期／ クオーター

科 目 名 (クラス番号)	()
教 員 名	

○ 上記科目の成績評価について異議を申し立てる理由

記入漏れのないよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。

事務担当者確認欄
学生からの受領年月日 (年 月 日)
成績評価に対する確認書の回答日 (年 月 日)

12. 九州工業大学再入学規程

平成23年10月5日
九工大規程第34号
最終改正 令和4年7月27日 九工大規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第8条第4項、第22条、第28条第2項、第43条第8項、第61条及び第67条第3項に規定する再入学に関し必要な事項を定める。

(再入学出願手続)

第2条 学則第22条又は第61条の規定により再入学を志願する者（以下「再入学志願者」という。）は、次の各号に定める書類に学則第79条第1項に規定する検定料を添えて、原則として再入学を希望する学年の開始2月前までに願い出なければならない。ただし、大学院にあっては、学期の開始2月前までとすることができる。

- (1) 再入学志願書（様式第1号）
- (2) 再入学理由書（様式第2号）
- (3) 履歴書
- (4) 健康診断書（病気を理由により退学した者に限る。）

(再入学の時期)

第3条 再入学の時期は、原則として学年の開始時とする。ただし、大学院にあっては、学期の開始時とするとができる。

(再入学者の選考)

第4条 学部等は、必要に応じて再入学志願者の学力試験、面接等により選考を行う。

(再入学手続き及び再入学許可)

第5条 選考の結果、合格通知を受けた再入学志願者は、指定の期日までに所定の手続きを行うとともに、学則第79条第1項に定める入学料を納付しなければならない。

2 前項の再入学手続きを完了した者に対し、再入学を許可する。

(再入学者の在学期間等)

第6条 再入学者の在学できる期間は、学則第8条第4項及び第43条第8項に定める在学期間内とし、再入学相当年次は学部等の定めるところによる。なお、再入学前の1年未満の在学期間は、再入学後の在学期間に算入しない。

(再入学者の休学期間)

第7条 再入学者の再入学後に休学できる期間は、次の各号のとおりとする。なお、休学期間は、引き続き2年を超えることはできない。

- (1) 学部の相当年次により、通算して学部1・2年次は3年、3年次は2年、4年次は1年とする。
- (2) 博士前期課程の相当年次により、通算して、博士前期課程1年次は2年、2年次は1年とする。
- (3) 博士後期課程の相当年次により、通算して、博士後期課程1年次は3年、2年次は2年、3年次は1年とする。

(授業料)

第8条 再入学者の授業料は、再入学する年次の在学者にかかる額と同額とする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は学部等で別に定める。

附 則（最終改正分）

この規程は、令和4年7月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

13. 九州工業大学学生交流に関する規則

昭和 59 年 3 月 16 日
九工大規則第 6 号
最終改正 令和 5 年 2 月 20 日九工大規則第 3 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号。以下「学則」という。）の規定に基づき、九州工業大学（以下「本学」という。）の学生で、他大学等又は他大学の大学院（以下「他大学等」という。）の授業科目の履修を志願する者（以下「派遣学生」という。）及び、本学の大学院の学生で、他大学の大学院又は研究所等において研究指導を受けることを志願する者（以下「派遣研究学生」という。）並びに、他大学等の学生で、本学の授業科目の履修を志願する者（以下「特別聴講学生」という。）及び、他大学の大学院の学生で、本学の研究指導を志願する者（以下「特別研究学生」という。）並びに、他の大学若しくは大学院の学生又は外国の大学若しくは大学院の学生で、短期に本学の教育研究指導等を志願する者（以下「短期訪問学生」という。）並びに、本学の大学院の学生及び外国の大学の学生で、本学と外国の大学（以下「両大学」という。）が共同で教育を行い双方が学位を授与する大学院国際共同教育（以下「大学院国際共同教育」という。）を志願する者（以下「大学院国際共同教育学生」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(大学間の協議)

第 2 条 学則第 13 条第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 36 条の 2 第 1 項並びに学則第 55 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 77 条第 1 項及び第 77 条の 2 第 1 項に掲げる本学と当該大学との協議は、次に掲げる事項について、当該学部、学府又は研究科の教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲又は研究題目
- (2) 履修期間又は研究指導期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位の認定方法
- (5) 授業料等の費用の取り扱い方法
- (6) その他必要事項

2 派遣学生及び派遣研究学生の派遣並びに特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生の受け入れの許可は、前項の大学間の協議の結果に基づいて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学と事前の協議を行うことが困難な場合には、事前協議を欠くことができる。

第 2 章 派遣学生及び派遣研究学生

(出願手続)

第 3 条 派遣学生として、他大学等の授業科目の履修を志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、当該学部長（大学院にあっては当該学府長又は研究科長。以下「学部長等」という。）に願い出なければならない。

2 派遣研究学生として、他大学の大学院又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、当該学府長又は研究科長（以下「学府長等」という。）に願い出なければならない。

(派遣の許可)

第4条 前条の願い出があったときは、教授会の審議を経て、学部長等が当該大学等の長に依頼し、その承認を経て、学長が派遣を許可する。

(履修期間)

第5条 派遣学生の履修期間又は派遣研究学生の研究指導期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情により、履修期間又は研究指導期間を変更する場合は、教授会の審議を経て、学部長等が当該他大学等の長又は学部等の長と協議の上、学長が許可することができる。

2 前項ただし書きの規定により、履修期間又は研究指導期間を延長するときは、通算して2年（派遣研究学生が大学院博士前期課程の学生である場合は1年）を超えない範囲で許可するものとする。

(修業年限及び在学期間の取り扱い)

第6条 派遣学生としての履修期間及び派遣研究学生としての研究指導期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

(履修報告書等の提出)

第7条 派遣学生は履修期間が終了したときは、直ちに学部長等に所定の履修報告書及び当該他大学等の長又は学部等の長の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

2 派遣研究学生は研究指導期間が終了したときは、直ちに学府長等に所定の研究報告書及び当該他大学等の長又は学部等の長の交付する研究指導状況報告書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、教授会の審議を経て、学長が次の単位数を限度として本学において修得したものとして認定する。

(1) 学部の学生にあっては60単位

(2) 大学院の学生にあっては15単位、ただし、学則第56条の規定により修得したものとして認定する単位数と合わせて20単位を超えない範囲とする。

(授業料等)

第9条 派遣学生又は派遣研究学生（以下「派遣学生等」という。）は、派遣期間中においても学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

2 派遣学生等の受け入れ大学等における授業料その他の費用の取り扱いは、大学間協議により定めるものとする。

(派遣許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生等が次の各号の一に該当する場合は、教授会の審議を経て、当該他大学等の学部等の長と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。

(1) 履修又は研究遂行の見込みがないと認められるとき。

(2) 派遣学生等として、当該他大学等の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3章 特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生

(出願手続)

第11条 特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生（以下「特別聴講学生等」という。）を志願する者は、次の各号に掲げる書類を別に定める期間内に当該他大学等の長又は学部等の長を通じて、学部長等に提出しなければならない。ただし、短期訪問学生については、第2号に規定する証明書は省略することができる。

(1) 本学所定の特別聴講学生願、特別研究学生願又は短期訪問学生願

(2) 学業成績証明書（写し可）

(3) 当該他大学等の長又は学部等の長の推薦書

(受入れの許可)

第12条 特別聴講学生等の受入れの許可は、当該他大学等の長又は学部等の長からの依頼に基づき、教授会の審議を経て、学長が行う。

2 前項の選考の結果に基づき受入れの許可を受け、入学しようとする者は、所定の期日までに、誓約書を提出しなければならない。

(履修期間等)

第13条 特別聴講学生の履修期間又は、特別研究学生の研究指導期間は1年以内、短期訪問学生の教育研究指導等の期間は1週間以上3月以内とする。ただし、やむを得ない事情により履修期間、研究指導期間又は教育研究指導等の期間を変更する場合は、教授会の審議を経て、学部長等が当該他大学等の長又は学部等の長と協議の上、学長が許可することができる。

2 前項ただし書きの規定により、履修期間又は研究指導期間を延長するときは、通算して2年（特別研究学生が大学院博士前期課程の学生である場合は1年）を超えない範囲で許可するものとし、短期訪問学生の教育研究指導等の期間を延長するときは、通算して6月を超えない範囲とする。

(授業科目の範囲)

第14条 特別聴講学生が履修することのできる授業科目の範囲又は特別研究学生が研究することのできる研究の範囲は、大学間の協議の定めるところによる。

2 短期訪問学生のうち、授業科目の履修を希望する者は、受入れ教員が必要と認めた場合に限り、授業科目担当教員の許可を得て、当該講義、演習又は実験に出席することができる。

(学業成績証明書等)

第15条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を修了したときは、学部長等は、学業成績証明書を交付するものとする。

2 特別研究学生が所定の研究を修了したときは、学府長等は、研究指導状況報告書を交付するものとする。

3 短期訪問学生が所定の教育研究指導等の期間を終了したときは、学部長等は、本人の願い出により、証明書を交付することができる。

4 短期訪問学生が、前条第2項の規定により授業科目の履修を修了したときは、学業成績証明書を交付することができる。

(学生証)

第16条 特別聴講学生等は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第17条 特別聴講学生等に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生等が国立大学等の学生であるときは、本学での授業料は徴収しない。

3 特別聴講学生等が公立若しくは私立の大学等又は外国の大学等の学生であるときは、九州工業大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年九工大規程第47号。以下「費用規程」という。）に定める聴講生又は研究生の授業料と同額の授業料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、短期訪問学生について、受入れ期間が1月に満たないときは、次の各号に定める授業料を納入しなければならない。

(1) 学部の学生にあっては、費用規程第3条第1項別表第1に定める聴講生の1単位分の授業料

(2) 大学院の学生にあっては、費用規程第3条第1項別表第1に定める研究生の月額分の授業料

4 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する特別聴講学生等に係る授業料は、徴収しない。

(1) 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月高等
教育局長裁定）に基づく場合

- (2) 大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年3月高等教育局長裁定）に基づく場合
- (3) 大学間交流協定（学部間交流協定及びこれに準ずる協定を含む。）に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月学術国際局長裁定）に基づく場合

5 既納の授業料は、還付しない。

（受入れ許可の取り消し）

第18条 特別聴講学生等が次の各号の一に該当する場合は、教授会の審議を経て、学部長等が、当該他大学等の長又は学部等の長と協議の上、学長が受入れ許可を取り消すことができる。

- (1) 履修又は研究の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別聴講学生等として、本学の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第4章 大学院国際共同教育学生

（出願及び選考等）

第19条 大学院国際共同教育学生は、両大学の大学院に在学する学生のうち、大学院国際共同教育を希望する者の中から両大学において選考の上、決定する。

2 大学院国際共同教育学生は、両大学において大学院学生としての身分を有する。

（留学）

第20条 大学院国際共同教育学生が外国の大学院において教育を受ける期間は、留学として取り扱う。

2 前項により留学するときは、あらかじめ学長の許可を得るものとする。

3 第1項により留学した期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

（履修方法等）

第21条 教育課程及び履修方法等は両大学の定めるところによる。

2 本学における教育及び研究指導の期間は、留学の期間を除き、1年以上とする。

3 学位論文は、両大学において指導教員の共同指導のもと、それぞれ作成するものとする。

4 両大学は、大学院国際共同教育学生の受入に際し、それぞれ指導教員を定め、共同で履修指導を行うものとする。

5 その他の大学院国際共同教育の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

（検定料、入学料及び授業料）

第22条 検定料、入学料及び授業料の取り扱いは、大学院国際共同教育を行う当該大学との交流協定に基づくものとする。

第5章 雜則

（雑則）

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（最終改正分）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

14. 九州工業大学研究生規則

昭和 49 年 10 月 23 日
九工大規則第 13 号
最終改正 平成 27 年 3 月 4 日九工大規則第 13 号

(目的)

第 1 条 この規則は、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号。以下「学則」という。）第 33 条第 2 項及び第 73 条第 2 項の規定に基づき、研究生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学の時期)

第 2 条 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、外国人留学生については、この限りでない。

(入学資格及び受入人数)

第 3 条 学部及び大学院の研究生として入学することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 前号の者と同等以上の学力があると認められた者

2 研究生として受け入れる人数は、研究指導の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数とし、学部にあっては学部長の、学府にあっては学府長の、研究科にあっては研究科長の審査を経て報告を受けて、学長が定める。

(入学の出願手続)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び入学検定料を添え、学長に願い出なければならない。

(1) 履歴書

(2) 最終出身校の卒業証明書及び成績証明書

(3) 志願者が就職中の者であるときは、勤務先の所属長の承諾書

(入学者の選考及び入学許可)

第 5 条 前条の志願者については、入学を希望する学部、学府又は研究科の教授会（以下「教授会」という。）において選考し、所定の入学手続きを終了したときは、学長が入学を許可する。

(在学期間)

第 6 条 研究生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、引き続き研究を希望する者に対しては、教授会の審議を経て、学長が 1 年を限度に在学期間の延長を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生については、必要に応じて在学期間を定める。

(講義・実験等への出席)

第 7 条 研究生は、指導教員が必要と認めるときは、授業科目担当教員の許可を得てその講義・演習又は実験に出席することができる。

(研究報告書)

第 8 条 研究生は、在学期間の終了時に研究報告書を提出するものとする。

(研究生の授業料等)

第 9 条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、九州工業大学授業料その他費用に関する規程（平成 16 年九工大規程第 47 号）に定める額とする。

2 授業料は、その在学予定期間に応じ6月分に相当する額（6月分未満の場合は当該月数分に相当する額）を当該期間の最初の月に納付しなければならない。

（学則の準用）

第10条 学則第5条から第7条、第25条、第29条第1項（第2号、第3号及び第5号を除く。）、第85条及び第88条の規定は学部の研究生に、学則第42条、第64条、第68条第1項（第2号、第3号及び第5号を除く。）、第85条及び第88条の規定は大学院の研究生に、それぞれ準用する。

附 則（最終改正分）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

15. 九州工業大学聽講生規則

昭和 49 年 11 月 27 日
九工大規則第 14 号
最終改正 平成 26 年 1 月 16 日九工大規則第 1 号

(目的)

第1条 この規則は、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号。以下「学則」という。）第 34 条第 2 項及び第 74 条第 2 項の規定に基づき、聽講生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学の時期)

第2条 聽講生の入学の時期は、学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、九州工業大学大学院工学府社会人修学支援講座の集中講義を受講する聽講生にあっては、履修しようとする授業の開始日の属する月の初めとする。

(入学資格及び受入人数)

第3条 学部の聽講生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 高等学校卒業程度以下の学力があると認められた者

2 大学院の聽講生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学卒業程度以上の学力があると認められた者

3 聽講生として受け入れる人数は、一の授業科目について同時に授業を行う者の人数、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数とし、学部にあっては学部長の、学府にあっては学府長の、研究科にあっては研究科長の定めた人数とする。

(入学の出願手続)

第4条 聽講生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び入学検定料を添え、学長に願い出なければならない。

(1) 履歴書

(2) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書

(3) 志願者が就職中の者であるときは、勤務先の所属長の承諾書

(入学者の選考及び入学許可)

第5条 前条の志願者については、入学を希望する学部、学府又は研究科の教授会において選考し、所定の入学手続きを終了したときは、学長が入学を許可する。

(在学期間)

第6条 聽講生の在学期間は、入学の際に聽講を許可された科目の授業が終了する学期末までとする。

(聽講証明)

第7条 聽講した授業科目については、願い出により聽講証明書を交付する。

(聽講生の授業料等)

第8条 聽講生の検定料、入学料及び授業料の額は、九州工業大学授業料その他費用に関する規程（平成 16 年九工大規程第 47 号）に定める額とする。

2 授業料は、聽講を予定する科目の単位数に応じた額を入学手続きのときに納付しなければならない

(学則の準用)

第9条 学則第 5 条から第 7 条、第 25 条、第 29 条第 1 項（第 2 号、第 3 号及び第 5 号を除く。）、第 85 条及び第 88 条の規定は学部の聽講生に、学則第 42 条、第 64 条、第 68 条第 1 項（第 2 号、第 3 号及び第 5 号を除く。）、第 85 条及び第 88 条の規定は大学院の聽講生に、それぞれ準用する。

附 則（最終改正分）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

16. 九州工業大学科目等履修生規則

平成 5 年 3 月 2 日
九工大規則第 2 号
最終改正 平成 26 年 1 月 16 日九工大規則第 1 号

(目的)

第1条 この規則は、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学別第 1 号。以下「学則」という。）第 35 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づき、科目等履修生に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、集中講義を受講する科目等履修生にあっては、履修しようとする授業の開始日の属する月の初めとすることができる。

(入学資格及び受入人数)

第3条 学部の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 高等学校卒業程度以上の学力があると認められた者

2 大学院の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学卒業程度以上の学力があると認められた者

3 科目等履修生として受け入れる人数は、一の授業科目について同時に授業を行う者の人数、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適當な人数とし、学部にあっては学部長の、学府にあっては学府長の、研究科にあっては研究科長の定めた人数とする。

(入学の出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び入学検定料を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 最終出身校の卒業証明書及び成績証明書
- (3) 志願者が就職中の者であるときは、勤務先の所属長の承諾書
- (4) その他学長が必要と認める書類

(入学者の選考及び入学許可)

第5条 前条の志願者については、入学を希望する学部、学府又は研究科の教授会において選考し、所定の入学手続きを終了したときは、学長が入学を許可する。

(在学期間)

第6条 科目等履修生の在学期間は 1 年以内とし、入学の際に履修を許可された科目の授業が終了する学期末までとする。

(単位の授与等)

第7条 当該授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(科目等履修生の授業料等)

第8条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、九州工業大学授業料その他費用に関する規程（平成 16 年九工大規程第 47 号）に定める額とする。

2 授業料は、履修を予定する科目の単位数に応じた額を入学手続きのときに納付しなければならない。

(学則の準用)

第9条 学則第 5 条から第 7 条、第 25 条、第 29 条第 1 項（第 2 号、第 3 号及び第 5 号を除く。）、第 85 条及び第 88 条の規定は学部の科目等履修生に、学則第 42 条、第 64 条、第 68 条第 1 項（第 2 号、第 3 号及び第 5 号を除く。）、第 85 条及び第 88 条の規定は大学院の科目等履修生に、それぞれ準用する。

附 則（最終改正分）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

17. 九州工業大学外国人留学生等の教養教育科目履修の特例に関する細則

最終改正 令和4年3月16日

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第37条第2項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）の教養教育科目履修の特例について定める外、帰国生徒選抜の選考を経て入学した者（以下「帰国選抜学生」という。）に同様の特例を認めることにより教育上配慮することを目的とする。

(授業科目)

第2条 留学生に開設する日本語科目及び日本事情に関する科目（以下「日本語科目等」という。）の授業科目は別表のとおりとする。

2 教養教育院長が教育上有益であると認めた場合には、帰国選抜学生に別表の日本語科目等の授業科目を履修させることができる。

(履修登録の制限に関する特例)

第3条 教養教育院長が教育上有益であると認めた場合には、留学生又は帰国選抜学生に在籍期間を超える上級年次の選択必修英語科目を履修させることができる。

(修得単位の振替)

第4条 留学生が第2条に掲げる日本語科目等を履修し、修得した単位は、九州工業大学工学部学修細則（昭和49年九工大規則第5号）及び九州工業大学情報工学部学修細則（昭和62年九工大細則第2号）の各別表履修課程表（以下「履修課程表」という。）に規定する卒業要件単位として、次の各号に定めるとおり振り替えることができる。

(1) 日本語科の単位は、教養教育科の言語系科の単位に振り替えることができる。

(2) 日本事情に関する科目は、教養教育科の人文社会系選択必修科の単位に振り替えることができる

2 帰国選抜学生が第2条に定める日本語科目等を履修し、修得した単位は、本条第1項の規定を準用することができる。

別表（日本語科目等の授業科目の一覧）

区分	授業科目	単位		授業時間数						備考	
		必修	選択	1年次		2年次		3年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期		
日本語科目	日本語 I	1	2							戸・飯	
	日本語 II	1			2					戸・飯	
	日本語 III	1	2							戸・飯	
	日本語 IV	1			2					戸・飯	
	日本語 V	1	(2)			(2)				戸	
	日本語 VI	1			(2)		(2)			戸	
	科学技術日本語	1						2		飯	
日本事情に関する科目	日本事情 I A	1	(1)			(1)				戸・飯	
	日本事情 I B	1	(1)			(1)				戸・飯	
	日本事情 II A	1		(1)			(1)			戸・飯	
	日本事情 II B	1		(1)			(1)			戸・飯	
	日本事情 III A	1	(1)			(1)		(1)		戸	
	日本事情 III B	1	(1)			(1)		(1)		戸	
	日本事情 IV A	1		(1)			(1)		(1)	戸	
	日本事情 IV B	1		(1)			(1)		(1)	戸	

() はいずれかの年次に履修できる。

キャンパスにより開講される科目・学期が異なる場合があるので注意すること。

備考欄の戸、飯はそれぞれ戸畠キャンパス、飯塚キャンパスでの開講予定を表している。

附 則（最終改正分）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

18. 九州工業大学附属図書館利用規程

昭和 48 年 11 月 21 日

九工大規程第 7 号

最終改正 令和 4 年 2 月 4 日九工大規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、九州工業大学附属図書館規則（昭和 48 年九工大規則第 9 号）第 5 条の規定に基づき、九州工業大学附属図書館（以下「図書館」という。）の図書館資料の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者及び利用の制限)

第 2 条 図書館を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 九州工業大学（以下「本学」という。）に所属する職員及び研究員等並びにこれらに準ずる者
- (2) 本学の学生及びこれに準ずる者
- (3) 本学名誉教授及びその他一般利用者（以下「一般利用者等」という。）

2 図書館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、所定の手続きを経なければならない。

3 試験期間中において閲覧室等が特に混雑している場合その他本学における学習、教育又は研究活動に支障をきたすおそれがある場合は、附属図書館長（以下「館長」という。）は、図書館の利用を制限することがある。

(証明書等の携帯・提示)

第 3 条 利用者は、次に掲げる証明書等を携帯しなければならない。

- (1) 前条第 1 項第 1 号に該当する者は、職員証
- (2) 前条第 1 項第 2 号に該当する者は、学生証
- (3) 前条第 1 項第 3 号に該当する者は、図書館が発行した入館者証
- (4) 国立大学図書館間相互利用実施要項による者は、身分証明書又は学生証

2 利用者は、図書館職員の求めに応じ、前項の証明書等を提示しなければならない。

(開館の期間及び時間)

第 4 条 図書館の開館の期間及び時間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、臨時に変更することがある。

(休館日)

第 5 条 図書館の休館日は、前条に規定する場合を除き、国立大学法人九州工業大学職員の勤務時間・休暇等に関する規程（平成 16 年九工大規程第 4 号）第 18 条第 1 項第 15 号に該当する日及び 12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、臨時に変更し、又は休館することができる。

(閲覧)

第 6 条 利用者は、図書館資料を閲覧しようとするときは、原則として指定された閲覧室で行うものとする。

2 利用者は、図書館資料の閲覧を終ったときは、もとの位置に返却しなければならない。

(閲覧の制限)

第 7 条 次の各号に掲げる場合は、閲覧を制限することができる。

- (1) 図書館資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「情報公開法」という。）第 5 条第 1 号及び第 2 号に掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分
- (2) 図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 2 条第 7 項第 4 号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合

における、当該期間が経過するまでの間

- (3) 図書館資料の原本を利用させることにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生じる恐れがある場合又は
図書館において当該原本が現に使用されている場合
(貸出)

第8条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、所定の登録手続きを経なければならない。

(貸出冊数及び期間)

第9条 図書館資料の貸出冊数及び貸出期間は、別表第2のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認め
たときは、変更することがある。

(転貸の禁止)

第10条 館外貸出しを受けた者は、図書館資料の保管責任を負うものとし、他に転貸してはならない。

(貸出し禁止の図書館資料)

第11条 次に掲げる図書館資料は、原則として貸出しをしない。

- (1) 貴重図書
(2) 事典、辞書及び便覧類
(3) 年鑑、統計書及び地図類

(図書館資料の貸出し期間変更)

第12条 職員に貸し出した図書館資料は、毎年5月末日にこれを更新するものとする。

(貸出し図書館資料の返却)

第13条 次に掲げる者は、貸出期間中であっても貸出しを受けた図書館資料を直ちに返却しなければならない。

- (1) 職員及びこれに準ずる者で退職、休職、転出又は3月以上本学を離れる者
(2) 学生及びこれに準ずる者で休学、退学、除籍、卒業、修了又は1月以上欠席する者

(視聴覚資料)

第14条 利用者は、視聴覚資料（設備を含む。以下同じ。）を利用しようとするときは、所定の利用手続きを経な
ければならない。

(利用心得)

第15条 図書館に入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料及び設備を損傷しないこと。
(2) 図書館資料備付けの位置を乱さないこと。
(3) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
(4) 館内で喫煙しないこと。

(図書館資料の複写)

第16条 図書館資料の複写を希望する者は、九州工業大学附属図書館文献複写規程（平成元年九工大規程第10号）
の定めるところによらなければならない。

(相互利用)

第17条 利用者は、他の大学、大学共同利用機関及び高等専門学校の図書館（以下「他大学等図書館」という。）
が所蔵する図書館資料を利用しようとする場合において、図書館の利用依頼を必要とするときは、所定の手続
を経なければならない。

2 他大学等図書館からの図書館資料の利用の申込みがあったときは、本学における教育研究上支障のない場合に
限り、これに応じることができる。

(参考調査)

第18条 利用者は、教育研究等のため参考となる資料の調査及び学術情報の提供を依頼しようとするときは、所

定の手続を経なければならない。

(弁償)

第19条 利用者は、図書館資料又は設備を亡失若しくは損傷したときは、弁償しなければならない。

(利用の禁止)

第20条 この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を禁止することがある。

(目録等の閲覧)

第21条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を閲覧室内に常時備え付けるものとする。

(個人情報の漏えい防止)

第22条 図書館資料に記録されている個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。）については、九州工業大学個人情報保護に関する規則（平成17年九工大規則第6号）の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（最終改正分）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定に関わらず、令和4年3月31日以前に名誉教授の称号を授与された者は、従前の別表を適用する。

別表第1（第4条関係）

曜日	期間 授業期間 (右記以外の期間)	春期、夏期及び 冬期休業期間	試験期間 ^{注2}
月曜日～金曜日	8時30分～20時	9時30分～17時	8時30分～22時
土曜日	11時～19時	休館	11時～19時
日曜日・祝日 ^{注1}	休館	休館	11時～19時

注1：「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

注2：「試験期間」とは、試験の初日を起点とした1週間前から試験終了日前日までとする。

別表第2（第9条関係）

区分	学生用図書	研究用図書	雑誌	視聴覚資料
学部学生	10冊、 2週間以内	10冊以内 2週間以内	5冊、 1週間以内	5冊、 1週間以内
大学院学生	10冊以内 2週間以内			
教職員	5冊、 2週間以内	30冊、 1年以内		
本学名誉教授一般利用者	5冊、 2週間以内	5冊、 2週間以内		貸出ししない

19. 九州工業大学附属図書館利用細則

平成4年4月1日

九工大附属図書館細則第4号

最終改正 令和4年12月8日九工大附属図書館細則第2号

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学附属図書館利用規程（昭和48年九工大規程第7号。以下「規程」という。）第23条の規定に基づき、九州工業大学附属図書館（以下「図書館」という。）の円滑な利用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(一般利用者の利用)

第2条 規程第2条第1項第3号に該当する者で図書館を利用しようとする者（以下「一般利用者等」という。）は、別記様式第1号の一般利用者入館記入票に必要事項を記入し、併せて身分を明らかにする書類等を提示しなければならない。ただし、第3条により九州工業大学附属図書館利用者カードの交付を受けた者は、これに代えることができる。

2 附属図書館長（以下「館長」という。）は、前項による願い出により、別記様式第2号の入館者証を発行するものとする。

3 一般利用者等が利用できる範囲は、館内閲覧及び文献複写とする。

(図書館利用者カード)

第3条 一般利用者等が、図書館を継続的に利用し、併せて資料の貸出しを受けようとするときは、別記様式第3号の九州工業大学附属図書館利用者カード交付申請書（以下「利用者カード交付申請書」という。）により申請しなければならない。

2 館長は、前項による申請があった場合は、別記様式第4号の九州工業大学附属図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）を発行するものとする。

3 利用者カードの有効期限は発行した年度の末日までとし、年度毎に更新手続きをしなければならない。ただし、名誉教授においてはこの限りではない。

4 一般利用者等が、利用者カードを紛失し、又は汚損したときは、速やかに届け出るとともに、必要に応じて利用者カード交付申請書により再発行を受けなければならない。

5 一般利用者等が、前項の届け出を怠り、紛失した利用者カードを他人に使用されたときの弁償責任は、当該一般利用者等がその責を負わなければならない。

6 一般利用者等が交付を受けた利用者カードは、他の館でも利用できる。

第4条 削除

(臨時の休館日)

第5条 規程第5条ただし書きの規定による臨時の休館日は、次のとおりとする。

(1) 入学者選抜大学入学共通テスト試験日

(2) 本学が実施する入学者選抜個別学力検査日

(3) その他やむを得ない事情により館長が定める日

(入退館)

第6条 利用者は、館内に学習、研究等に必要な持込品以外の物品を持ち込んではならない。

2 利用者が退館する際、ブックディテクション（図書亡失予防装置）の警報が作動した場合は、所持品を提示して確認を受けなければならない。

(貸出手続)

第7条 利用者が資料の貸出しを受けるときは、当該資料に規程第3条に規定する証明等又は図書館利用者カードを添えて申し込むものとする。

(貸出資料の返却)

第8条 利用者は、貸出しを受けた資料を、所定の期限までに必ず返却しなければならない。

2 利用者は、貸出しを受けた資料を返却しようとするときは、受付けの職員に提出するものとする。ただし、時間外又は休館のときは、正面玄関に設置の図書返却ポストへの投函により返却したものとみなす。

3 利用者は、図書館の管理運営上、貸出期間中に当該資料の返却を求められたときは、直ちに返却しなければならない。

(貸出超過措置)

第9条 利用者は、規程第9条に規定する貸出冊数及び貸出期間を超過したときは、当該資料を返却するまで、他の資料の貸出しを受けることができない。

(視聴覚資料の利用)

第10条 利用者は、館内で視聴覚資料を利用するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 借り受けた視聴覚資料及び関係機器は、指定された場所で利用しなければならない。
- (2) 視聴覚機器の操作は、利用者が行うものとし、備付けの操作書に従って丁寧に取り扱わなければならない。
- (3) 機器等に損傷等が生じた場合は、直ちに係員に申し出なければならない。
- (4) 利用後は、機器等の状態を原状に復すること。

2 視聴覚資料の貸出しについては、別に定める。

(図書館間の相互利用)

第11条 図書館間の相互協力による図書館の利用は、所属大学で所蔵しない図書の利用による教育研究又は学習を目的とする場合に限るものとする。

(他機関への依頼)

第12条 他の大学、大学共同利用機関及び高等専門学校の図書館（以下「他大学等図書館」という。）が所蔵する図書館資料を閲覧利用しようとする者は、別記様式第5号の他大学等図書館利用願に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

2 前項の承認を受けた者は、別記様式第6号の他大学等図書館の利用依頼書の交付を受け、当該図書館長に提出するものとする。

第13条 他大学等図書館が所蔵する図書を借用しようとする者は、所定のウェブフォームに必要事項を記入の上、申し込むものとする。

2 前項の借用については、館長から当該図書館長に依頼するものとする。

第14条 他大学等図書館が所蔵する図書館資料の複写を依頼しようとする者は、所定のウェブフォームに必要事項を記入の上、申し込むものとする。

2 利用者は、前項に規定する文献複写の依頼に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）の文献複写に関する規定に従うこと
- (2) 全ページの複写を申し込むときは、別に定める文献複写申込書に別記様式第9号の全ページ複写誓約書を添付して提出すること。この場合の複写物は図書館の蔵書として登録するものとする。ただし、電子ファイルを無料で閲覧できる場合は、図書館の蔵書として登録しないものとする。

(他機関からの依頼)

第15条 館長は、規程第17条第2項の規定に基づき、他大学等図書館長から次の各号に掲げる事項について依頼があったときは、本学の利用に支障のない範囲内において、これに応じるものとする。

- (1) 館内利用（図書の館内利用、参考調査及び文献複写の利用）
 - (2) 図書貸出（図書館所蔵図書の依頼機関への貸出し）
 - (3) 文献複写（図書館所蔵資料の複写による提供）
- 2 前項第2号に規定する図書貸出は、1機関について3冊までとし、その期間は図書発送の日から返却到着の日を含め3週間以内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本学職員及び学生の利用に著しく支障をきたすと判断される場合は、貸出冊数及び期間の制限をすることがある。
- 4 第1項第3号に規定する文献複写は、著作権法の文献複写に関する規定及び九州工業大学附属図書館文献複写規程（平成元年九工大規程第10号）の範囲内で受け付けるものとし、全ページ複写の依頼については、当該依頼機関の図書として登録することを条件とする。

（利用経費）

第16条 図書の貸借及び文献複写の取扱いに要する経費は、利用者又は当該依頼機関の負担とする。

（相互利用の秩序）

第17条 相互利用による利用者は、本学又は依頼先の図書館関係諸規則を遵守しなければならない。

（参考調査）

第18条 利用者が、規程第18条の規定により、参考調査を依頼するときは、電子メール、口頭、電話等で申し込むことができる。

2 参考調査業務を依頼できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 資料の利用に関する一般的援助及び指導
- (2) 学術文献の所在及び書誌的調査

（資料亡失等の届出及び弁償）

第19条 利用者は、資料を亡失、汚損又は損傷したときは、速やかに別記様式第10号の図書亡失・損傷届を提出しなければならない。

2 利用者が、規程第19条の規定に基づき、資料をもって弁償する場合は、原則として、同一の資料とする。ただし、同一の資料が入手できない場合は、情報基盤課長の指定する同種の資料をもって弁償することができるものとする。

3 利用者は、図書館設備等を損傷したときは、直ちに職員に報告し、原状に回復し、又はその損害に相当する費用を弁償しなければならない。

附 則（最終改正分）

この細則は、令和4年12月8日から施行する。

20. 九州工業大学附属図書館文献複写規程

平成元年9月30日
九工大規程第10号
最終改正 令和4年12月8日九工大規程第23号

九州工業大学附属図書館文献複写規程（昭和49年九工大規程第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、九州工業大学附属図書館規則（昭和48年九工大規則第9号）第5条の規定に基づき、九州工業大学附属図書館が受託する文献複写について、必要な事項を定めることを目的とする。

（受託の条件）

第2条 受託する文献複写は、学習、教育又は研究の用に供することを目的とするものでなければならない。

（申込手続）

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、別記様式第1号の文献複写申込書を附属図書館長に提出し、承認を得なければならない。

（文献複写料金の納入）

第4条 文献複写料金は、国立情報学研究所のNII文献複写料金相殺サービスに参加する機関を除き前納しなければならない。

2 納付された文献複写料金は、還付しない。

（文献複写料金）

第5条 文献複写料金は、別表のとおりとする。

（文献複写料金の処理）

第6条 国立情報学研究所のNII文献複写料金相殺サービスに係る文献複写料金の処理は、NII文献複写料金相殺サービス利用規程によるものとする。

（雑則）

第7条 学内の予算で精算する文献複写について必要な事項は、別に定める。

附 則（最終改正分）

この規程は、令和4年12月8日から施行する。

別表（第5条関係）

文 献 複 写 料 金

種 別	区 分	学 内 者	学 外 者	
			相殺参加機関	そ の 他
電子複写方式による文献複写料金	A3版以下	20円	40円	50円
カラーによる文献複写料金	A3版以下	80円	100円	110円

※ 通信運搬費は、別途に実費を徴収するものとする。

21. 授業料未納者への督促時期について

区分	督促の種類	督 促 月 日	督 促 方 法	備 考
前 期 分	掲 示	5月1日(第1回)	対象は、5月1日現在の未納学生で、学内掲示による。	
	督 促 状	7月4日(第2回)	対象は、7月4日現在の未納学生で、はがきの発送及び学内掲示による。なお、はがきは、原則として保証人に対して発送するものとする。	
	督 促 状	9月1日(第3回)	対象は、9月1日現在の未納学生で、封書の発送及び学内掲示による。なお、封書は、原則として保証人に対して発送するものとする。	
後 期 分	掲 示	11月1日(第1回)	対象は、11月1日現在の未納学生で、学内掲示による。	
	督 促 状	1月4日(第2回)	対象は、1月4日現在の未納学生で、はがきの発送及び学内掲示による。なお、はがきは、原則として保証人に対して発送するものとする。	
	督 促 状	3月1日(第3回)	対象は、3月1日現在の未納学生で、封書の発送及び学内掲示による。なお、封書は、原則として保証人に対して発送するものとする。	

※1 授業料免除申請者で不許可または半額免除になった者の督促については、別途学内掲示等により行います。

※2 督促月日が休日の場合は、休み明けの平日となります。

※3 前期にあっては9月15日、後期にあっては3月15日までに授業料が納入されない場合は、九州工業大学学則第29条第1号又は第68条第1号の規定により、除籍の手続きを進めることとなります。

22. 九州工業大学建物配置図

戸畠キャンパス

● 講義・研究・実験施設

- 1 教育研究 2 号棟
- 2 教育研究 3 号棟
- 3 教育研究 4 号棟
- 4 実験棟 1 号棟
- 5 教育研究 1 号棟
- 6 総合教育棟
- 7 教育研究 5 号棟
- 8 教育研究 6 号棟
- 9 実習工場 A 棟
- 10 教育研究 10 号棟
- 11 教育研究 9 号棟
- 12 教育研究 7 号棟
- 14 実習工場 B 棟
- 15 総合研究 1 号棟
- 16 教育研究 8 号棟
- 17 実験 3 号棟
- 18 省資源開発実験室
- 19 超高速衝突実験室
- 20 情報学習プラザ
- 21 製図講義棟
- 22 インタラクティブ学習棟「MILais」
- 23 総合研究 2 号棟
- 24 総合研究 3 号棟
- 25 風洞実験棟
- 26 未来型インタラクティブ教育棟

● 教育研究支援施設

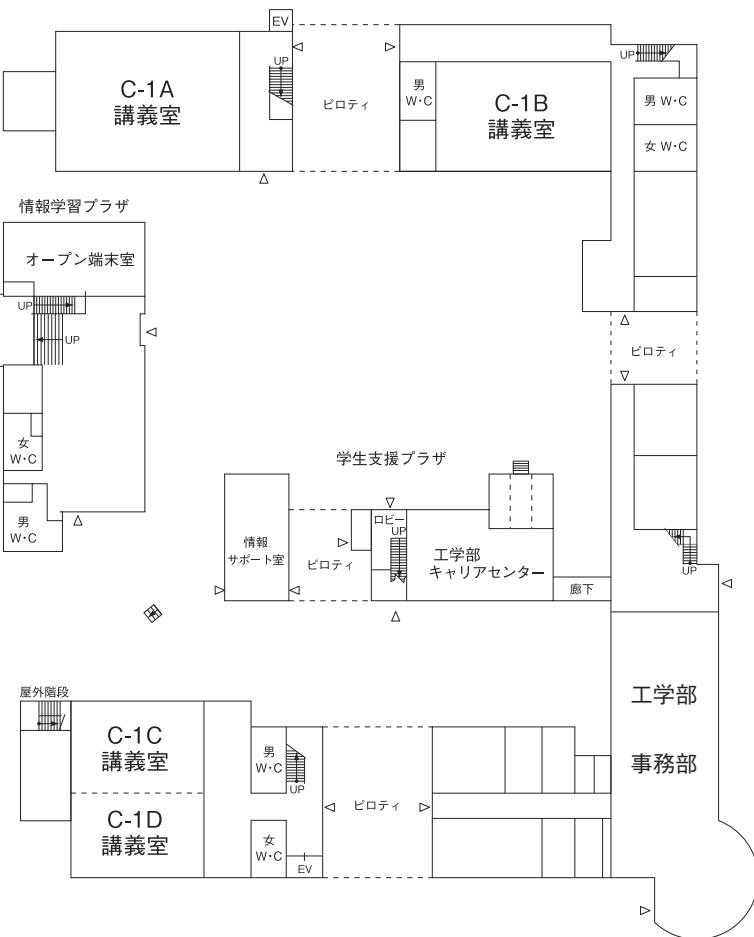
- 31 コラボ教育支援棟
- 32 学生支援プラザ
1F 戸畠キャリア支援室
学生総合支援室
2F 大学歴史資料室
(明專アーカイブ)
- 33 附属図書館
- 35 廃液管理棟
- 36 機器分析センター



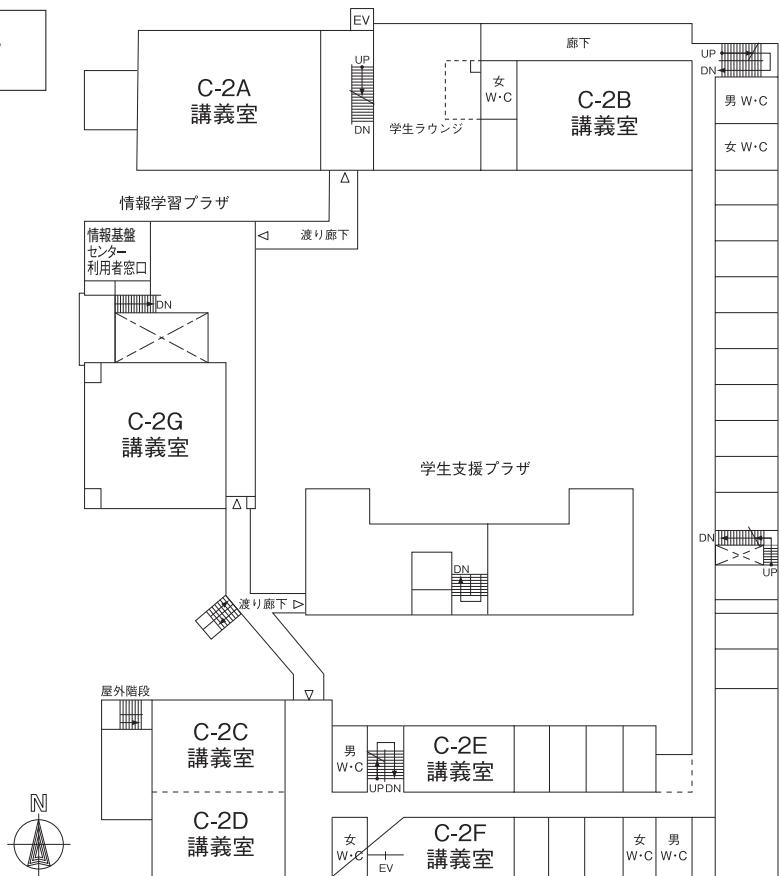
主 要 講 義 室 等 案 内

No.	建物名称	階	講義室等名称	No.	建物名称	階	講義室等名称
6	総合教育棟 北	1	C-1A 講義室	31	コラボ教育支援棟	1	Co-1A 講義室
			C-1B 講義室				Co-1B 講義室
		2	C-2A 講義室				
			C-2B 講義室	2	教育研究 3 号棟	1	3-1A 講義室
		3	C-3A 講義室			3	プロジェクト ラボラトリ
			C-3B 講義室	3	教育研究 4 号棟	1	4-1A 講義室
	総合教育棟 南	1	C-1C 講義室				4-1B 講義室
			C-1D 講義室	7	教育研究 5 号棟	2	5-2A 講義室
		2	C-2C 講義室				5-2B 講義室
			C-2D 講義室	8	教育研究 6 号棟	2	6-2A 講義室
		3	C-2E 講義室	16	教育研究 8 号棟	1	8-1A 講義室
			C-2F 講義室	11	教育研究 9 号棟	3	9-3A 講義室
		3	C-3C 講義室	15	総合研究 1 号棟	2	S-2A 講義室
			C-3D 講義室				S-2B 講義室
20	情報学習プラザ	2	C-2G 講義室	17	実験 3 号棟	1	化学実験室
5	教育研究 1 号棟	2	1-2A 講義室	22	インタラクティブ 学習棟「MILAiS」	1	講義室
			1-2B 講義室	26	未来型インタラク ティブ教育棟	1	インタラクティブ 学習室
		3	1-2C 講義室				
			1-3A 講義室				
			1-3B 講義室				
			1-3C 講義室				
			1-3D 講義室				
			1-3E 講義室				

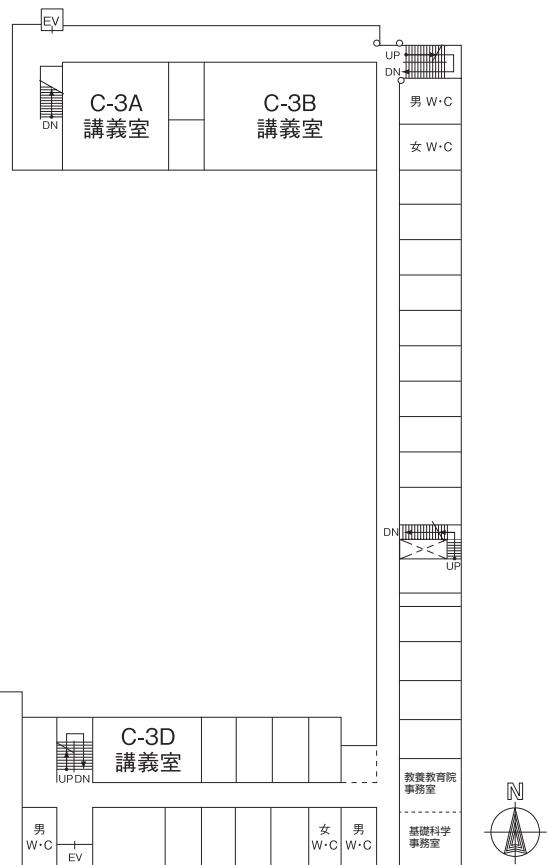
総合教育棟 1階



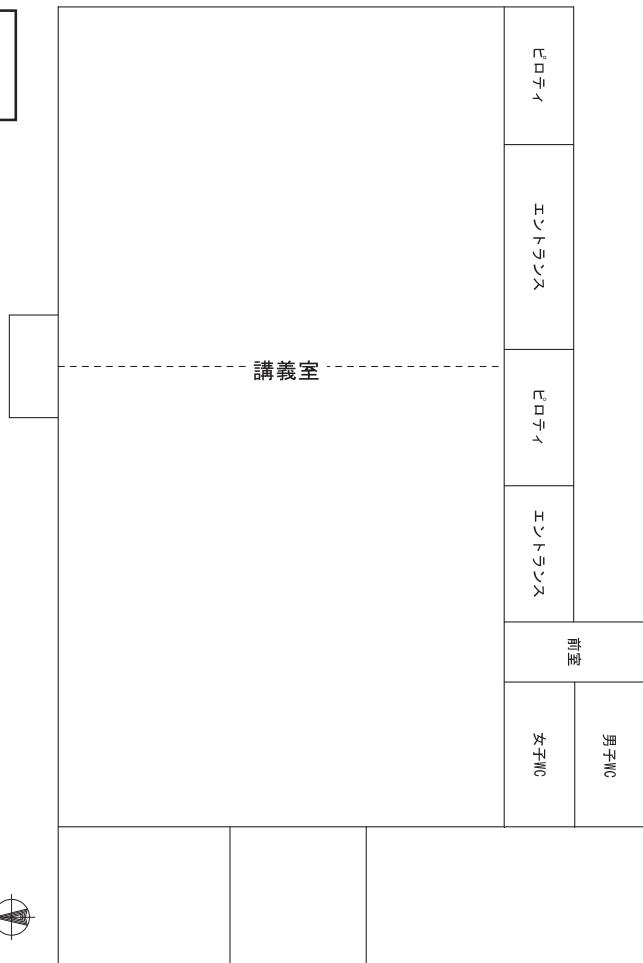
総合教育棟 2階



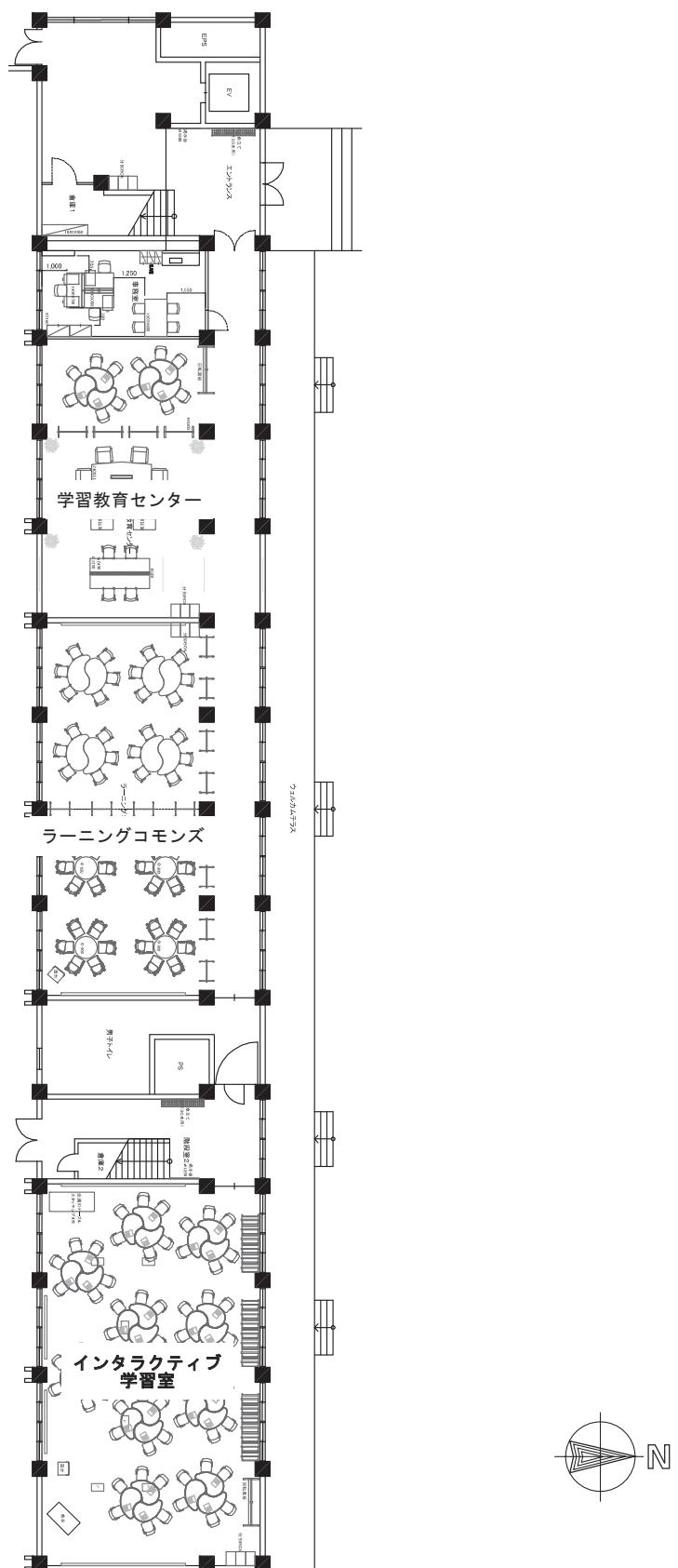
総合教育棟 3階



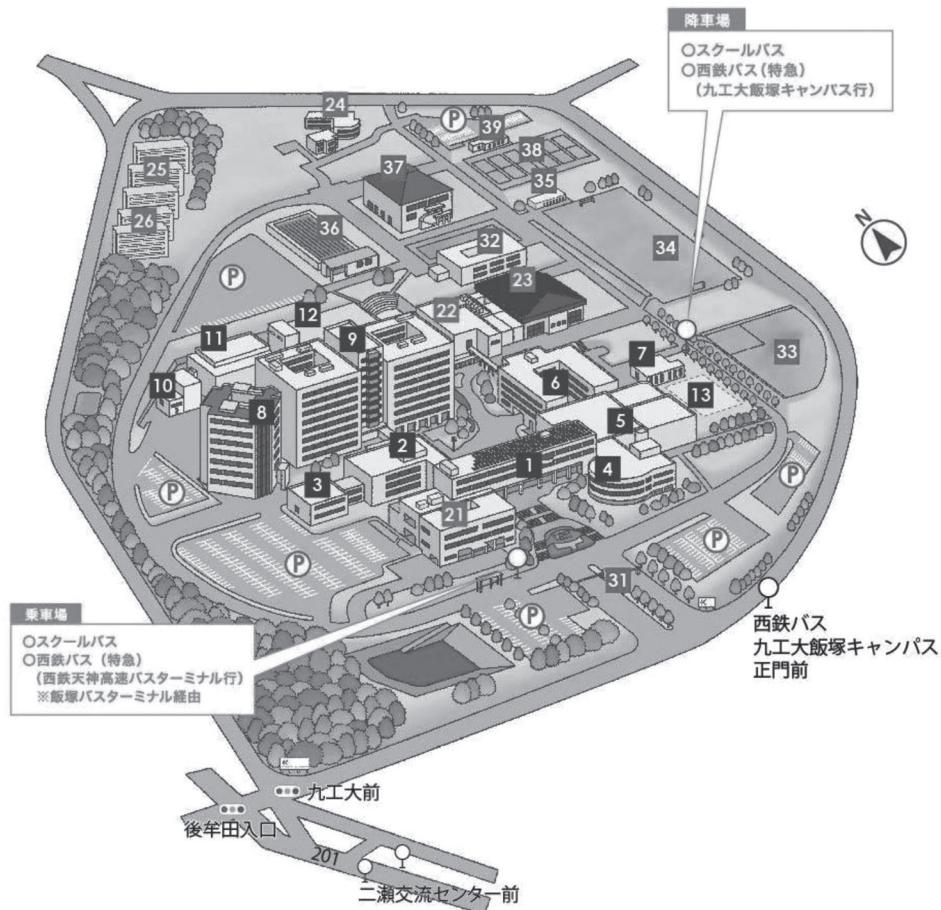
インタラクティブ学習棟
「MILAIS」



未来型インタラクティブ教育棟 1階



飯塚キャンパス



● 講義・研究・実験施設

- 1 共通教育研究棟 (S)
- 2 情報基盤センター
- 3 インキュベーション施設 (I)
- 4 附属図書館情報工学部分館
ラーニング・コモンズ
飯塚サイエンスギャラリー (ISG)
- 5 大講義棟
- 6 講義棟
ものつくり工房
- 7 インタラクティブ学習棟 「MILAiS」
- 8 総合研究棟 (N)
- 9 研究棟
東棟 (E)
西棟 (W)
- 10 研究棟サテライト 1
- 11 実習棟 (F)
- 12 マイクロ化総合技術センター
- 13 ポルト棟
キャリア支援室
就職支援事務局

● 事務・福利施設

- 21 研究管理棟
保健センター
- 22 福利施設
大学生協・ATM・食堂等
グローバルコミュニケーションラウンジ (GCL)
- 23 ラーニング・アゴラ棟
- 24 国際交流会館
- 25 スチューデント・レジデンス
- 26 職員宿舎

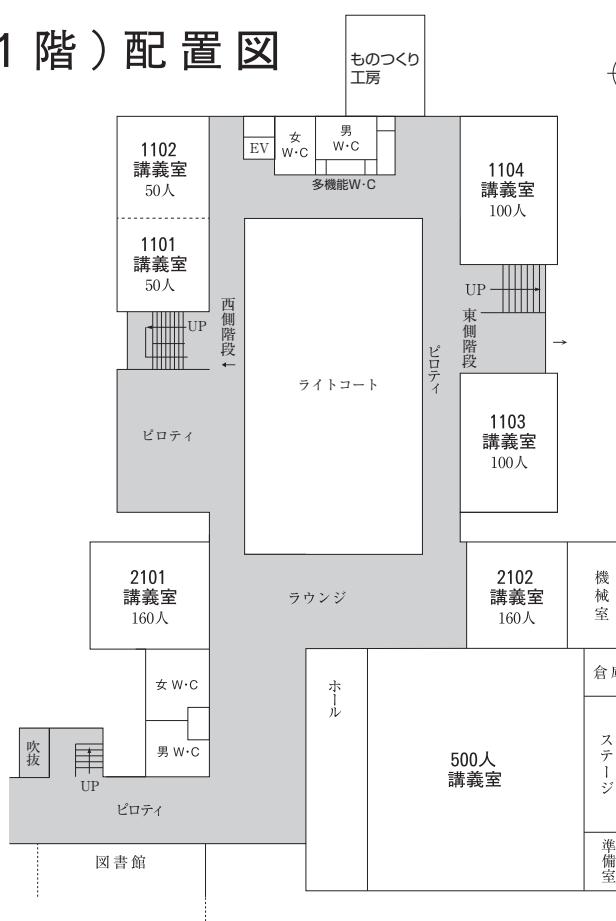
● 共用施設

- 31 正門
- 32 課外活動共用施設 (サークル棟)
- 33 野球場
- 34 多目的グラウンド
- 35 体育器具庫
- 36 プール
- 37 体育館
- 38 テニスコート
- 39 テニス器具庫

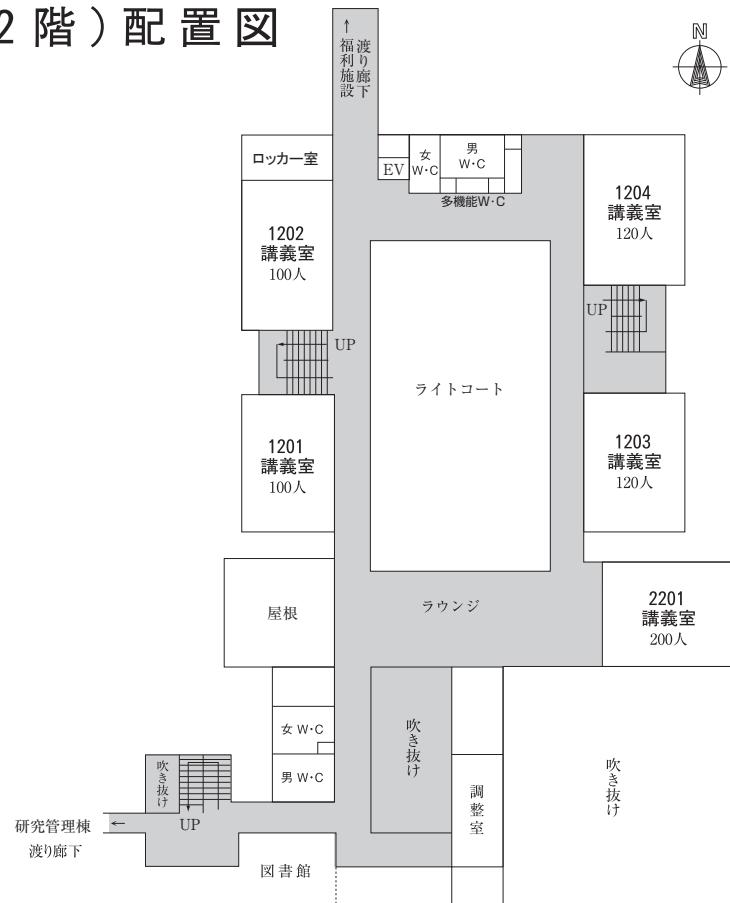
主 要 講 義 室 等 案 内

No.	建物名称	階	講義室等名称	No.	建物名称	階	講義室等名称
16	講義棟 東	1	1103 講義室	15	大講義棟 東	1	2102 講義室
			1104 講義室				500 人講義室
		2	1203 講義室			2	2201 講義室
			1204 講義室		大講義棟 西		2101 講義室
		3	1304 講義室	18	インターラクティブ 学習棟 MILAIS	1	MILAIS (西)
			1305 講義室				MILAIS (東)
		4	1404 講義室	3	共通教育研究棟	1	AV 講義室
			1405 講義室				AV 演習室
	講義棟 西	1	1101 講義室			2	共通演習室
			1102 講義室				基礎実驗室
		2	1201 講義室	5	情報基盤センター	3	端末講義室
			1202 講義室				端末演習室 (1)
		3	1301 講義室			3	端末演習室 (2)
			1302 講義室				マルチメディア 講義室
		4	1303 講義室				
			1401 講義室				
			1402 講義室				
			1403 講義室				

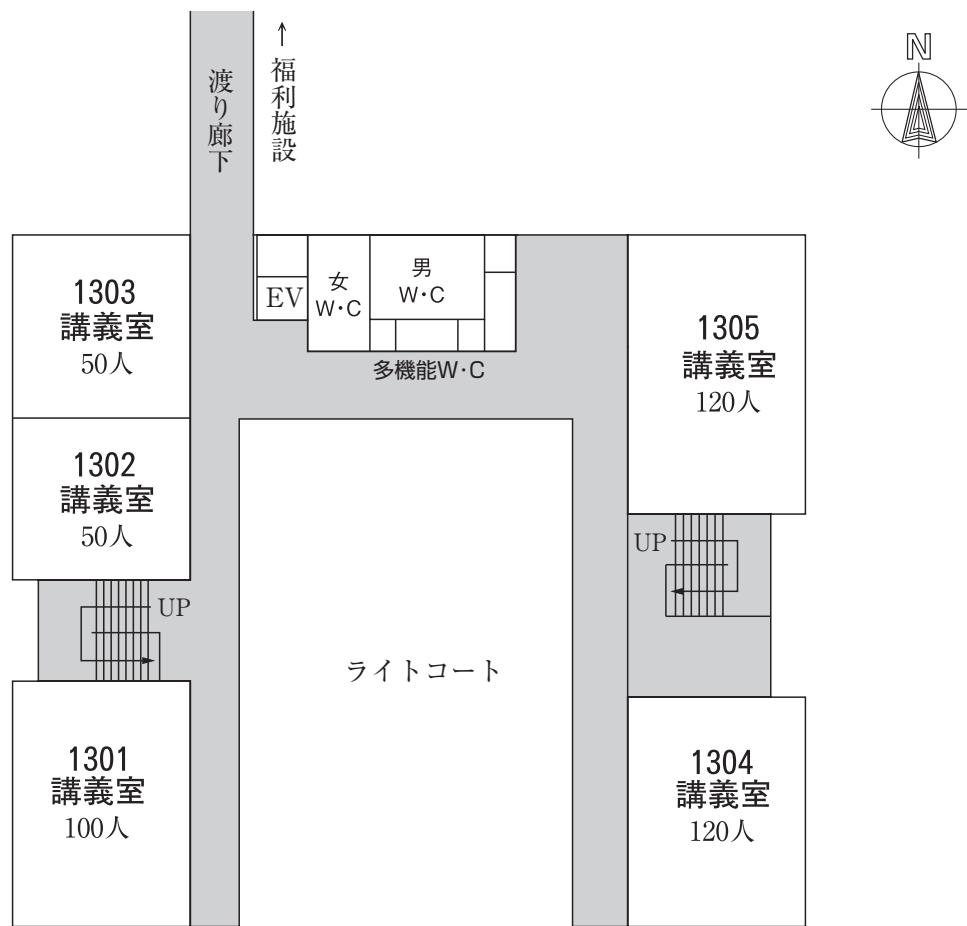
大講義棟・講義棟(1階)配置図



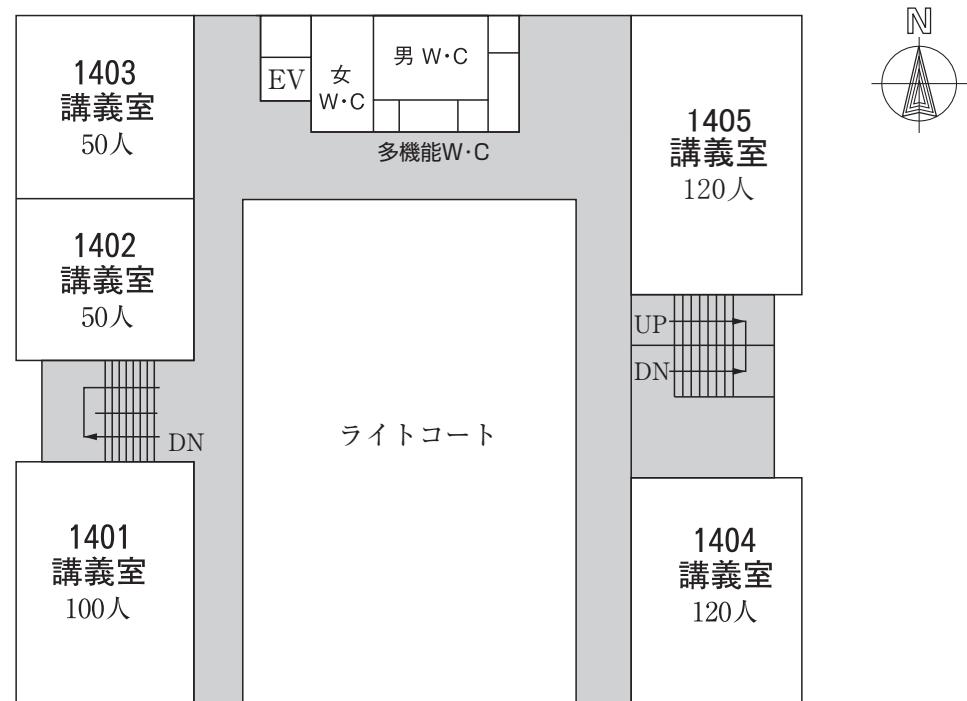
大講義棟・講義棟(2階)配置図



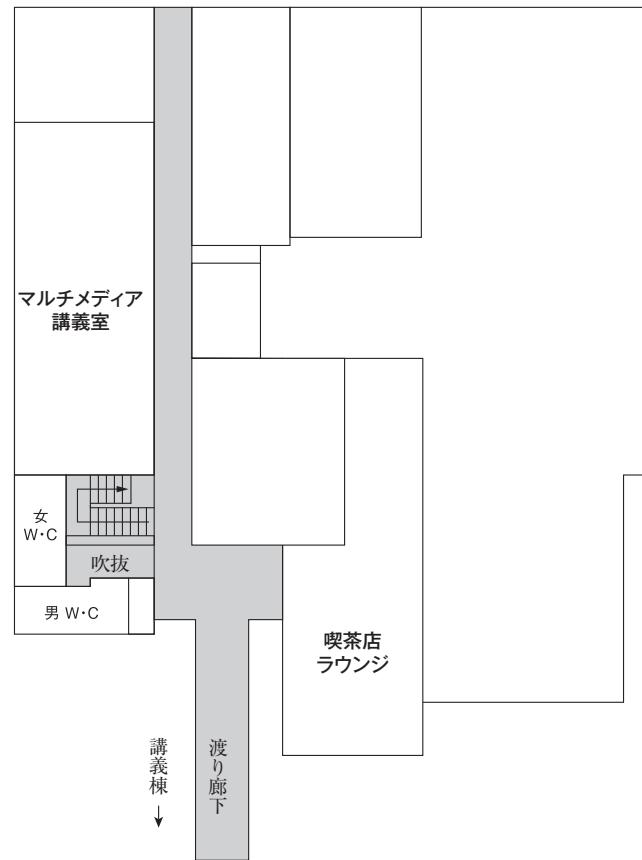
講義棟（3階）配置図



講義棟（4階）配置図



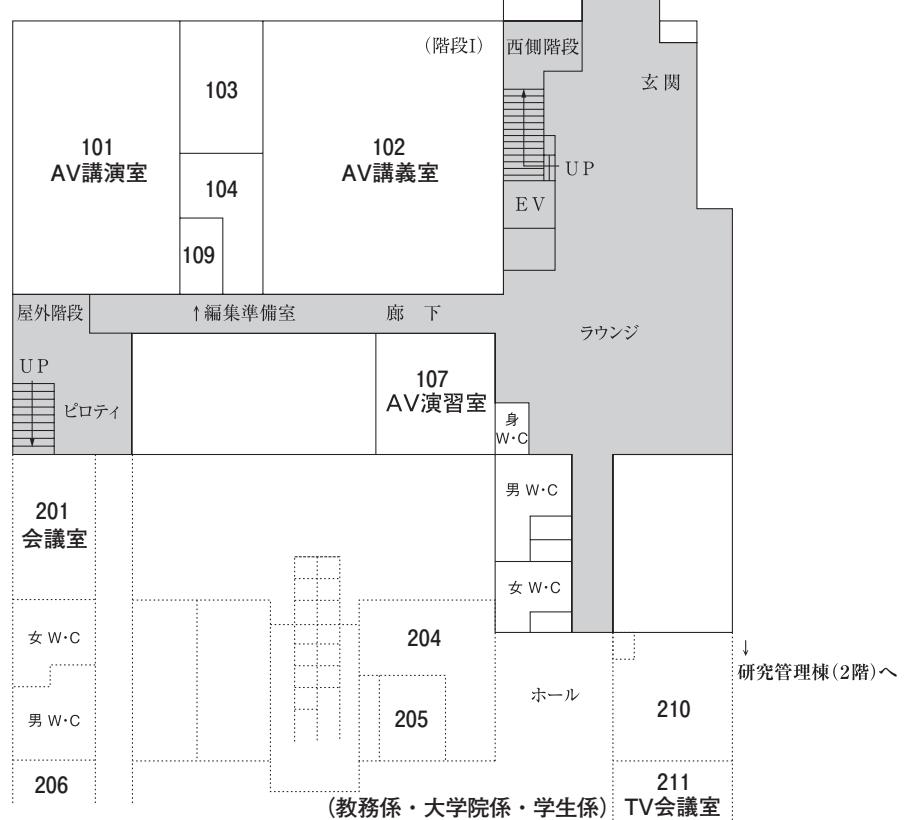
福利施設（2階）配置図



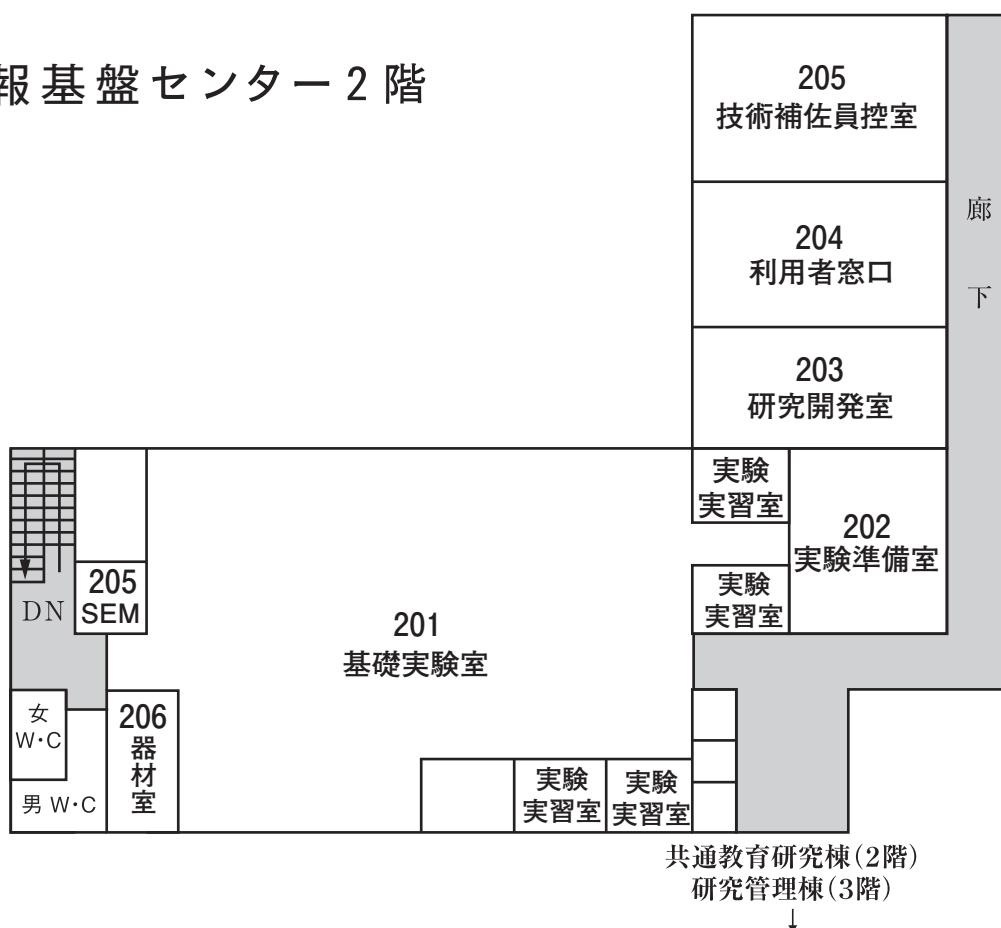
情報基盤センター ↑



共通教育研究棟 1階



情報基盤センター 2 階



情報基盤センター 3 階

